

いわて県民計画

(2019～2028)

第2期アクションプラン

— 政策推進プラン —

(素案)

2023 年度～2026 年度

令和 4 年 11 月
岩 手 県

— 目 次 —

はじめに -----	1
政策推進プランの重点事項 -----	5
I 健康・余暇 -----	10
1 生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境をつくります -----	14
2 必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します -----	19
3 介護や支援が必要になっても、 住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります -----	25
4 幅広い分野の文化芸術に親しみ、 生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます -----	33
5 生涯を通じて学び続けられる場をつくります -----	39
II 家族・子育て -----	45
6 安心して子どもを生み育てられる環境をつくります -----	49
7 地域やコミュニティにおいて、 学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます -----	58
8 健全で、自立した青少年を育成します -----	62
9 仕事と生活を両立できる環境をつくります -----	65
10 動物のいのちを大切にする社会をつくります -----	69
III 教育 -----	72
11 【知育】児童生徒の確かな学力を育みます -----	77
12 【德育】児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます -----	82
13 【体育】児童生徒の健やかな体を育みます -----	86
14 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます -----	91
15 いじめ問題などに適切に対応し、 一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります -----	96
16 児童生徒が安全に学ぶことができる 教育環境の整備や教職員の資質の向上を進めます -----	100
17 多様なニーズに応じた特色ある私学教育を充実します -----	107
18 地域に貢献する人材を育てます -----	109
19 文化芸術・スポーツを担う人材を育てます -----	117
20 高等教育機関と連携した地域づくり・人づくりを進めます -----	122
IV 居住環境・コミュニティ -----	126
21 快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくります -----	129
22 地域の暮らしを支える公共交通を守ります -----	133
23 つながりや活力を感じられる地域コミュニティを守り育てます -----	137
24 岩手で暮らす魅力を高め、移住・定住を促進します -----	141
25 海外の多様な文化を理解し、共に生活できる地域づくりを進めます -----	144
26 文化芸術・スポーツを生かした地域をつくります -----	147

V 安全	-----	151
27 自助、共助、公助による防災体制をつくります	-----	154
28 事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます	-----	160
29 食の安全・安心を確保し、地域に根ざした食育を進めます	-----	165
30 感染症による脅威から一人ひとりの暮らしを守ります	-----	168
VI 仕事・収入	-----	172
31 ライフスタイルに応じた新しい働き方を通じて、 一人ひとりの能力を発揮できる環境をつくります	-----	176
32 地域経済を支える中小企業の振興を図ります	-----	184
33 国際競争力が高く、地域の産業・雇用に好循環をもたらす ものづくり産業を盛んにします	-----	190
34 地域資源を生かした魅力ある産業を盛んにします	-----	195
35 地域経済に好循環をもたらす観光産業を盛んにします	-----	201
36 意欲と能力のある経営体を育成し、農林水産業の振興を図ります	-----	210
37 収益力の高い「食料・木材供給基地」をつくります	-----	216
38 農林水産物の付加価値を高め、販路を広げます	-----	228
39 一人ひとりに合った暮らし方ができる農山漁村をつくります	-----	233
VII 歴史・文化	-----	237
40 世界遺産の保存と活用を進めます	-----	239
41 豊かな歴史や民俗芸能などの伝統文化が 受け継がれる環境をつくり、交流を広げます	-----	242
VIII 自然環境	-----	246
42 多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます	-----	249
43 循環型地域社会の形成を進めます	-----	255
44 地球温暖化防止に向け、脱炭素社会の形成を進めます	-----	258
IX 社会基盤	-----	265
45 科学・情報技術を活用できる基盤を強化します	-----	268
46 安全・安心を支える社会資本を整備します	-----	273
47 産業や観光振興の基盤となる社会資本を整備します	-----	279
48 生活を支える社会資本を良好に維持管理し、次世代に引き継ぎます	-----	285
X 参画	-----	288
49 性別や年齢、障がいの有無にかかわらず活躍できる社会をつくります	-----	291
50 幅広い市民活動や多様な主体による県民運動を促進します	-----	298
巻末資料 重点事項を推進するための具体的な推進方策一覧	-----	302

はじめに

1 政策推進プランの策定趣旨

「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン第5章では、県民一人ひとりがお互いに支え合いかながら、幸福を追求していくことができる地域社会を実現していくため、「岩手の幸福に関する指標」研究会から示された「主観的幸福感に関する12の領域」をもとに、「健康・余暇」、「家族・子育て」、「教育」、「居住環境・コミュニティ」、「安全」、「仕事・収入」、「歴史・文化」、「自然環境」と、これらの分野を下支えする共通的土台としての「社会基盤」、「参画」を加えた10の政策分野を設定しています。

政策推進プランは、これらの政策分野に基づく取組を推進するため、重点的・優先的に取り組むべき政策や、その具体的な推進方策を明らかにし、長期ビジョンの実効性を確保するものです。

2 政策推進プランの計画期間

「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン第5章の第2期アクションプランとして策定するもので、マニフェスト・サイクルを考慮した令和5年度から令和8年度までの4年間の計画とします。

3 政策推進プランの構成

10の政策分野ごとの取組を進めるに当たっては、県はもとより、県民、企業、NPO、市町村など、地域社会を構成するあらゆる主体が、それぞれ主体性を持って行動していくことが必要です。

このため、政策推進プランでは、各政策分野における幸福に関連する客観的な指標（いわて幸福関連指標）のほか、50の政策項目ごとに、取組の「基本方向」、「県が取り組む具体的な推進方策」、「県以外の主体に期待される行動」を示しています。

4 政策推進プランの推進

(1) 多様な主体が参画した取組の推進

平成21年に策定した「いわて県民計画」では、県民、企業、NPO、市町村や県など、地域社会を構成するあらゆる主体の総力を結集し、地域の歴史的・文化的・経済的・人的資源を最大限に活用しながら、地域の個性や特色を生かすことにより、地域の価値を高めていく取組を進めてきました。

こうした取組を進める過程では、県政への参画の機会が比較的少なかった若者や女性などの参画が促進され、多くの県民や多様な主体が社会の中でつながり、社会的に弱い立場にある方々が孤立することのないよう、支え合う社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を重視する視点が定着してきています。

また、東日本大震災津波からの復旧・復興においても、県民をはじめ、企業、NPO、関係団体、高等教育機関など、県内外の多様な主体の参画や交流・連携による「開かれた復興」を推進してきています。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対応に当たっても、様々な主体との協力関係をもとに、県と各主体とで目標を議論して共有を図り、目標の達成に向けた各主体の自律的な取組を促進してきたところです。

この計画の推進に当たっても、東日本大震災津波や新型コロナウイルス感染症への対応等を通じて培われた各主体相互の連携・協働を重視し、近年、拡大している県の役割を確実に果たすとともに、多様な主体が参画した地域づくりを更に進め、県政課題に取り組んでいくことが重要と考えています。

このため、県においては、ネットワーク化の支援や協働の場づくりなど、県と多様な主体との役割分担に基づく連携・協働を広げていく取組や、民間や地域の力を引き出す取組を一層推進していきます。

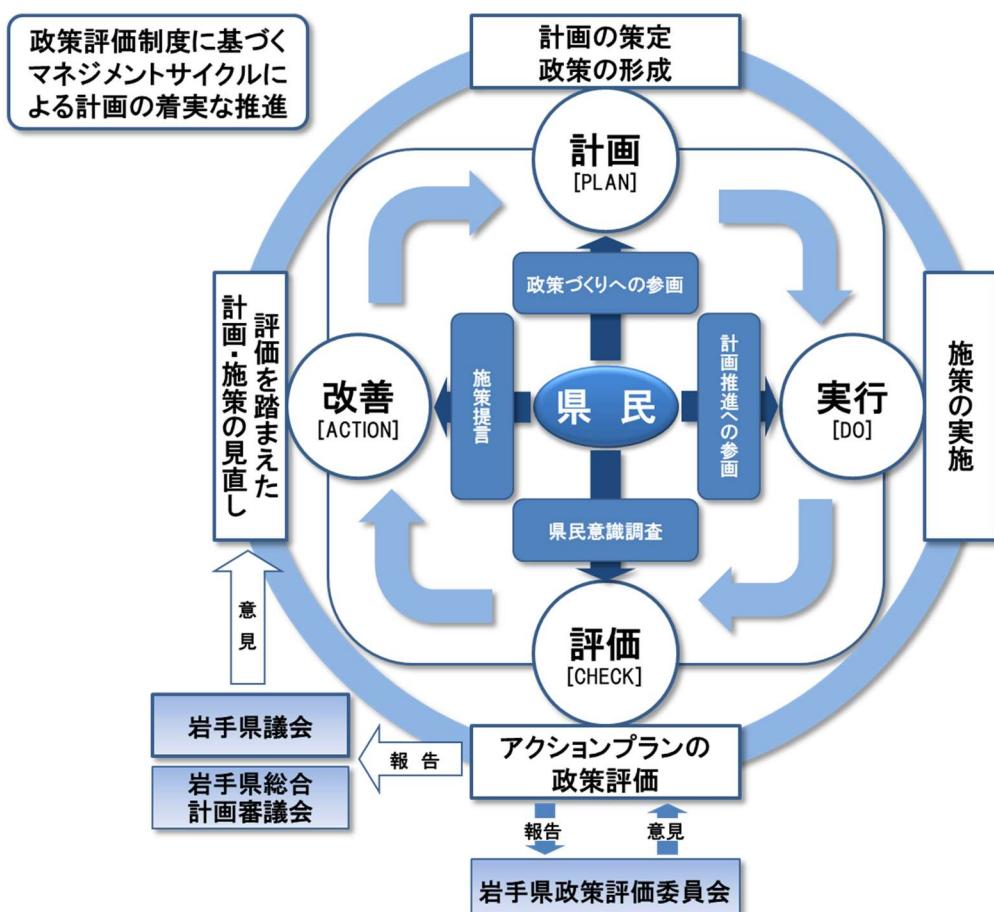
(2) 政策推進プランの評価と弾力的な見直し

厳しい財政状況の中で、財源の確保に努めるとともに、計画の実効性を高めていくためには、立案した計画に基づき、施策を着実に実施し、その評価を通じて、次に実施する施策を見直していくことが重要です。

このため、政策推進プランの進捗管理に当たっては、政策評価の仕組みに基づくマネジメントサイクルを確実に機能させ、取組の成果の評価結果を県民と共有し、計画の実効性を高め、取組を着実に推進していきます。

政策評価の結果については、外部の有識者で構成する岩手県政策評価委員会の意見を伺うとともに、岩手県議会や岩手県総合計画審議会に報告し、政策評価等を踏まえた課題やその解決方向などについて、幅広く意見を伺います。

また、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて、内容を見直すなど、弾力的に対応していきます。



<10の政策分野の基本的考え方>

I 健康・余暇

～健康寿命が長く、いきいきと暮らすことができ、

　また、自分らしく自由な時間を楽しむことができる岩手～

生涯を通じた心身の健康づくりを進め、地域の保健医療提供体制の充実や福祉コミュニティづくりなどにより、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、こころと体の健康を実感でき、また、文化芸術活動やスポーツ活動、学びの機会を充実することにより、余暇の充実を実感できる岩手の実現に向けた取組を展開します。

II 家族・子育て

～家族の形に応じたつながりや支え合いが育まれ、

　また、安心して子育てをすることができる岩手～

従来の形に捉われない様々な家族の形態において、それぞれが大切な人とのつながりや支え合を確保できる環境づくりを進めることにより、共につながり、支え合う良好な家族関係を実感でき、また、結婚や出産、子育てなどの環境づくりを進めることにより、家庭や地域で、子どものいきいきとした成長が実感できる岩手の実現に向けた取組を展開します。

III 教育

～学びや人づくりによって、将来に向かって可能性を伸ばし、自分の夢を実現できる岩手～

学校教育の充実や国際交流、文化・スポーツ、産業などの様々な分野での人づくりを進めることにより、将来を担う子どもたちの心豊かな学びや生きる力の高まりを実感でき、国内外や地域社会の様々な分野で活躍する人材が育っていると実感できる岩手の実現に向けた取組を展開します。

IV 居住環境・コミュニティ

～不便を感じないで日常生活を送ることができ、

　また、人や地域の結び付きの中で、助け合って暮らすことができる岩手～

居住環境の整備や日常生活に必要不可欠な交通手段の確保などにより、住まいの快適さや暮らしやすさを実感でき、また、多様な主体の連携や異なる文化、県内外の人的・経済的な交流などにより、暮らし続けたい、帰りたいと思える地域のつながりを実感できる岩手の実現に向けた取組を展開します。

V 安全

～災害をはじめとした様々なリスクへの備えがあり、事故や犯罪が少なく、

　安全で、安心を実感することができる岩手～

災害に対する十分な備えや、犯罪、交通事故が起こりにくい環境づくりに取り組むとともに、食の安全の確保や感染症の予防対策などを進めることにより、地域の安全や暮らしの安心を実感できる岩手の実現に向けた取組を展開します。

VII 仕事・収入

～農林水産業やものづくり産業などの活力ある産業のもとで、安定した雇用が確保され、

　また、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事につくことができる岩手～

　岩手県の地域経済を支える中小企業、地域経済をけん引する自動車や半導体関連産業をはじめとするものづくり産業、地域の特性や資源を活用した産業、幅広い分野に波及効果をもたらす観光産業、岩手県の基幹産業である農林水産業などの産業政策を総合的に展開し、一人ひとりの能力を発揮できる多様な雇用の確保を進めることにより、希望する仕事に就き、安心して働きながら、仕事のやりがいを実感でき、また、経済基盤の高度化や生産性の向上を図ることにより、必要な収入や所得が得られていると実感できる岩手の実現に向けた取組を開します。

VIII 歴史・文化

～豊かな歴史や文化を受け継ぎ、愛着や誇りを育んでいる岩手～

　世界遺産の保存と活用を進め、また、過去や現在から未来に引き継ぎたい地域の歴史や伝統文化を学び、受け継ぐことにより、岩手や地域への誇りや愛着を実感できる岩手の実現に向けた取組を開します。

VIII 自然環境

～一人ひとりが恵まれた自然環境を守り、自然の豊かさとともに暮らすことができる岩手～

　良好な自然環境の保全や循環型地域社会の形成、再生可能エネルギーの導入をはじめとする地球温暖化対策などを進めることにより、自然に恵まれていることを実感できる岩手の実現に向けた取組を開します。

IX 社会基盤

～防災対策や産業振興など幸福の追求を支える社会基盤が整っている岩手～

　社会経済活動や教育・研究の土台となる情報通信技術の活用、科学の振興、産業や暮らしを支える社会資本の整備など、8つの政策分野を支える基盤の強化により、地域の魅力を実感できる岩手の実現に向けた取組を開します。

X 参画

～男女共同参画や若者・女性、高齢者、障がい者などの活躍、

　幅広い市民活動や県民運動など幸福の追求を支える仕組みが整っている岩手～

　男女共同参画や若者・女性、高齢者、障がい者などが活躍できる仕組みづくり、N P Oや関係団体等の多様な主体による幅広い市民活動や県民運動の促進など、8つの政策分野を支えるソフトパワーの強化により、地域の魅力を実感できる岩手の実現に向けた取組を開します。

　また、これらの取組の展開に当たっては、岩手県の魅力の国内外への情報発信や市町村との連携の推進などの視点も重要です。

<【再掲】の表示について>

　複数の政策分野に関連する「いわて幸福関連指標」については、最も関連性の高い政策分野以外には、「【再掲】」として表示しています。

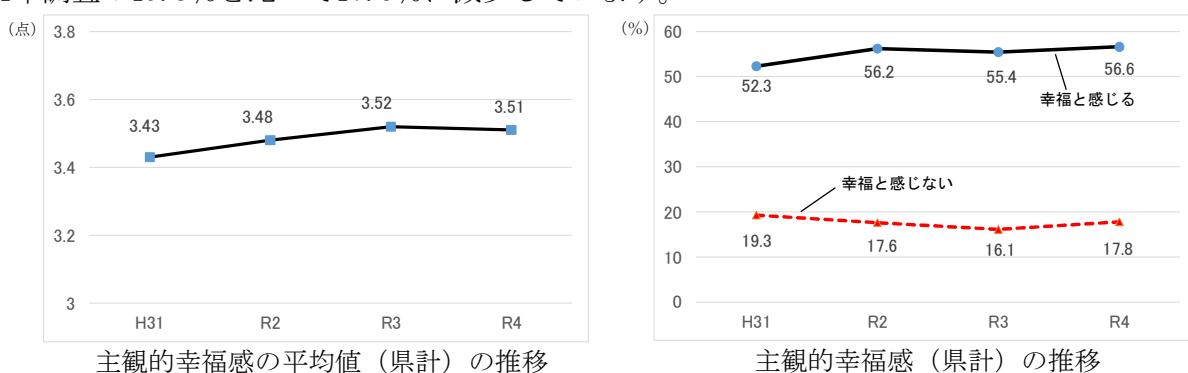
　同様に、複数の政策項目に関連する「県が取り組む具体的な推進方策」の取組内容や目標についても、最も関連性の高い政策項目以外には「【再掲】」として表示しています。

政策推進プランの重点事項

1 第1期政策推進プランの成果と課題

県民の幸福感については、「県の施策に関する県民意識調査¹」において、「幸福だと感じている」から「幸福だと感じていない」までの5段階の選択肢で県民の主観的幸福感を調査しており、その選択肢に応じて5点から1点を配点したところ、令和4年の県全体における主観的幸福感の平均値は、5点満点中3.51点となり、政策推進プランが始まる直前（平成31年調査）の3.43点と比べて上昇しています。

なお、県全体の主観的幸福感については、幸福を感じる（「幸福だと感じている」又は「やや幸福だと感じている」）と回答した人が、平成31年調査の52.3%と比べて56.6%に上昇しており、幸福を感じない（「幸福だと感じていない」又は「あまり幸福だと感じていない」）と回答した人が、平成31年調査の19.3%と比べて17.8%に減少しています。



令和2年1月に、WHOが新型コロナウイルス感染症について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言して以来、2年以上が経過し、県内でも流行の波が繰り返されてきました。この間、本県では、公的医療機関ネットワークを生かした検査体制の拡充や病床の確保、ワクチン接種体制の整備等を行ってきました。社会活動・経済活動を支える対策、経済的な打撃を受けた県民の生活を支える対策などにも、臨機応変に対応してきました。こうした新型コロナ対策を進めながら、10の政策分野に盛り込んだ施策を推進してきたところであり、それぞれの政策分野において成果が現れてきています。

I 健康・余暇

医師・看護職員の確保対策による医療従事者の増加、地域包括ケアシステム²の構築、多様な福祉ニーズに対応した総合相談の場の整備等の進捗が見られます。一方、医師の地域偏在の解消や特定診療科の従事者の確保、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる環境の整備や介護職員の確保、生活困窮者の生活再建への支援に取り組む必要があります。また、文化芸術に親しむ機会やスポーツを楽しむ機会、県民が学びたい時に学べる環境の充実を図る必要があります。

II 家族・子育て

産後ケア事業等を行う市町村が増加したほか、保育所等の待機児童数が減少傾向にあるとともに

¹ 県の施策に関する県民意識調査：「幸福だと感じている」から「幸福だと感じていない」までの5段階の選択肢で県民の主観的幸福感を調査している（左図）。幸福を感じる（「幸福だと感じている」又は「やや幸福だと感じている」）と回答した人が、平成31年調査の52.3%と比べて56.6%に上昇しており、幸福を感じない（「幸福だと感じていない」又は「あまり幸福だと感じていない」）と回答した人が、平成31年調査の19.3%と比べて17.8%に減少している（右図）。

² 地域包括ケアシステム：高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようするため、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するシステム。

に、地域学校協働活動³の展開が図られました。一方、合計特殊出生率は、出会いの機会の減少や経済的な理由など、様々な要因により低い水準にとどまっており、安心して子どもを生み育てられる環境をつくるため、結婚、妊娠・出産から子育て期にわたる切れ目のない支援を強化する必要があります。また、医療的ケア児への支援体制を構築する必要があります。

III 教育

新型コロナの感染拡大等を契機として、1人1台端末等ICT環境の整備が完了しました。合唱等での児童生徒の全国的な活躍や、本県出身選手の世界的な活躍により、文化芸術やスポーツに対する県民の関心が高まっています。また、高校生や県内大学等卒業者の県内就職率が上昇傾向にあります。一方、児童生徒数の減少など社会情勢の変化に対応するため、魅力ある学校づくり等を推進するとともに、県内大学等卒業者の県内定着に向けて取り組む必要があります。

IV 居住環境・コミュニティ

快適で豊かな暮らしを支える生活環境づくりについては、住宅の耐震化や汚水処理施設の整備が進みました。また、県外からの移住・定住者数が増加しています。一方、利用者数が減少している地域公共交通の維持・確保に取り組む必要があるほか、「地域社会とのつながり」の実感が低下傾向にあり、地域コミュニティの活性化に向けた取組を強化する必要があります。また、コロナ禍における地方移住への関心の高まりを踏まえ、移住・定住施策を強化する必要があります。

V 安全

正しい防災知識の普及啓発や機能別消防団員制度の普及など、災害対応力の向上に取り組みました。また、刑法犯認知件数、交通事故発生件数及び死傷者数が減少しています。一方、本県最大クラスの津波浸水想定などを踏まえた防災対策を推進するほか、高齢者の特殊詐欺被害対策や交通事故防止対策等を推進する必要があります。また、新型コロナ対策における入院及び診療・検査体制の整備等の成果などを踏まえ、新たな感染症の発生に備えていく必要があります。

VI 仕事・収入

「いわて働き方改革推進運動」の展開のもと、総実労働時間は着実に減少しています。自動車・半導体関連産業の集積、県産農林水産物の評価・信頼の向上等が見られます。一方、コロナ禍による需要の落ち込み、原油や資材価格等の高騰等が、中小企業者や農林漁業者の経営を直撃しており、生産性や収益力の向上等について一層の支援が必要です。また、若者や女性等の就労の場の確保、雇用・労働環境の整備、主要魚種の不漁への対応等の取組を強化する必要があります。

VII 歴史・文化

令和3年の「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の世界遺産登録により、本県は国内最多となる3つの世界遺産を有することとなりました。今後は、3つの世界遺産を中心とした文化遺産のネットワークの構築・連携により、地域間の交流を推進する必要があります。また、人口減少の進行に伴い、民俗芸能など地域の文化を継承する人材が減少していることから、民俗芸能団体の後継者育成への支援などにより、地域活性化を図る必要があります。

VIII 自然環境

再生可能エネルギーによる電力自給率は上昇しています。一方、世界の年平均気温が上昇傾向にあることから、温暖化の「緩和」策と気候変動への「適応」策に総合的に取り組み、化石燃料

³ 地域学校協働活動：登下校指導、校庭整備、各教科の学習支援、地域の資源回収、地域伝統行事への参加等、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。教育振興運動の内容もこれに当たり、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、「学校を核とした地域づくり」とともに「地域とともにある学校づくり」を目指すもの。

中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギーを中心に移行させ、経済社会システム全体の変革を推進していくことが必要です。また、野生鳥獣による農林業被害等が拡大していることから、科学的・計画的な管理を行っていく必要があります。

IX 社会基盤

光ファイバの整備が進み、残る携帯電話不感地域も令和5年度までに解消する見込みです。復興道路の全線開通など幹線道路ネットワークの整備が進んだほか、港湾利用企業が増加しています。一方、激甚化する自然災害が毎年のように発生しており、ソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策等を進める必要があります。また、新型コロナの収束を見据え、県内港湾や花巻空港の受入環境の整備等に取り組む必要があります。

X 参画

男女が共に支える社会に関する意識調査⁴によると、「女性が働きやすい環境にある」と感じる人が増加しています。一方、男性が優遇されているという意識が依然として高く、また、労働者総数に占める女性の割合が伸びていない状況にあることから、女性が活躍できる環境づくりを一層推進する必要があります。地域の活力を維持・向上させるため、若者が活躍できる環境づくりや、多様な主体が連携・協働して課題を解決していく仕組みづくりを推進する必要があります。

2 第2期政策推進プランの重点事項

(1) 背景

本県の人口は平成9年以降減少を続けており、これまで、産業振興や安定した雇用の確保、子育て環境の整備、移住・定住の促進などの自然減対策と社会減対策を進めてきました。近年、新型コロナの影響により、地方移住への関心が高まる一方で、婚姻件数や出生数が減少しており、負の影響の長期化が懸念されています。人口減少は、希望する就業や就職のしにくさ、結婚、妊娠・出産、子育てのしにくさといった「生きにくさ」が背景にあると考えられます。人口減少に立ち向かい「生きにくさ」を「生きやすさ」に変えるとともに、新型コロナの収束を見据え、社会経済の活性化を図っていく必要があります。

また、第1期政策推進プラン策定後、新型コロナへの対応や人口減少の一層の進行のほか、温室効果ガス排出量2050年度実質ゼロに向けた機運の高まりや、新型コロナを契機としたデジタル技術の利活用の進展が見られ、こうした社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、人口減少対策を進めていく必要があります。

さらに、今後起こりうる最大クラスの地震・津波などの大規模自然災害、新興感染症等の様々なリスクに対応していく必要があります。

(2) 第2期政策推進プランの4つの重点事項

第1期政策推進プランの成果と課題、社会経済情勢の変化、第2期政策推進プランの策定に当たって実施した市町村長との意見交換や各種団体等からの意見聴取結果などを踏まえ、第2期政策推進プランにおいては、人口減少対策に最優先で取り組むこととし、次の4つの重点事項を掲げ、具体的な施策を関連する10の政策分野に盛り込みます。また、毎年度、政策形成支援評価を行い次年度の施策に反映させることで、実効性を確保します。

⁴ 男女が共に支える社会に関する意識調査：岩手県民の男女平等や性別役割分担に関する意識と生活実態を把握することにより、今後の男女共同参画行政を推進するための基礎資料として活用することを目的に令和3年度に実施したもの。

医療・介護・福祉、教育・学ぶ機会、地域公共交通、人や地域などとの「つながり」、産業・雇用環境等については、人口減少社会において、引き続き、中長期的に維持・向上を図っていく基盤であり、重点事項と合わせ、10の政策分野においてこれらの取組を推進します。

燃料油価格や物価、エネルギー価格の高騰など現下の危機については、臨機応変に対応します。

■重点事項1：男女がともに活躍できる環境づくりを進めながら、結婚・子育てなどライフステージに応じた支援や移住・定住施策を強化します

本県の人口は、自然減と社会減が相まって減少が続いており、出生数の減少の要因としては、未婚化・晩婚化、仕事と育児の両立の困難さなどが複雑に絡み合っているものと考えられます。

社会減は、18歳の進学・就職期、22歳前後の就職期に顕著となっており、特に、22歳前後では、女性の社会減が大きい状況となっています。これは、若者の希望に合う就職先の確保等が社会増減に影響を与えているものと考えられます。

新型コロナの影響が続く中、地元志向・地方志向の高まりや、テレワークをはじめとする多様な働き方の加速など、個人の意識・行動変容が起きています。

このため、男女がともに活躍できる環境づくりを進めるとともに、産業政策を総合的に展開し一人ひとりの能力を発揮できる多様な雇用の確保を進めながら、結婚、妊娠・出産、子育てへの支援などの自然減対策や、若年層の県内就職、移住・定住の促進などの社会減対策を強化します。

また、市町村や関係団体等と連携し、県民運動等による社会全体の機運醸成を行い、安心して子どもを生み育てられる環境の充実にオール岩手で取り組んでいきます。

■重点事項2：GX（グリーン・トランスフォーメーション）⁵を推進し、カーボンニュートラルと持続可能な新しい成長を目指します

本県は、全国第2位の森林面積を有するなど優れた自然環境に恵まれ、また、全国トップクラスの再生可能エネルギーのポテンシャルのもと、電力自給率が上昇しています。

一方、地球温暖化に歯止めがかからず、世界の気候が非常事態に直面する中、国際社会の一員としての役割を果たすことが求められています。

温室効果ガス排出量の2050年度実質ゼロに向け、再生可能エネルギーの導入促進、森林整備や県産木材の利用促進など森林資源の循環利用、省エネ住宅の普及を進めるなど、地域経済と環境に好循環をもたらす持続可能な新しい成長を目指しながら、誰もが住みたいと思えるふるさとを次世代に引き継いでいきます。

また、温暖化防止いわて県民会議を中心として、県民や事業者、行政が一体となり、温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた県民運動を展開します。

■重点事項3：DX（デジタル・トランスフォーメーション）⁶を推進し、デジタル社会における県民の暮らしの向上と産業振興を図ります

新型コロナへの対応を契機として、学校におけるICT機器の前倒し整備、介護施設における介護ロボット等の導入をはじめ、各分野においてデジタル化が加速し、社会環境が変化していま

⁵ GX（グリーン・トランスフォーメーション）：化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させることにより、経済社会システム全体を変革すること。

⁶ DX（デジタル・トランスフォーメーション）：デジタル化を手段として、既存の価値観や枠組みを見直す変革を行い、課題解決や新しい価値を創造すること。

す。

DXの進展は、人口減少など地域が抱える社会問題の解決に寄与し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の可能性を広げます。全ての県民がDXの恩恵を享受できるよう、「行政のDX」、「産業のDX」、「社会・暮らしのDX」、「DXを支える基盤整備」の4つの取組方針のもと、商工業、観光産業、農林水産業、建設業をはじめとしたあらゆる産業のDXの促進、子育て、教育、医療、介護分野等における利便性の向上、情報通信インフラの整備、市町村への支援を進めます。

■重点事項4：災害や新興感染症など様々なリスクに対応できる安全・安心な地域づくりを推進します

多くの人々が、「住みたい、働きたい、帰りたい、訪れたい」と思える岩手をつくっていくためには、その前提として、日本海溝・千島海溝沿い巨大地震など今後起こり得る地震・津波をはじめとした大規模自然災害、新たな感染症の発生などに備えていく必要があります。

東日本大震災津波や新型コロナの経験を踏まえ、様々なリスクに対応できる安全・安心な地域づくりを推進します。

3 重点事項の推進に当たっての基本的な考え方

重点事項をオール岩手で推進していくため、県・市町村人口問題連絡会議、県市町村GX推進会議（仮称）、いわてDX推進連携会議等を通じ、県と市町村・関係団体等との連携を一層強化します。

特に、実効性の高い人口減少対策の推進のため、県と市町村が協議を行い、両者が連携して取り組む方向性を共同で明らかにします。さらに、毎年度、県と市町村とのトップレベルでの意見交換を行い取組内容等を共有するなど、緊密に連携して取り組みます。

こうした市町村をはじめとする他の主体との連携の強化により、長期ビジョンに掲げる社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の理念のもと、誰一人取り残すことのないよう、お互いに幸福を守り育てる取組を進めていきます。

| 健康・余暇

健康寿命が長く、いきいきと暮らすことができ、

また、自分らしく自由な時間を楽しむことができる岩手

【これまでの成果と課題】

- ・ ライフステージに応じた切れ目ない健康づくりの取組や各種検（健）診等の受診率の向上により、生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境づくりが進められています。一方で、依然として生活習慣病¹による死亡率は全国上位で推移しており、引き続き生活習慣の改善に取り組む必要があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響下において、全国的には自殺者数が増加傾向にある中、官民一体となった取組の強化等により令和3年の人口 10 万人当たりの自殺死亡率は全国平均を下回りました。引き続き相談支援体制の充実などに重点的に取り組む必要があります。
- ・ 医療提供体制を整備するため、奨学金等による医師・看護職員の確保対策に取り組み、県内の医療従事者数は増加しています。一方、医療従事者について、地域偏在や特定診療科での不足が見られるため、引き続き、その確保に取り組む必要があります。また、分娩取扱施設が減少する中、リスクに応じた適切な周産期医療提供体制等の確保を進めていく必要があります。
- ・ 多様な福祉ニーズに対応するため、総合相談の場の整備や専門人材の育成などが進んでいます。ヤングケアラーやダブルケアなど、従来の支援体制では対応が困難な複雑化、複合化した支援ニーズが顕在化しており、包括的な支援体制の構築を促進していく必要があります。
- ・ 生活困窮者の相談や就労支援等に取り組みましたが、コロナ禍において相談件数が増加していることから、生活困窮者の生活再建に向け包括的な支援を更に進めていく必要があります。
- ・ 介護や支援が必要な高齢者に医療、介護等の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進んでいます。また、障がい者の相談支援体制の充実、グループホームの整備など地域移行を促進するための取組が進んでいます。引き続き、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境の整備や介護職員等の確保等に取り組む必要があります。
- ・ コロナ禍において、オンライン等の活用により、県民が文化芸術に触れる機会を確保しましたが、今後も、デジタル技術などを活用しながら、文化芸術に親しむ機会を一層充実させる必要があります。また、幅広い世代が参加できるスポーツ教室の開催等により、働く世代のスポーツ実施率が増加しており、引き続き、県民の健康増進のため、年齢や障がいの有無にかかわらずスポーツを楽しむ機会を充実させる必要があります。
- ・ 生涯学習の推進を支える指導者・ボランティアの育成や、県立社会教育施設における岩手ならではの学習機会の提供により、生涯を通じて学び続けられる場の充実を図りました。生涯学習に取り組んでいる人の割合が増加していることから、県民が学びたい時に学べる環境の一層の充実が必要です。

¹ 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症や進行に関与する病気。

【今後の方向性】

- ・ 生活習慣病の予防に向けて、保健医療データの分析を踏まえた効果的な情報発信を行いながら、疾病の早期発見、早期治療のためのがん検診及び特定健診の更なる受診率向上に取り組みます。また、岩手県脳卒中予防県民会議と連携し、官民が一体となって生活習慣病の予防対策に取り組むとともに、県内経済団体等と連携し、企業における「健康経営²」を推進します。
- ・ 自殺予防に向けて、自殺対策推進協議会を通じて多様な関係者と連携・協力を図りながら、包括的な自殺対策プログラムを推進するほか、職域や地域の特性、性別、高齢者等の対象に応じた相談支援体制の充実等の取組を推進します。
- ・ 医療提供体制の更なる充実のため、即戦力医師の招へいや奨学金による医師養成、県内看護学生の地元就職や県外就職者のU・Iターンに係る働きかけ、医療従事者の勤務環境改善等の取組を推進します。また、周産期母子医療センターの機能強化、「周産期医療情報ネットワーク³」等の活用による周産期医療機関の機能分担、連携及び救急搬送体制の充実強化に取り組みます。
- ・ ヤングケアラーやダブルケアといった複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、市町村における重層的支援体制整備事業⁴の取組を促進します。
- ・ 生活困窮者の生活再建に向け、関係団体等との連携により、地域の実情に応じた支援体制を構築するほか、支援従事者のスキルの向上、就労準備支援や家計改善支援等の支援メニューの充実など、様々な方策を組み合わせた包括的な支援に取り組みます。
- ・ 介護予防や重度化防止等に向けた保険者機能⁵の強化に取り組み、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図ります。また、障がい者が安心して生活できる環境整備を進めるため、障がい福祉サービスの基盤整備、福祉的就労の場の拡充を促進します。さらに、認知症の人に対するやさしい地域づくりや、福祉・介護人材の育成・確保に取り組みます。
- ・ 県民が気軽に様々な文化芸術に親しむことができるよう、オンライン配信等を活用しながら、文化芸術活動の鑑賞や発表の場の機会などの充実を図ります。また、身近な地域でスポーツ活動ができる総合型地域スポーツクラブ⁶の活性化、障がいの有無や年齢、身体能力に関わらずスポーツに取り組むことができる環境の整備に取り組みます。
- ・ 生涯を通じて楽しく学ぶ機会を充実させるため、ＩＣＴを活用した学習情報及び学習機会の提供や、指導者の育成を行うとともに、多様な学びのニーズに応じた社会教育施設の充実に引き続き取り組みます。

² 健康経営：従業員の健康維持・増進が、企業の生産性や収益性の向上につながるという考え方方に立って、経営的な視点から、従業員の健康管理を戦略的に実践すること（健康経営は、NPO法人健康経営研究会の登録商標。）。

³ 周産期医療情報ネットワーク：県内の産科医療機関をネットワークで結び、妊娠検診情報・分娩情報・新生児情報などの医療情報を複数の医療機関で共有することによって、安全で質の高い医療を提供するもの。

⁴ 重層的支援体制整備事業：属性や世代を問わない相談支援や社会とのつながりを回復する参加支援などの個別支援に加え、住民同士がつながり合う地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

⁵ 保険者機能：介護保険の保険者として市町村が担う機能のことであり、介護予防や重度化防止等に向けた機能としては、地域の実情に応じた多様な主体による生活支援サービス等の資源開発やその担い手の養成、地域住民や民間団体などの社会資源を活用した住民相互の取組の促進等があるもの。

⁶ 総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自動的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

【いわて幸福関連指標】

指 標	単位	現状値	年度目標値			計画目標値 R8	
		R3	R5	R6	R7		
① 健康寿命〔平均自立期間〕							
(男性)	年	80.03 ^(R2)					
		84.59 ^(R2)					
② がん、心疾患及び脳血管疾患で死亡する人数〔10万人当たり〕							
(男性)	人	283.4 ^(R2)					
		154.5 ^(R2)					
③ 自殺者数〔10万人当たり〕							
④ 75歳以上 85歳未満高齢者の要介護認定率							
⑤ 訪問診療（歯科含む）・看護を受けた患者数〔人口 10万人当たり〕							
⑥ 余暇時間〔一日当たり〕^{〔注1〕}							
⑦ 県内の公立文化施設における催事数^{〔注2〕}							
⑧ スポーツ実施率							
⑨ 生涯学習に取り組んでいる人の割合							
【参考指標（実績値）】							
健康寿命〔日常生活に制限のない期間〕（令和元年：男性 71.39 年、女性 74.69 年）〔厚生労働科学研究〕、							
喫煙率（令和元年：20.9%）〔国民生活基礎調査（厚生労働省）〕							

[注1] 休日を含む1週間の平均

[注2] 岩手県内公立文化施設協議会加盟施設のうち、各市所在の主な14施設の催事数

※1 上記の表中、右上に（ ）を付した数値は、表頭の年度以外の年度の実績値又は目標値を示しています。

【政策項目一覧】

政策項目	具体的推進方策
1 生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境をつくります	① 生涯を通じた健康づくりの推進 ② こころの健康づくりの推進 ③ 自殺対策の推進
2 必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します	① 医療を担う人づくり ② 質の高い医療が受けられる体制の整備
3 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります	① 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進 ② みんなが安心して暮らせるセーフティネットの整備 ③ 地域包括ケアのまちづくり ④ 認知症施策の推進 ⑤ 介護をする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる環境の整備 ⑥ 障がい者が安心して生活できる環境の整備 ⑦ 障がい者の社会参加の促進 ⑧ 福祉人材の育成・確保
4 幅広い分野の文化芸術に親しみ、生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます	① 県民が日常的に文化芸術に親しむ機会の充実 ② 文化をめぐる新しい動向に対応した取組の推進 ③ 障がい者の文化芸術活動の推進 ④ ライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実 ⑤ 障がい者スポーツ等への参加機会の充実
5 生涯を通じて学び続けられる場をつくります	① 多様な学習機会の充実 ② 岩手ならではの学習機会の提供 ③ 学びと活動の循環による地域の活性化 ④ 社会教育の中核を担う人材の育成 ⑤ 多様な学びのニーズに応じた拠点の充実

I 健康・余暇

1 生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境をつくります

(基本方向)

県民が健やかに生活できるよう、生活習慣の改善や運動習慣の定着、社会環境の整備、県産農林水産物の機能性成分¹に着目した取組などにより、生涯を通じた健康づくりを推進するとともに、精神疾患に関する正しい知識の普及・啓発に取り組み、こころの健康づくりを進めます。

また、包括的な自殺対策プログラムを実践するとともに、年代、性別、職域、地域の特性など対象に応じた対策や、相談支援体制の充実に取り組みます。

現状と課題

- 令和2年における日常生活動作が自立している期間の平均から算定した健康寿命（平均自立期間）は、男性80.03年、女性84.59年となっています。また、令和元年における本県の健康寿命は、3年に1度の国民生活基礎調査（大規模調査）の結果をもとに、日常生活に制限のない期間の平均で算定したものでは、男性が71.39（全国47位）、女性が74.69（全国42位）となっています。
- 本県のがん、心疾患及び脳血管疾患などの生活習慣病による死亡率は全国高位となっています。新型コロナウイルス感染症の影響がある中においても、これらの生活習慣病の発症や重症化を予防するためには、望ましい食生活の実践、運動等による身体機能の維持、各種検診等の受診率の向上や口腔の健康づくり等、ライフステージに応じた切れ目ない健康づくりの推進が必要です。
- 精神疾患に対する誤解は依然として強く、また、疾患に気づかず支援につながらないケースもあることから、精神疾患の正しい知識の普及や相談窓口の周知が必要です。
- 本県では、官民一体で自殺対策を推進する体制が構築されており、包括的な自殺対策プログラムの実践や震災関連自殺の防止に向けた取組を推進し、令和3年の自殺者数は、163人で、人口10万人当たりの自殺死亡率は16.2となり全国平均を下回りましたが、今後は、新型コロナ等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されます。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 生涯を通じた健康づくりの推進

- 食生活や運動習慣、喫煙等の生活習慣を改善し、健康的な生活ができるよう、「健康いわて21プラン」に基づき、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発や健康教育を実施し、県民の健康づくりの取組を支援するほか、受動喫煙防止対策等の取組を進めます。
- がん等の生活習慣病予防に関する正しい知識や意識啓発、受診勧奨の強化などにより、がん検診及び特定健康診査²受診率の向上に努め、早期発見・早期治療を図ります。

¹ 機能性成分：高血圧や動脈硬化を予防するなど、健康を保つために効果がある成分。

² 特定健康診査：医療保険に加入する40歳から74歳の被保険者及び被扶養者に対し、メタボリックシンドロームを早期に発見するために行う健診。

- ・ 脳卒中死亡率ワースト1からの脱却と、健康寿命の延伸を図るため、「岩手県循環器病対策計画」を踏まえながら、岩手県脳卒中予防県民会議の参画団体・企業等と連携し、官民が一体となって脳卒中予防や健康増進対策に取り組みます。
- ・ 糖尿病等の生活習慣病を予防するため、市町村等と連携し、特定健康診査受診率・特定保健指導³実施率の向上に取り組むほか、有病者に対する重症化予防のための支援を進めます。
- ・ 子どもから高齢者まで幅広い年代の運動習慣の定着や生活習慣病・介護予防等につながる健康づくりと体力向上のため、スポーツ医・科学の知見に基づく運動プログラムを提供します。
- ・ 食生活改善や健康的な食環境の整備のため、食生活改善推進員や団体・企業等と連携した健康教育・調理実習等の実施や減塩対策等の取組を進めます。
- ・ 健康増進の観点から注目されている県産農林水産物の機能性成分について、試験研究機関や民間企業等による研究、商品開発を推進します。
- ・ 健康経営の取組の促進などにより、いきいきと働き続けるための健康づくりに取り組みます。
- ・ 健康的な生活ができるよう「イー歯トープ8020プラン」に基づき、ライフステージに応じた口腔の健康づくりや普及啓発、環境整備等の取組を進めます。
- ・ 高齢者のフレイル⁴等の虚弱な状況の早期発見及びそのサポート体制を整備するなど、介護予防の充実を進めます。
- ・ 保健医療データの集計・分析やいわて健康データウェアハウスの充実等により、地域の健康課題の「見える化」を進め、市町村等の健康づくりの取組への支援や効果的な情報発信を行います。

② こころの健康づくりの推進

- ・ 精神保健福祉大会や家族教室など、精神疾患に関する正しい知識を学ぶ機会を提供します。
- ・ こころの健康相談や、孤独・孤立等様々なこころの悩みに係る関係機関・団体が設置する相談窓口について、ホームページ等により周知に努めるほか、依存症、ひきこもり、災害時ストレスなどの専門的な相談に応じ、相談者が抱えるこころの問題の解決を支援します。
- ・ こころの健康づくりを支援する職員の資質向上を図る研修機会を提供します。

③ 自殺対策の推進

- ・ 県内全ての地域において、人材育成をはじめとする包括的な自殺対策プログラムを実践します。
- ・ 若者、女性、働き盛り世代、高齢者、生活困窮者等の対象に応じた自殺対策を進めます。
- ・ 自死⁵遺族の心身の負担を軽減できるよう、自死遺族交流会の開催や個別の相談対応等により、支援の充実を図ります。
- ・ 社会資源や医療資源の整備状況、産業構造、人口密度等、地域特性に応じた対策を進めます。
- ・ 孤独・孤立の対策等の関連施策との有機的な連携を図りながら、自殺対策推進協議会等における官民一体となった総合的な自殺対策を進めます。

³ 特定保健指導：特定健康診査の結果におけるリスクの保有状況に応じ、医師、保健師、管理栄養士等による生活習慣改善のために実施する指導。

⁴ フレイル：加齢により心身の活力（運動機能や認知機能等）が弱くなっているものの、正しく介入（治療や予防）することで元に戻ることが可能な状態。

⁵ 自死：本計画では、原則として法律等で用いられている「自殺」を使用しているが、遺族等への支援に関する分野では、遺された方々の心情等を考慮し「自死」を使用。



県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）									
	～R4	R5	R6	R7	R8					
② こころの健康づくりの推進										
目標										
・岩手県精神保健福祉大会参加者数（人）【累計】										
現状値	R5	R6	R7	R8						
636										
現状値は令和元年単年の値										
・精神保健基礎研修参加者数（オンラインを含む）（人）【累計】										
現状値	R5	R6	R7	R8						
102										
現状値は令和3年単年の値										
③ 自殺対策の推進										
目標										
・県及び市町村が実施する自殺予防の担い手養成研修受講者数（オンライン含む）（人）【累計】										
現状値	R5	R6	R7	R8						
15,946										
現状値は令和3年単年の値										
・自殺対策に取り組む市町村・民間団体への技術支援回数（回）【累計】										
現状値	R5	R6	R7	R8						
21										
現状値は令和2年の値										
→ 県民が正しい知識を学ぶ機会の提供										
→ 精神保健福祉業務従事者の資質向上を図る研修機会の提供										
→ 自殺対策アクションプランの推進										
→ 自殺予防の担い手養成研修の開催										
→ 自殺対策に取り組む市町村・民間団体への支援										

県以外の主体に期待される行動

(県民・NPO等)

- ・自らの生活習慣改善
- ・健診等の積極的な受診
- ・脳卒中予防、健康づくり推進の県民運動の参画
- ・住民相互の支え合い

(団体・企業)

- ・脳卒中予防、健康づくり推進の県民運動の参画
- ・労働安全衛生の観点からの支援
- ・健康経営の取組の推進
- ・こころの健康問題の普及啓発
- ・傾聴ボランティア等による相談支援
- ・県産農林水産物の機能性成分を活用した研究、商品開発

(医療機関等)

- ・県民の健康づくりの取組の支援
- ・医療機関の役割分担と連携の推進

- ・自殺予防に資する教育、普及啓発
- ・職場におけるメンタルヘルス対策
(学校)
- ・児童・生徒の健康増進
(市町村)
- ・各種健診等や健康教育、普及啓発
- ・住民に対する個別支援、保健指導の実施
- ・市町村施設における受動喫煙防止対策の推進
- ・自殺対策の普及啓発、相談支援、要支援者への早期対応、住民組織の育成及び支援

I 健康・余暇

2 必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します

(基本方向)

地域における医療・介護の総合的な確保に向けて、病床機能の分化と連携の促進や在宅医療体制の整備などを推進するとともに、限られた医療資源を有効に活用するため、オンライン診療をはじめとした遠隔診療の支援に取り組みます。

また、患者の立場に立った質の高い医療サービスを提供するため、医療機関の機能分担と連携や救急医療体制、周産期医療体制の整備を推進するとともに、地域医療の基本となる医師等の医療従事者の養成・確保と働き方改革を一体的に進めます。

現状と課題

- ・ 医療・介護ニーズについては、高齢化に伴って、全国では令和22年にピークを迎える一方、本県では、全国に比べて早い令和7年にピークを迎ることが見込まれています。
- ・ 本県の人口10万人当たりの医師数は全国と比較して低い水準（全国第42位）にあります。また、令和元年度に厚生労働省から示された「医師偏在指標」では、本県が新潟県とともに全国で最下位となっており、県北・沿岸地域の医師不足など医師の地域偏在の問題や、産科や小児科などの特定診療科の医師不足が続いている。一方で、奨学金養成医師のキャリア形成に配慮したきめ細かな配置調整等の仕組みが整備され、公的医療機関への医師の配置が進められています。
- ・ 令和6年度から医師に対する時間外労働の上限規制の運用が開始されることを受け、医師が不足している地域の医療提供体制への影響を避けるため、医師確保と働き方改革を一体的に推進していく必要があります。
- ・ 医師少数県の12県で構成する「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」による、国への具体的取組に向けた提言等を強化していく必要があります。
- ・ 県内の就業看護職員数は順調に増加しているものの、高齢化の進展や医療の高度化等に伴う看護職員の需要の高まりにより看護職員不足が続くことが見込まれています。
- ・ 県立病院ネットワークによる二次保健医療圏¹ごとの基幹病院の整備など、医療機関の機能と役割分担に応じた地域医療連携体制が整備されています。
- ・ がん診療連携拠点病院²を中心としたがん医療体制の整備や小児周産期医療遠隔支援システムの運用など、高度・専門医療を効率的に提供する体制が整備されています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応にあたっては、オンライン機器等を活用した自宅療養者等への相談・診療対応や、病院間をオンライン接続することによる診療連携体制の取組が進められており、医療資源が限られる本県においては更に推進していく必要があります。
- ・ 医師をはじめとした医療従事者の負担を軽減するため、医療機関の役割分担など県民の適切な

¹ 二次保健医療圏：入院を中心とする一般の医療需要に対応するほか、広域的、専門的な保健サービスを効果的、効率的に提供するための圏域。

² がん診療連携拠点病院：質の高いがん医療の全国的な均てん化を図ることを目的に整備された病院。

受診行動につながる医療に関する知識の普及を更に推進していく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 医療を担う人づくり

- ・ 新・医師確保対策アクションプランに基づき、女性医師が働きやすい環境整備、病院勤務医の勤務環境の改善や負担軽減などの取組を進めるとともに、地域医療支援センター³の活用等により、医師養成や臨床研修の体制の充実を進め、医師の確保と県内への定着を図ります。
- ・ 医師養成事業による養成医師の医師不足地域への計画的な配置・派遣調整や地域病院等への診療応援などによって、医師の地域偏在・診療科偏在の改善に取り組みます。また、国などに対して偏在解消につながる新たな制度の構築に向けた働きかけや情報発信を行います。
- ・ 被災地域を含む地域病院への即戦力医師の招へいを推進します。
- ・ 医師の働き方改革等に対応し、医療機関に勤務する医療従事者の勤務環境改善を一層進めるため、岩手県医療勤務環境支援センターによる医療機関への支援のほか、医療機関における課題や先進的な取組の共有を図ります。
- ・ いわて看護職員確保定着アクションプランに基づき、新卒者の県内就業率の向上や離職防止、Uターンの促進などの取組を進め、看護職員の確保と県内への定着を図るほか、復職を希望する看護職員や歯科衛生士の再就業支援などにより医療関係従事者の確保に取り組みます。
- ・ 新人看護職員研修体制の充実や特定の分野において熟練した看護技術と知識を用いた看護を実践する認定看護師等の育成を支援し、看護の質の向上を図ります。
- ・ 在宅医療のニーズの増加とマンパワーの確保や医療従事者の働き方改革、さらに今般のコロナ禍で求められた高度な医学的知見や技術を要する救急及び集中治療等に対応するため、高度な医学知識と技術を習得し、医師等があらかじめ作成した手順書に基づき「特定行為⁴」を行うことができる看護師の計画的な育成に取り組みます。

② 質の高い医療が受けられる体制の整備

- ・ 人口減少や医療の高度・専門化、医療従事者の不足等の社会環境の変化を踏まえ、病院における病床機能の分化と連携や、診療所や病院など医療機関の機能分担と連携を促進します。
- ・ 高度・専門・救急医療の確保を図るため、がん診療連携拠点病院等の機能強化の支援、小児救急医療対策の充実及び救命救急センターへの支援を進めるほか、ドクターへリの安全かつ円滑な運航に取り組みます。
- ・ 分娩取扱施設が減少している中、リスクに応じた適切な周産期医療提供体制を確保するため、周産期母子医療センターの機能強化や、「周産期医療情報ネットワーク」などのICT等の更なる活用による周産期医療機関の機能分担、連携及び救急搬送体制の充実強化を一層進めます。
- ・ 災害時において必要な医療を提供するため、災害拠点病院等を対象とした教育研修や訓練による災害時の対応力の向上に取り組むほか、災害医療コーディネーター⁵の活用やDMA T⁶等各医療支援チーム等の活動調整機能の強化に取り組みます。

³ 地域医療支援センター：医師のキャリア形成支援と医師不足医療機関への支援等を一体的に行う機関。

⁴ 特定行為：診療の補助のうち、高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる行為。

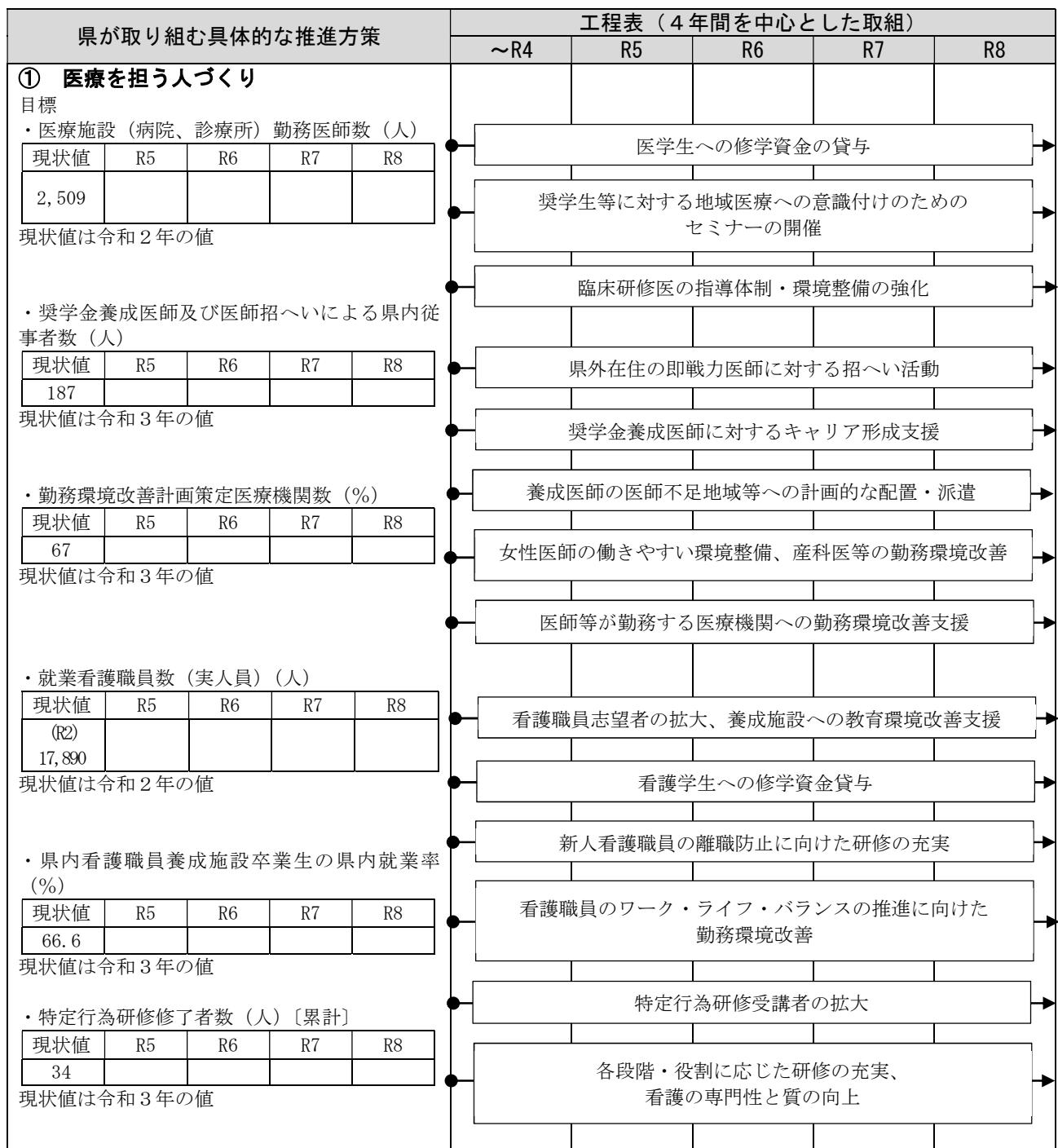
⁵ 災害医療コーディネーター：大規模災害が発生した際に、適切な医療体制の構築を助言したり、医療機関への傷病者の受け入れ調整などの業務を行う者。

⁶ DMA T : Disaster Medical Assistance Team の略。災害の発生直後の急性期（おおむね 48 時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム。

- ・ 本県が抱える医師不足・偏在の状況や新型コロナ対応における相談・診療への対応を踏まえ、医療従事者や患者の移動に係る負担等を軽減し、限られた医療資源を有効に活用するため、オンライン診療をはじめとした遠隔診療の支援に取り組みます。
- ・ 限られた医療資源のもと、高度・専門医療を効率的に提供するため、テレビ会議システムを活用し、遠隔地にいる医師間で画像情報等を共有しながら指導・助言を受けられる診療体制の構築を支援します。
- ・ 県民も医療の担い手であるという意識のもと、自らの健康は自分で守るとの認識や、症状や医療機関の役割に応じた受診行動を喚起するなど、県民一人ひとりが地域の医療を支える「県民総参加型」の地域医療体制づくりを進めます。
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、必要な医療提供体制を整備するため、在宅医療や訪問看護を担う医療機関等への支援や人材育成に取り組むとともに、市町村による在宅医療連携拠点の設置運営を支援します。
- ・ 二次保健医療圏において、医療と介護の情報を効率的に共有する地域医療情報ネットワークの構築を支援します。
- ・ 県民が自身に適した薬局を選択できるよう、特定の機能を有する地域連携薬局⁷及び専門医療機関連携薬局⁸の認定へ向けた、薬局の取組を支援します。

⁷ 地域連携薬局：入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局。

⁸ 専門医療機関連携薬局：がん等の専門的な薬学管理に係る機関と連携して対応できる薬局。



県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
② 質の高い医療が受けられる体制の整備					
目標					
・医療機関の役割分担認知度（%）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
57.1					
現状値は令和3年の値					
・小児周産期医療遠隔支援システム利用回数（回）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
680					
現状値は令和3年の値					
・オンライン診療実施体制整備医療機関数（箇所）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
21					
現状値は令和3年の値					
・周産期救急患者搬送のコーディネート件数（件）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
404					
現状値は令和3年の値					
・日本DMA T研修修了者数（人）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
246					
現状値は令和3年の値					
	受診行動等に関する意識啓発活動の実施				
	地域住民活動団体の取組支援				
	地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定支援				
	小児救急医療体制の充実 (輪番制(盛岡地区)、電話相談事業、遠隔支援システムの実施)				
	がん診療連携拠点病院等の機能強化				
	救命救急センターへの支援				
	ドクターヘリの安全かつ円滑な運航				
	情報通信機器を活用した専門医師による診療支援				
	遠隔診療に必要な設備整備に対する支援				
	周産期母子医療センターの運営支援				
	周産期医療機関の機能分担と連携の推進				
	教育研修・訓練の実施 (災害医療コーディネーター、DMA T等)				

県以外の主体に期待される行動

(県民・N P O等)

- ・かかりつけ医を持つこと、医療情報の適切な活用
- ・症状や医療機関の役割に応じた適切な受診
- ・地域医療を支える県民運動の取組

(団体・企業)

- ・県、市町村と協力した医療機能の分化と連携の推進
- ・地域医療を支える県民運動の取組

(医療機関、高等教育機関等)

- ・良質な医療サービスの提供
- ・医療機関の役割分担と連携の推進
- ・専門医療、高度医療の提供等
- ・医療機関の勤務環境改善への取組
- ・医療人材の育成、離職防止の取組
- ・新卒者の県内就業促進

(学校)

- ・児童・生徒の健康増進

(市町村)

- ・県と連携した医師等医療人材の養成・確保
- ・住民に身近な医療を提供する体制の確保
- ・在宅医療・介護連携体制の構築
- ・地域医療を支える県民運動の取組

I 健康・余暇

3 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります

(基本方向)

介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉コミュニティづくりや多様で複層的なセーフティネットの整備を一層進めるとともに、地域包括ケアのまちづくりや福祉人材の確保を推進します。

また、障がい者が住み慣れた地域で活躍できるよう、日常生活・社会生活の支援、農林水産分野における障がい者の就労促進など、障がい者の社会参加を進めます。

現状と課題

- 本県の高齢者人口は、令和5年に約41万人でピークを迎えると見込まれますが、その後も高齢化率は上昇し、後期高齢者数が増加することが推計されています。
- 共同体機能の脆弱化や、人口減による地域社会の担い手不足等を背景に、8050世帯やヤングケアラー、ダブルケアなど、従来の介護や障がい、子育てなどの属性別の支援体制では対応が困難な複雑化、複合化した支援ニーズが顕在化しており、属性や世代を問わない包括的な支援体制の構築を促進していく必要があります。
- 生活福祉資金の特例貸付や新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を利用した方が生活再建に向けて進むことができるよう、包括的な支援を更に進めていく必要があります。
- コロナ禍における外出自粛等により、身体機能や認知機能の低下等、高齢者の健康に影響が出ていることから、介護予防及び認知症の人やその家族に対する支援の充実が必要です。
- 本県の認知症高齢者数は年々増加傾向にあり、令和3年3月末で49,673人、65歳以上の高齢者に占める割合は12.2%となっており、認知症は多くの人にとって身近なものとなっていることから、重症化を防ぐための支援を行うとともに、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを進める必要があります。
- 身体障がいの手帳所持者数は減少傾向にありますが、知的障がいと精神障がいの手帳所持者数は増加傾向にあります。障がい者一人ひとりが地域の人たちと共に支え合う仲間として、いきいきと暮らすことができるよう、障がい福祉サービスや相談支援体制を整備するとともに、地域生活支援事業の充実を図る必要があります。
- 高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の個別計画避難計画の作成について、市町村を対象とした研修会の開催等により取組への理解を促進し、計画の作成に一定の進捗が見られるものの、未作成の市町村があります。
- 介護を要する高齢者に必要な介護サービスを提供するには、市町村の計画に基づき介護サービスの提供体制の充実を図るとともに、担い手である介護人材の不足に対応するため、人材確保の取組をより一層推進していく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進

- ・ 地域住民が抱える複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るため、市町村における、属性や世代を問わない個別支援と社会的孤立を生まない地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の取組を促進します。また、地域の福祉課題に主体的に取り組む福祉ボランティアの育成を支援します。
- ・ 全ての人が自らの意思に基づき、あらゆる分野の活動に参画できるよう、ユニバーサルデザイン¹の考え方に基づく環境整備、人材育成や互いに支え合うことのできる心の醸成など、ひとにやさしいまちづくりに取り組みます。
- ・ 高齢、障がいにより支援を必要とする矯正施設退所者や起訴猶予者等が地域での自立した生活を営むことができるよう、地域生活定着支援センターによる福祉的支援に取り組みます。

② みんなが安心して暮らせるセーフティネットの整備

- ・ コロナ禍において顕在化した生活困窮者への自立支援のため、相談体制等の「入口」支援と支援メニュー等の「出口」支援を拡充するとともに、地域の実情に応じた生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォームにおける関係団体等と連携し、各地域における生活再建支援の強化を推進します。
- ・ 高齢者や障がい者等の判断能力や生活状況を踏まえた権利擁護を行うため、市町村や社会福祉協議会等と連携し、どの地域においても適切に制度が利用できるよう体制整備に取り組みます。
- ・ 災害発生時に高齢者や障がい者などの避難行動要支援者への避難支援が迅速かつ的確に行われるよう、市町村における個別避難計画や要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を支援するほか、災害時に備え、災害派遣福祉チームの派遣体制の強化や防災ボランティアの受入体制の構築などを進めます。

③ 地域包括ケアのまちづくり

- ・ 介護や生活支援等が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、保険者機能の強化を図り、医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けた市町村の取組を促進します。
- ・ 医療と介護が一体的に、切れ目なく提供され、自宅や介護施設などでその人らしく生活でき、最期を迎えることができる医療・介護の提供体制の構築を促進します。
- ・ 住民主体の通いの場や地域ケア会議²への専門職の参画により、効果的な取組が図られるよう支援を行うとともに、高齢者のフレイル状態を早期に把握し、適切なサービスにつなげる等により、自立支援・重度化防止の取組を促進します。
- ・ 増加する生活支援ニーズに対応するため、高齢者が「支える側・支えられる側」という垣根を越えて生活支援サービスの担い手として主体的に参加できる場の拡充に向けた取組を推進します。

④ 認知症施策の推進

- ・ 認知症の容態の変化に応じ必要な医療・介護等が有機的に連携したネットワークを形成し、認

¹ ユニバーサルデザイン：年齢や性別、能力などにかかわらず、できる限り、全ての人が利用できるように製品、建物、空間をデザインしようとする考え方。

² 地域ケア会議：個別課題の解決や関係者間のネットワーク構築等のため、市町村や地域包括支援センターが開催する会議。個別事例の課題検討を目的とした「地域ケア個別会議」、地域に必要な取組を明らかにして施策や政策の立案・提言を目的とした「地域ケア推進会議」があるもの。

知症の人への支援を効果的に行うことができるよう認知症地域支援推進員³の活動の質の向上を支援します。

- ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジなど）の構築や認知症の人と家族の居場所づくりの支援等により、認知症の人にやさしい地域づくりを推進します。

⑤ 介護を要する高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる環境の整備

- ・ 居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実を支援するとともに、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の計画的な整備を促進します。
- ・ 質の高いサービスが提供されるよう、研修等を充実し、介護職員の資質の向上を図るとともに、介護サービス事業者の育成に取り組みます。
- ・ 安心して地域で暮らすことができるよう、高齢者の多様なニーズに応える住まいの充実を図るとともに、住宅のバリアフリー⁴化を促進し、高齢者の住まいの安心を確保します。

⑥ 障がい者が安心して生活できる環境の整備

- ・ 障がいについての理解を促進するとともに、障がい者に対する不利益な取扱いの解消や虐待の防止を図るため、県民や事業者等への普及啓発活動及び相談窓口職員の対応力強化に向けた取組を進めます。
- ・ 全ての障がい者が、希望する地域で必要なサービスを利用しながら、安心して生活できるよう、グループホーム等の住まいの場を確保するとともに、訪問系サービスや日中活動系サービス等の基盤整備を、市町村や事業所と連携しながら進めます。
- ・ 障がい者のニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

⑦ 障がい者の社会参加の促進

- ・ 障がい者の充実した余暇活動や社会参加、情報発信を支援するため、情報機器の利用促進やコミュニケーション支援の充実を図るとともに、福祉的就労の場の拡充を図ります。
- ・ 第1次産業が盛んである本県の特徴を生かし、関係機関・団体との連携により、農林水産分野における障がい者の就労を促進します。

⑧ 福祉人材の育成・確保

- ・ いわて福祉コンソーシアムを構成する大学、福祉関係機関・団体との役割分担のもと、各種研修等を通じ、社会福祉の援助技術や介護、保育、心理などの専門的知識・技術を有し、利用者の視点に立ったサービス提供を行うことができる福祉・介護人材の育成に取り組みます。
- ・ 福祉サービスの中核を担う社会福祉士、介護福祉士を育成するため、介護福祉士等修学資金貸付金により、修学を支援します。
- ・ 増大する介護ニーズや待機児童の解消に対応するため、大学、養成施設、福祉関係機関と連携し介護職員や保育士等の育成を図るとともに、潜在有資格者の再就職支援、介護未経験者やUターン希望者等の多様な人材の確保を促進するほか、介護の仕事の魅力発信に取り組みます。
- ・ 介護職員の働く上での悩みとして、「賃金の低さ」や「身体的負担の大きさ」等があげられていることから、処遇の改善を支援するとともに、介護職員の負担軽減や業務の効率化を図るた

³ 認知症地域支援推進員：市町村が配置し、地域の支援機関間の連携づくりや、認知症ケアパス・認知症カフェ・社会参加活動などの地域支援体制づくり、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行うもの。

⁴ バリアフリー：障がい者や高齢者が生活していく際の障害を取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備するという考え方。

め、介護ロボットやＩＣＴの活用の普及等、労働環境の改善を促進します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進					
目標					
・重層的支援体制整備事業を実施している市町村数（市町村）	市町村における重層的支援体制整備事業の取組への支援				
現状値 R5 R6 R7 R8	2				
現状値は令和3年の値					
・ひとにやさしい駐車場利用証制度駐車区画数（区画）【累計】	ひとにやさしい駐車場利用証制度の普及促進				
現状値 R5 R6 R7 R8	1,079				
現状値は令和3年の値					
・ひとにやさしいまちづくりの県民認知割合（%）	ひとにやさしいまちづくりの普及啓発・人材育成				
現状値 R5 R6 R7 R8	60				
現状値は令和3年の値					
② みんなが安心して暮らせるセーフティネットの整備					
目標					
・人口10万人当たりの生活困窮者自立支援制度のプラン作成件数（件／月）	生活困窮者自立支援制度による包括的支援				
現状値 R5 R6 R7 R8	6.3				
現状値は令和3年の値					
・成年後見制度に係る中核機関を設置している市町村数（市町村）	市町村等による中核機関設置への支援				
現状値 R5 R6 R7 R8	20				
現状値は令和3年の値					
・避難行動要支援者の個別避難計画を作成している市町村数（市町村）【再掲】	市町村に対する個別計画作成の支援 (研修会開催、取組事例の情報提供等)				
現状値 R5 R6 R7 R8	18				
現状値は令和3年の値	関係者との連携体制構築支援 作成方法の構築支援(計画作成対象者の選定、避難支援者の確保方法等)				
	要配慮者利用施設の避難確保計画作成等への支援				

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
③ 地域包括ケアのまちづくり					
目標					
・地域ケア推進会議において政策提言を実施している市町村の割合（%）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
42					
現状値は令和2年の値					
・地域ケア会議に参画するリハビリテーション専門職育成研修参加者数（人）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
—					
・住民主体の生活援助等サービスを実施している保険者数（箇所）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
11					
現状値は令和3年の値					
④ 認知症施策の推進					
目標					
・認知症地域支援推進員活動促進研修修了者数（人）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
—					
・認知症サポートーが活動する場を有する市町村数（市町村）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
2					
現状値は令和3年の値					
地域ケア会議等の開催に係る市町村への支援					→
リハビリテーション専門職育成研修の開催					→
生活支援コーディネーターの資質向上に向けた研修実施					→
認知症地域支援推進員活動促進研修の開催					→
チームオレンジの立ち上げ支援等を行うコーディネーターの養成に向けた研修の実施					→

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
⑤ 介護を要する高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる環境の整備					
目標					
・主任介護支援専門員研修修了者数（人）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
1,446					
現状値は令和3年の値					
特別養護老人ホームの入所定員数（地域密着型を含む）（人）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
9,156					
現状値は令和3年の値					
⑥ 障がい者が安心して生活できる環境の整備					
目標					
・障がい者の不利益取扱に対応する相談窓口職員研修受講者数（人）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
152					
現状値は令和3年単年の値					
・障がい者のグループホーム利用者数（人）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
2078					
現状値は令和3年の値					
・相談支援専門員研修修了者数（人）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
103					
現状値は令和3年単年の値					
⑦ 障がい者の社会参加の促進					
目標					
・手話通訳者・要約筆記者の派遣件数（件）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
53					
現状値は令和3年の値					
・農業や水産業に取り組んでいる就労継続支援事業所数（事業所）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
-					
農水福連携等の取組に対する支援					
コーディネーターの配置・マルシェの開催					

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
⑧ 福祉人材の育成・確保					
目標					
・介護福祉士等修学資金貸付金により貸付けを受けた者のうち、県内の社会福祉施設等で就業した者の割合（%）	いわて福祉コンソーシアム・トークセッションにおける福祉・介護人材の確保育成に関する意見交換				
現状値	R5	R6	R7	R8	
97.7					
現状値は令和3年の値					
・保育士・保育所支援センターマッチング件数（件）【累計】【再掲】	社会福祉研修の実施による福祉・介護人材の育成及び資質向上				
現状値	R5	R6	R7	R8	
114					
現状値は令和3年単年の値	修学資金貸付による介護福祉士等の確保・育成・定着				
・介護職員の離職者に占める勤続1年未満者の割合（%）	保育士や放課後児童支援員等の人材確保				
現状値	R5	R6	R7	R8	
42.6					
現状値は令和3年の値	人材定着セミナーの開催、メンターの養成・活用				
・情報通信技術（I C T）導入に係る補助事業所数（事業所）【累計】	介護従事者の負担軽減の支援 (介護ロボットの導入支援、I C T活用など)				
現状値	R5	R6	R7	R8	
85					
現状値は令和3年単年の値	優良事例収集				
	普及・横展開				

県以外の主体に期待される行動

(県民・N P O等)

- ・県・市町村の各種計画策定や政策形成への参画
 - ・住民相互の身近な支え合いへの参加
 - ・地域の生活支援等への参加、協力
 - ・ボランティア活動への参加、協力
 - ・障がい者に対する不利益な取扱いの解消
- (事業者)
- ・地域福祉活動の取組・支援
 - ・地域包括ケアシステムを担う人材の育成
 - ・ユニバーサルデザインの考え方に基づく事業展開
 - ・介護・福祉サービス基盤の整備と質の高いサービスの提供
 - ・事業従事者の確保・育成・定着
 - ・利用者の権利擁護の推進
 - ・高齢者の見守り活動への参加
 - ・施設利用者に係る避難確保計画の策定
 - ・被災者を対象とする生活相談等や見守り活動等の推進
 - ・災害派遣福祉チームへの参画

- ・農林水産分野における障がい者の就労に向けた取組の推進
- (団体)
- ・ボランティアの育成・活動の推進
 - ・地域包括ケアシステムへの参画
 - ・専門的知識・技術を有する福祉人材の育成
 - ・地域における生活支援の仕組みづくりへの参画・協働
 - ・被災者を対象とする生活相談等や安否・見守り活動の推進
 - ・災害派遣福祉チーム派遣体制整備等の推進
 - ・障がい者の社会活動への参加支援
- (市町村)
- ・各種市町村計画の推進
 - ・重層的支援体制整備事業の実施による包括的支援体制の整備
 - ・介護・福祉を担う人材の確保等
 - ・生活困窮者に対する相談支援や就労支援などの包括的支援
 - ・保健・医療・介護・福祉の各関係機関との連携強化
 - ・住民相互の身近な支え合いや地域における生活支援、介護予防等の仕組みづくりの推進
 - ・地域包括ケアシステムの更なる深化・推進
 - ・介護サービスの質の確保に向けた事業者指導
 - ・介護・福祉サービス基盤の計画的な整備
 - ・地域自立支援協議会を中心とした障がい者の支援体制の充実
 - ・障がいについての理解の促進等
 - ・成年後見制度利用促進計画の策定
 - ・災害に備えた取組推進と災害時の避難行動要支援者等の的確な避難支援
 - ・再犯防止推進計画の策定

I 健康・余暇

4 幅広い分野の文化芸術に親しみ、生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます

(基本方向)

幅広い分野の文化芸術に親しむ機会の拡大に向け、デジタル技術も活用しながら、年齢、性別、障がいの有無に関わらず、県民が身近な場所で手軽に文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実を図ります。

また、岩手県の多彩な魅力の発信とブランド力の向上を図るため、岩手ならではの文化について、文化をめぐる新しい動向などを踏まえながら、国内外への展開や観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進めます。

県民が心身ともに健康的に暮らせるよう、身近な地域でスポーツ活動ができる総合型地域スポーツクラブの活性化や運動部活動の地域移行の促進に向けた取組など、若年期から高齢期までのライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実を図ります。

また、障がい者スポーツの一層の推進を図るため、引き続き障がい者スポーツ大会や教室の開催などの取組を進めるとともに、インクルーシブスポーツ¹を楽しむ場の創出等により、障がいの有無や年齢、身体能力に関わらず、県民一人ひとりがスポーツに取り組む環境を整備します。

現状と課題

- 東日本大震災津波からの復興支援のつながりを生かした様々な文化芸術活動が行われてきましたが、デジタル技術も活用しながら、今後も文化芸術を鑑賞する機会と、活動や発表の場を一層確保していく必要があります。
- 岩手の様々なソフトパワーを生かした取組などを背景に、メディア芸術作品の制作などの若者の多様な文化活動を更に活発にしていく必要があります。
- 障がい者アート（アール・ブリュット²）作家の輩出やアール・ブリュット作品の展示など、障がい者の文化芸術活動に対する県民の理解増進や活動支援の取組が展開されており、こうした動きを更に進めていく必要があります。
- 働く世代のスポーツ実施率向上に向け、夜間のスポーツ教室の開催等に取り組んできましたが、引き続き、働く世代をはじめ各世代のスポーツを楽しむ機会の充実を図っていく必要があります。
- 休日の運動部活動の地域移行が進められるよう、総合型地域スポーツクラブ等への指導や指導者の育成を推進するなど、地域での受入体制を整備していく必要があります。
- 県営スポーツ施設を利用者が安心して利用できるよう、計画的な維持管理・修繕・更新等を行う必要があります。
- 障がい者のスポーツ参画機会の充実を図るため、障がい者スポーツ教室や大会開催などの取

¹ インクルーシブスポーツ：東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により関心が高まっている共生社会型スポーツ。障がいのある人もない人も、性別・年齢・国籍等に関わらず、互いが人格と個性を尊重し合い、多様な在り方を認め合いながら、共に楽しみ、交流を図るスポーツ。

² アール・ブリュット：生き(き)の芸術と訳され、伝統や流行、教育などに左右されず自身の内側から湧きあがる衝動のままに表現した芸術。

組を進めています。

- ・ 「超人スポーツ³」を創出するとともに、その普及を図ってきたところですが、今後は、超人スポーツやインクルーシブスポーツ等、多様なスポーツへの参加機会を広げていくことが必要です。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 県民が日常的に文化芸術に親しむ機会の充実

- ・ オンライン配信等のデジタル技術も活用しながら、年齢、性別、障がいの有無に関わらず、県民が身近な場所で手軽に文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実を図ります。
- ・ 県民の文化芸術活動の活性化を図るため、「岩手芸術祭」の新たな分野の拡大を図るとともに、芸術体験の機会の提供や地域の文化催事との連携を推進し、県民が身近に文化芸術を体験できる機会を提供します。
- ・ 文化芸術による心の復興を後押しするため、東日本大震災津波からの復興の取組を契機とした国内外との絆や支援のつながりを生かした取組を展開します。
- ・ 本県の文化芸術の発信力、訴求力を強化するため、「いわての文化情報大事典」ホームページ等において、県内の文化芸術に関する情報を国内外に向け広く提供します。
- ・ 多くの子どもたちに幼少期から優れた文化芸術に触れる機会を提供するため、子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加、(公財) 岩手県文化振興事業団や(一社) 岩手県芸術文化協会等と連携した県内学校等への芸術家派遣や、文化部活動の地域移行に伴う受入体制の整備などの取組を進めます。
- ・ 「文学の国いわて」の進展に向け、文芸活動の振興を図るため、本県ゆかりの作家とのつながりを広めながら、若者を対象とした取組を開催するなど、県民の創作活動を支援します。
- ・ 優れた文化芸術の鑑賞機会を生かして、児童生徒の豊かな心を育み、演奏技術等の向上を図るため、国内外からの評価が高い音楽家との交流機会を提供します。
- ・ 高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるよう、身近に文化芸術活動に参加できる環境づくりを進めます。

② 文化をめぐる新しい動向に対応した取組の推進

- ・ 本県の多彩な魅力の発信とブランド力の向上を図るため、岩手ならではの文化について、文化をめぐる新しい動向などを踏まえながら、国内外への展開や観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進め、交流の機会の拡大に取り組みます。
- ・ 若者の多様な文化活動を本県の力とするため、若者の個性と創造性が發揮される機会や、学校・職場・地域の枠を超えた交流の機会を支援します。

③ 障がい者の文化芸術活動の推進

- ・ 県民のアール・ブリュットへの関心を高めるため、県内の優れたアール・ブリュット作品を集めた展示を行い、県民がより身近に作品に触れることができる機会を提供します。
- ・ 障がい者の文化芸術活動の活性化を図るため、障がい者文化芸術祭や障がい者音楽祭を開催し、積極的に文化芸術活動に取り組むことができるよう発表の場を確保します。

³ 超人スポーツ：人間の身体能力を補い拡張する人間拡張工学に基づき、人の身体能力を超える力を身に付け「人を超える」、あるいは、年齢や障がいなどの身体差により生じる「人と人のバリアを超える」、テクノロジーを自在に乗りこなし、競い合う「人機一体」の新たなスポーツ。

- ・ 障がい者芸術活動支援センターを中心として、障がい者の文化芸術活動を総合的に支援していきます。

④ ライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実

- ・ 総合型地域スポーツクラブの活性化のため、広域スポーツセンター⁴と連携し、クラブ創設の更なる拡充に向けた支援、運営の指導・助言等に取り組みます。
- ・ 地域のスポーツ活動を担うスポーツ推進委員⁵等の人材育成・資質向上を図るため、市町村や関係団体と連携し、研修・研究大会の実施などに取り組みます。
- ・ スポーツ・レクリエーションの普及のため、(公財) 岩手県スポーツ振興事業団等と連携し、各種教室、指導者育成等に取り組みます。
- ・ 運動部活動の地域移行に伴う受入体制の整備を図るため、指導者の確保や資質向上等に向けた取組を支援します。
- ・ 子どもから高齢者まで幅広い年代の運動習慣の定着による健康づくりや体力向上のため、関係団体と連携し、スポーツ医・科学の知見に基づく運動プログラムを提供します。
- ・ 県民が安心してスポーツ活動ができる場を提供するため、県営スポーツ施設の計画的な維持改修を行うとともに、県内のスポーツ施設の現状や県と市町村との役割分担、県民のニーズなどを踏まえ、県営スポーツ施設のあり方の検討を行います。
- ・ スポーツ医・科学の知見に基づく健康づくりや競技力向上等を図るとともに、市町村と連携した特色あるスポーツ拠点づくりに向け、官民一体による推進体制「いわてスポーツプラットフォーム」による取組を進めます。

⑤ 障がい者スポーツ等への参加機会の充実

- ・ 障がい者が身近な地域で自らの興味・関心、適性等に応じてスポーツを楽しむことができるよう、関係団体と連携し、障がい者対象のスポーツ大会やスポーツ教室の実施などに取り組みます。
- ・ 障がい者のスポーツへの参加機会の充実や障がい者スポーツの理解促進を図るため、障がいのある人もない人も身近な地域で共に楽しむインクルーシブスポーツの機会創出に取り組みます。
- ・ 県民一人ひとりがスポーツに楽しむ機会を拡充するため、スポーツをめぐる新しい動向などを踏まえながら、「超人スポーツ」や「e スポーツ」など多様なスポーツへの参画の可能性を研究していきます。
- ・ 障がい者スポーツ等の一層の推進を図るため、関係機関と連携し、引き続き推進組織の運営や設立に向けた支援に取り組みます。

⁴ 広域スポーツセンター：各都道府県において広域市町村圏内の総合型スポーツクラブの創設や運営、活動とともに、圏内におけるスポーツ活動全般について、効率的な支援を行う役割を担うもの。

⁵ スポーツ推進委員：市町村におけるスポーツの推進のため、事業実施に係る連絡調整、住民に対するスポーツの実技指導及びその他スポーツに関する指導・助言を行う者。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 県民が日常的に文化芸術に親しむ機会の充実					
目標					
・岩手芸術祭参加者数（オンラインを含む）（人） 〔累計〕	岩手芸術祭の開催・芸術体験の機会の提供				
現状値	R5	R6	R7	R8	
14,632					
現状値は令和3年単年の値					
・県立文化施設（県民会館、県立博物館、県立美術館）利用者数（人）	「文学の国いわて」の取組の推進				
現状値	R5	R6	R7	R8	
340,028					
現状値は令和3年単年の値	「いわての文化情報大事典」ホームページによる情報発信				
・県主催文化芸術公演のオンライン視聴回数（回）	各広域振興圏における「文化芸術活動支援ネットワーク会議」の開催				
現状値	R5	R6	R7	R8	
3,782					
現状値は令和3年の値	復興支援等のつながりを生かした文化芸術取組の推進				
	県立文化施設の適切な運営管理				
② 文化をめぐる新しい動向に対応した取組の推進					
目標					
・コミックいわてWEBページビュー数（件）	SNSとの連動、定期的なマンガの配信、観光と連動したP				
現状値	R5	R6	R7	R8	
659,015					
現状値は令和3年の値	多言語による情報発信、海外とのマンガ等を活用した交流				
・若者関連文化イベントの発表団体数（団体）〔累計〕	若者文化関連活動支援				
現状値	R5	R6	R7	R8	
20					
現状値は令和2年単年の値					
③ 障がい者の文化芸術活動の推進					
目標					
・岩手県障がい者文化芸術祭出展数（件）〔累計〕	アール・ブリュット作品に触れる機会の提供				
現状値	R5	R6	R7	R8	
336					
現状値は令和3年単年の値	障がい者文化芸術祭・音楽祭の開催				
・岩手県障がい者音楽祭参加団体数（オンラインを含む）（団体）	障がい者芸術活動支援センターを中心とした支援				
現状値	R5	R6	R7	R8	
5					
現状値は令和3年の値					

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）							
	～R4	R5	R6	R7	R8			
④ ライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実	総合型地域スポーツクラブの創設、育成支援							
目標	スポーツ推進委員等の研修、研究大会の実施							
・総合型地域スポーツクラブ会員数（地区全戸加入を除く）（人）	スポーツ・レクリエーションの教室開催、指導者育成							
現状値	R5	R6	R7	R8				
7,519								
現状値は令和3年の値	運動部活動の地域移行に向けた指導者の質・量の確保 受入団体の整備充実							
・県営スポーツ施設の利用者数（万人）	スポーツ医・科学の知見に基づく運動プログラムの提供							
現状値	R5	R6	R7	R8				
64								
現状値は令和3年の値	県営スポーツ施設の維持管理、修繕、更新							
	あり方の検討		個別施設計画の改定					
	いわてスポーツプラットフォームによる取組							
目標	スポーツ医・科学の知見に基づく健康づくりや競技力向上							
・障がい者スポーツの教室・大会の参加人数（人） 〔累計〕	市町村と連携した特色あるスポーツ拠点づくり							
現状値	R5	R6	R7	R8				
6,763								
現状値は令和元年から令和3年までの累計	スポーツ教室、県障がい者スポーツ大会等の実施							
	インクルーシブスポーツに取り組むための 地域推進体制の構築							
・インクルーシブスポーツの教室・大会の参加人数（人） 〔累計〕	障がいのある人もない人も共に楽しむ スポーツ教室等の実施							
現状値	R5	R6	R7	R8				
753								
現状値は令和元年から令和3年までの累計	多様なスポーツの動向調査、研究							

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・文化芸術活動への参加、理解
- ・スポーツ活動への参加

(企業等)

- ・文化芸術・スポーツ活動への支援
- ・文化芸術・スポーツ活動への参加に向けた環境の整備

(文化芸術活動団体)

- ・文化芸術活動の取組実施、支援、情報発信

(スポーツ関係団体)

- ・スポーツ関係団体及び組織体制の強化
- ・生涯スポーツ、障がい者スポーツの推進

(文化施設)

- ・鑑賞機会の提供
- ・活動場所・成果発表機会の提供

(教育機関等)

- ・文化芸術活動の取組実施、支援、情報発信
- ・運動習慣の定着に向けた取組の推進

(市町村)

- ・文化芸術活動の取組推進、支援、情報提供
- ・スポーツ大会等の開催
- ・スポーツ活動への住民の参加促進
- ・スポーツ環境の整備
- ・障がい者スポーツの理解促進

5 生涯を通じて学び続けられる場をつくります

(基本方向)

生涯を通じて楽しく学ぶことができ、一人ひとりの学びをコミュニティの再生・維持・向上や地域の課題解決に役立てていくため、ＩＣＴを活用した学習情報の提供や、令和6年度に60周年を迎える教育振興運動¹と地域学校協働活動を総合的かつ一体的に推進することにより、学習機会の充実を図り、学びの成果を地域の活性化につなげる仕組みづくりを推進します。

また、県民一人ひとりの郷土に対する誇りや愛着を醸成するため、自然、文化、歴史など、あらゆる資源を学びの対象や場とすることにより、岩手ならではの学びの提供に取り組みます。

さらに、誰もが学びたい時に学べる環境を整備するため、社会教育の中核を担う人材を育成するとともに、多様な学びのニーズに応じた社会教育施設の充実を図ります。

現状と課題

- ・ 生涯学習の推進を支える指導者・ボランティアの人材登録者数が増加するなど、県民の学習機会の充実を図る取組が進みましたが、ＩＣＴを活用した学習情報や学習機会の提供が急速に普及するなど、県民の学びの形が大きく変化していることから、ＩＣＴを活用した学びを支援する取組を推進することが必要です。また、スマートフォンの普及等による余暇活動の多様化が進む中、生涯を通じて楽しく学ぶ基盤づくりのため、幼少年期や中高生の読書活動の推進がより一層求められています。
- ・ 県立社会教育施設で「岩手」をテーマとした歴史や文化等を中心とした講座を開催し多くの参加者を得ましたが、今後も県民の学びのニーズに対応するため、社会教育施設等における学習機会の充実やコンテンツの多様化に取り組むことが必要です。
- ・ 県民一人ひとりが学んだ成果を地域課題の解決等に役立てるなど、学びと活動の循環を一層推進する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により学びと活動の機会が減少傾向にあります。
- ・ 社会教育指導員・地域づくり関係者の資質向上を図る研修会等を開催することで県内各地域での関係者の資質向上が図られましたが、ＩＣＴを活用した学習情報や学習機会の提供が急速に普及していることから、情報リテラシーを高める取組など、県民の生涯を通じた学習活動を支援するための新たな取組が求められています。
- ・ 各社会教育施設の特性を生かし、学びのニーズに応じた事業内容の充実を図ってきましたが、生涯学習に取り組んでいる人の割合が増加し、県民が学びたい時に学べる環境がより一層求められています。

¹ 教育振興運動：岩手県において昭和40年から始まり、全ての市町村に推進組織が置かれ、学校区や公民館区などの実践区において、子ども、家庭、学校、地域、行政の5者が一体となり、地域の教育課題を解決するために自主的に行われている実践活動の総称。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 多様な学習機会の充実

- 生涯を通じて楽しく学ぶ基盤づくりのため、子どもの読書への関心を高める読み聞かせや読書会など、幼少年期や中高生の読書活動を推進します。
- 「いつでも・どこでも・だれでも」生涯を通じて学び続けられ、また、それぞれのタイミングで学び直しすることができる環境づくりのため、市町村や関係機関と連携を図りながら、県立生涯学習推進センター等による、ＩＣＴを活用した学びの機会や活躍の場等に関する情報の集積・提供など、学習情報提供の仕組みを一層充実させるとともに、オンライン学習等、学びの継続を支える仕組みや魅力づくりに取り組みます。
- 障がい者の生涯を通じた学習活動の推進に向け、関係機関と連携を図るとともに、障がいの理解や心のバリアフリー²を推進するための研修会を実施します。また、特別な事情により就学困難な生徒等の学習機会の充実を図るため、個別の学習ニーズに応じた学習相談や情報提供を行います。
- 県民の主体的な学びを支援するため、図書館において資料・情報の収集・活用の促進を図り、利用者の学習活動を支えるレファレンス業務³の充実に取り組みます。

② 岩手ならではの学習機会の提供

- 県民一人ひとりの郷土に対する誇りや愛着を醸成するため、社会教育施設等において豊かな自然、文化、歴史等の資源をテーマとした公開講座を開催するなど、岩手ならではの学習機会の提供に取り組みます。
- 県立図書館における震災津波資料の収集を集中的に行い、復興及び防災・安全等に関して、県民への啓発及び県内外への情報発信に資する拠点を目指します。

③ 学びと活動の循環による地域の活性化

- 地域住民が生涯学習で学んだ成果を地域課題の解決等に役立てるなど、学びと活動の循環を促すため、「地域とともにある学校づくり」を推進するフォーラムや「学校を核とした地域づくり」に向けた研修会の開催など、コミュニティ・スクール⁴の導入・充実と教育振興運動や地域学校協働活動への参加促進に取り組みます。
- 地域の活性化に向けた仕組みづくりを進めるため、ＰＴＡをはじめとする各種社会教育関係団体の活動の支援を行うとともに、団体相互の連携・協力に向けた交流の機会を提供します。
- 地域づくり人材の育成のため、県立生涯学習推進センターを活用し、教育分野の枠を越えた地域づくりに関する研修・交流の場を提供します。

④ 社会教育の中核を担う人材の育成

県民の生涯を通じた学習活動を支援するため、社会教育指導員や地域づくり関係者、地域学校協働活動推進員などを対象に、ＩＣＴ機器の操作・利用等に関する研修会を開催するとともに、指導者相互のネットワーク化を図り、社会教育の中核を担う人材の育成に取り組みます。

⑤ 多様な学びのニーズに応じた拠点の充実

- 県民一人ひとりが学びたい時に学べる環境を提供するため、博物館等の県立社会教育施設にお

² 心のバリアフリー：様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支えあうこと。

³ レファレンス業務：情報を求めている方に、調べている事柄の事実関係が分かる資料の提示や、文献探しのサポートを行う業務。

⁴ コミュニティ・スクール：学校運営協議会を設置する学校のことで、学校と保護者や地域の人々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることにより、連携・協働しながら子供たちの豊かな成長を支える仕組み。

ける利便性の向上やデジタルコンテンツの充実を図り、また、幅広い学びのニーズに応じた学習機会を提供する拠点づくりを進めます。

- ・ 市町村が設置する公民館等の学びの拠点の発展のため、ニーズに応じた事業支援や優れた活動の周知・交流を積極的に進めます。
- ・ 社会教育施設について計画的な老朽化対策により維持保全に努めるとともに、施設の整備方針について検討を進めます。また、多様なニーズに応じた学習方法に対応するため、ＩＣＴ機器活用のための環境整備に取り組みます。





県以外の主体に期待される行動

(家庭)

- ・ボランティア活動等の地域活動や学校を支援する活動への参加
- ・教育振興運動及び地域学校協働活動への参画・協働

(地域)

- ・ボランティア活動や地域行事をはじめとする地域活動への積極的参加
- ・コミュニティ・スクールへの参画・協働
- ・教育振興運動及び地域学校協働活動への参画・協働

(企業、N P O、各種団体等)

- ・関係団体による障がい者の生涯を通じた学習活動の支援
- ・ボランティア活動をはじめとする地域活動への参画促進
- ・教育振興運動及び地域学校協働活動への参画・協働
- ・地域団体相互の連携・協力による活動の活性化

(社会教育施設等)

- ・I C T等を活用した多様な学習情報及び学習機会の提供
- ・図書館のレファレンス業務の充実
- ・岩手ならではの自然、文化、歴史等をテーマとした公開講座の開催
- ・幅広いニーズや地域課題を踏まえた多様な学習機会の充実

(学校)

- ・コミュニティ・スクールの運営

- ・教育振興運動及び地域学校協働活動への参画・協働
(市町村・市町村教育委員会)
- ・I C T等を活用した多様な学習情報及び学習機会の提供
- ・多様な学習に関する相談体制の充実
- ・幅広いニーズや地域課題を踏まえた多様な学習機会の充実
- ・障がい者の生涯を通じた学習活動の推進
- ・教育振興運動及び地域学校協働活動の指導・支援
- ・社会教育の中核を担う人材を育成するための研修の充実

II 家族・子育て

家族の形に応じたつながりや支え合いが育まれ、

また、安心して子育てをすることができる岩手

【これまでの成果と課題】

- ・ 令和3年の本県の合計特殊出生率は 1.30 と、結婚観の多様化や出会いの機会の減少、経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさなどに加え、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、婚姻件数が減少傾向にあるなど、様々な要因により依然として低い水準にとどまっています。
- ・ 結婚、妊娠、出産を希望する方への支援として、“いきいき岩手” 結婚サポートセンター「i-サポ」の運営、不妊に悩む夫婦への相談体制の充実、産後ケアの充実に取り組んでいますが、依然として婚姻件数や出生数が下げ止まらない状況にあり、安心して子どもを生み育てられる環境をつくるため、結婚、妊娠・出産から子育て期にわたる切れ目のない支援を強化する必要があります。
- ・ 産後ケア事業等を行う市町村が増加しているほか、保育の受け皿整備により保育所等の待機児童数は減少傾向にあります。引き続き、市町村と連携し、子ども・子育て支援の充実に向けた取組を推進する必要があります。
- ・ 「発達障がい沿岸センター」による沿岸の障がい児の相談支援や、「医療的ケア児支援センター」の設置により医療的ケア児支援等を推進しました。一方で、医療的ケア児が増加傾向にあることや、市町村等による児童発達支援センターの設置が進まないことなどから、障がい児等や家族の多様なニーズに対応した療育が受けられるよう、関係機関が連携して支援体制を構築する必要があります。
- ・ 地域の実情に合わせた学習支援や体験活動など地域学校協働活動を展開する中、人口減少の進行の影響等により、活動の継続が困難な地域があることから、学校・家庭・地域が連携し、このような社会情勢の変化に対応した仕組みを構築する必要があります。
- ・ ボランティア活動を行う青少年が増加するなど、青少年の社会参画が進んでいます。一方で、社会的自立に困難を抱える青少年への支援が引き続き重要な課題となっています。また、スマートフォン等の利用の増加に伴い、インターネット上の有害情報から青少年を守るため、情報モラルの啓発や情報メディアの適切な利用促進が必要です。
- ・ 「いわてで働く推進協議会¹」を核とした働き方改革の展開により、総実労働時間は着実に減少していますが、全国平均を上回っています。男女を問わず一人ひとりがそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方を実現できるよう、引き続き経営者の意識醸成、柔軟な勤務制度や各種休暇制度の整備・活用を促進する必要があります。
- ・ 保護収容した動物の飼主への返還や、新たな飼主への譲渡が進んでいる一方で、適正な飼養が行われていない事案も見られており、動物のいのちを尊重する取組を推進する必要があります。

¹ いわてで働く推進協議会：若者や女性の県内就職及び就業支援の充実を図り、県内就業者の拡大を通じて、岩手県の産業振興と人口減少の歯止めに資するための関係機関等により構成する推進組織。

【今後の方向性】

- ・ 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりを進めるため、若い世代に対するライフデザイ
ンの構築支援、結婚サポートセンター「i-サポ」の新規会員の確保やマッチング支援の強化、市
町村や企業等と連携した出会いの場の創出に取り組むほか、不妊に悩む夫婦への総合的な支援や、
仕事と子育ての両立支援などに取り組む企業等の拡大に取り組みます。
- ・ 安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めるため、市町村における産後ケア事業等の
実施や保育所等の計画的な施設整備を促進するとともに、周産期救急搬送体制の強化やハイリスク
妊娠産婦の通院等への支援、子どもの居場所の開設・運営に関する支援等に取り組みます。
- ・ 障がい児や特別な支援を必要とする子どもとその家族の多様なニーズに対応した療育が身近な
場所で受けられるよう、各地域の保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携した地域療育ネット
ワークを構築し、相談支援や教育支援の充実を図ります。また、医療的ケア児やその家族への
支援について、地域が主体となった体制の構築や療育に関わる人材の育成等の取組を推進します。
- ・ 学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みづくりを推進し、コミュニティ・スクールと連携し
た教育振興運動や地域学校協働活動の一層の充実に引き続き取り組みます。
- ・ 青少年が自分の個性や主体性を發揮し、健やかに成長できるよう、世代間・地域間の交流や青
少年団体活動を行う機会の提供等の支援を行うほか、困難を抱える青少年の自立を支援するため、
関係団体等と連携し、就業体験や訪問型相談などに取り組みます。また、インターネット上の有害
情報から青少年を守るため、青少年指導者等の情報メディア対応能力の向上等に取り組みます。
- ・ 仕事と生活を両立できる環境をつくるため、「いわてで働く推進協議会」を核として、デジ
タル技術等を活用した企業の生産性向上を支援し、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向
上等の働き方改革を推進します。また、育児休業・介護休業の取得促進、テレワーク²をはじめと
した柔軟で多様な働き方の取組を促進します。
- ・ 動物の殺処分の減少に向け、適正飼養に係る普及啓発や指導、保護動物の飼主への返還や新た
な飼主への積極的な譲渡に取り組みます。

² テレワーク：ＩＣＴを活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。Tel（離れて）とWork（仕事）を組み合わせた造語。

【いわて幸福関連指標】

指 標	単位	現状値	年度目標値			計画目標値 R8
		R3	R5	R6	R7	
① 合計特殊出生率		1.30				
② 待機児童数〔4月1日時点〕	人	12				
③ 地域の行事に参加している生徒の割合〔中学生〕	%	62.9				
④ 総実労働時間〔年間〕	時間	1,761.6				
⑤ 共働き世帯の男性の家事時間割合〔週平均〕 ^{〔注〕}	%	39.2				
⑥ 犬、猫の返還・譲渡率						
(犬)	%	100				
(猫)		98.8				

【参考指標（実績値）】

共働き男性の家事時間（令和3年：125分）〔県民意識調査（岩手県）〕、
 共働き女性の家事時間（令和3年：319分）〔県民意識調査（岩手県）〕、
 50歳時未婚率（令和2年：男性29.61%、女性16.70%）〔人口統計資料集（国立社会保障・人口問題研究所）〕

[注] 女性の家事時間に対する割合

【政策項目一覧】

政策項目	具体的推進方策
6 安心して子どもを生み育てられる環境をつくります	① 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりの推進 ② 安全・安心な出産環境の整備 ③ 子育て家庭への支援 ④ 子どもが健やかに成長できる環境の整備 ⑤ 障がい児の地域療育支援体制の充実 ⑥ 家庭教育を支える環境づくりの推進
7 地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます	① 学校・家庭・地域の連携の仕組みづくり ② 豊かな体験活動の充実 ③ 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進
8 健全で、自立した青少年を育成します	① 個性や主体性を發揮して自立した活動ができる環境づくりの推進 ② 愛着を持てる地域づくりの推進 ③ 青少年を事件・事故から守る環境づくりの推進
9 仕事と生活を両立できる環境をつくります	① 働き方改革の取組の推進 ② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ③ いきいきと働き続けるための健康づくりの推進
10 動物のいのちを大切にする社会をつくります	① 動物愛護の意識を高める取組の推進 ② 動物のいのちを尊重する取組の推進

Ⅱ 家族・子育て

6 安心して子どもを生み育てられる環境をつくります

(基本方向)

安心して子どもを生み育てられる環境をつくるため、結婚、妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実や子育てにやさしい職場づくりを進めます。

また、子どもが、生まれ育った環境に左右されず、安心して学ぶことができるよう、教育の機会を確保するとともに、障がい児とその家族の多様なニーズに対応した地域療育支援体制の一層の充実を図ります。

現状と課題

- 令和3年の本県の出生数は6,472人と、10年前と比較して2,838人減少しており、また、令和3年の合計特殊出生率は1.30と、平成29年と比べると0.17ポイント低下しており、全国と同様に低下傾向が続いている。
- 令和3年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した、令和2年の本県の生涯未婚率（50歳時の未婚率）は男性が29.61%、女性が16.70%で、平成27年と比べると、男性は3.0ポイント、女性は3.21ポイント上昇しており、男性の生涯未婚率は、全国第5位の高さとなっています。
- ライフスタイルの多様化などにより、平均初婚年齢は年々上昇しており、未婚化、晩婚化が一層進んでいます。さらに、長引くコロナ禍の影響により、人との接触機会の減少、人々の生活意識や行動が変化する中で、若い世代の結婚や子育てに関する意識が変化している可能性があります。
- 家庭や地域の子育て力が低下する中で、県民一人ひとりが家族や子育ての意義について理解を深め、地域社会全体で子育て家庭を応援する機運を高めていく必要があります。
- 家庭教育や子育てに関しての相談件数が増加傾向にあることから、家庭教育を支える環境づくりを推進し、保護者等を支援する必要があります。
- 核家族化の進展や、出産年齢の上昇などによるリスクの高い妊婦の増加や分娩を取り扱う医療機関が減少する中で、安心して子どもを生み育てるためには、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し、相談支援につなげるとともに、医師確保や周産期医療機関の機能分担と連携及び救急搬送体制の充実強化による、安心して出産できる体制整備が必要です。
- 世帯当たり人員数の減少が続いていることにより、家庭養育機能の脆弱化や子育ての孤立化などにより、養育者の育児不安が増加しています。
- 保育所等や放課後児童クラブにおいて、保育人材の不足や定員に対する年齢別のニーズのミスマッチ等により、特定の地域において待機児童が生じていることから、引き続き、子育て家庭を支援するため、市町村と連携して、子ども・子育て支援の充実を図る必要があります。
- 出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、働く人がそれぞれの状況に合わせて柔軟に働き方を変えて仕事を継続できるよう、時間や場所を有効に活用できるテレワークや兼業・副業などの多

様な働き方の導入や定着促進が求められています。

- ・ 一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公表の義務化の範囲拡大、大企業の男女賃金差の情報公開の義務化、産後パパ育休制度の施行等、労働関係法令改正の周知を図る必要があります。
- ・ 子どもの貧困、ヤングケアラー、児童虐待などの諸課題に対して、子どもの最善の利益を考慮し、生まれ育った環境に左右されることなく自己実現が図られるよう、環境整備を進めることができます。
- ・ 本県の療育の拠点である県立療育センターの機能の強化や、岩手県医療的ケア児支援センターの設置などにより、障がい児の療育体制の充実を図ってきたところですが、身近な地域で障がいの特性に応じ、希望する療育を受けられる療育支援体制の構築が求められています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりの推進

- ・ 結婚したいと願う県民の希望をかなえるため、県、市町村、民間団体等が連携して“いきいき岩手”結婚サポートセンターを設置・運営し、入会促進の取組などにより新規会員を確保するとともに、A I を活用したマッチング支援の強化に取り組みます。
- ・ 市町村と連携した出会いの場の創出や新婚世帯への経済的支援のほか、企業等と連携し従業員への結婚情報の提供などに取り組みます。
- ・ 若い世代が早い段階から将来のライフプランを考え、希望を持って未来を描くことができるよう、セミナーの実施や妊娠や出産、不妊に関する正しい知識の啓発などにより、若者のライフデザインの構築を支援します。
- ・ 社会全体で結婚や子育てを支援する機運の醸成に向け、企業等による支援活動が促進されるよう、「いわて子育て応援の店」、「いわて結婚応援の店」の協賛店の拡充を進めます。
- ・ 子育て中の親やこれから親になる若者が安心して家庭を持ち、子どもを生み育てていくができるよう、家庭や子育ての大切さについての意識啓発や情報提供を行い、社会全体で子育てを支援する機運の醸成を図ります。
- ・ 不妊治療と仕事の両立支援のため、企業等に対し不妊治療休暇制度の導入に向けた働きかけを行うとともに、不妊専門相談センターを設置し、不妊に悩む夫婦を総合的に支援します。
- ・ 市町村、企業、N P O 等と連携し、男性の家事や育児に関わる意識の醸成を図り、男女が共に家事や育児に取り組む環境づくりを促進します。

② 安全・安心な出産環境の整備

- ・ 分娩取扱施設が減少している中、リスクに応じた適切な周産期医療提供体制を確保するため、I C T 等の更なる活用による周産期医療機関の機能分担と連携及び救急搬送体制の充実強化を一層進めます。
- ・ 安心して子どもを生み育てができるよう、妊娠婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の市町村への設置を促進するとともに、産後ケア事業、産前・産後サポート事業などの取組を促進します。また、妊娠の早期届出や妊婦健康診査の受診を促進するとともに、未受診者に対する指導の充実を図ります。
- ・ 妊産婦メンタルヘルスケアや乳児家庭全戸訪問等により、親子の心身の健康支援の充実に努めます。
- ・ 妊婦健診や分娩等のために遠隔地の医療機関へ通院している妊産婦の経済的負担を軽減する取

組の充実及び一層の活用促進に取り組みます。

③ 子育て家庭への支援

- ・ 「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町村と連携し、特に保育ニーズが増加している地域において保育の受け皿整備や保育人材の確保に取り組むなど、子ども・子育て支援の充実を図ります。
- ・ 仕事と子育ての両立支援などに取り組む企業等の表彰・認証の促進などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。
- ・ 子育て家庭の適正な医療の確保が図られるよう、引き続き子ども、妊産婦、ひとり親家庭等に対する医療費助成を行うとともに、中学生までの子ども及び妊産婦に係る医療費助成の現物給付を実施します。
- ・ 長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上、完全週休2日制普及等の働き方改革の取組を推進します。また、積極的に働き方改革に取り組もうとする企業を支援します。
- ・ 休暇制度や各種手当などの雇用・労働環境の改善について、岩手労働局と連携し、産業関係団体への要望活動や国の各種助成制度等の普及啓発を行います。

④ 子どもが健やかに成長できる環境の整備

- ・ 「岩手県子どもの幸せ応援計画」に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが自分の将来に希望を持てるよう、子どもの貧困対策の充実に向けて、学習環境の整備や福祉部門との連携強化などの教育の支援、相談事業の充実などの生活の支援、金銭の給付や奨学金の貸与などの経済的支援等に取り組みます。
- ・ ひとり親家庭等の多様なニーズに対応するため、民間団体や関係機関の緊密な連携による包括的な相談支援体制を構築するとともに、ひとり親家庭等が経済的に自立できるよう、保護者の就労支援や経済的な支援制度の周知と活用の促進等に取り組みます。
- ・ 児童虐待の発生予防、早期発見、相談・対応機能の充実及び再発防止や、ヤングケアラーなど支援が必要な子どもたちへの地域における支援体制を構築するため、市町村の子ども家庭相談体制の充実や要保護児童対策地域協議会の機能強化に向けた取組を支援するとともに、児童相談所の体制強化や関係機関との連携に努めます。
- ・ 社会的養護を必要とする子どもたちの最善の利益の実現に向け、「岩手県社会的養育推進計画」に基づき、家庭的環境での養育を促進するために里親委託等の推進や児童養護施設等の環境改善・ケア体制の充実を図るとともに、施設を退所した子ども等への自立支援などの充実を図ります。

⑤ 障がい児の地域療育支援体制の充実

- ・ 県内どの地域でも、障がい児や特別な支援を必要とする子どもとその家族の多様なニーズに対応した療育が身近な場所で受けられるよう、各地域の保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携した地域療育ネットワークを構築し、支援の充実を図ります。
- ・ 「岩手県医療的ケア児支援センター」を中心に、地域が主体となった支援体制の構築を支援していきます。
- ・ 療育に携わる人材の養成、育成や、業務の推進を支援するための取組を進めています。

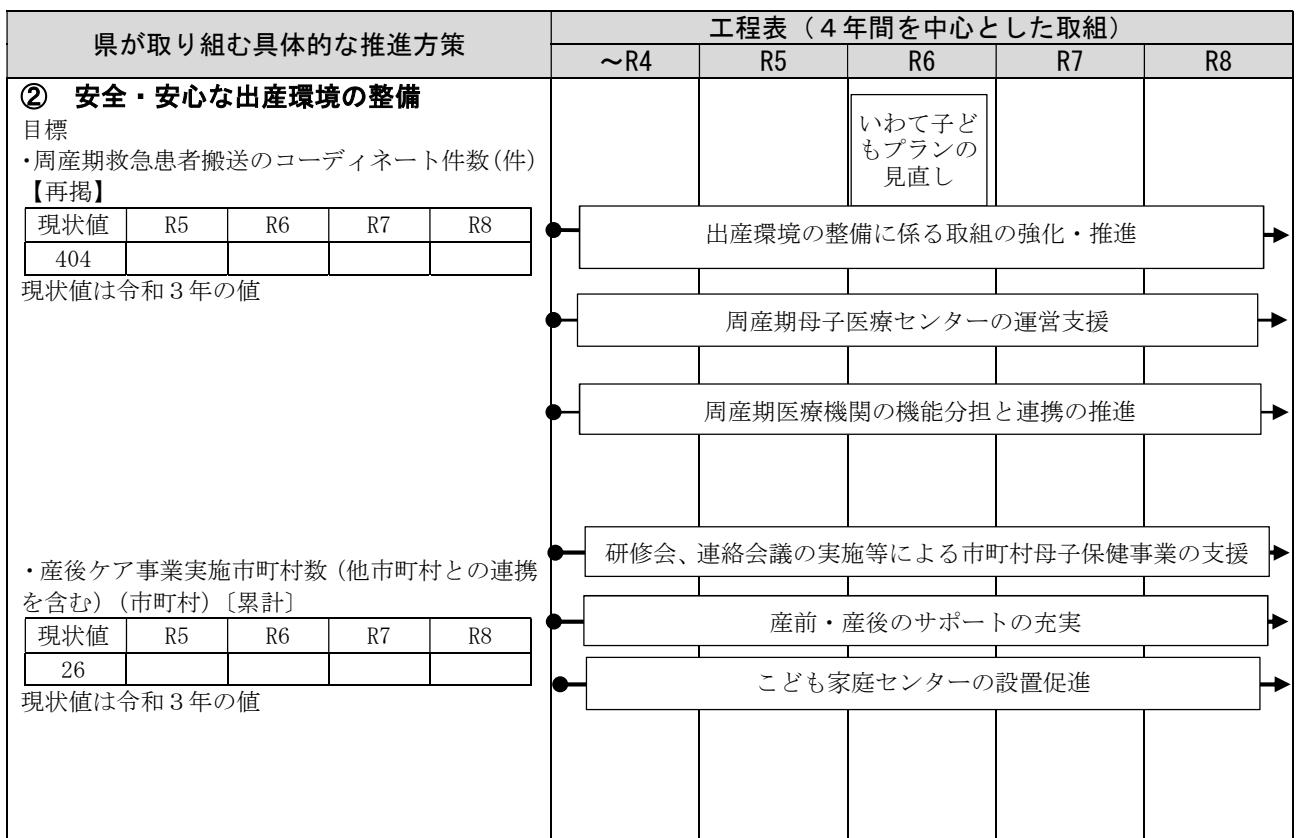
⑥ 家庭教育を支える環境づくりの推進

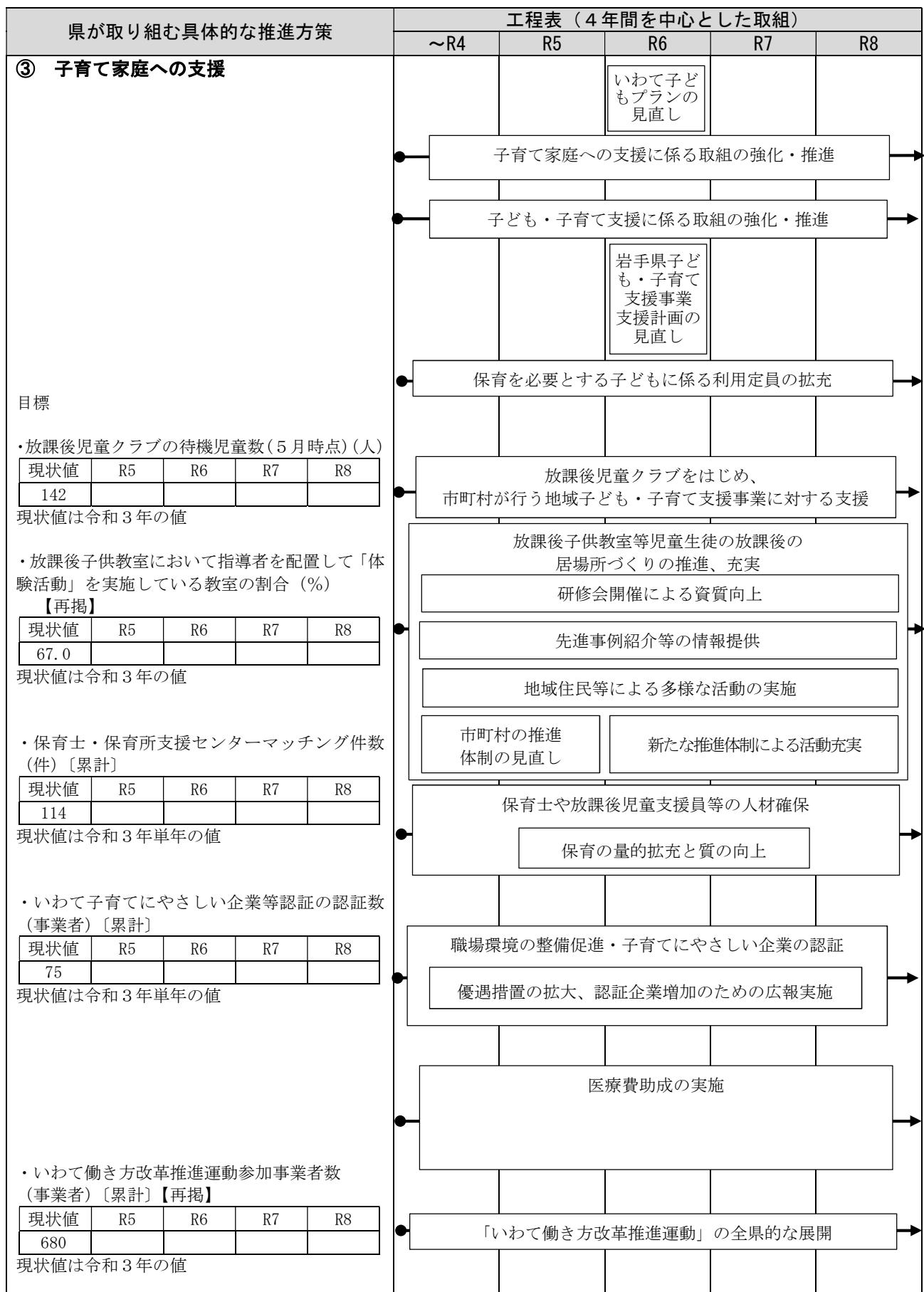
- ・ 子育てや家庭教育に悩みや不安を抱える親を支援するため、電話やメールによる相談窓口の周知と利用促進を図るとともに、すこやかメールマガジン等による家庭教育に役立つ情報などの提

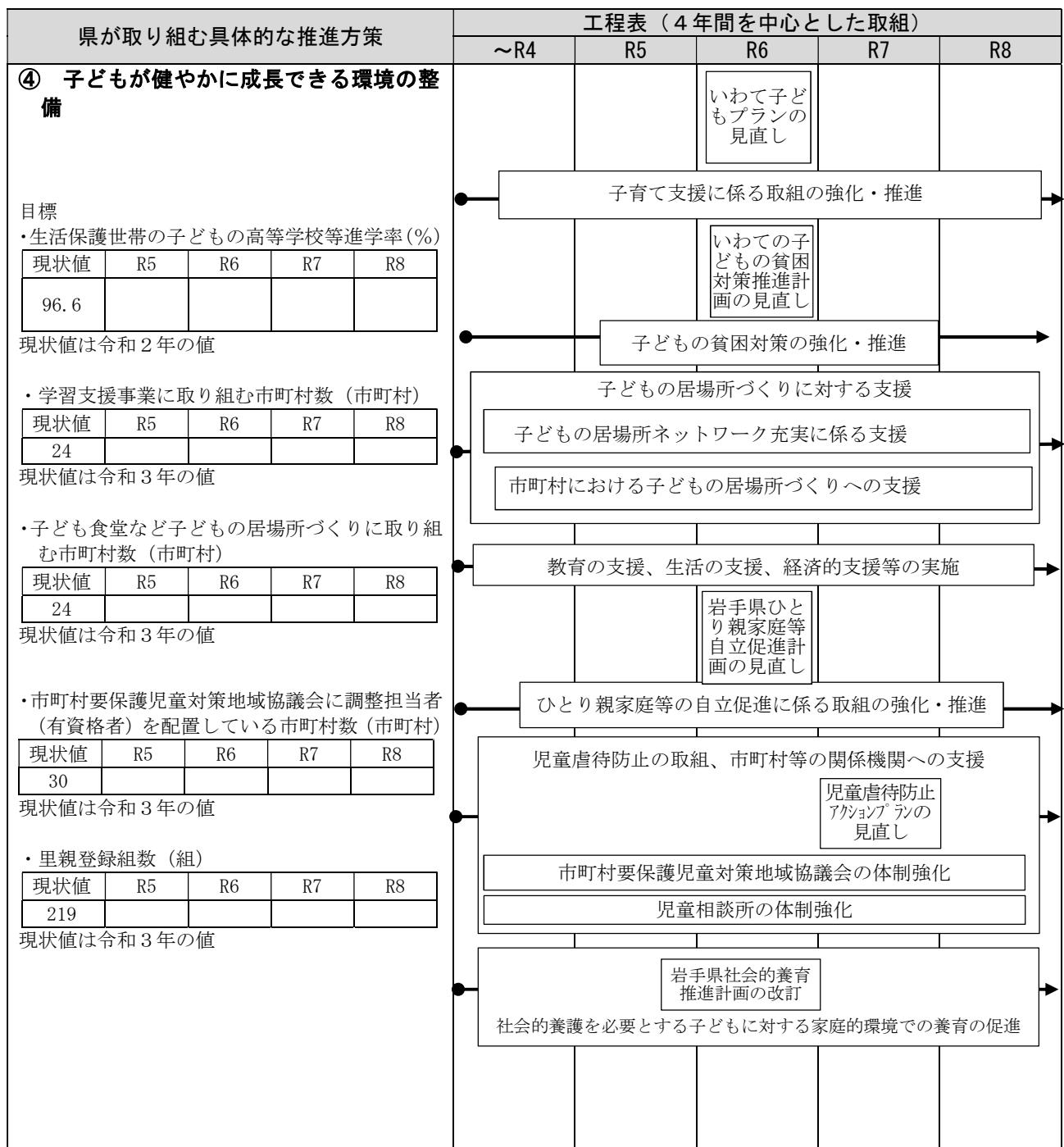
供や、教育に関する意識啓発に取り組みます。

- ・子育て支援に関わるグループ・団体・N P O等や企業との連携・協力、協働を図るため、子育てサポーター等の資質向上やネットワークづくりに向けた研修等を実施します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりの推進			いわて子どもプランの見直し		
目標					
・結婚サポートセンター会員における成婚者数（人）〔累計〕	現状値 36	R5	R6	R7	R8
現状値は令和3年単年の値					
・「いわて子育て応援の店」協賛店舗数（店舗）〔累計〕	現状値 2,225	R5	R6	R7	R8
現状値は令和3年の値					
・子育てサポートセンターにおける子育て支援研修等参加者数（オンラインを含む）（人）〔累計〕	現状値 136	R5	R6	R7	R8
現状値は令和3年単年の値					
・不妊治療休暇制度等導入事業者数（事業者）〔累計〕	現状値 5	R5	R6	R7	R8
現状値は令和3年単年の値					
・ライフプランセミナーの受講者数（人）〔累計〕	現状値 268	R5	R6	R7	R8
現状値は令和3年単年の値					
社会全体で子育てや結婚を支援する機運の醸成					
「いわて子育て応援の店」の協賛店の拡大					
「いわて結婚応援の店」の協賛店の拡大					
多子世帯向け支援による子育てへの機運醸成					
総合的な子育て支援体制の充実					
子育てポータルサイト、アプリ等による情報発信					
家庭や子育ての大切さについての普及啓発や情報発信					
不妊治療と仕事の両立がしやすい環境の整備					
不妊専門相談センターによる相談の実施					
男女が共に家事や育児に取り組む環境づくりを推進					
若者のライフデザインの構築を支援					
市町村を通じての父親の育児参加に関する普及啓発（ハンドブックの配布）					







県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
⑤ 障がい児の地域療育支援体制の充実					
目標					
・児童発達支援センター設置圏域数（圏域数）					
現状値 R5 R6 R7 R8	3				
現状値は令和3年の値					
・岩手県医療的ケア児支援センターによる支援件数（件数） 〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8	-				
・発達障がい児者地域支援体制整備への助言回数（回数） 〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8	-				
⑥ 家庭教育を支える環境づくりの推進					
目標					
・すこやかメールマガジンの登録人数（人）					
現状値 R5 R6 R7 R8	3,635				
現状値は令和3年の値					
・子育てサポーター等を対象とした家庭教育支援に関する研修会の参加者数（人）					
現状値 R5 R6 R7 R8	559				
現状値は令和3年の値					
地域療育ネットワーク充実に係る支援					→
第3期障がい児福祉計画策定					
医療的ケア児に関する地域の支援体制への支援					→
発達障がい児者の地域支援体制整備への助言					→
電話やメールによる相談窓口の開設と利用促進					→
すこやかメールマガジン等による学習情報の提供 すこやかメールマガジンの受信登録者拡大の取組 SNS等による発信方策の工夫・改善					→
子育てサポーター等の研修の充実とネットワーク強化					→
家庭教育支援チームの登録と活用の促進					→
市町村における子育て・家庭教育支援事業の推進支援					→

県以外の主体に期待される行動

(県民・NPO等)

- ・地域力を生かした子育て支援活動
 - ・子どもの健やかな成長を支援するための活動
 - ・行政、企業、支援機関等と連携した取組の実施
- (企業・団体)
- ・(公財) いきいき岩手支援財団による「いきいき岩手」結婚サポートセンターの設置運営
 - ・仕事と子育てが両立できる職場環境の整備
 - ・地域の子育て支援サービスへの協力、協賛
 - ・「いわて子育て応援の店」、「いわて結婚応援の店」への参加

(子ども・子育て支援機関等)

- ・専門的な知識・経験による子育て支援等
- ・障害児通所支援事業の実施

(医療機関)

- ・市町村等と連携した妊産婦のサポート

- ・医療機関間、診療科間の連携
(学校)
- ・児童生徒の基本的な生活習慣の定着を図る取組の実施
(市町村)
- ・若者の出会い・結婚に関する施策の実施
- ・周産期医療に係る医療機関との連携
- ・地域における切れ目のない妊娠・出産支援
- ・市町村子ども・子育て会議による事業計画の着実な実施
- ・子育て家庭への医療費助成
- ・住民ニーズに応じた教育・保育サービス
- ・放課後や家庭における支援施策の実施
- ・住民参加と協働による子育て支援策の推進
- ・子ども家庭に係る相談・児童虐待通告への適切な対応
- ・就学支援の実施
- ・児童発達支援センターの設置・運営の検討
- ・発達障がいの可能性がある子どもの地域でのアセスメントの推進
- ・地域療育ネットワークの機能の充実
- ・家庭のニーズ等に応じた学習情報の提供
- ・子育てサポーターや子育て支援関係者の研修の実施

II 家族・子育て

7 地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます

(基本方向)

「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を実現するため、令和6年度に60周年を迎える教育振興運動と地域学校協働活動を総合的かつ一体的に推進することにより、学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みづくりを進めます。

また、子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動ができるよう、放課後子供教室等により、地域の実状に応じた子どもの学びの場づくりを支援します。

さらに、特別支援教育に対する県民理解の醸成や参加促進を図るため、特別支援教育サポーターの養成などにより、障がいに関する正しい理解や「共に学び、共に育つ教育」の推進に向けた啓発活動に取り組みます。

現状と課題

- 人口減少の進行や新型コロナウイルス感染症の影響等により、学校支援活動や公民館活動・子供会行事等の継続が困難な地域があることから、学校・家庭・地域が一層の連携・協働を図り、子どもの学びや育ちを支える仕組みづくりを推進する必要があります。
- 放課後子供教室や県立青少年の家等において、地域の実情に合わせた学習支援や体験活動が展開されていますが、家庭での学習が困難な子どもたちや、多様な体験を望む子どもたちに対して、より一層の支援求められていることから、引き続き、地域住民等の協力を得ながら、学習支援や体験活動を行う機会の拡充を図ることが必要です。
- 特別な支援を必要とする子どもが地域で安心して学校生活を過ごすことができるよう、「共に学び、共に育つ教育」や、発達障がいなどの障がいに関する正しい知識の普及を進めるための県民向けの公開講座を実施しましたが、引き続き、国の「発達障害を含む障害のある児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」を踏まえ、特別支援教育に対する地域等の支援体制の構築を推進する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 学校・家庭・地域の連携の仕組みづくり

- 「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を実現するため、コミュニティ・スクールとの連携により、教育振興運動や地域学校協働活動の充実等に取り組みます。
- 地域学校協働活動を持続的な取組とするため、市町村における地域と学校をつなぐコーディネート人材の配置を支援します。

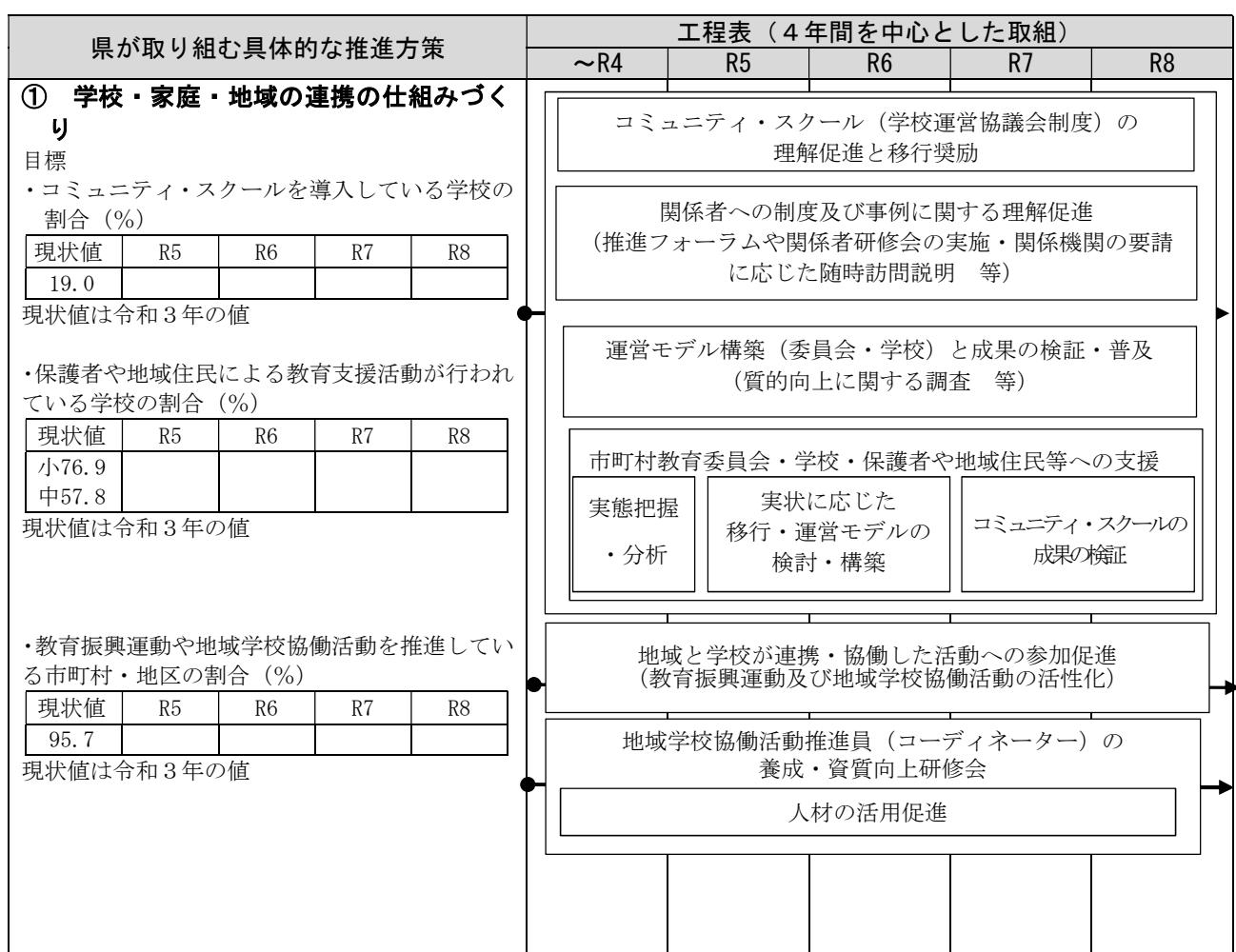
② 豊かな体験活動の充実

- 子どもたちに放課後等の学習の場を提供するため、日常的に児童生徒が利用する放課後子供教室や放課後児童クラブ等による居場所づくり、地域学校協働活動等による多様な体験活動の実施に取り組みます。

- ・子どもたちの体験学習の場を提供するため、青少年の家や野外活動センターなどの社会教育施設において、周辺の自然を生かした体験活動等の充実に取り組みます。
- ・子どもたちの体験活動を充実させるため、従来の実体験プログラムとオンラインプログラムを組み合せた放課後子供教室の特色ある事例を市町村等に情報提供するなど、取組の拡充を図ります。

③ 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進

- ・特別な支援を必要とする子どもが地域で安心して学校生活を過ごすことができるよう、「共に学び、共に育つ教育」の推進や、発達障がいなどの障がいに関する正しい知識の普及を進めるための県民向けの公開講座を実施します。
- ・地域ぐるみで特別支援教育を支援する体制をつくるため、授業の補助や学校生活の支援を行う特別支援教育サポートーの養成に取り組みます。



県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
② 豊かな体験活動の充実	放課後子供教室等児童生徒の放課後の居場所づくりの推進、充実				
目標	研修会開催による資質向上				
・放課後子供教室において指導者を配置して「体験活動」を実施している教室の割合 (%)	先進事例紹介等の情報提供				
現状値 R5 R6 R7 R8 67.0	地域住民等による多様な活動の実施				
現状値は令和3年の値	市町村の推進体制の見直し				
・放課後児童クラブの待機児童数(5月時点)(人)	新たな推進体制による活動充実				
【再掲】	放課後児童クラブをはじめ、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業に対する支援				
現状値 R5 R6 R7 R8 142	社会教育施設の特色を生かしたプログラム開発				
現状値は令和3年の値	市町村で実施可能なプログラムモデルの情報発信・普及				
・県立青少年の家・野外活動センターが提供する親子体験活動事業への参加者の満足度の割合 (%)	教育振興運動による多様な体験活動の充実				
現状値 R5 R6 R7 R8 —	県民向け公開講座の開催				
現状値は令和3年の値	公開講座の内容充実・受講者数拡大への取組推進				
③ 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進	特別支援教育サポーター養成公開講座の開催				
目標	養成講座の内容充実・講座受講者数拡大への取組推進				
・特別支援教育サポーターの登録者数 (人)					
【再掲】					
現状値 R5 R6 R7 R8 335					
現状値は令和3年の値					

県以外の主体に期待される行動

(家庭)

- ・教育振興運動及び地域学校協働活動への参画・協働
- ・多様な体験活動への子どもたちの参加促進
- ・特別支援教育サポーターとしての教育活動への協力

(地域、関係団体、N P O等)

- ・コミュニティ・スクールへの参画・協働
- ・教育振興運動及び地域学校協働活動への参画・協働
- ・地域と学校をつなぐコーディネート人材の輩出
- ・放課後子供教室等の運営
- ・子どもたちの多様な体験活動機会の提供
- ・特別支援教育サポーターとしての教育活動への協力

(学校)

- ・コミュニティ・スクールの運営
- ・教育振興運動及び地域学校協働活動への参画・協働

(社会教育施設)

- ・自然体験活動などの体験活動の充実
(市町村教育委員会)
- ・教育振興運動及び地域学校協働活動の指導・支援
- ・地域と学校をつなぐコーディネート人材の配置
- ・放課後子供教室等の運営支援
- ・子どもたちの多様な体験活動機会の提供
- ・特別支援教育や障がい等に関する住民理解の推進

Ⅱ 家族・子育て

8 健全で、自立した青少年を育成します

(基本方向)

青少年が夢や希望に向かって自分の個性や主体性を発揮できるよう、社会との関わりの中で、自主的に自立した活動ができる環境づくりを推進します。

また、青少年が地域に誇りを持ち、健やかに成長できるよう、青少年を地域全体で育む地域づくりを進めます。

現状と課題

- 令和3年度青少年の健全育成に関する意識調査において、児童生徒、保護者の将来の夢として、「自分（児童生徒）の個性や能力を生かすこと」や「家族と幸せに暮らす」が多く、青少年が個性や主体性を発揮でき、かつ、家庭生活の充実も両立できる環境づくりが期待されています。また、「住んでいる地域が好き」という青少年が8割を超えており、引き続き、青少年の地域づくりへの関心を高める必要があります。
- 本県の若年無業者数は、平成29年就業構造基本調査の推計値で5,800人となっており、社会的自立に困難を抱える青少年への支援が引き続き重要な課題となっています。
- 全国学力・学習状況調査（令和3年度）で、今住んでいる地域の行事に「参加している」と回答している割合が、小学生76.3%、中学生62.9%と全国平均（小学生58.1%、中学生43.7%）を上回っています。
- 本県の刑法犯少年の検挙・補導人員は減少傾向にあり、全国的にみれば低い水準にありますが、引き続き、地域が一体となって青少年を事件・事故から守る環境づくりに取り組む必要があります。
- インターネット、スマートフォンの利用の増加により、コミュニティサイト¹等で知り合った相手から犯罪の被害に遭う青少年が依然として後を絶たないことから、情報メディアの適切な利用の普及促進が必要です。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 個性や主体性を發揮して自立した活動ができる環境づくりの推進

- 青少年の社会参画の機会を拡大するため、青少年ボランティアの活動機会の提供を図るとともに、生徒の意見発表の場や社会参加活動等に関心のある生徒の全県的な交流等の機会を設けます。
- 若年無業者等の困難を抱える青少年の自立を支援するため、関係機関・団体の連携を促すとともに、就業体験やボランティア体験、訪問型相談などの支援を行います。

¹ コミュニティサイト：共通の趣味や興味など持つ者同士が集まるインターネット上のウェブサイト。

② 愛着持てる地域づくりの推進

- ・青少年活動交流センターにおける、世代間・地域間の交流、青少年団体活動の支援、相談活動などの機能充実を図り、活用を促進します。
- ・家庭の役割の重要性が広く認識されるよう、意識啓発や親子が楽しくふれあう機会の提供を行います。
- ・次代を担う青少年リーダーを育成する交流体験活動の機会を設け、青少年の世代間・地域間等の多様な交流を促進します。

③ 青少年を事件・事故から守る環境づくりの推進

- ・地域全体で青少年を見守り育てる活動を推進するため、青少年育成委員による見守り活動を行うほか、関係機関・団体との連携による青少年の非行・被害防止県民運動を開催し機運醸成を図ります。
- ・インターネット上の有害情報や有害な図書類から青少年を守るために、関係機関と連携した青少年への情報モラルの啓発や青少年指導者等の情報メディア対応能力の向上、不健全図書類の指定や点検等に取り組みます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 個性や主体性を發揮して自立した活動ができる環境づくりの推進					
目標					
・青少年ボランティア活動者数（人）〔累計〕	現状値 470	R5 470	R6 470	R7 470	R8 470
現状値は令和3年単年の値					
・「わたしの主張」応募総数（地区大会含む）（人）〔累計〕	現状値 3,807	R5 3,807	R6 3,807	R7 3,807	R8 3,807
現状値は令和3年単年の値					
・若年無業者等「交流・活動支援（ステップアップ）」参加者数（人）〔累計〕	現状値 468	R5 468	R6 468	R7 468	R8 468
現状値は令和3年単年の値					
	● 青少年ボランティア制度の周知・活動機会の拡充				
	● 青少年の意見発表や交流活動等を通じた社会参画機会の拡大				
	● 支援機関との連携による若年無業者等の自立支援の実施				
	● 各市町村にある交流を目的とした拠点の普及活動				

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）									
	～R4	R5	R6	R7	R8					
② 愛着を持てる地域づくりの推進										
目標										
・青少年活動交流センター利用者数（人）										
現状値 R5 R6 R7 R8										
8,842										
現状値は令和3年の値										
・子ども・若者支援セミナー受講者数（オンラインを含む）（人）〔累計〕										
現状値 R5 R6 R7 R8										
177										
現状値は令和3年単年の値										
③ 青少年を事件・事故から守る環境づくりの推進										
目標										
・青少年を非行・被害から守る県民大会参加者数（オンラインを含む）（人）〔累計〕										
現状値 R5 R6 R7 R8										
596										
現状値は令和3年単年の値										
・青少年指導者向け情報メディア対応能力養成講座受講者数（オンラインを含む）（人）〔累計〕										
現状値 R5 R6 R7 R8										
293										
現状値は令和3年単年の値										
青少年活動交流センターを拠点とした青少年団体等の活動支援、交流事業等の実施										
親子のふれあいや地域を知る体験活動等の実施										
SNSを活用した相談活動										
調査・研究 相談活動の実施										
地域住民、青少年育成関係者を対象としたセミナー等の実施										
青少年育成に取り組む関係団体等と連携した県民大会や啓発活動の実施										
有害情報から青少年を守るための取組										
研修会の開催 研修対象者を拡充し研修を充実										

県以外の主体に期待される行動

(家庭)

- ・親子のふれあいの充実

(企業等)

- ・就業体験への協力など青少年の職業意識の醸成
- ・不健全図書類やインターネット上の有害情報から青少年を守る環境づくりへの協力

(教育機関等)

- ・親子のふれあいの充実に向けた取組
- ・家庭・地域の教育力向上に向けた取組
- ・青少年の相談・居場所づくり、見守り、交流機会の創出
- ・就労体験など青少年の職業意識醸成に向けた取組
- ・青少年の健全育成を阻害するおそれのある環境の浄化

(市町村)

- ・関係団体と連携した青少年健全育成の取組
- ・困難を抱える青少年（若年無業者等）の支援
- ・個性を伸ばし、主体的に学ぶ力や心豊かでたくましい人間を育む取組

II 家族・子育て

9 仕事と生活を両立できる環境をつくります

(基本方向)

仕事と生活を両立できる環境をつくるため、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上等の働き方改革や、育児休業・介護休業制度の普及促進等により、男女問わず一人ひとりの事情に対応できる、働きやすい職場づくりを推進します。

現状と課題

- 本県は、子育て期の男性家事時間が全国平均より低くなっていますが、男女が協力して家事・子育てを実施する大切さについての普及・啓発が一層求められています。
- 県内に居住する満18歳以上の男女2,000人を対象として実施した、「令和3年度男女が共に支える社会に関する意識調査（以下「男女意識調査」という。）」において、仕事と家庭・社会活動の両立のために必要なこととして、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」が最も多くなっています。
- 本県における令和3年の年間総実労働時間は、全国平均と比較して長く、年次有給休暇取得率も全国平均と比較して低い状況であり、働き方改革の推進が必要です。
- コロナ禍の影響により、時間や場所を有効に活用できるテレワークの導入が進んでいますが、全国とは開きがあり、働く人がそれぞれの状況に合わせて働き方を選択して仕事を継続できる多様な働き方の導入促進が求められています。
- 出生数が長期的に減少傾向にあることや、晩婚化を背景に育児期にある世帯が親の介護も同時に担う、いわゆるダブルケア問題の懸念などを踏まえ、企業の育児休業・介護休業制度をはじめとする仕事と生活の調和に向けた取組の普及が求められます。
- 従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する健康経営の考え方方が広がりを見せています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 働き方改革の取組の推進

- 「いわてで働き方改革推進協議会」を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上、完全週休2日制普及等の働き方改革の取組を推進します。
- 各種セミナーの開催、働き方改革のモデル事例の創出・紹介、優良事例等の表彰を行うとともに、広報媒体の活用等による普及啓発を行います。
- 休暇制度や各種手当などの雇用・労働環境の改善について、岩手労働局と連携し、産業関係団体への要望活動や国の各種助成制度等の普及啓発を行います。
- ライフステージやライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方の普及を図るため、企業のテレ

ワークや副業・兼業などの取組を促進します。

- ・ 若者、女性、高齢者、障がい者、外国人等のあらゆる人が持てる能力を最大限に発揮することを可能とするダイバーシティ経営の導入を促進します。

② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ・ 誰もが働きやすい労働環境の整備の促進に向け、セミナーの開催などを通じて、休暇制度やパワーハラスメント防止対策など労働関係法令に関する知識の普及を図ります。
- ・ 保育所等や放課後児童クラブにおいて、保育人材の不足や定員に対する年齢別のニーズのミスマッチ等により、特定の地域において待機児童が生じていることから、引き続き、子育て家庭を支援するため、市町村と連携して、子ども・子育て支援の充実を図る必要があります。
- ・ 仕事と子育ての両立支援などに取り組む企業等の表彰・認証の促進などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。

③ いきいきと働き続けるための健康づくりの推進

健康づくりに関する正しい知識の普及啓発や健康教育を実施するほか、企業等における健康経営の取組を促進します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 働き方改革の取組の推進					
目標					
・いわて働き方改革推進運動参加事業者数 (事業者)〔累計〕【再掲】					
現状値 R5 R6 R7 R8					
680					
現状値は令和3年の値					
・年次有給休暇の取得率 (%)					
現状値 R5 R6 R7 R8					
56.1					
現状値は令和2年の値					
② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進					
			いわて子どもプランの見直し		
			岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の見直し		
			子ども・子育て支援に係る取組の強化・推進		
			保育を必要とする子どもに係る利用定員の拡充		

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）									
	～R4	R5	R6	R7	R8					
目標										
・放課後児童クラブの待機児童数（5月時点）（人）【再掲】										
現状値	R5	R6	R7	R8						
142										
現状値は令和3年の値										
・放課後子供教室において指導者を配置して「体験活動」を実施している教室の割合（%）【再掲】										
現状値	R5	R6	R7	R8						
67.0										
現状値は令和3年の値										
・保育士・保育所支援センターマッチング件数（件）【累計】【再掲】										
現状値	R5	R6	R7	R8						
114										
現状値は令和3年単年の値										
・いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数（事業者）【累計】【再掲】										
現状値	R5	R6	R7	R8						
75										
現状値は令和3年単年の値										
③ いきいきと働き続けるための健康づくりの推進										
目標										
・いわて健康経営認定事業所数（事業者）【再掲】										
現状値	R5	R6	R7	R8						
352										
現状値は令和3年の値										
放課後児童クラブをはじめ、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業に対する支援										
放課後子供教室等児童生徒の放課後の居場所づくりの推進、充実										
研修会開催による資質向上										
先進事例紹介等の情報提供										
地域住民等による多様な活動の実施										
市町村の推進体制の見直し			新たな推進体制による活動充実							
保育士や放課後児童支援員等の人材確保										
保育の量的拡充と質の向上										
職場環境の整備促進・子育てにやさしい企業の認証										
優遇措置の拡大、認証企業増加のための広報実施										
企業等における健康経営の取組促進										
健康経営に積極的に取り組む企業等の認定・表彰										

県以外の主体に期待される行動

(企業等)

- ・持続的な働き方改革の取組
- ・両立支援の環境づくりと実践
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・多様な働き方ができる環境づくり
- ・健康経営の取組の推進

(教育機関・産業支援機関等)

- ・企業に対する助言・指導
- ・学生に対する労働教育

(市町村)

- ・ワーク・ライフ・バランスの取組への支援
- ・企業への要請、意識啓発
- ・働き方改革の取組の支援

II 家族・子育て

10 動物のいのちを大切にする社会をつくります

(基本方向)

家族の一員とも言える、心の潤いを与える動物との良好な関係を築くため、動物愛護の意識を高める普及啓発の取組を推進します。

また、いのちの大切さを思い、共につながり、支え合う心を育むため、収容動物の返還や譲渡の推進などにより、動物のいのちを尊重する取組を推進します。

現状と課題

- ・ 近年の動物愛護思想の高まりの中、動物愛護法が改正され、動物取扱業に対する規制が強化されたほか、全国的に殺処分ゼロを目指した取組が推進されています。
- ・ 動物愛護団体等と連携した返還譲渡の取組により、犬猫の殺処分数が減少傾向にあるなど、動物愛護に関する県民の関心が高まっています。
- ・ 動物愛護推進員や獣医師等との連携により、各保健所で捕獲・引き取りした犬や猫の返還及び譲渡が行われていますが、動物収容施設の老朽化等により十分な機能が発揮できないことから、動物愛護の取組をより広域的に担う施設の整備が既存施設の老朽化対策と併せて求められています。
- ・ 東日本大震災津波の発災以降、災害発生時の動物との同行避難の重要性について認識が高まっています。
- ・ 動物の多頭飼育崩壊事例が本県を含めて全国的に問題となっており、関係する機関との連携が求められています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 動物愛護の意識を高める取組の推進

- ・ 広く県民の理解を深めるため、動物愛護関連行事の開催や、各種広報媒体を活用した広報の実施により、動物愛護思想の普及啓発に取り組みます。
- ・ 動物愛護推進員や獣医師等との協働により、動物愛護フェスティバルの開催等、地域に根ざした動物愛護活動に取り組みます。
- ・ 盛岡市との共同により、動物愛護思想や適正飼養に関する普及啓発を行う拠点施設の整備の検討を進め、いのちの大切さや共につながり支え合う心を育む取組を推進します。
- ・ 動物愛護法の改正を踏まえ、動物取扱業者に対して適正に指導します。
- ・ 動物の多頭飼育問題に適切に対応できるよう、動物愛護、社会福祉及び警察等の関係機関が連携し、予防や早期発見、早期対応に取り組みます。

② 動物のいのちを尊重する取組の推進

- 動物愛護団体等と連携した譲渡会の開催等により、飼主に対する動物の返還や新たな飼主への積極的な譲渡に取り組みます。
- 動物のいのちを尊重する教育や飼い方・しつけ教室等の実施により、適正飼養を推進とともに、飼主のいない猫対策等に取り組みます。
- 災害発生時に迅速かつ円滑に動物救護活動が行われるよう、獣医師会等関係団体や市町村と連携した同行避難訓練の実施や研修会の開催等により、災害時の対応力の強化に取り組みます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 動物愛護の意識を高める取組の推進					
目標					
・動物愛護普及啓発行事の参加者数（人）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
150					
現状値は令和3年単年の値					
・動物愛護推進員の委嘱者数（人）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
55					
現状値は令和3年の値					
② 動物のいのちを尊重する取組の推進					
目標					
・適正飼養講習会受講者数（人）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
336					
現状値は令和3年単年の値					
・災害時の同行避難に関する訓練等参加者数（人）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
106					
現状値は令和3年の値					
	● 獣医師会と連携した動物愛護普及啓発行事の開催				→
	● 動物愛護推進のための拠点施設整備の推進 いのちの教育など普及啓発の実施				→
	● 適正飼養と動物愛護の普及啓発の推進				→
	● 動物愛護団体や動物愛護推進員と連携した譲渡の推進				→
	● ホームページなどを活用した保護動物情報の発信				→
	● 飼主に対する飼い方・しつけ教室の実施				→
	● マイクロチップ装着などの所有者明示の取組推進				→
	● 地域猫活動に係る 情報収集・調査				→
	● 地域猫活動支援				→
	● 災害発生に備えた関係団体等との連携体制の整備				→

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- 動物の適正な飼養
- 動物のいのちを大切にする行動

(動物取扱業者)

- 法令に則った適正な管理

(愛護団体等)

- 動物愛護意識や飼養方法等の普及啓発
- 県と連携した譲渡会の開催

(獣医師会)

- ・県と連携した動物愛護普及啓発行事の開催
- ・委託契約に基づく負傷動物の応急治療
(市町村)
- ・犬の返還推進のための保健所との連携

III 教育

学びや人づくりによって、

将来に向かって可能性を伸ばし、自分の夢を実現できる岩手

【これまでの成果と課題】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を契機として、1人1台端末等ICT環境の整備が完了しました。ICTを効果的に活用し、教育の質や学習効果の向上を図る必要があります。
- ・ 児童生徒の自己肯定感や有用感を育む道徳教育や特別活動の充実に取り組みましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により体験等の機会が減少しました。今後は、多様な体験活動や文化芸術活動の一層の充実を図る必要があります。
- ・ 本県の児童生徒の体力・運動能力は、全国と比較して高い水準を維持していますが、運動時間の減少や児童生徒の肥満の割合の増加が見られることから、運動に親しむ機会の確保や健康に関する正しい知識の定着等に向けて取り組む必要があります。
- ・ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への切れ目のない支援の充実に取り組んでおり、今後も、多様化する障がいの状況など個々の教育的ニーズに対応するため、市町村や関係機関等と連携し、教育環境の充実や指導・支援体制の強化等を推進する必要があります。
- ・ いじめへの組織的な指導体制や不登校等の未然防止のための教育相談体制の充実に取り組みましたが、いじめの認知件数や不登校児童生徒数は増加傾向にあることから、相談・支援体制の更なる強化や関係機関と連携した教育機会の確保に取り組む必要があります。
- ・ 学校の冷房設備の整備、地域や産業界等と連携・協働による教育活動の充実などに取り組みました。今後の児童生徒数の大幅な減少など社会情勢の変化に対応するため、安全でより良い教育環境の整備、魅力ある学校づくりの推進など、教育の質の向上に向けた取組を推進する必要があります。
- ・ 教育ニーズが多様化する中、特色ある教育活動を実施している私立学校に対する期待が高まっており、引き続き、教育活動の充実に向けた支援に取り組む必要があります。
- ・ 郷土を愛し、岩手の復興・発展を支える人材や産業人材の育成を推進し、その定着に取り組んできたところ、令和4年3月高卒者の県内就職率が過去最高となりました。人口減少が進行する中、「いわての復興教育」の取組を推進するとともに、関係団体等と連携し、産業等を担う人材の育成、確保、定着などに取り組む必要があります。
- ・ 文芸や合唱等での児童生徒の全国的な活躍や、本県出身選手の世界的な活躍もあり、文化芸術やスポーツに対する県民の関心が高まっており、次に続く文化芸術やスポーツを担う人材の育成のほか、活動を支える人材の育成等に取り組む必要があります。
- ・ 「いわて高等教育地域連携プラットフォーム」を設立し、産学官の連携体制を構築しました。こうした連携体制を生かし、地域課題の解決に向けた取組を推進する必要があります。また、県内大学等卒業者の県内就職率が増加傾向にあるものの、就職期の社会減が継続していることから、県内大学等卒業者の県内定着に向けて取り組む必要があります。

【今後の方向性】

- ・ 児童生徒の確かな学力を育むため、ＩＣＴ機器の効果的な活用方法の普及、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進等に取り組みます。
- ・ 児童生徒の豊かな人間性と社会性を育むため、道徳教育及び人権教育等の充実、学校・家庭・地域が連携した多様な体験活動の推進、学校における文化芸術活動の推進、社会に参画する力の育成の推進に取り組みます。
- ・ 児童生徒の健やかな体を育むため、家庭や地域などと連携し、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」の形成による健康の保持・増進と適切な部活動の推進に取り組みます。
- ・ 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めるため、進学時の円滑な引継ぎ、通級による指導、医療的ケア看護職員の適切な配置など指導体制や支援体制の充実に取り組みます。
- ・ いじめや不登校の未然防止、早期発見・適切な対処に取り組むため、組織的な指導体制やスクールカウンセラー等と連携した教育相談体制の充実、多様な教育機会の確保に取り組みます。
- ・ 児童生徒の安全確保の推進、防災教育の推進、計画的な学校施設等の長寿命化などの安全により良い教育環境の整備や地域等との連携・協働による教育活動の充実に取り組みます。また、教育の質の向上のため、有為な人材の確保に取り組むほか、関係機関との連携による多様な研修の実施などにより、教員の育成、資質向上に取り組みます。
- ・ 各私立学校の建学の精神や中期計画に基づく特色ある教育活動の充実に向けて、その支援に取り組みます。
- ・ 地域に貢献する人材を育てるため、「いわての復興教育¹」の取組を充実させるとともに、キャリア教育²を一層推進するほか、ものづくり産業や農林水産業、建設業を担う人材、各産業のデジタル化やDXを推進する人材の育成等を推進します。
- ・ 文化芸術を担う人材を育てるため、一流の文化芸術に触れる機会の提供や意欲的な創作活動等を後押しするとともに、障がい者の文化芸術活動を推進します。また、スポーツを担う人材を育てるため、スポーツ医・科学サポートを通じて、中長期的な視点に立った育成に取り組むとともに、最新技術やスポーツ・インテグリティ³に基づく指導者の育成等、サポート体制の充実を図ります。
- ・ 高等教育機関との連携により、地域課題解決に向けた共同研究を推進するほか、リカレント教育⁴の充実を促進するとともに、県内高校から県内大学等への進学意識の醸成や、県内大学から県内企業への就職など地元定着を高める取組を推進します。
- ・ 教育分野の推進に当たっては、市町村教育委員会等と全県的な教育課題について協議・検討し、関係機関との連携・協働による取組を推進します。また、「いわてで働く推進協議会」や「いわて高等教育地域連携プラットフォーム」において、地域に貢献する優れた人材の育成と地元定着に向けた実効性の高い対策を検討し、具体的な取組を推進します。

¹ いわての復興教育：東日本大震災津波の体験を踏まえ、県内全ての学校がそれぞれの実情に応じて取り組むことができる教育プログラムを作成・普及することにより、子どもたち自らの未来を切り拓く力を育むとともに、県内の全ての学校が心を1つにして震災を見つめ、郷土を愛し、いわての復興・発展を担う「ひとつづくり」を進めていくための教育。

² キャリア教育：児童生徒が自己のあり方・生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を学校教育活動全体で、計画的・組織的に育むもの。

³ スポーツ・インテグリティ：スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態。八百長・違法賭博、ガバナンス欠如、暴力、ドーピング等の様々な脅威から、スポーツにおける誠実性・健全性・高潔性を守る取組。

⁴ リカレント教育：学校教育から一旦離れた後、それぞれの人の必要なタイミングで学び直し、仕事と教育を繰り返しながら仕事で求められる能力を磨き続けていくこと。

【いわて幸福関連指標】

指 標	単位	現状値	年度目標値			計画目標値
		R3	R5	R6	R7	
① 意欲を持って自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合						
(小学生)	%	82.5				
(中学生)		85.4				
② 授業で、自分の考えを深めたり広げたりしている児童生徒の割合						
(小学生)	%	83.0				
(中学生)		83.5				
③ 人が困っているときは、進んで助けようと思う児童生徒の割合						
(小学生)	%	68				
(中学生)		67				
(高校生)		62				
④ 自己肯定感を持つ児童生徒の割合						
(小学生)	%	76.4				
(中学生)		76.2				
⑤ 体力・運動能力が標準以上の児童生徒の割合						
(小学生 男子)	%	68.9				
(小学生 女子)		79.1				
74.8						
(中学生 女子)		88.8				
⑥ 特別支援学校が適切な指導・支援を行っていると感じる保護者の割合	%	96.0				
⑦ 高卒者の県内就職率	%	74.1				
⑧ 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合						
(小学生)	%	82.1				
(中学生)		72.8				
⑨ 県内大学等卒業者の県内就職率	%	47.0				
【参考指標（実績値）】						
学力が全国水準未満の児童生徒の割合（令和3年：小学生国語50%、小学生算数42%、中学生国語37%、中学生数学57%）〔全国学力・学習状況調査（文部科学省）〕、						
不登校児童生徒数〔千人当たり〕（令和3年：小学生8.4人、中学生39.6人、高校生19.8人）〔児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）〕						

【政策項目一覧】

政策項目	具体的推進方策
11 【知育】児童生徒の確かな学力を育みます	① これからの中学校で活躍するために必要な資質・能力の育成 ② 児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実 ③ 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進
12 【徳育】児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます	① 自他の生命を大切にし、人権を尊重する心の育成 ② 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成 ③ 学校における文化芸術教育の推進 ④ 主権者教育などによる社会に参画する力の育成
13 【体育】児童生徒の健やかな体を育みます	① 児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実 ② 適切な部活動体制の推進
14 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます	① 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実 ② 各校種における指導・支援の充実 ③ 教育環境の充実・県民理解の促進
15 いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります	① いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処 ② 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進 ③ デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進
16 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質の向上を進めます	① 安全でより良い教育環境の整備 ② 魅力ある学校づくりの推進 ③ 多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保 ④ 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上
17 多様なニーズに応じた特色ある私学教育を充実します	① 各私立学校の建学の精神などに基づく特色ある教育活動の支援 ② 私立学校の耐震化の支援や教育環境の整備促進
18 地域に貢献する人材を育てます	① 「いわての復興教育」などの推進 ② キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成 ③ ものづくり産業人材の育成・確保・定着 ④ 農林水産業の将来を担う人材の育成 ⑤ 建設業の将来を担う人材の確保、育成 ⑥ デジタル人材の育成 ⑦ 科学技術の理解増進と次代を担う人材の育成

政策項目	具体的推進方策
	⑧ 岩手と世界をつなぐ人材の育成
	⑨ 地域産業の国際化に貢献する人材の育成
19 文化芸術・スポーツを担う人材を育てます	① 文化芸術活動を担う人材の育成 ② 文化芸術活動を支える人材の育成 ③ アスリートの競技力の向上 ④ 障がい者アスリートの競技力の向上 ⑤ スポーツ医・科学サポートを通じた競技力の向上 ⑥ スポーツ活動を支える指導者等の養成
20 高等教育機関と連携した地域づくり・人づくりを進めます	① 高等教育機関との連携による地域課題解決に向けた取組の推進 ② 地域をけん引する人材の育成と若者定着の促進 ③ 岩手県立大学における取組への支援

III 教育

11 【知育】児童生徒の確かな学力を育みます

(基本方向)

将来の予測が困難な時代において、子どもたち一人ひとりに未来の創り手となるために必要な資質・能力が求められていることから、教育におけるDXや学校と地域の「共創」による学びなどを進め、岩手の子どもたちの、主体的に学び他者との協働により学びを深め新たな価値を創造し、地域を活性化する力を育成します。

また、学習指導要領等を着実に実施するとともに、学校、家庭、地域が連携・協働しながら、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。

現状と課題

- ・ 変化の激しい社会を生きる子どもたちの資質・能力の育成を図るため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進等により学校の教育活動の質を更に向上させ、学習効果を高める必要があります。
- ・ 児童生徒に身に付けさせたい資質・能力の育成に重きを置きながら各学校が作成した「確かな学力育成プラン」に基づき、学力向上に向けた取組を推進してきたところであり、さらに、学校の組織的な取組の充実や、児童生徒の自主的かつ計画的な家庭学習の習慣化を図る必要があります。
- ・ いわて幼稚教育センターを設置するなど関係機関等との連携により幼稚教育推進体制の構築に取り組んできたところであり、今後も各園のニーズに対応し、幼児期の教育の質の向上を図るために、「いわて就学前教育振興プログラム¹」に基づく取組を推進する必要があります。
- ・ 1人1台端末やネットワーク環境など学校におけるICT環境の整備を進めてきたところであり、教育におけるDXの推進に取り組む必要があります。
- ・ 教育におけるDXの推進に当たっては、ICT機器の使用自体を目的とするこのないよう留意しながら、学習指導要領における資質・能力の3つの柱²の育成の観点や、発達の段階、教科等の特性を踏まえつつ、どの学習場面において、どのような方法で使用することが効果的であるかについて実践を通して検証し、継続して実績を積み重ねていく必要があります。
- ・ 高校生が社会から求められる資質・能力を身に付け、希望する進路を実現できるよう、学習指導要領が掲げる「社会に開かれた教育課程」の理念に基づいて、自ら課題を発見し解決に向けて取り組む学習をより一層推進し、主体的に未来を切り拓く多様な人材を育成する必要があります。

¹ いわて就学前教育振興プログラム：幼児期から高校までの資質・能力の育成を見通し、本県における就学前教育の質の向上と円滑な幼小接続を図るために一貫的な就学前教育推進体制の構築及び取組に係る振興プログラム。

² 資質・能力の3つの柱：学習指導要領において、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力として整理された「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」のこと。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① これからの中学校で活躍するために必要な資質・能力の育成

- ・ 児童生徒の言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を確実に育成するとともに、子どもが自ら学び取る姿勢を育むため、個別最適な学びと協働的な学びの一体化の充実を図りながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善やカリキュラム・マネジメント³を引き続き推進します。また、新聞・統計資料などを活用した学習や教科等横断的な学びによる課題発見・解決学習などに取り組みます。
- ・ 各学校が作成した「確かな学力育成プラン」に基づいた学力向上の取組が、組織的で継続的な検証改善サイクルに基づき実施されるよう、モデル校において実践的な研究に取り組みます。
- ・ 学びの連続性に配慮した就学前教育の充実を図るため、いわて幼稚教育センターを中心とした幼稚教育推進体制を強化し、市町村幼稚教育アドバイザーの配置・活用を促進します。また、小学校におけるスタートカリキュラムの充実、小学校及び中学校における学びの状況の共有、小中・中高の合同教員研修の充実など、幼児期から高校までの円滑な接続を推進します。
- ・ 各教科等の学習の充実を図るため、研修の充実や外部人材の活用などによるICTを活用した教員の指導力向上の取組を推進します。
- ・ 授業等でのデジタル教科書を含むICTの効果的活用の実践に全県的に取り組むため、県学校教育ICT推進協議会を通じて課題等を共有し、GIGAスクール運営支援センター等による広域的な活用支援や、全県統一の統合型校務支援システムの導入等、県と市町村が連携した取組を推進します。

② 児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実

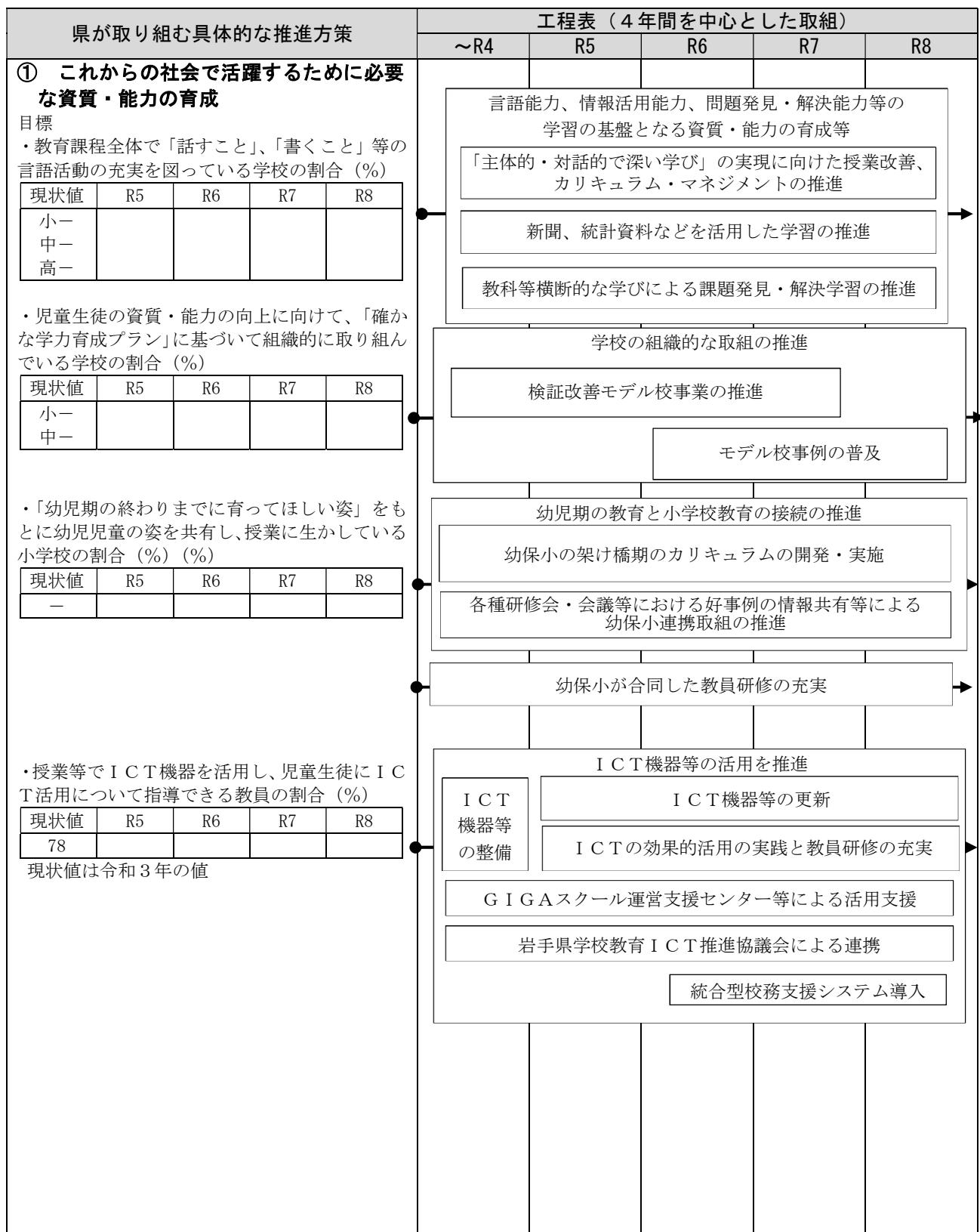
- ・ 児童生徒の学習上のつまずきに着目したきめ細かな指導を行うため、諸調査の内容改善と調査結果の効果的な活用、学校訪問指導の改善、校種間連携の取組など、児童生徒の実態把握に基づいた授業改善に向けた取組を推進します。
- ・ 児童生徒の学習内容の定着と学習意欲の向上のため、自主的かつ計画的な家庭学習の充実に取り組みます。
- ・ 児童生徒の学習面・生活面へのきめ細かな指導の充実などを図るため、少人数教育や学習習熟度などに応じた教育を推進します。

③ 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進

- ・ グローバルに活躍する人材や地域課題解決をけん引する人材など、将来の本県の発展を担う多様な人材を育成するため、大学や地域等との連携による探究的な学習の推進など、生徒の課題発見・解決能力の育成に取り組みます。
- ・ 高校生の希望する進路を実現するため、多様な大学入試制度に対応した進学支援の充実や、産業界等との連携による専門的な知識・技術等の習得などに取り組みます。
- ・ 文理の枠を超えた学びを通じて、高校の早期の段階から生徒の理数分野への興味・関心をかん養し、理系人材やデータを収集・分析・利活用できる人材の輩出を加速するため、探究的な学習をSTEAM⁴の視点から深める取組を推進します。

³ カリキュラム・マネジメント：学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくことであり、また、そのための条件づくり・整備を行うこと。

⁴ STEAM：教育再生実行会議第11次提言において、「各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育」とされているもの。





県以外の主体に期待される行動

(家庭)

- ・学校が行う学力向上の取組への参画・協働
- ・家庭学習の習慣付けと望ましい生活習慣の確立

(地域)

- ・地域学校協働活動等を通じた学校運営への協力
- ・放課後子供教室などの家庭学習の環境づくり
- ・学校が行う地域課題解決学習等への参画・協働

(産業界)

- ・学校における専門的な知識・技術等を習得する取組への支援
- ・インターンシップや学校の職場体験活動等への協力・支援

(大学等)

- ・各種データの分析等に関する知見の提供
- ・学校が行う地域課題解決学習等への講師の派遣、出前授業の実施などの協力
- ・大学等の研究内容に触れる機会の提供

(学校)

- ・学校教育目標の達成に向けた教育課程の編成とカリキュラム・マネジメントの実施
- ・学習の基盤となる言語能力の育成
- ・幼保小接続に向けた校内研修会等の充実とスタートカリキュラムの編成・実施
- ・諸調査結果の積極的活用による検証改善サイクルの構築
- ・主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業研究の活性化
- ・I C Tを効果的に活用した授業実践や校内研修の実施
- ・児童生徒の発達の段階を考慮した家庭学習の充実と習慣化
- ・児童生徒の実態を踏まえた習熟度別指導等の効果的な少人数教育の実践
- ・データの収集・分析・利活用に基づく課題解決型学習の推進による探究的な学びのS T E A Mの視点からの充実
- ・多様化する大学入試制度等を踏まえた進学支援ネットワークによる進学支援の取組の充実
- ・産業界等と連携した専門的な知識・技術等を習得する取組の充実
- ・生徒の希望に応じた進路指導の充実

(市町村教育委員会)

- ・学校教育目標の達成に向けた教育課程の編成とカリキュラム・マネジメントの支援・指導
- ・学校の課題把握・改善等のための訪問指導
- ・授業力向上や小中連携に向けた教員研修の実施
- ・域内の幼稚園や保育所、認定こども園との情報共有、合同研修の実施、「幼保小の架け橋期のカリキュラム」の開発・実施、市町村幼児教育アドバイザーの配置・活用
- ・授業力向上に向けた研究指定等の実施
- ・小中学校等のI C T環境の整備
- ・効果的な少人数教育実践のための支援
- ・関係機関等と連携した地域課題解決等に関するプログラムの実施

III 教育



12【德育】児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます

(基本方向)

児童生徒一人ひとりが、自他の生命(いのち)を大切にし、人権を尊重する心や良好な人間関係を構築できる協調性を育むため、多様な価値観を認め合う機会や教育振興運動と連携した他者との協働活動等の充実により、これからの中学校における多様性や様々な課題等に対応した道徳教育及び人権教育を進めるとともに、家庭や地域との協働によるボランティア活動や読書活動の充実により、思いやりの心や感動する心を育成します。

また、生涯にわたり心豊かに生活する基盤をつくるため、文化芸術活動等の鑑賞・体験の機会の充実や、文化部活動の活性化により、学校における文化芸術教育を推進します。

さらに、主体的に社会の形成に参画する態度を養うため、主権者教育や消費者教育などの推進により、主権者としての自覚と政治的教養の育成や、自立した消費者として合理的に意思決定できる力などを育成します。

現状と課題

- ・ 多様性と包摂性が重視される社会の中で、多様な価値観を認め合い、様々な人々と協働していく人間性や社会性の育成が重要であり、自他を大切にし多様な価値観を認め合う道徳性の涵養や人権意識の醸成に向けた教育の充実に取り組む必要があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、学校・家庭・地域が連携・協働した体験活動、様々な文化芸術の鑑賞及び体験の機会が減少したところであり、児童生徒の思いやりの心や規範意識、協調性、責任感、感性、想像性などを育むために、多様な体験活動や文化芸術活動などの一層の充実を図る必要があります。
- ・ 生徒の文化活動に継続して親しむことができる機会の確保などを目的に、中学校部活動の段階的な地域移行を進めることとしており、実施主体として想定される文化芸術団体等の整備や専門性や資質を有する指導者の確保等に向けて取組を推進する必要があります。
- ・ 選挙権年齢や成年年齢が18歳となったことを踏まえ、高等学校においては各教科や総合的な探究の時間を中心とした現代の諸課題を考察し、解決策を構想する学習などにより、より一層児童生徒が社会に主体的に参画しようとする態度の育成に向けた取組の充実を図る必要があります。
- ・ 学校や地域の状況、社会の変化、多様な他者との共生等を踏まえ、児童生徒自身が参画して校則の見直しなどが行われています。今後も児童生徒が主体的に選択・決定できる自己指導能力や多様な他者と協働する姿勢を身に付ける取組の充実を図る必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 自他の生命を大切にし、人権を尊重する心の育成

- ・ 自他の生命を大切にし、人権を尊重する心を育成するため、多様な教育活動と関連付けたカリ

キュラム編成や教員の指導力向上に向けた教員研修、互いの人権や多様性を認め合う機会を重視した教育実践の普及など、道徳教育及び人権教育等の充実に取り組みます。

- ・ 教員が子どもの人権を尊重し多様性を包摂する視点をもつことにより、児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばす教育を推進します。
- ・ 児童生徒の自殺を予防するため、教員研修の充実や専門職による相談体制を整備するほか、道徳教育や特別活動などを活用して「命を大切にする教育」「SOSの出し方に関する教育」「心の健康の保持に係る教育」の充実に取り組みます。

② 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成

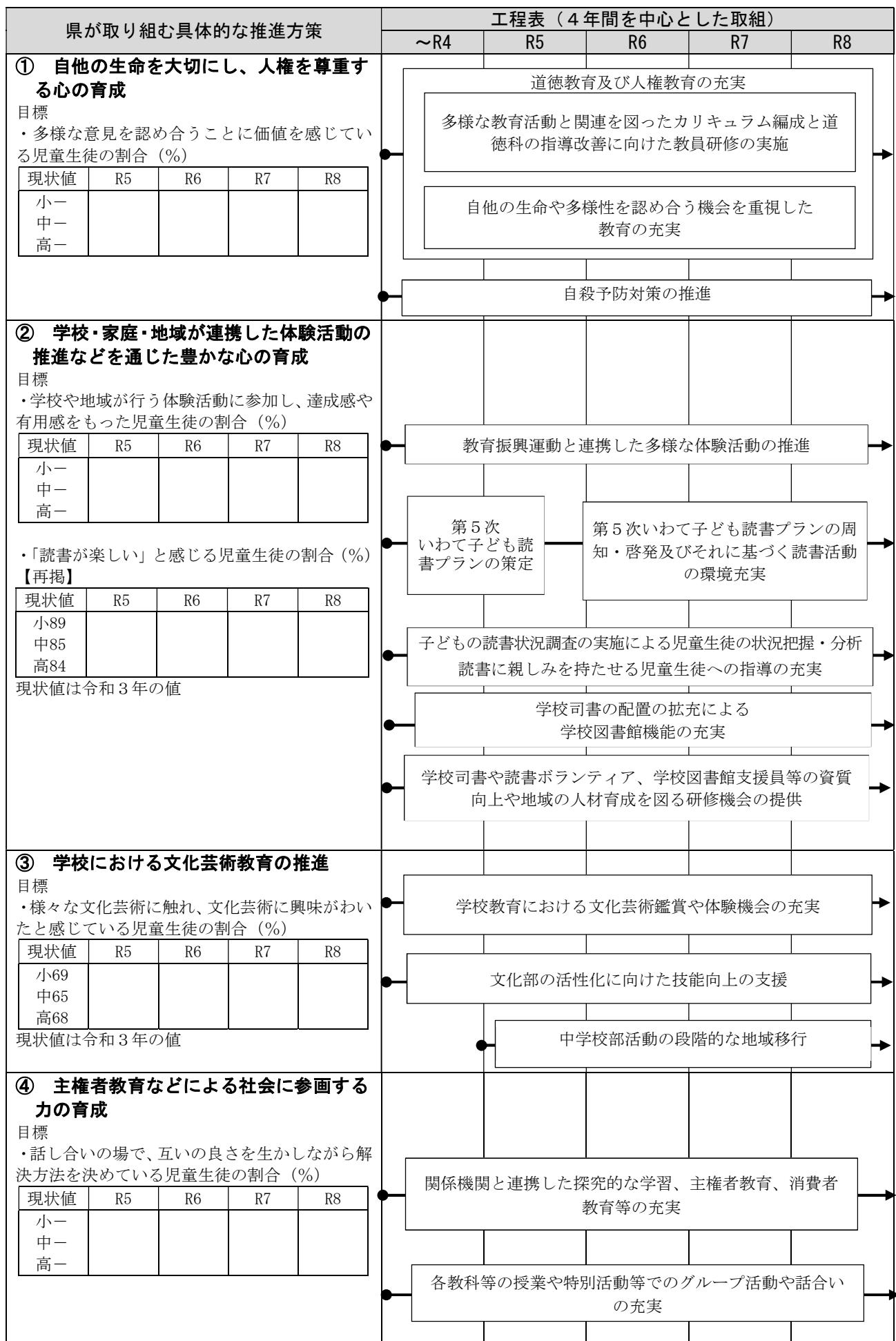
- ・ 幼児児童生徒が、社会や地域における貴重な体験を通して、様々な人々と関わり合いながら達成感や有用感を得ることができるよう、教育振興運動と連携した自然体験・奉仕体験・職場体験等への参加促進、放課後子供教室における学習・体験プログラムの実施など、学校・家庭・地域が連携した多様な体験活動を推進します。
- ・ 素直に感動できる豊かな情操を育てるため、児童生徒が多く本に触れ、読むことの楽しさを実感できる読書活動や、読書ボランティアと連携した読み聞かせ、学校司書の配置の拡充による学校図書館を生かした読書活動等の充実に取り組みます。

③ 学校における文化芸術教育の推進

- ・ 文化芸術への理解を深めるため、郷土の伝統文化の体験や継承活動に取り組む機会及び様々な文化芸術の鑑賞会等の機会を充実させるとともに、文化部の生徒を対象とした技能講習会などに取り組みます。
- ・ 心豊かに生活する基盤をつくるため、博物館や美術館、図書館等と連携し、学校教育における文化芸術活動に関する講習会や発表の機会を支援します。
- ・ 部活動の質的向上等を図るため、部活動指導員の配置など外部人材の活用に加え、中学校部活動の段階的な地域移行について、市町村の教育委員会や地域文化芸術団体などと連携して取り組みます。

④ 主権者教育などによる社会に参画する力の育成

- ・ 児童生徒が日々変化する社会の動きや身近な地域課題に対して関心を高め、主体的に社会の形成に参画しようとする態度を育成するため、関係機関と連携した探究的な学習や、政治への参画意識を高める主権者教育、多様な契約・消費者保護の仕組みなどを理解する消費者教育の充実に取り組みます。
- ・ 児童生徒が他者と連携して、多様な価値観や考えを踏まえながら解決方法を生み出し、より良い社会を形成しようとする態度を養うため、各教科の授業や特別活動等でのグループ活動や話し合いを充実させるとともに、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に挑戦したり、多様な他者と協働して創意工夫したりする機会の充実に取り組みます。



県以外の主体に期待される行動

(家庭)

- ・学校と協働した体験活動への子どもの参加促進
- ・家庭での読書の充実

(地域)

- ・教育振興運動を通じた体験活動の実施
- ・読み聞かせ読書ボランティア等への参画
- ・芸術鑑賞教室や文化部活動への支援
- ・部活動の地域移行を見据えた地域体制の整備
- ・主権者教育、消費者教育等に向けた講演会等への支援

(関係団体等)

- ・学校での出前講座などの講演会や体験活動等への講師の派遣
- ・部活動の地域移行に向けて地域文化芸術団体等による指導者等の派遣

(図書館、博物館、美術館)

- ・学校での文化芸術活動に関する児童生徒向け教育プログラムの提供

(学校)

- ・道徳科の授業改善のための校内研修の実施
- ・道徳教育や特別活動などを通した自殺予防教育の充実
- ・自殺のリスクの高い児童生徒の早期発見・見守り等の取組や教育相談体制の充実
- ・人権等について主体的に考える児童会・生徒会活動の充実
- ・教育振興運動などと連携した自然体験・奉仕体験・職場体験等の体験活動の充実
- ・読書強化月間の取組や司書教諭等を中心とした読書活動の充実
- ・博物館、美術館などの文化施設等を活用した学習機会の充実
- ・芸術鑑賞教室の開催や文化部活動、伝承活動等の充実
- ・文化芸術活動の発表の機会を通じた児童生徒の文化交流の充実
- ・部活動地域移行における地域の受け皿団体や指導者等との連絡調整
- ・地域課題解決学習等を通じた実践的な主権者教育、消費者教育等の実施
- ・主権者教育、消費者教育等のための外部講師を活用した講演会等の実施

(市町村教育委員会)

- ・道徳科の授業等の改善に向けた訪問指導や教員の授業力向上のための研修の実施
- ・自殺対策に係る教職員の資質向上のための研修の実施
- ・関係機関と連携した自殺対策に係る包括的支援の推進
- ・読書ボランティア研修会や図書館の蔵書等の配備など、学校図書館の機能の充実
- ・部活動の地域移行に向けた取組の実施

III 教育

13 【体育】児童生徒の健やかな体を育みます

(基本方向)

児童生徒一人ひとりが自らの体力や健康に関心を持ち、生涯を通じて健康で活力ある生活を送ることができるよう、家庭や地域などと連携し、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」の形成による健康の保持・増進に向けて、各習慣を相互に関連付けた一体的な取組を推進します。

また、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」に基づき、適切な部活動の推進に取り組みます。

現状と課題

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響などによる運動時間の減少、肥満である児童生徒の増加、学習以外のスクリーンタイム¹の増加などの課題があることから、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」の形成による健康の保持・増進に向けて、各習慣を相互に関連付けた一体的な取組を推進する必要があります。
- ・ 薬物乱用などの健康に関する問題を防止するため、啓発年齢層に応じた薬物乱用に関する基礎知識、薬物の具体的な危険性・有害性、薬物乱用への勧誘に対する対応方法等について効果的な啓発を行う必要があります。
- ・ 性情報の氾濫や性の多様性など、子供たちを取り巻く社会環境が大きく変化していることから、児童生徒が性に関して適切に理解し、行動することができるようになります。
- ・ 部活動への加入が、「任意加入」となるよう、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動の徹底について周知する必要があります。
- ・ 部活動における指導方針等について、学校、保護者、外部指導者等の共通理解が図られ、望ましい活動となるよう、学校に対する働きかけを行う必要があります。
- ・ 部活動における暴力やハラスメントを許さない学校風土の醸成と教職員一人ひとりの体罰・ハラスメント防止に対する意識の改革が求められています。
- ・ 生徒のスポーツ活動に継続して親しむことができる機会の確保などを目的に、中学校の部活動の段階的な地域移行を進めることとしており、実施主体として想定されるスポーツ団体等の整備や専門性や資質を有する指導者の確保等に向けて取組を推進する必要があります。

¹ スクリーンタイム：テレビ、スマートフォン、パソコン、ゲーム機器等の使用時間。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実

- ・ 「希望郷いわて元気・体力アップ60運動」の取組をＩＣＴ等も活用しながら発展、継承させ、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」の形成による健康の保持・増進に向けて、学校内における各分野の担当者が連携し、一体的に関連付けながら取り組むことで、児童生徒一人ひとりのよりよい生活の確立に取り組みます。
- ・ 児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、体力・運動能力調査結果を踏まえた地域ごとの取組、学校の指導者研修会を実施します。
- ・ 児童生徒が体力や技能の程度、年齢や性別及び障がいの有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう、体育・保健体育授業の改善に向けた指導者研修等の実施などにより、指導の充実を図ります。
- ・ 食育推進の中核的な役割を担う栄養教諭をはじめ教職員の、児童生徒の食に関する自己管理能力育成に向けた指導力の向上を図るため、各学校の優良実践を共有するなど、研修内容の充実に取り組みます。
- ・ 児童生徒に望ましい食習慣を身に付けさせるため、生活の基盤である家庭への啓発に取り組みます。
- ・ スマートフォン等の過度な利用による心身への影響等を踏まえ、幼児児童生徒に基本的な生活習慣を身に付けさせるため、家庭、地域、関係機関と連携しながら、適切なスマートフォン等の利用に関する普及啓発に取り組みます。
- ・ 生涯にわたって健康的な生活を送るために必要な力の育成に向け、生活習慣病やゲートウェイドラッグ²と言われる喫煙・飲酒を含めた薬物乱用等、健康に関する問題を防止するための講習会等、健康の保持増進への理解を深める取組を実施します。
- ・ メンタルヘルスやアレルギー疾患等、多様化・深刻化する子どもの健康課題に対応するため、学校、家庭、関係機関が連携した学校保健委員会での情報共有の一層の充実や、養護教諭をはじめとした教職員の資質・能力向上を図るための研修などに取り組みます。
- ・ 児童生徒が成長過程において性に関する正しい知識を身に付けるとともに、自他共に尊重できる心を育成し行動できるよう、関係機関と連携した効果的な指導体制を構築します。

② 適切な部活動体制の推進

- ・ 生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動の推進を図るとともに、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」に基づき、部活動休養日の設定や生徒のニーズを踏まえた適切な部活動の指導体制の推進に取り組みます。
- ・ 体罰等の根絶を含めた部活動の方針等の共通理解を図るため、教職員や保護者、外部指導者等による部活動連絡会等の開催を推進します。
- ・ 部活動指導者による体罰・ハラスメントの根絶に向けて、効果的・実践的な指導者研修の充実に取り組みます。また、大会で勝つことのみを重視し、心身に過重な練習を強いることがないよう、スポーツ医・科学の観点を踏まえた指導者研修の充実に取り組みます。
- ・ 部活動の質的向上等を図るため、部活動指導員の配置などによる外部人材の活用に加え、中学校部活動の段階的な地域移行について、市町村の教育委員会や総合型地域スポーツクラブ等の地

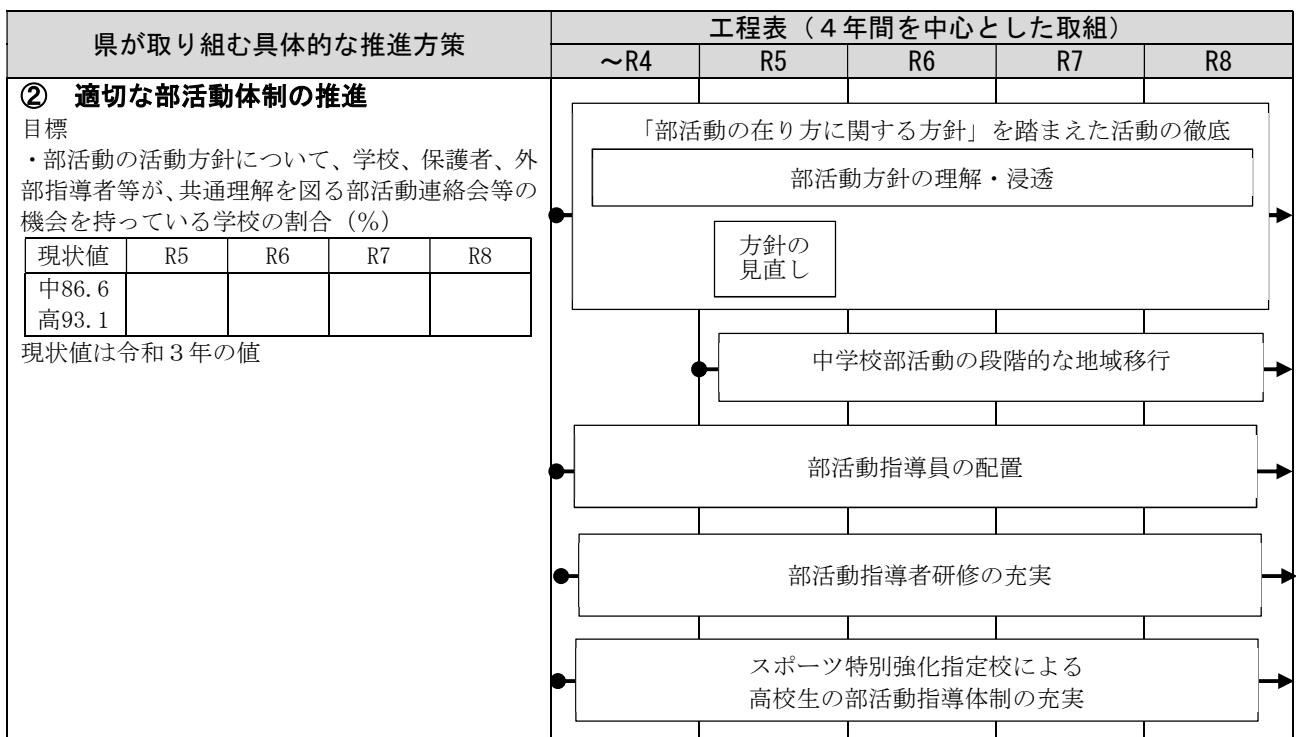
² ゲートウェイドラッグ：比較的入手しやすい薬物Aを使用したことがきっかけで、より作用の強い薬物Bの使用につながってしまった場合、薬物Aを薬物Bのゲートウェイドラッグという。喫煙・飲酒は、麻薬へのゲートウェイドラッグになることが危惧されている。

域団体などと連携して取り組みます。

- ・高校生の部活動指導体制の充実を図るため、体育協会や種目別協会等との連携を図りながら、スポーツ特別強化指定校³制度の推進に取り組みます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～R4	R5	R6	R7	R8										
① 児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実	<p>「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」を相互に関連付けた一体的な取組（60プラスプロジェクト）</p> <ul style="list-style-type: none"> I C Tを活用した健康管理の推進 新チャレンジカードの活用 校内における指導体制の構築 「運動」「食」「生活習慣」各研修会における研修内容等の工夫 <p>「よりよい運動習慣」</p> <ul style="list-style-type: none"> 体力・運動能力調査結果を踏まえた地域ごとの取組推進や指導者研修会の実施 <p>モデル校の体育・保健体育授業改善における実践研究の実施</p> <p>オリパラのレガシーを活用した持続可能なオリパラ教育の推進</p> <p>「望ましい食習慣」</p> <ul style="list-style-type: none"> 食育の推進 保護者を対象とした食習慣啓発資料の活用促進 <p>「規則正しい生活習慣」</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭、地域、関係機関と連携した普及啓発（基本的な生活習慣の定着） スマートフォンやインターネットの使用に係るルール等の徹底 薬物乱用防止教育講習会の開催 薬物乱用防止教育の充実に向けた情報発信 学校におけるがん教育マニュアルの活用促進 がん教育の充実に向けた情報発信 性に関する指導の充実に向けた情報発信 														
目標	<p>・運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合（%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>86</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>現状値は令和3年の値</p>					現状値	R5	R6	R7	R8	86				
現状値	R5	R6	R7	R8											
86															
・朝食を毎日食べる児童生徒の割合（%）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小96.6 中89.2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>現状値は令和3年の値</p>					現状値	R5	R6	R7	R8	小96.6 中89.2				
現状値	R5	R6	R7	R8											
小96.6 中89.2															
・毎日一定の時刻に就寝する児童生徒の割合（%）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小84.7 中84.6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>現状値は令和3年の値</p>					現状値	R5	R6	R7	R8	小84.7 中84.6				
現状値	R5	R6	R7	R8											
小84.7 中84.6															
・喫煙飲酒の指導を含めた「薬物乱用防止教室」を開催している小学校の割合（%）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>89.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>現状値は令和3年の値</p>					現状値	R5	R6	R7	R8	89.9				
現状値	R5	R6	R7	R8											
89.9															

³ スポーツ特別強化指定校：本県の競技スポーツにおける高校生の選手強化、競技力向上を図るために指定された公立高校。



県以外の主体に期待される行動

(家庭)

- ・肥満予防等に向けた基本的な生活習慣や食習慣、運動習慣の定着
- ・部活動連絡会を通じた学校の取組や部活動に対する理解・協力
- ・スマートフォン等の利用に係るルール作り
- ・児童生徒の健康課題への対応に向けた学校保健委員会への参画

(地域)

- ・多様な運動・スポーツに親しむ機会の創出
- ・スポーツ指導者等による体育授業や部活動への支援
- ・部活動連絡会を通じた学校の取組や部活動に対する理解・協力
- ・部活動の地域移行を見据えた総合型地域スポーツクラブ等の地域体制の整備
- ・児童生徒の健康課題への対応に向けた学校保健委員会への参画

(関係団体等)

- ・多様な運動・スポーツに親しむ機会の創出
- ・望ましい部活動のあり方に対する専門医等の指導・助言
- ・部活動の地域移行に向けた体育・スポーツ協会や競技団体等による指導者等の派遣
- ・児童生徒の健康課題への対応に向けた学校保健委員会への参画
- ・喫煙・飲酒・薬物乱用、性感染症等の防止に向けた講演会への支援・協力

(学校)

- ・児童生徒の体力・運動能力調査結果を踏まえた目標設定や達成に向けた取組
- ・「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」を相互に関連付けた一体的な取組の実践
- ・体育・保健体育授業の組織的な改善

- ・持続可能なオリパラ教育の実施
 - ・「岩手県における部活動の在り方に関する方針」による適切な部活動の実施
 - ・学校の部活動方針への理解を得るための部活動連絡会等の開催
 - ・部活動地域移行における地域の受け皿団体や指導者等との連絡調整
 - ・児童生徒へのスマートフォン等の利用に係るルール作りの指導
 - ・食育に関する児童生徒への指導や家庭への啓発
 - ・喫煙・飲酒・薬物乱用、性感染症等の防止に向けた講演会の開催
 - ・児童生徒の健康課題への対応に向けた学校保健委員会の開催
- (市町村教育委員会)
- ・学校の体力向上のための取組の指導・支援
 - ・学校における教員の授業力向上や授業改善の指導・支援
 - ・「部活動の在り方に関する方針」の策定と周知
 - ・部活動指導員を対象とした研修の実施
 - ・部活動の地域移行に向けた取組の実施
 - ・学校における肥満解消や食育の取組への指導・支援
 - ・スマートフォン等の利用に係るルール作りの啓発
 - ・喫煙・飲酒・薬物乱用、性感染症等の防止に向けた啓発

III 教育

14 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます

(基本方向)

特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの自立や社会参加を目指し、切れ目のない支援が行われるよう、「個別の指導計画¹」や「個別の教育支援計画²」の作成・活用などにより、就学前から卒業後までの一貫した支援を充実します。

また、全ての児童生徒が地域の学校で共に学ぶことができるよう、通級による指導³や特別支援学級での指導の充実などにより、一人ひとりの教育的ニーズに対応するとともに、教職員の専門性の向上を図ります。

さらに、共生社会の形成に向け、県民向け公開講座の実施や特別支援教育サポーターの養成など、県民と協働した特別支援教育の体制づくりを推進します。

現状と課題

- 「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」に基づくサポート体制の充実が図られており、今後も、幼児児童生徒の特性や取り組んできた指導内容及び支援方法についての確実な引継ぎを行う必要があります。
- 就労を希望する生徒の進路を実現するため、引き続き、特別支援学校高等部生徒の就労に向けた取組の更なる充実を図る必要があります。
- 小・中学校等及び高等学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒が増加していることから、継続型訪問支援や随時相談支援等による地域支援など特別支援学校のセンター的機能の更なる充実を図る必要があります。
- 児童生徒の障がいの状況は多様化しており、特別な支援を必要とする児童生徒の個々の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実していく必要があります。また、全ての教職員の専門性の向上を図る必要があります。
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行を受けて、「岩手県立学校における医療的ケア実施指針」を策定したところであり、医療的ケアが必要な児童生徒の増加やケア内容の多様化への対応に取り組む必要があります。
- 特別な支援を必要とする子どもが地域で安心して学校生活を過ごすことができるよう、引き続き、特別支援教育に対する地域等の支援体制の構築を推進する必要があります。

¹ 個別の指導計画：学校で指導を行うに当たって、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの目標、内容、方法、役割分担、期間等について作成する計画。特別支援学校では全員について作成することとなっている。

² 個別の教育支援計画：教育サイドが主体となって作成する「個別の支援計画」。本人・保護者の参画や関係機関との連携により、継続した一貫性のある支援をねらいとして作成するもの。

³ 通級による指導：小中学校・義務教育学校及び高等学校の通常の学級に在籍している支援の必要な児童生徒に対して、個別に教育的ニーズに応じた指導を週に数時間程度行う特別支援教育の一つの形態。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実

- ・ 児童生徒一人ひとりの障がいに応じたきめ細かな支援を行うため、学習指導における「個別指導計画」や、学校、家庭、福祉・医療等の関係機関との連携による総合的な支援を定めた「個別の教育支援計画」に基づくサポート体制の充実を図ります。
- ・ 幼少期から継続した一貫性のある支援を行うため、引継ぎシート⁴や就学支援ファイル⁵等を活用して、幼稚園・保育所等から小学校への適切な接続と、進学時における学校種間の円滑な引継ぎに取り組みます。また、各学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な校内支援体制のもとに、医療・福祉・労働などの関係機関とのネットワークを構築しながら、個に応じた指導・支援が推進されるよう取り組みます。
- ・ 就労を希望する生徒の進路を実現するため、特別支援学校と企業との連携協議会などの連携の場を継続的に設けるとともに、企業側の生徒の理解を促進する特別支援学校技能認定制度⁶やいわて特別支援学校就労サポーター制度⁷の活用により、実習先の確保や雇用の拡大に取り組みます。

② 各校種における指導・支援の充実

- ・ 児童生徒の相互理解が促進されるよう、交流籍⁸を活用した特別支援学校の児童生徒と小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習など、「共に学び、共に育つ教育」を推進します。
- ・ 小・中学校等及び高等学校の通常の学級に在籍する発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒を支援するため、「通級による指導」を進めます。
- ・ 地域の特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンター的機能を担い、特別支援教育の専門性を生かしながら、幼稚園や小・中学校等及び高等学校に適切な助言や援助を行います。
- ・ 長期入院を必要とする児童生徒の学習を保障するため、小・中・高等学校と特別支援学校との連携や、各学校と医療機関との連携に取り組みます。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の円滑な意思疎通や自立した生活を支援するため、特別支援学校や特別支援学級におけるAT（アシスティブテクノロジー）⁹やICT機器の更なる活用を推進するとともに、実践的・効果的な授業改善に向けた教員研修を実施します。
- ・ 全ての教職員の特別支援教育の専門性の向上を図るため、各学校等の取組に係る協議や情報交換などの実践的な内容を取り入れた研修の充実を図ります。

③ 教育環境の充実・県民理解の促進

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの多様なニーズに対応するため、医療、福祉、心理等の外部専門家を活用した指導・支援の充実を図ります。
- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒が安心して教育を受けられる環境を整備するため、学校への医療

⁴ 引継ぎシート：支援を必要とする児童生徒に対して継続した一貫性のある指導・支援につなげるための各校種間等の引継ぎを行うシート。

⁵ 就学支援ファイル：「個別の教育支援計画」に関連する資料。「いわて特別支援教育推進プラン」において、幼児期からの円滑な就学に向けた相談支援のための資料として作成、活用されるよう働きかけているもの。独自の様式を作成、活用して運用を行っている市町村もある。

⁶ 特別支援学校技能認定制度：地域の企業等への就労につなげるため、企業関係者や特別支援学校等で特別支援学校の生徒の能力を客観的に見る技能認定会を開催するもの。

⁷ 就労サポーター制度：特別支援学校と企業との連携強化、進路指導や雇用の機会拡大を目的とし、趣旨に賛同した企業に登録証を交付し、特別支援学校の生徒の就業体験や産業現場等実習の受け入れ先として協力いただくもの。

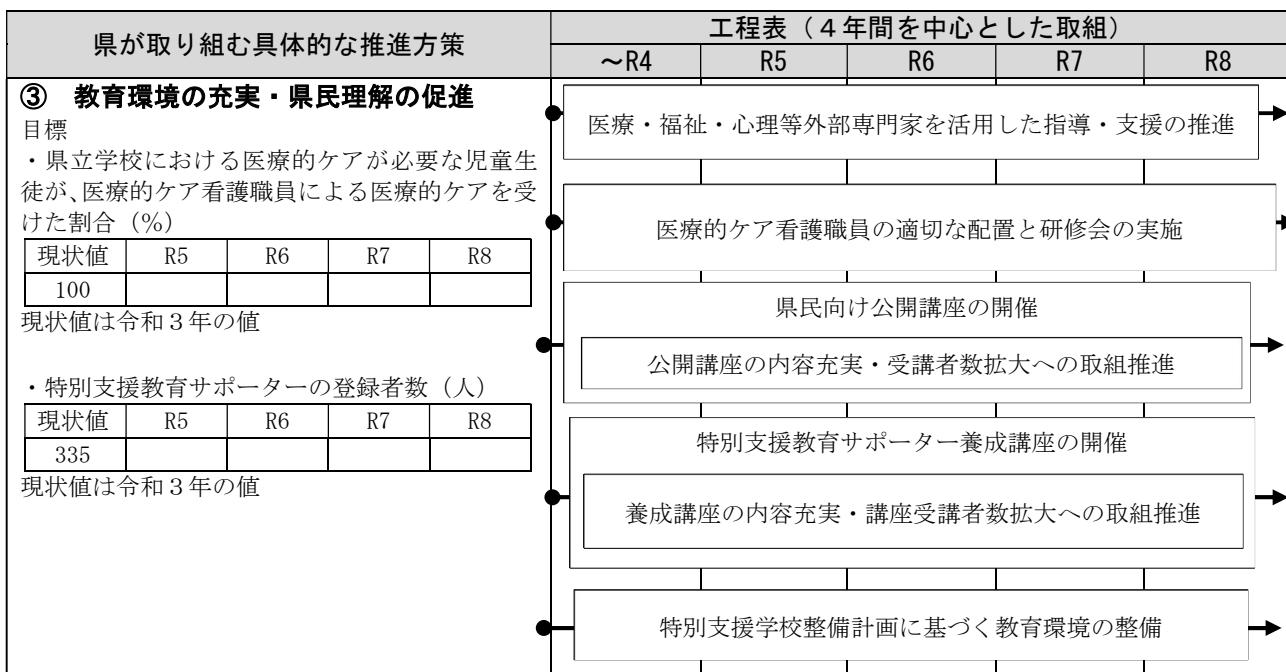
⁸ 交流籍：特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中・義務教育学校に副次的に置く籍。「交流籍」を活用した交流及び共同学習を通じて、居住する地域や児童生徒同士のかかわりの広がりや深まりにつなげる。

⁹ AT（アシスティブテクノロジー）：一人ひとりの障がい等に応じた支援機器及び支援技術。

的ケア看護職員の適切な配置に努めるとともに、安全で適切なケアを行うための医療的ケア看護職員を対象とした研修を実施します。

- ・特別な支援を必要とする子どもが地域で安心して学校生活を過ごすことができるよう、「共に学び、共に育つ教育」の推進や発達障がいなどの障がいに関する正しい知識の普及を進めるための県民向け公開講座を実施します。
- ・地域ぐるみで特別支援教育を支援する体制をつくるため、授業の補助や学校生活の支援を行う特別支援教育サポーターの養成に取り組みます。
- ・全県的な特別支援学校の教育環境を整備するため、岩手県立特別支援学校整備計画に基づき、市町村などの関係機関との調整を進めます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実					
目標					
・「引継ぎシート」を活用し、進学時に円滑な引継ぎを行っている学校の割合（%）	小学校就学前から小中学校等における 引継ぎシートの活用				
現状値	R5	R6	R7	R8	
71					
現状値は令和3年の値					
・いわて特別支援学校就労サポーター制度への登録企業数（社）	いわて特別支援学校就労サポーター制度の推進				
現状値	R5	R6	R7	R8	
123					
現状値は令和3年の値	特別支援学校と企業との連携協議会の推進				
	地域ごとの特別支援学校技能認定会の実施				
② 各校種における指導・支援の充実					
目標					
・交流籍の活用や学校間交流等により交流及び共同学習を実施した児童生徒の割合（%）	特別支援学校と小中学校等との交流及び共同学習				
現状値	R5	R6	R7	R8	
66					
現状値は令和3年の値	小・中学校等及び高等学校における 「通級による指導」の推進				
	特別支援学校による幼稚園、小中学校等及び高等学校への助 言や援助				
	長期入院児童生徒への訪問教育の実施 長期入院高校生の教育支援（学習保障）制度の運用				
	A T等の支援機器・支援技術の活用の推進・研修の充実				
	知的障がい特別支援学校における公開授業研究会の実施				
	特別支援学級・通級による指導担当教員を対象とした 継続的な研修の実施				
現状値	R5	R6	R7	R8	
454					
現状値は令和元年から令和3年までの累計					



県以外の主体に期待される行動

(家庭・地域)

- ・引継ぎシート・就労支援ファイル等の作成への協力
- ・「交流籍」「通級による指導」への理解・協力
- ・特別支援教育サポーター養成講座への参加

(企業・事業所)

- ・障がい者雇用への理解と受け入れ
- ・生徒の就労促進のための特別支援学校と企業との連携協議会や技能認定制度への協力
- ・生徒の就労を支援する就労サポーター制度への登録

(関係団体等)

- ・福祉・医療機関における引継ぎシートを活用した学校との情報共有等
- ・医療的ケアの実施に関する学校と医療機関との情報共有等
- ・労働機関における障がい者雇用、就労支援等に係る学校と連携した支援
- ・通学支援への協力や放課後等の生活に係る学校と連携した支援

(学校)

- ・「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成と活用
- ・引継ぎシート・就労支援ファイル等の作成による幼稚園・保育園から高校・特別支援学校高等部までの一貫した支援の実施
- ・特別な支援が必要な生徒の就労支援に関する地域等の理解促進
- ・地域の福祉、労働関係機関と連携した特別な支援が必要な生徒の進路支援
- ・「交流籍」などによる交流及び共同学習の実施
- ・「通級による指導」の実施
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用した支援の充実
- ・地域の幼稚園・保育園、小・中学校等、高等学校の要請に応じた指導・支援
- ・A T・I C T機器を活用した授業の実践
- ・教職員の指導力の向上を図るための校内研修会・研究会の実施

(市町村教育委員会)

- ・指導主事の学校訪問等による特別支援教育に関する指導・助言・啓発

- ・小・中学校等における通級による指導のニーズへの対応
- ・医療的ケア看護職員や特別支援教育支援員等の配置や研修の実施
- ・特別支援学校の整備計画に基づく特別支援学校整備への協力
(市町村)
- ・保健福祉部門・雇用労働部門と教育委員会との連携
- ・「共に学び、共に育つ教育」や障がい等に関する住民理解の推進

III 教育



15 いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりが お互いを尊重する学校をつくります

(基本方向)

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づくいじめ防止対策や、組織的な指導体制の充実により、いじめ事案への適切な対応に取り組みます。

また、不登校などの未然防止、早期発見・適切な対応を推進するため、ＩＣＴを活用した教育相談体制の一層の充実や関係機関と連携した教育機会の提供等により、児童生徒に寄り添った不登校対策を推進します。

さらに、児童生徒が情報化社会等において健全な生活を送るため、情報モラル教育の推進や保護者への啓発活動などにより、児童生徒が適切な情報活用に関する能力や規範意識を身に付ける取組を推進します。

現状と課題

- 教職員の生徒指導や教育相談の資質向上を図るため、「いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル」を活用した研修を開催しており、今後も教職員の共通理解のもと、組織としていじめの未然防止、早期発見・適切な対処に取り組みます。
- あらゆる機会を捉え、児童生徒に対して自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成を図る必要があります。また、児童生徒がいじめの問題について考え、主体的に防止する意識の醸成を図る必要があります。
- 学校生活に不安や悩みを抱えている児童生徒の状況に応じた専門的見地からの支援を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、24時間子供SOSダイヤル相談員等を配置しています。本県の不登校児童生徒数は増加傾向にあることから、専門職と連携した学校の教育相談体制や、学校以外の相談機能の充実を図り、不登校の未然防止や、発生した場合の適切な支援に一層取り組む必要があります。
- スマートフォンなどの情報端末の利用時間の増加や、ＳＮＳ上での誹謗中傷などのいじめやネット犯罪等に巻き込まれる危険が深刻化していることを踏まえ、情報モラル教育の推進や保護者への啓発活動等を更に推進する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処

- 各学校がいじめ問題に対して組織的に対応していくため、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく取組を徹底します。
- 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心を育成するため、いじめについて考える話し合いの機会などの児童生徒による主体的な活動の促進とともに、思いやりの心と社会性を育成す

る道徳教育や人権教育の充実を図ります。

- ・ いじめの積極的な認知やいじめが生じた際の迅速な対応を行うため、児童生徒に対する定期的なアンケート調査や個人面談の実施の徹底を図ります。
- ・ 県教育委員会に「いじめ対応・不登校支援等アドバイザー」を配置し、学校のいじめ等の初期段階における適切な対処を支援します。
- ・ 教職員の生徒指導や教育相談の資質向上を図るため、「いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル」を活用した研修を実施します。

② 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進

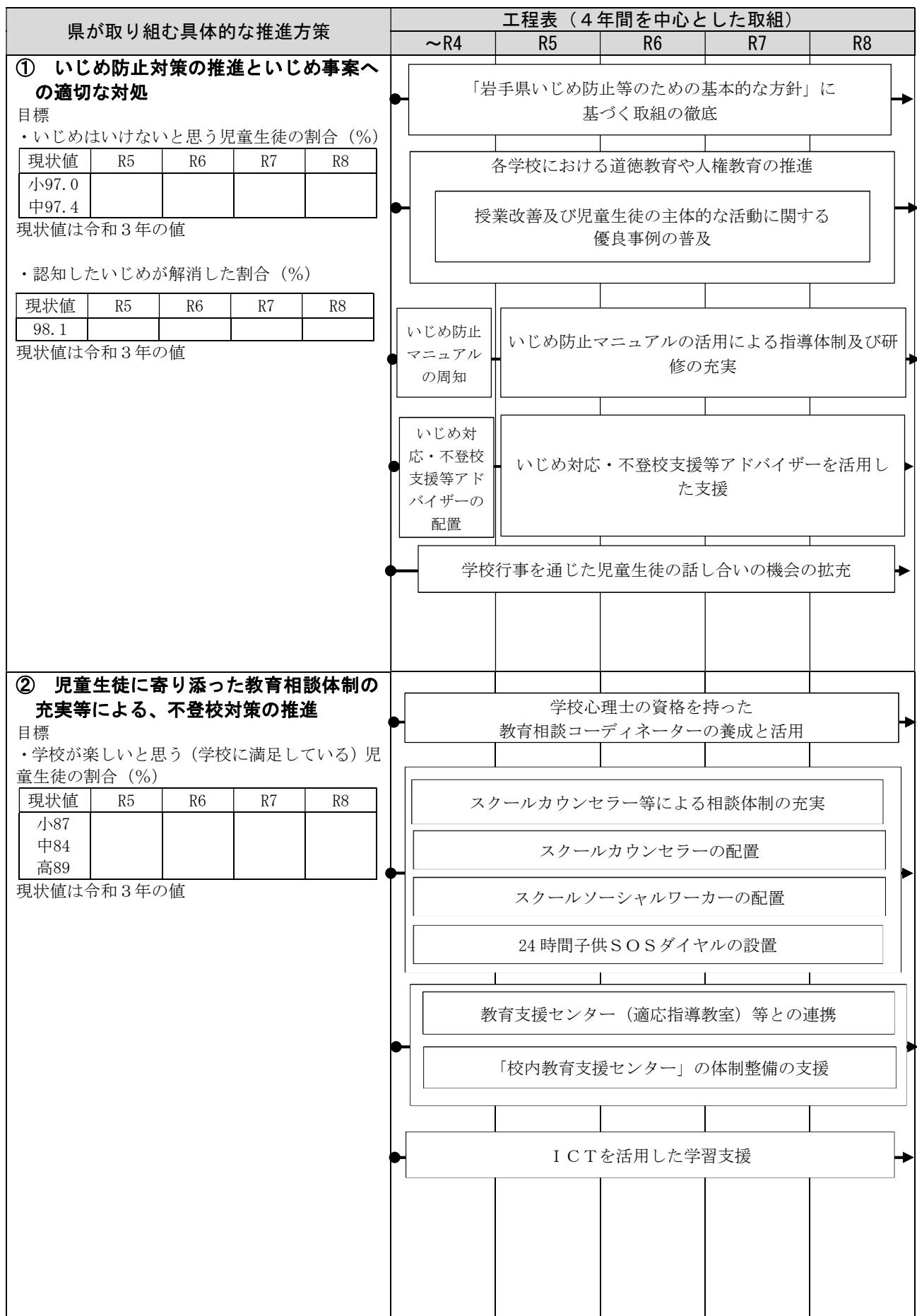
- ・ 学校の教育相談体制の充実を図るため、学校心理士の資格を持つ教育相談コーディネーターを養成するとともに、教員の資質を高めるための研修を実施します。
- ・ 学校生活に不安や悩みを抱えている児童生徒の状況に応じた専門的見地からの支援を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、24時間子供SOSダイヤル相談員等を配置します。
- ・ 不登校児童生徒の一人ひとりの状況に応じて、教育支援センター¹（適応指導教室）、フリースクール等民間団体等の様々な関係機関と連携し、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保するとともに、不登校児童生徒の社会的自立への支援に取り組みます。
- ・ オンラインやICTの活用を視野に入れ、校内の別室を活用した「校内教育支援センター」の体制整備の支援を図り、学校内の居場所づくりに努めます。

③ デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進

- ・ 児童生徒が、デジタル社会において適切に行動する考え方や態度を身に付ける指導を行うため、児童生徒の情報モラルの啓発を図るとともに、教員研修を実施し、情報モラル教育の推進に取り組みます。
- ・ 児童生徒を性的被害や有害情報から守るため、スマートフォンなどの情報端末のフィルタリング²やインターネット利用のルールに関する普及啓発活動に、保護者や地域、関係団体等と連携して取り組みます。

¹ 教育支援センター：市町村の教育委員会が、不登校等の児童生徒に対し、学校復帰を支援する等の目的のために設置したもの。

² フィルタリング：主に子どもを対象として、インターネット上にあるサイトの閲覧を制限するサービス。



県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
③ デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進	● 情報モラルに係る児童生徒向けの指導資料を作成・配付 ● 情報モラル教育の授業改善の推進 ● 情報モラル研修会の実施 ● 情報モラル教育授業の優良事例の普及 ● 家庭や地域、関係機関と連携した児童生徒の健全育成に向けた普及啓発 ● スマートフォンやインターネットの使用に係るルール等の徹底				
目標	現状値	R5	R6	R7	R8
・スマートフォンやインターネットを使うときは、危険に巻き込まれる可能性等があることを理解している児童生徒の割合（%）	小 中 高	—	—	—	—

県以外の主体に期待される行動

(家庭)

- ・学校・地域と連携したいじめ防止の取組
- ・いじめの積極的認知等のための子どもとのコミュニケーションの充実
- ・学校やフリースクール等民間団体との情報共有
- ・情報端末のフィルタリングや利用にかかるルール作り

(地域)

- ・学校・家庭と連携したいじめ防止の取組への協力
- ・道徳に関する講演会などの学校行事への協力
- ・地域内の巡回等による見守り活動
- ・講演会の開催などによる情報端末利用にかかるルール作りへの支援

(関係団体等)

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校派遣の協力や資質向上の取組
- ・フリースクールの設置・運営等と、学校や教育支援センター（適応指導教室）との連携
- ・情報端末のフィルタリングやインターネット利用のルールに関する啓発活動

(学校)

- ・組織的ないじめ防止や不登校の未然防止等の取組
- ・道徳の時間を要とした学校全体での道徳教育の充実
- ・児童会・生徒会活動等の主体的ないじめ防止の活動の実施
- ・いじめに関する積極的認知のためのアンケート調査・個人面談の実施
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談体制の充実
- ・家庭・地域とのいじめに関する情報共有・連携
- ・家庭や教育支援センター（適応指導教室）・フリースクール等民間団体との連携
- ・オンラインやＩＣＴの活用による学習支援や学校内の居場所づくり（校内教育支援センター含む）の推進
- ・ＳＮＳなどの適切な活用などの情報モラル教育の実施と保護者への啓発

(市町村教育委員会)

- ・学校における組織的ないじめ防止や不登校の未然防止等の取組への指導・支援
- ・指導主事の学校訪問等による道徳教育や教育相談体制に関する指導・助言・啓発
- ・教育支援センター（適応指導教室）の整備充実及び活用

III 教育

16 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質の向上を進めます

(基本方向)

児童生徒の学校における安全・安心な環境が確保されるよう、学校施設等の安全点検による事故等の未然防止など学校安全計画の組織的な推進や、学校・家庭・地域・関係機関との連携による通学時の見守りや安全教育、学校施設・設備の計画的な老朽化対策などを推進します。

また、地域とともにある学校、魅力ある学校づくりを進めるため、スクール・ポリシー¹に基づく特色ある教育活動の充実、目標達成型の学校経営や学校・家庭・地域との連携・協働の仕組みであるコミュニティ・スクールの取組などを推進します。

さらに、質の高い教育を行えるよう、多様な評価に基づく教員採用試験の実施や教員等育成指標に基づく体系的な研修の充実等により、教員の育成と資質向上を進めます。

現状と課題

- 全国における通学・通園時の事件・事故の発生を受けて、学校・家庭・地域や関係機関との連携による見守り活動や交通安全教室の実施、通学等でバスなどを利用する場合における児童生徒の安全確保の強化が必要です。
- 今後発生が想定される自然災害等に備え、東日本大震災津波の経験や教訓を生かし、家庭や地域、関係機関・団体等と連携を図りながら、児童生徒一人ひとりの安全確保を最優先とした実践的で実効的な防災教育を一層推進する必要があります。
- 県立学校に冷房設備や児童生徒1人1台端末を整備したところですが、引き続き、安全な教育環境の整備とともに、学校施設の機能の向上を図る必要があります。
- 児童生徒の減少を背景に学校の小規模化や統廃合が進む中で、児童生徒を取り巻く教育環境が大きく変化しており、社会の変化や地域の期待に応える教育環境の整備が求められています。
- 地域とともにある学校づくり、魅力ある学校づくりを更に推進するため、コミュニティ・スクールを計画的に導入し、保護者や地域の評価も取り入れた目標達成型の学校経営を推進する必要があります。
- 増加する不登校児童生徒や外国人の児童生徒などに対する多様な教育ニーズに対応するため、教育機会の提供や学びの場を確保するとともに、相談体制の充実に取り組む必要があります。
- これからの中高教育を担う、教育への情熱と高い志を持つ有為な人材を採用するため、教員採用試験志願者の確保に取り組んでいく必要があります。
- 「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に示されるキャリア・ライフステージに応じた目指す教員像を実現するためには、教員免許更新制の発展的解消の後においても、計画的・効果的に研修を継続することが必要です。

¹ スクール・ポリシー：今後の県立高等学校の在り方、期待される社会的役割等を明確化するため、令和3年10月に策定した「いわての高校魅力化グランドデザイン for2031」（岩手県立高等学校に関するスクール・ミッション）を踏まえ、各県立高校が策定する3つの方針（育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編制及び実施に関する方針並びに入学者の受け入れに関する方針）。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 安全でより良い教育環境の整備

- ・ 自然災害の多発など学校を取り巻く環境変化を踏まえ、児童生徒の学校管理下における安全が確保されるよう、学校の安全計画や危機管理マニュアルの検証・改善に取り組みます。
- ・ 学校安全計画に基づく事故等の未然防止策等が徹底されるよう、教職員への研修や訓練を行います。
- ・ 通学時の児童生徒の安全が確保されるよう、保護者、地域住民、関係機関の協力を得ながら、スクールガード等による通学時の見守りや通学路の定期的な点検の実施、交通安全教室や防犯教室の実施による安全教育に取り組みます。
- ・ 各学校において、児童生徒がバスを利用する機会を振り返り、人数確認や安全確認などについて自主的な点検を行い、児童生徒の安全確保に向けた取組を推進します。
- ・ 令和4年に一部改正された道路交通法により、全ての自転車利用者に対してヘルメット着用の努力義務が課せられることになっていることから、自転車乗車中におけるヘルメット着用の重要性を周知徹底することにより、自転車安全利用に向けた取組を推進します。
- ・ 児童生徒が自らの安全を確保する力を身に付けることができるよう、発達段階に応じて、東日本大震災津波の経験・教訓を踏まえた、特色ある防災教育に取り組みます。
- ・ 安全・安心な教育環境を整備するため、計画的な学校施設等の長寿命化等を推進します。また、施設の木質化、省エネルギー化等脱炭素化への取組を推進するとともに、市町村、民間との協働による施設整備に取り組みます。
- ・ 家庭や社会の環境の変化に伴い、学校施設の機能の向上を図るため、防災機能の強化、トイレの洋式化など新たなニーズ等に対応した学習環境の改善に取り組みます。
- ・ 少子化による生徒数の減少等の課題に対応するため、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」の2つの考え方を基本とする「新たな県立高等学校再編計画後期計画」に基づく教育環境の充実に取り組みます。
- ・ 今後一層進むことが見込まれる生徒数の減少など社会の変化に対応した教育環境の整備を図るため、次期県立高等学校再編計画の策定に向けた検討に取り組みます。

② 魅力ある学校づくりの推進

- ・ 地域とともにある学校づくりを推進するため、「まなびフェスト²」や学校、家庭、地域が連携したコミュニティ・スクールの仕組みの活用を図るとともに、学校経営計画で設定した目標の達成状況等の評価結果を広く公表し、学校運営の改善に取り組みます。
- ・ 学校と地元自治体や企業、高等教育機関等との連携・協働を進める場であるコンソーシアムの設置を推進するとともに、地域等と協働して策定したスクール・ポリシーに基づく教育活動の充実に取り組みます。

③ 多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保

- ・ 多様な教育ニーズに対応するため、教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール等民間団体と連携し、不登校児童生徒への教育機会を確保していくとともに、本県においても増加傾向にある外国人の児童生徒などの学びの場を、関係機関と連携して確保していきます。

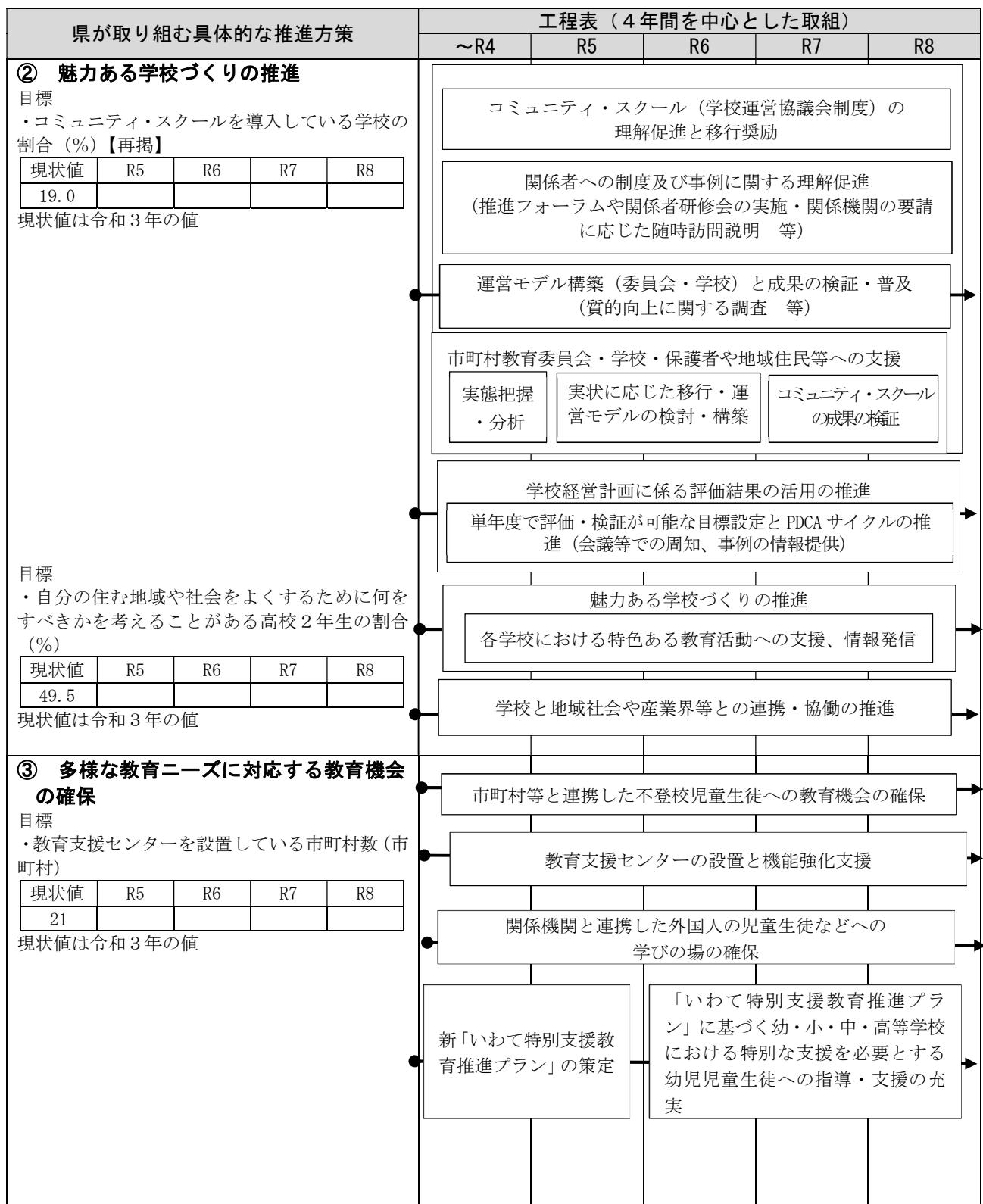
² まなびフェスト：各学校が作成する検証可能な目標達成型の経営計画。

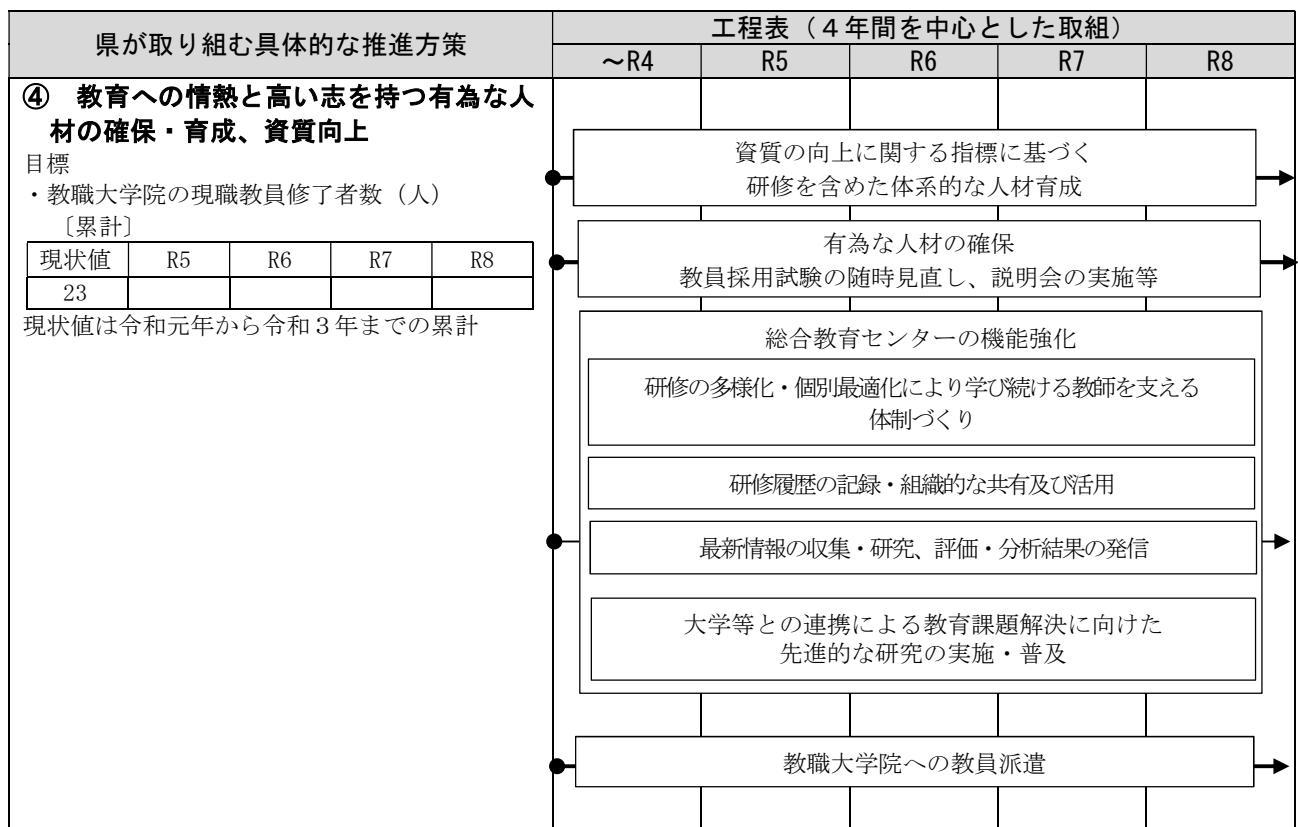
- ・ ヤングケアラーや子供の貧困、高校中途退学等、幼・小・中・高等学校において、特別な支援を必要とする児童生徒が充実した学習活動が行えるよう、関係機関との連携を図りながら学習環境を整え、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の推進に取り組みます。

④ 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上

- ・ 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材を確保するため、学生等への説明会を実施し、求める教員像や教員の魅力について発信します。また、社会情勢の変化等に応じて、教員採用試験の内容等を見直していきます。
- ・ 「学び続ける教師」として教員の更なる資質向上等を図るため、研修の質を担保しながら、教員の過度な負担とならないよう留意しつつ、教員免許更新講習に代わる新たな研修を構築します。また、研修履歴を活用した管理職等との対話により、教員が自らの研修ニーズと、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割などを踏まえながら、必要な学びを主体的に行っていくことができる仕組みを構築します。
- ・ 総合教育センターにおいて、先進的な研究や実践の成果を積極的に発信するとともに、多様な研修による教員の支援や、研修履歴の記録の在り方の検討などにより、総合教育センター機能の充実に取り組みます。
- ・ 教員の専門性の向上を図るため、教職大学院や独立行政法人教職員支援機構などの関係機関と積極的に連携しながら有為な教員の育成に取り組みます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 安全でより良い教育環境の整備					
目標					
・地域住民などによる見守り活動が行われている小中学校の割合（%）	現状値 81.8	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和3年の値					
・県立高校の長寿命化改修・大規模改造実施施設数（施設）〔累計〕	現状値 3	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和元年から令和3年までの累計					
・県立学校のトイレ洋式化率（生徒等に対する充足率）（%）	現状値 76.5	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和3年の値					
					→
学校安全計画等の検証・改善					→
					→
資質向上のための研修開催、市町村が実施する研修の支援					→
					→
学校安全体制整備推進協議会による地域ぐるみでの学校安全の推進					→
					→
関係機関との連携による通学路交通安全プログラム、登下校防犯の取組等の推進					→
					→
見守り活動の充実に向けた人材確保やモデル事例の収集と情報発信					→
					→
学校安全教育、防災教育の充実					→
					→
自転車の安全な利用の充実					→
					→
県立学校施設の長寿命化改修や大規模改造の実施					→
					→
市町村立学校施設の長寿命化等の取組を支援					→
					→
県立学校におけるトイレの洋式化、新たなニーズ等に対応した学習環境の整備					→
					→
新たな県立高等学校再編計画後期計画に基づく教育環境の充実					→
					→
次期県立高等学校再編計画の策定に向けた検討					→
					→





県以外の主体に期待される行動

(家庭)

- ・通学時の見守りや通学路の安全点検の協力
- ・安全に関する基礎的な知識等の修得
- ・教育振興運動やコミュニティ・スクール等を通じた目標達成型学校経営への参画
- ・教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール等民間団体との連携

(地域)

- ・通学時の見守りや通学路の安全点検の協力
- ・教育振興運動やコミュニティ・スクール等を通じた目標達成型学校経営への参画
- ・特色ある学校づくりへの参画・支援

(関係団体等)

- ・学校と連携したフリースクール等民間団体の運営

(教育機関)

- ・大学院等における公立学校教員の研修派遣の受入れ
- ・教職員支援機構等による研修メニューの提供

(学校)

- ・状況の変化等を踏まえた学校の安全計画や危機管理マニュアルの見直し
- ・事故等の未然防止に向けた教職員の校内研修や通学路の安全点検等の実施
- ・コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した学校評価を踏まえた学校運営の改善
- ・コンソーシアムの設置による地域、地域産業、高等教育機関等との連携・協働の推進
- ・スクール・ポリシーに基づく教育活動の充実
- ・地域の教育資源を生かした教育活動の推進等による魅力ある学校づくり
- ・教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール等民間団体との連携
- ・管理職等との対話に基づく研修受講の奨励、学びの成果の可視化と共有

(市町村教育委員会)

- ・学校安全の取組の指導・支援
- ・市町村立学校施設の学習環境の改善に向けた施設・設備の整備
- ・学校経営計画の策定や学校評価の実施、評価結果の公表等への指導・支援
- ・教育支援センター（適応指導教室）の設置と機能強化
- ・学校と連携した教育支援センター（適応指導教室）の運営
- ・県の取組と連動した教職員の資質向上の取組

(市町村)

- ・特色ある学校づくりへの支援

III 教育



17 多様なニーズに応じた特色ある私学教育を充実します

(基本方向)

児童生徒の希望する進路の選択肢を拡大し、将来の自己実現を達成できるようにするために、建学の精神などに基づく多様な教育ニーズに対応した特色ある教育活動を支援することによって私学教育を充実します。

また、幼児・児童・生徒が良好な教育環境で安全に学校生活を送ることができるよう、私立学校の教育環境の整備に向けた取組を促進します。

現状と課題

- ・ 教育ニーズが多様化する中、建学の精神などに基づいた特色ある教育活動を実施している私立学校に対する期待が高まっていますが、新型コロナウィルス感染症の感染拡大により、一部教育活動が中止となったことから、新型コロナの影響下に適応した教育活動の充実に向けた支援に取り組む必要があります。また、私立学校運営費補助等により、キャリア教育を行う私立高等学校や私立専修学校に対する支援を行い、卒業後の進路の選択肢を拡大して岩手の産業や地域を支える人材の地元定着を促進させる必要があります。
- ・ 私立学校の運営基盤は脆弱な上、少子化の影響等もあり、多様なニーズへの対応が難しい面もあるほか、校舎等の耐震化などが全国平均や公立学校に比較して進んでいない状況にあり、私立学校施設の耐震化補助などによる支援に取り組む必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 各私立学校の建学の精神などに基づく特色ある教育活動の支援

- ・ 各私立学校の建学の精神や中期計画に基づく特色ある教育活動を充実することにより、私立学校に通う生徒が希望する進路を選択し、自己実現の意欲が高まるよう、継続して支援を行います。
- ・ 岩手の産業や地域を支える人材定着を促進するよう、私立学校運営費補助により、質の高い教育を行う私立専修学校への支援を行います。

② 私立学校の耐震化の支援や教育環境の整備促進

- ・ 生徒が安心して教育を受けられる教育環境の整備を図るため、私立学校耐震改修事業費補助等により施設の耐震化を促進し、安全安心な教育環境の整備を支援します。
- ・ 私立学校運営費補助等により良好な教育環境の整備を促進し、教育の質の向上を支援します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 各私立学校の建学の精神などに基づく特色ある教育活動の支援					
目標					
・私立高等学校における特色ある教育活動の実施率 (%)					
現状値	R5	R6	R7	R8	
56.4					
現状値は令和3年の値					
② 私立学校の耐震化の支援や教育環境の整備促進					
目標					
・私立学校の耐震化率 (%)					
現状値	R5	R6	R7	R8	
89.5					
現状値は令和3年の値					

```

graph TD
    A[私立高等学校の現行中期計画に基づく取組支援] --> B[私立高等学校の次期中期計画の策定支援]
    B --> C[学力向上・進路実現に向けた教育活動の支援]
    B --> D[豊かな心を育む教育活動の支援]
    B --> E[防災教育の実施に向けた教育活動の支援  
(関係機関との連絡調整、事例等の情報提供)]
    C --> F[私立学校の耐震化率向上の取組の支援]
    C --> G[私立学校の耐震診断実施に係る普及啓発等の実施]
    C --> H[人材確保、I C T等教育環境の充実に対する支援]
  
```

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・学校教育や学校行事における家庭や地域の役割の理解と参画

(企業・団体・N P O)

- ・キャリア教育・体験学習等の推進

(私立学校)

- ・多様なニーズに対応した特色ある教育活動の実施

- ・職業教育の充実

- ・教育環境の整備

(市町村)

- ・通学路の点検等、安全安心な教育環境の整備

III 教育

18 地域に貢献する人材を育てます

(基本方向)

郷土を愛し、岩手の復興・発展を支える人材を育成するため、「いわての復興教育」などの取組を推進し、東日本大震災津波の教訓等を県内外に発信し、後世に語り継いでいきます。

また、産業を担う人材を育成するため、総合生活力¹や人生設計力²の育成に努め、キャリア教育を充実するとともに、各分野における専門知識や技術の習得・向上を推進します。

さらに、社会が急激に変化し、グローバル化が進展する中、国際的な視野と地域に貢献する視野を持ったグローカル人材を育成するため、海外留学などの機会を充実するとともに、岩手県の歴史・文化の探究や、地域活動への積極的な参加を促進します。

現状と課題

- ・ 東日本大震災津波の記憶の風化が懸念されることから、東日本大震災津波の記憶のない児童生徒に対し教訓や経験を継承するとともに、自他の命を守り抜く主体性を備え、復興・発展を支える地域の担い手の育成を推進する必要があります。
- ・ 児童生徒の興味関心や適性に基づいた進路実現が可能になるよう、学校全体で計画的・組織的にキャリア教育を更に推進する必要があります。また、生徒が職業について知り、自らのライフデザインについて考える機会の充実を図る必要があります。
- ・ 人口減少や高齢化が進む中、ものづくり産業や農林水産業、建設業など様々な産業で人材の不足が懸念されていることから、若者や女性等が働きやすい労働環境の整備やデジタル技術の活用などの生産性の向上に取り組む必要があります。
- ・ 本県の資源と技術を生かした研究開発を担う人材や先端技術に対応できる人材、各分野における高度な技術・技能を有する人材を養成する必要があります。
- ・ I o TやA Iなど最新のデジタル技術やデータを効果的に活用し、地域課題の解決や利便性の向上、新たな価値の創造につなげることができる人材を育成する必要があります。
- ・ グローバル化が急速に進展する中、英語をはじめとした外国語によるコミュニケーション能力は生涯にわたる様々な場面で必要となることから、児童生徒の英語力の向上を図る取組を推進する必要があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の大きな影響を受けた児童生徒の異文化理解の促進や地域産業の国際化に貢献する人材の育成に更に取り組んでいく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 「いわての復興教育」などの推進

¹ 総合生活力：児童生徒が将来の社会人・職業人として自立して生きるために必要な能力。

² 人生設計力：児童生徒が主体的に人生計画を立てて、進路を選択し、決定できる能力。

- ・ 東日本大震災津波の経験や教訓を学校教育に生かし、岩手の復興・発展を支える子どもたちを育成するため、内陸部と沿岸部の学校間や、小・中・高・特別支援学校の異校種間の交流に加えて、家庭・地域・関係機関と連携した取組の充実を図ります。
- ・ 東日本大震災津波の記憶の風化をはじめ、様々な社会状況の変化に対応し、復興教育を充実させるため、「いわての復興教育」プログラム及び副読本、絵本の効果的な活用や、「いわての復興教育」の実践発表会の開催など、県内全ての学校が教科横断的な復興教育を推進します。
- ・ 郷土への誇りと愛着を醸成するため、学校と地域が連携し、岩手の歴史や偉人、豊かな自然・文化等を探究する学習や、地域活動への積極的な参加を促し、地域産業を理解する取組や地域の課題解決を図る学習、伝統文化を継承する取組などにより、地域の担い手の育成を推進します。

② キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成

- ・ 各学校が作成した「キャリア教育全体計画」に基づき、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を育成するため、キャリア教育を一層推進し、社会人講師によるライフデザインに関する講演や社会人との交流会等に取り組みます。
- ・ 地域を担う産業人材を育成するため、就業支援員等を活用し、生徒の適性を踏まえた就職指導や地元企業と連携した教育活動に取り組みます。
- ・ 児童生徒、保護者、教員の地域企業等への理解や关心を高めるため、県内の産業界等と連携し、企業見学会や企業ガイダンスの開催などに取り組みます。

③ ものづくり産業人材の育成・確保・定着

- ・ 地域ものづくりネットワーク等を中心とした产学研官連携の工場見学、出前授業、技能講習会及び人材育成研修等により、小学生から企業人まで各段階に応じた人材育成を推進します。
- ・ ものづくりに興味を持つ児童・生徒がものづくり産業につながる進路を選択できるよう、多様な進路の選択肢に関する情報提供等により、小学校から高等学校までのそれぞれの期間における連続性を持ったキャリア教育を推進します。
- ・ 県立職業能力開発施設において、産業の高度化及び多様化に対応した教育環境の整備を推進し、IoTや人工知能（AI）等の先端技術にも対応できるものづくり産業の中核人材の育成及び定着を進めます。
- ・ ものづくり産業を取り巻く環境変化や企業のニーズを踏まえ、高等教育機関等と連携し高度技能者・技術者の育成に取り組みます。
- ・ 県内企業への就職を促進するため、高校生、大学生、教員及び保護者を対象にいわてで働く意識の醸成に取り組みます。

④ 農林水産業の将来を担う人材の育成

- ・ 農業分野における担い手育成の中核機関である県立農業大学校の機能強化を図り、農業・農村が必要とする高度な専門知識や技術・経営に関する実践教育等を通じ、地域社会の持続的な発展を担うリーダーとなる青年農業者の育成に取り組みます。
- ・ 岩手大学等と連携して開講する「いわてアグリフロンティアスクール³」により、国際競争時代に通用する経営管理能力やマーケティングなどのビジネスに関する知識、地域のリーダーとしての能力を有する農業経営者等の育成に取り組みます。

³ いわてアグリフロンティアスクール：国際競争時代に通用する経営感覚と企業家マインドを持った農業経営者等を養成するため、岩手県や岩手大学等の連携により行われる研修制度。

- ・ 「いわて林業アカデミー⁴」による、林業への就業を希望する若者への森林・林業の知識や技術の体系的な習得支援等により、将来的に林業経営体の中核となり得る現場技術者の育成に取り組みます。
- ・ 岩手大学等と連携し、将来の水産研究者等の育成を進めるとともに、「いわて水産アカデミー⁵」による、漁業就業に必要な基礎的な漁業知識や技術、経営手法の習得支援等により、地域漁業の次代を担う人材の育成に取り組みます。
- ・ ロボットやA I、I o T等の最先端のスマート技術や高性能機械等を活用できる人材の育成に取り組みます。

⑤ 建設業の将来を担う人材の確保、育成

- ・ 建設業の魅力の発信や労働環境の改善に向けた意識啓発を推進し、若者・女性をはじめとする建設業の将来を担う人材の確保・定着を図ります。
- ・ インフラ分野のD X推進に向けて、関係機関と連携して講習会を実施するとともに、建設分野へのI C Tの普及・拡大を図ります。

⑥ デジタル人材の育成

各分野のデジタル化やD X推進に関連した取組、最新のI C Tの利活用事例を紹介するフェアの開催等による県民や企業等への普及啓発を行うとともに、大学等と連携した人材育成に向けたセミナー、研修会等の開催によりデジタル技術やデータを活用して地域の課題解決や利便性の向上、新たな価値を創造するデジタル人材を育成する取組を推進します。

⑦ 科学技術の理解増進と次代を担う人材の育成

- ・ 外部専門人材の活用による講演や研究事業等、理科・数学への関心や児童生徒の科学技術・ものづくりへの探究心を高める取組を行います。
- ・ 地域の課題解決を図るため、産業界と連携し、これから技術革新や市場ニーズの変化に柔軟に対応できる人材、本県の多様な資源と技術を生かした研究開発を担う人材の育成を推進します。
- ・ 県民の科学技術に対する理解増進を図るため、大学や研究機関等の研究成果発表等、最先端の科学技術に触れる機会の提供などに取り組みます。

⑧ 岩手と世界をつなぐ人材の育成

- ・ 児童生徒の異文化への理解を深めるため、海外派遣等による国際交流の機会や県内に居住する外国人・留学生等との交流を深める体験機会の充実などを推進します。
- ・ 児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上のため、正確な発音を習得し、英語で情報や自分の考えを述べるとともに、相手の発話を聞いて理解するための機会が日常的に確保されるよう、A L T等を活用した指導の充実やデジタル教科書等のI C Tの活用などによる児童生徒の学習意欲の向上を図ります。また、専科教員を含む小学校教員の英語指導力向上に向けた実践的な研修をはじめとする各校種での教員研修の充実を図ります。

⑨ 地域産業の国際化に貢献する人材の育成

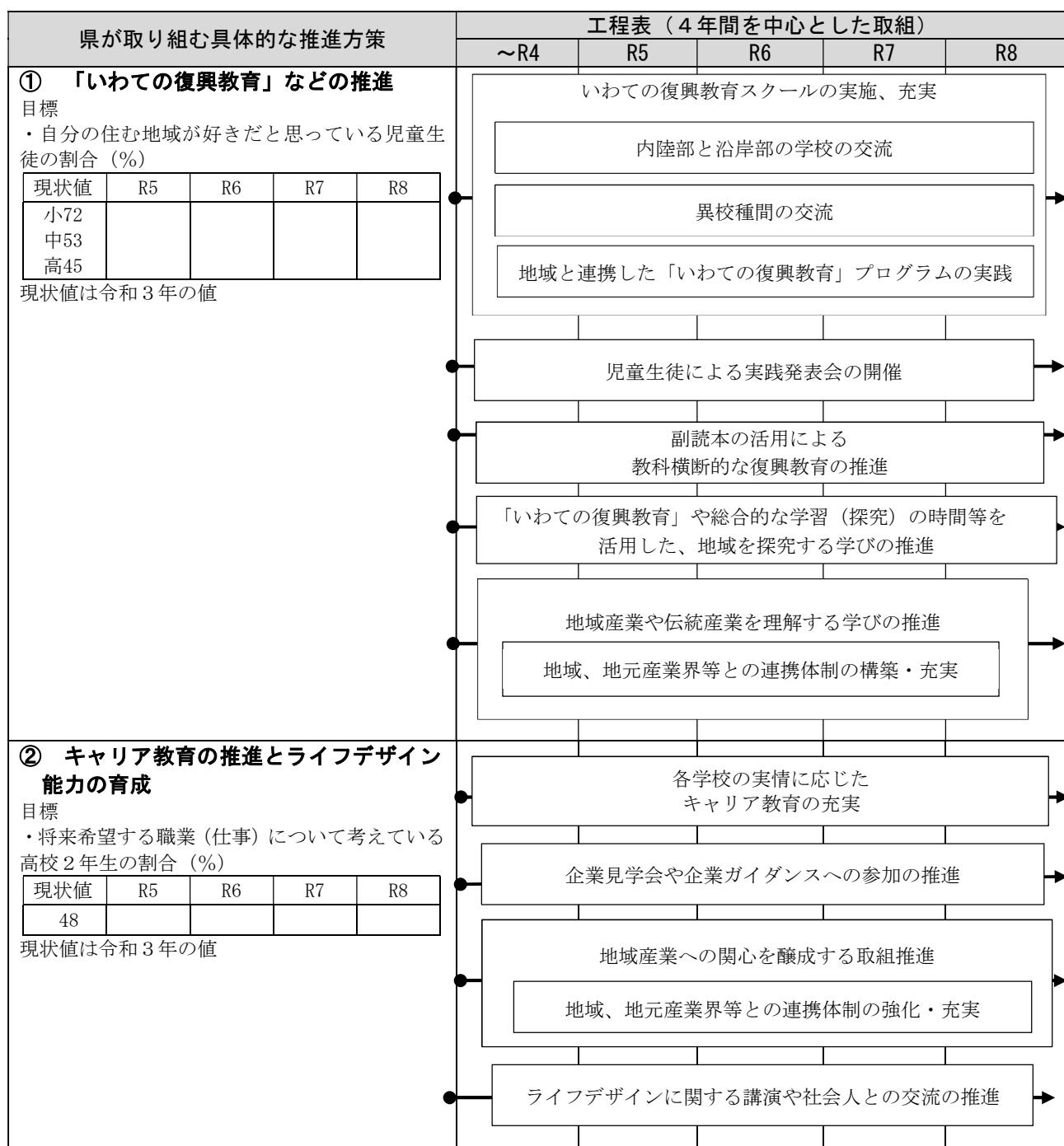
企業や団体、高等教育機関、行政など産学官が一体となった「いわてグローカル人材育成推進協議会⁶」を通じ、学生の海外留学や、外国人留学生等を含めたグローバル人材の県内就職を促進す

⁴ いわて林業アカデミー：林業事業体経営の中核を担う現場技術者を養成するため、産学官の協力を得て行われる岩手県による研修制度。

⁵ いわて水産アカデミー：漁業の基礎知識や高度な経営手法の習得を通じ、将来の岩手県の漁業の中核を担う人材を養成する岩手県による研修制度。

⁶ いわてグローカル人材育成推進協議会：グローバルな視点を持ち、世界の平和や国際的な課題解決及び自立した多文化共生社会の実現

る取組を支援します。



を担うことのできるグローカル人材の育成及び活用に向けた取組を推進するため、平成29年2月に設立した産学官組織。



県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
⑥ デジタル人材の育成					
目標					
・デジタル人材育成関連セミナー受講者数（人）	現状値 - R5 R6 R7 R8				
	普及啓発 ・ 人材育成	普及啓発・情報リテラシー向上の取組の推進			
		デジタル人材の育成			
⑦ 科学技術の理解増進と次代を担う人材の育成					
目標					
・科学技術普及啓発イベント等来場者数（人）	現状値 - R5 R6 R7 R8				
	外部人材活用による講演や授業の充実				
	最先端の科学技術・海洋研究に触れるイベントの開催				
	公設試験研究機関による研究成果の普及活動の実施				
⑧ 岩手と世界をつなぐ人材の育成					
目標					
・中学3年生、高校3年生において求められている英語力を有している生徒の割合（%）	現状値 中42.9 高49.0 R5 R6 R7 R8				
現状値は令和3年の値					
	高校生の海外等派遣・相互交流の実施				
	英語4技能を統合した指導の工夫及び充実				
	小中高を通じた英語指導の充実				
	英検IBA等外部試験の活用による授業改善と生徒の動機付け				
	小学校教員の英語指導力の向上研修の充実				

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
⑨ 地域産業の国際化に貢献する人材の育成					
目標					
・いわてグローカル人材育成推進協議会の支援制度を利用して海外留学した学生数（人）〔累計〕	いわてグローカル人材育成推進協議会の運営、留学支援の実施				
現状値 R5 R6 R7 R8					
-					
・グローバルキャリアフェア ⁷ （オンラインを含む）の参加者数（人）〔累計〕	グローバルキャリアフェアの開催				
現状値 R5 R6 R7 R8					
17					
現状値は令和3年単年の値					

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・英語をはじめとした外国語学習への参加
- ・学校が行う復興教育の取組成果発表会や実践的な安全学習への参画
- ・地域活動への参画
- ・学校が行う地域の企業見学会や企業ガイダンスへの参加
- ・学校が行うキャリア教育の取組への参加・協力
- ・海外派遣、英語ワークショップ、留学などの国際関連事業等への参加
- ・英語学習への動機付け

(企業等)

- ・「いわてグローカル人材育成推進協議会」への参画
- ・学生向け海外ビジネス情報の発信
- ・地元学生、地元出身学生の雇用拡大
- ・人材の育成・定着
- ・科学技術の普及啓発活動等の実施・協力
- ・学校と連携したキャリア教育の取組支援
- ・インターンシップの受入れ
- ・外国人留学生やJETプログラム経験者の採用

(関係団体等)

- ・安全学習等への専門的知見に基づいた助言・支援
- ・学校が行うキャリア教育やライフデザインに関する学習への支援
- ・高校生等の地元定着に向けた雇用環境等の整備
- ・学校と連携した留学などの国際関連事業の実施

- ・英語学習講座の実施
- ・英語検定試験の実施

(産業支援機関)

- ・产学研連携による人材の育成・定着
- ・先端技術の生産現場への導入や本県の資源等を生かした研究開発を担う人材の育成

⁷ グローバルキャリアフェア：留学生やJETプログラム参加者などのグローバル人材の県内での定着を図るため、就職説明会や企業とのマッチングなどを行う行事。

- ・科学技術の普及啓発活動等の実施・協力
(教育機関・国際交流協会)
- ・英語教育の拡充
- ・海外派遣、留学に関する普及啓発
- ・留学を希望する学生への支援
- ・留学生に対する支援
- ・外国人留学生やJETプログラム経験者と県内企業とのマッチング支援
(学校)
 - ・学校間や地域と連携した復興教育の実施
 - ・「いわての復興教育」の取組成果の発表
 - ・「いわての復興教育」副読本を活用した効果的な授業の実践
 - ・地域と連携した実践的な安全学習等の実施
 - ・地域を探究する学習等の実施
 - ・職場体験やインターンシップ、企業見学会、学校を会場とした企業説明会の実施
 - ・国際理解を深める体験活動等の実施や留学などの国際関連事業への参加促進
 - ・英語4技能の育成のための授業改善の推進や英語検定試験の受検促進
 - ・「いわてグローカル人材育成推進協議会」への参画
- (市町村教育委員会)
 - ・学校における「いわての復興教育」の取組支援
 - ・英語教育の拡充
 - ・地域と連携したキャリア教育や、実践的な安全学習、地域を探究する学習等の支援
 - ・学校のキャリア教育やライフデザインに関する学習への指導・助言
 - ・学校における国際理解を深める体験活動等の支援
- (市町村)
 - ・留学希望者等への支援
 - ・「いわてグローカル人材育成推進協議会」への参画
 - ・県及び関係機関と連携した人材育成・定着支援
 - ・科学技術の普及啓発活動等の実施・協力

III 教育

19 文化芸術・スポーツを担う人材を育てます

(基本方向)

文化芸術を担う人材を育てるため、一流の文化芸術に触れる機会の提供や意欲的な創作活動等を後押しするとともに、障がい者の文化芸術活動を推進します。

また、スポーツを担う人材を育てるため、スポーツ医・科学サポートを通じて、アスリート、障がい者アスリートの大会・合宿への参加支援や、中長期的な視点に立った育成に取り組むとともに、最新技術やスポーツ・インテグリティに基づく指導者の育成等、サポート体制の充実を図ります。

現状と課題

- 本県は、文化や文学、思想など多彩な分野で多くの優れた人物を育んできた土壌があり、これを生かしていくことが求められています。
- 文芸や合唱など音楽分野での児童生徒の全国的な活躍もあり、県民の文化芸術への関心が高まっており、さらに、復興支援を契機とした優れた文化芸術の鑑賞機会が継続して提供されている中において、幼少期から優れた文化芸術に触れる機会を提供することや、誰もが文化芸術活動に取り組める環境を充実させる必要があります。
- 障がい者の文化芸術活動への県民の理解を深めるための取組を継続して実施する必要があるほか、障がい者が安心して創作活動に取り組む環境づくりを推進する必要があります。
- 「東京2020オリンピック」、「北京2022オリンピック」等での本県ゆかりの選手の活躍により岩手のスポーツ力が高まっており、世界や全国で活躍する本県出身の選手が多数輩出されています。今後も、国際大会等で活躍するトップアスリートを育成するためには、スポーツ医・科学的知見を有し、最新のデジタル技術や戦術等を習得する指導者など、アスリートの様々な要求に対応できるサポート人材を更に養成していく必要があります。
- 「北京2022パラリンピック」、「2021アジアユースパラ競技大会」に本県ゆかりの選手が多数出場するなど、本県の障がい者スポーツのレベルは高まっており、本格的に取り組む選手は増えていますが、更なる選手の発掘・育成と指導者、介助者の育成等を含め、競技活動へのサポートが求められています。
- 県民が日常的にスポーツに取り組み、スポーツを楽しむ機会を提供できるよう、地域のスポーツ活動を担うスポーツ推進委員や、スポーツ大会等の運営を担うボランティア等の様々なスポーツを支える人材が重要です。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 文化芸術活動を担う人材の育成

- 県民の文化芸術活動の活性化を図るため、「岩手芸術祭」の新たな分野への拡大を図るととも

に、芸術体験の機会の提供や地域の文化催事との連携を推進し、県民が身近に文化芸術を体験できる機会を提供します。

- ・多くの子どもたちに幼少期から優れた文化芸術に触れる機会を提供するため、子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加、(公財) 岩手県文化振興事業団や(一社) 岩手県芸術文化協会等と連携した県内学校等への芸術家派遣などの取組を進めます。
- ・「文学の国いわて」の進展に向けた文芸活動の振興を図るため、本県ゆかりの作家とのつながりを広めながら、若者を対象とした取組を開催するなど、県民の創作活動を支援します。
- ・優れた文化芸術の鑑賞機会を生かして、児童生徒の豊かな心を育み、演奏技術等の向上を図るため、国内外からの評価の高い海外の音楽家との交流機会を提供します。
- ・高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるよう、身近に文化芸術活動に参加できる環境づくりを進めます。

② 文化芸術活動を支える人材の育成

- ・団体、企業、行政等が一体となって文化芸術活動を支援し、活性化を図るため、活動者と鑑賞者、それぞれの希望やニーズをマッチングさせ、交流の場を提案する人材のネットワークを形成します。
- ・県民が県内各地域において積極的に文化芸術活動に取り組めるよう、文化芸術を生かした地域づくりなどに取り組む人材の育成や相互交流の促進を図るため、アートマネジメント研修を実施します。
- ・障がい者の文化芸術活動を支援する事業所職員等の資質の向上を図るため、支援者育成研修を実施するほか、支援者のネットワークを構築し、障がい者の文化芸術活動に取り組む環境の充実を図ります。

③ アスリートの競技力の向上

- ・世界で活躍する次世代アスリートを輩出するため、県内競技団体、(独法)日本スポーツ振興センター、(公財)日本オリンピック委員会等と連携し、スーパークリッズの発掘・育成など中長期的な視点に立ったジュニア期からの競技力向上に取り組みます。
- ・本県トップアスリートのスポーツ活動を支えるため、大会や強化合宿への参加等に係る活動の支援に取り組むとともに、アスリートの県内定着を図るため、就職マッチング等を実施します。

④ 障がい者アスリートの競技力の向上

- ・障がい者スポーツ選手の発掘・育成のため、関係団体と連携し、競技体験会や強化練習会の実施などに取り組みます。
- ・パラリンピック等の国際大会やジャパンパラ競技大会等の全国大会で活躍するトップアスリートを輩出するため、大会や強化合宿への参加等に係る活動の支援に取り組みます。

⑤ スポーツ医・科学サポートを通じた競技力の向上

- ・本県の競技力向上を効果的かつ効率的に図るため、障がい者を含むアスリートの体力測定等で得られたデータや、最新のデジタル技術を活用し、個々に適した科学的なトレーニングメニュー等の提供に取り組みます。
- ・アスリートのセルフマネジメント能力を高めるため、コンディショニング、スポーツ栄養、スポーツメンタル等のスポーツ医・科学的な知識の提供に取り組みます。

⑥ スポーツ活動を支える指導者等の養成

- ・指導者の資質向上を図るため、スポーツ活動における透明性、公平・公正性(スポーツ・イン

テグリティ）の確保に向けた研修の実施や相談体制の機能強化に取り組みます。

- ・指導者の技術力向上を図るため、公認スポーツ指導者資格取得や本県トップコーチの中央競技団体等の研修参加への支援に取り組みます。
- ・障がい者のスポーツ活動を支える指導者を養成するため、関係団体と連携し、指導者の資格取得に向けた講習会の実施などに取り組みます。
- ・アスリートの育成や活動を支える指導者等のサポート人材や、競技団体、総合型地域スポーツクラブ¹等の組織運営を担う人材を育成するため、スポーツ医・科学の知識の習得やマネジメント能力の向上等、専門的研修などの実施に取り組みます。
- ・地域のスポーツ活動を担うスポーツ推進委員等の人材育成・資質向上を図るため、市町村や関係団体と連携し、研修・研究大会の実施などに取り組みます。
- ・「ラグビーワールドカップ2019大会」、「日本スポーツマスターズ2022岩手大会」、「クライミングワールドカップいわて盛岡2022」、「いわて八幡平白銀国体」等、これまで本県で開催した大型スポーツ大会のレガシーを継承し、スポーツ大会等が更に県民に支えられたものとなるよう、ボランティアを育成するとともに、活動を支援します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 文化芸術活動を担う人材の育成					
目標					
・岩手芸術祭への出展数（件）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
1,185					
現状値は令和3年単年の値					
・子どものための芸術家派遣事業公演数（件）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
57					
現状値は令和3年単年の値					
② 文化芸術活動を支える人材の育成					
目標					
・アートマネジメント人材育成数（オンラインを含む）（人）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
51					
現状値は令和3年単年の値					
・障がい者文化芸術活動支援者育成研修受講者数（人）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
41					
現状値は令和3年単年の値					
	岩手芸術祭・芸術体験の機会の提供				
	学校等への芸術家の派遣				
	「文学の国いわて」の取組の推進				
	各広域振興圏における「文化芸術活動支援ネットワーク会議」の開催				
	アートマネジメント人材の育成				
	障がい者文化芸術活動の支援者育成研修の実施				

¹ 総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
③ アスリートの競技力の向上					
目標					
・本県関係選手の日本代表選出数（人）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8	67				
現状値は令和3年単年の値					
・全国大会入賞競技団体数（数）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8	20				
現状値は令和3年単年の値					
④ 障がい者アスリートの競技力の向上					
目標					
・障がい者アスリートの育成研修会参加者数（人）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8	148				
現状値は令和3年単年の値					
・障がい者アスリートの全国大会出場選手数（人）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8	21				
現状値は令和3年単年の値					
⑤ スポーツ医・科学サポートを通じた競技力の向上					
目標					
・スポーツ医・科学サポート団体数（団体）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8	259				
現状値は令和3年単年の値					
・スポーツデータ活用分析人材養成者数（人）					
現状値 R5 R6 R7 R8	-				
（発掘プログラム、育成プログラム、適正選択種目の選択）					
スーパークリエイツの発掘・育成					
アスリートの就職マッチング等の実施					
強化対象選手の指定、競技大会・強化練習等の活動支援					
体力測定、データに基づく科学的なトレーニング等の提供					
アスリート、指導者に対する研修の実施、最新デジタル技術を活用できる指導者等による個別支援を通じたスポーツ医・科学的知識の提供					

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
⑥ スポーツ活動を支える指導者等の養成	本県トップコーチの中央研修参加支援				
目標	障がい者スポーツ指導者養成講習会の実施				
・公認スポーツ指導者資格登録者数（人）	スポーツ活動における透明性、公平・公正性を確保するための研修の実施、相談機能強化の取り組み支援				
現状値 R5 R6 R7 R8	サポート人材・マネジメント人材の専門的な研修の実施				
3,118	スポーツ推進委員等の研修、研究大会の実施				
現状値は令和3年の値	スポーツボランティアの育成、活動支援				
・公認障がい者スポーツ指導者資格登録者数（人）					
現状値 R5 R6 R7 R8					
258					
現状値は令和3年の値					
・スポーツ推進委員研修会参加率（オンラインを含む）（%）					
現状値 R5 R6 R7 R8					
71.3					
現状値は令和3年の値					

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・文化芸術・スポーツを担う人材、支える人材としての参加、理解

(企業等)

- ・文化芸術・スポーツを担う人材、支える人材育成の取組への支援、協働
- ・アスリートや指導者、サポート人材の活動支援

(文化芸術活動団体)

- ・文化芸術を担う人材、支える人材育成の取組実施、支援、情報発信

(スポーツ関係団体)

- ・関係団体相互の連携システムの構築
- ・アスリートや指導者、サポート人材等の育成
- ・競技力向上事業の実施

(教育機関)

- ・文化芸術を担う人材育成の取組実施、支援、情報発信
- ・次世代アスリートの発掘・育成の支援

(市町村)

- ・文化芸術・スポーツを担う人材、支える人材育成の取組の推進、支援、情報提供
- ・文化芸術活動やスポーツ活動を支える人材の育成

III 教育



20 高等教育機関と連携した地域づくり・人づくりを進めます

(基本方向)

高等教育機関と連携した地域づくり・人づくりを進めるため、産学官連携による共同研究等を促すとともに、高等教育機関の体制の強化や相互の機能補完等を促進します。

また、産学官が連携し、高い専門性と教養を兼ね備えた人材を育成するとともに、県内高校生の地元大学への進学意識の醸成や県内大学生等の卒業後の地元定着を高める取組を推進します。

現状と課題

- 本県では、18～20歳台前半の若者の県外転出が人口の社会減の大きな要因となっています。
- 東日本大震災津波からの復興やふるさと振興等の地域課題解決に向けて、高等教育機関と連携した取組を一層推進する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、企業説明会やインターンシップ等の就職イベントの中止や規模が縮小されている中、地域社会に貢献する意欲のある人材が、岩手で活躍できるよう、地元定着につながる取組を促進する必要があります。
- 岩手県立大学は、地域に根ざす高等教育機関として、教育や研究、地域貢献に対する県民や地域の期待に応えていく必要があります。
- 首都圏を中心とする県外企業の採用活動の影響により、岩手県立大学卒業生の県内就職率は伸び悩んでおり、地元定着に向けて取り組む必要があります。
- 本県の大学進学率は、全国平均と比較して低い状況にあります。また、県内高校から県内大学等への進学者数が横ばい傾向にあることから、「いわて高等教育地域連携プラットフォーム¹」を中心として県内大学の魅力向上や情報発信を行う取組を促進する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 高等教育機関との連携による地域課題解決に向けた取組の推進

- 東日本大震災津波からの復興やふるさと振興を進める上での様々な地域課題の解決に向けて、高等教育機関の専門的知識を活用した共同研究を推進するほか、プラチナ社会²の構築をはじめとした新たな仕組みを地域に定着させるための取組などを展開します。
- 地域課題の解決に向け、「いわて高等教育地域連携プラットフォーム」といった既存の産学官連携組織によるリカレント教育の充実などの更なる促進を図るとともに、高等教育機関が設置する地域連携推進組織と連携した研究や取組を進めます。

¹ いわて高等教育地域連携プラットフォーム：いわて県民計画（2019～2028）に掲げる「高等教育機関と連携した地域づくり・人づくり」を進める観点から、「地域に貢献する優れた人材の育成・地域への還元」と「高等教育機関がもつ専門性や特色がより一層地域社会で生かされる地域づくり」を軸として、産学官連携による議論・取組を行っていくため、令和3年度にプラットフォームを設置。

² プラチナ社会：環境問題、高齢社会などの課題を高いレベルで解決した社会。

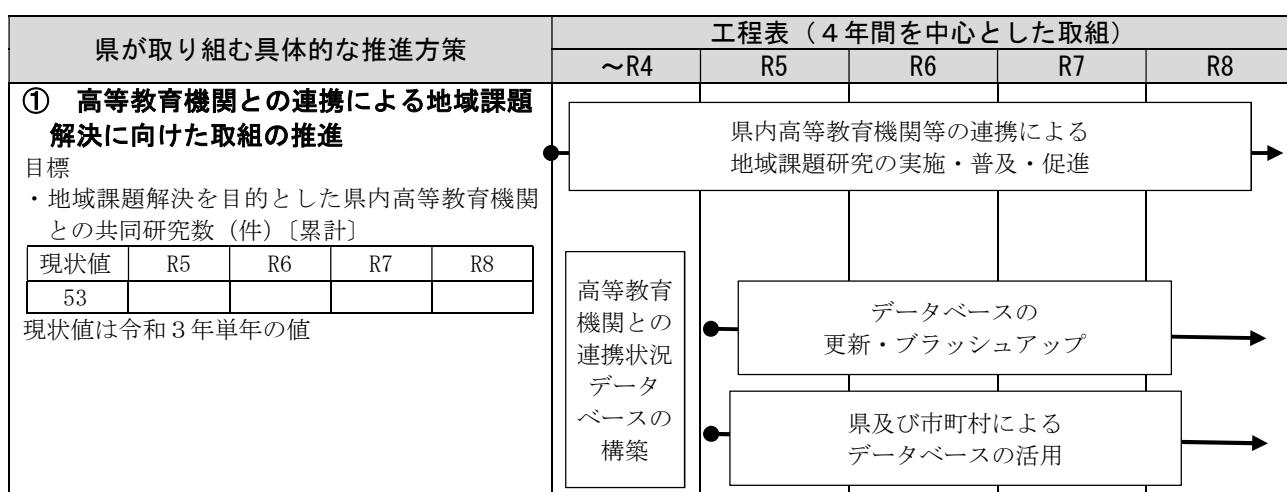
- 各高等教育機関における地域課題研究に取り組む体制の強化や大学等の高等教育機関で構成する「いわて高等教育コンソーシアム³」における取組など、それぞれの高等教育機関の特色を生かした相互の機能の補完などによる連携を促進します。

② 地域をけん引する人材の育成と若者定着の促進

- 県内高校から県内大学等への進学機運を高めるため、県内大学と連携した高大連携ウインター・セッション⁴の拡充など、県内高校生に対する県内大学の魅力紹介などの取組を推進します。
- 県内大学生等の卒業後の地元定着を高めるため、産学官連携による地元企業の魅力向上を図るとともに、インターンシップの取組強化や県内企業と大学生等との交流機会の創出等による地元定着の意識を醸成します。

③ 岩手県立大学における取組への支援

- 令和5年に開学25周年を迎える岩手県立大学の地域に根ざした高等教育機関としての役割を更に充実・強化させ、専門領域を横断した学術研究などの新たな価値創造に資する研究や、東日本大震災津波からの復興支援をはじめとする地域の課題解決に向けた取組など、県民のシンクタンクとしての機能を果たし、地域の未来創造に貢献するための取組を支援します。
- 実学実践教育及び地域志向教育を通じて、知的探求心や創造力を備え、グローバルな視野を持った、地域の未来を切り拓く人材の育成や、地域社会と連携した学生の県内定着に向けた取組を支援します。



³ いわて高等教育コンソーシアム：国際通用性や教育の質の保証など、大学を取り巻く状況、低迷する大学進学率や県内就職率等の地域課題に対応するため、岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学、富士大学、盛岡大学が連携を強化し、地域の中核を担う人材育成を目指すために、平成20年度に組織したもの。平成24年度には、放送大学岩手学習センターと一緒に工業高等専門学校が加入。

⁴ 高大連携ウインター・セッション：県内高校から県内大学等への進学機運を高めるため、県内大学と連携した「高大連携ウインター・セッション」を実施し、高校生に対して、大学に触れる機会を広く提供しようするために岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学、富士大学、盛岡大学などで実施。県が主催し、高校生を対象に授業科目の公開や公開講座を行うもの。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
② 地域をけん引する人材の育成と若者定着の促進					
目標	いわて高等教育コンソーシアム主催事業 (高大連携講座等)への協力				
・高大連携センター・セッションへの参加者数(人)	いわて高等教育地域連携プラットフォームを活用した人材育成と若者定着の推進の実施				
現状値 R5 R6 R7 R8	いわて高等教育地域連携プラットフォームを活用した人材育成と若者定着の推進の検討				
—					
・県内企業等へのインターンシップ参加者数(人)	現状値は令和3年の値				
現状値 R5 R6 R7 R8	現状値は令和3年単年の値				
238					
③ 岩手県立大学における取組への支援	事業年度計画の受理及び業務実績の評価				
目標	第四期中期目標・中期計画実施（2023.4～2029.3）				
・岩手県立大学の実装化された研究成果数(件) 〔累計〕	第四期中期計画の認可				
現状値 R5 R6 R7 R8	運営費交付金による岩手県立大学の運営支援				
13	現状値は令和3年の値				
現状値は令和3年単年の値					
・岩手県立大学等(大学・短大)卒業生の県内就職率(%)	意見交換会等による課題認識の共有及び 課題解決のための取組の検討				
現状値 R5 R6 R7 R8	地域課題解決のための地域協働研究への支援				
56.6	現状値は令和3年の値				
現状値は令和3年単年の値					
・岩手県立大学等(大学・短大)卒業生の県内就職率(%)	卒業生の県内定着に向けた取組への支援				

県以外の主体に期待される行動

(県民等)

- ・県内大学等との連携による地域課題解決に向けた取組への理解・参画
- ・県内大学等が持つ魅力に対する理解の増進

(企業等)

- ・雇用の確保
 - ・インターンシップの受入れ
 - ・产学研連携による地域課題解決の検討・取組への参画
- (教育機関・産業支援機関等)
- ・進学希望に応える魅力の向上
 - ・地域社会を支える人材の育成

- ・大学の資源を活用した産業の創出
- ・教育研究の成果の還元
- ・生徒の進学目的の明確化に向けた大学等との連携促進
(市町村)
- ・高等教育機関との連携による地域課題の解決
- ・インターンシップの受入れ及び地元企業による受入支援
- ・地域産業の振興等による雇用の確保

IV 居住環境・コミュニティ

不便を感じないで日常生活を送ることができ、

また、人や地域の結び付きの中で、助け合って暮らすことができる岩手

【これまでの成果と課題】

- ・ 快適で豊かな暮らしを支える生活環境づくりについては、耐震改修等への補助などによる住宅の耐震化や汚水処理施設の整備が進みました。一方で、2050年度までの温室効果ガス排出量の実質ゼロの実現に向けた住宅の省エネ化を促進するとともに、増加傾向にある空き家への対策や上下水道の耐震化・老朽化対策等を市町村等と連携して推進する必要があります。
- ・ 公共交通の利用促進支援等により、三セク鉄道の利用者数は微増していましたが、令和2年度以降、新型コロナウィルス感染症の影響により大きく減少しました。今後、公共交通利用者の増加を図るとともに、全国的な議論等も踏まえ、国や市町村等と連携して地域の重要な基盤である公共交通の維持・確保に取り組む必要があります。
- ・ 「元気なコミュニティ特選団体」の認定などによる活動支援や、フォーラム等を通じた連携・交流による人材育成等により、地域コミュニティを守り育てる取組を推進しましたが、人口減少や高齢化の進行に加え、コロナ禍の影響等により、「地域社会とのつながり」の実感が低下傾向にあることから、地域コミュニティの活性化に向けて市町村や関係団体等の取組の支援を強化する必要があります。
- ・ 移住相談会の実施や出展、岩手での暮らしを体験できる機会の提供、ホームページ等による情報発信を通じて、岩手ファンの拡大と移住者の増加に取り組み、県外からの移住・定住者数は増加しています。コロナ禍における地方移住への関心の高まりも踏まえ、一層の移住・定住の促進のため、市町村や関係団体等と連携した取組を更に強化する必要があります。
- ・ 多文化共生推進ワークショップ等により外国人県民等が暮らしやすい環境づくりや、SNS等を活用した相談・情報提供体制の拡充に取り組みました。引き続き、外国人県民等の暮らしやすさの向上に取り組むとともに、コロナ禍により一時中断している海外との交流について、若者等がグローバルな視点で将来を考える機会の提供に取り組み、世界と岩手のつながりを一層深めていく必要があります。
- ・ 文化・スポーツを通じた交流機会は、コロナ禍による施設の一時休館や催事の中止等もあり、減少を余儀なくされましたが、オンライン等の活用や感染症対策を講じた大会の開催等、新しい形での交流が行われました。今後も、文化芸術やスポーツを生かした地域活性化を図るため、安心して文化芸術に親しむ機会やスポーツに取り組むことのできる場の提供を推進し、人的・経済的交流の拡大に取り組む必要があります。

【今後の方向性】

- ・ 県産木材を活用するなど岩手らしさや高い断熱性能を備えた住宅の普及や既存住宅の省エネ化への支援に取り組むとともに、市町村と連携して空き家の利活用を促進します。また、人口減少や老朽化等の影響を考慮しながら、上下水道の広域連携の取組や、地域の実情に合った効率的な汚水処理施設の整備などを推進します。
- ・ 地域公共交通の維持・確保に向け、人流のビッグデータ等を活用し、住民のニーズに対応した効率的で持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に取り組みます。また、国や市町村等と連携し、広域的な幹線路線の確保等の支援に取り組みます。併せて、公共交通利用者の増加に向け、MaaS¹やIC決済などのデジタル技術の活用などにより、利用者の利便性向上に取り組みます。
- ・ 持続可能な地域コミュニティづくりに向け、市町村等と連携し、特定地域づくり事業協同組合の設立等に取り組むとともに、フォーラムやセミナーの開催等により、人材育成・地域運営組織の形成促進等に取り組みます。また、地域コミュニティの担い手としても期待される地域おこし協力隊²については、ネットワークづくりの支援や県内起業・就業等の促進等により、地域への定着を図ります。また、地域の安全を地域で守る防災体制づくりを図るため、自主防災組織の組織化・活性化に向け、地域防災サポーター等の防災人材の育成や活動支援に取り組みます。
- ・ 市町村や関係団体等と連携し、あらゆる機会を通じた訴求力の高い情報発信や移住体験等の取組を強化します。また、移住希望者の多様なニーズに対応するため、移住と就職の一元的な相談機能を強化するとともに、農林水産業や医療・福祉等各分野の人材確保の取組等も併せて展開します。加えて、地域で移住者を受け入れるためのサポート体制の整備や、県営住宅・空き家等、本県の有するストックを活用した取組等により、県を挙げてU・Iターンを促進します。
- ・ 外国人県民等が暮らしやすい環境づくりに向け、引き続きワークショップの開催や外国人相談支援体制の充実に取り組みます。また、ハロウインターナショナルスクール安比ジャパンの開校を踏まえ、地域との交流・連携や国際化、多文化共生等を推進します。
- ・ 文化芸術やスポーツを生かした地域活性化を図るため、復興支援のつながりを生かした文化芸術の取組を継続するとともに、本県等で開催された大規模スポーツ大会のレガシーを継承し、スポーツ大会や合宿の誘致、県内のトップ・プロスポーツチームと県民との一体感の醸成、本県の豊かな自然を生かしたスポーツアクティビティ³の普及等に取り組み、人的・経済的な交流を推進します。

¹ MaaS：地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

² 地域おこし協力隊：人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

³ スポーツアクティビティ：海、山、川及び湖等の自然環境下で実施する、身体活動を伴うトレッキングやカヌーなどの体験及びツアー等のこと。

【いわて幸福関連指標】

指 標	単位	現状値	年度目標値			計画目標値 R8
		R3	R5	R6	R7	
① 県外からの移住者数	人	1,584				
② 汚水処理人口普及率	%	84.4				
③ 三セク鉄道・バスの一人当たり 年間利用回数	回	10.2				
④ 地縁的な活動への参加割合	%	33.3				
⑤ 在留外国人数〔10万人当たり〕	人	597.0				
⑥ 文化・スポーツ施設の入場者数						
(文化施設入場者数) ^{〔注1〕}	千人	33 ^(R2)				
(スポーツ施設入場者数) ^{〔注2〕}	万人	486				

【参考指標（実績値）】

三セク鉄道・バスの年間利用者数（令和3年：1,214万人）〔県ふるさと振興部調べ〕、
持ち家比率（平成30年：69.9%）〔住宅・土地統計調査（総務省）〕

〔注1〕 岩手県内公立文化施設協議会加盟施設で行う自主催事入場者数

〔注2〕 県及び県内市町村の公立スポーツ・レクリエーション施設入場者数

※1 上記の表中、右上に（ ）を付した数値は、表頭の年度以外の年度の実績値又は目標値を示しています。

【政策項目一覧】

政策項目	具体的推進方策
21 快適で豊かな暮らしを支える生活 環境をつくります	① 快適に暮らせる良質で環境に配慮した居住環境づくり ② 自然と調和した衛生的で快適な生活環境の保全 ③ 快適で魅力あるまちづくりの推進
22 地域の暮らしを支える公共交通を 守ります	① 広域バス路線や鉄道路線の維持・確保 ② 地域の実情に応じた効率的な公共交通ネットワークの構築支援 ③ 地域公共交通の利用促進
23 つながりや活力を感じられる地域 コミュニティを守り育てます	① 持続可能な地域コミュニティづくり ② 地域コミュニティ活動を支える人材の育成 ③ 地域コミュニティを基盤とした防災体制づくり
24 岩手で暮らす魅力を高め、移住・ 定住を促進します	① 岩手ファンの拡大とU・Iターンの促進 ② 安心して移住し、活躍できる環境の整備
25 海外の多様な文化を理解し、共に 生活できる地域づくりを進めます	① 外国人県民等が暮らしやすい環境づくり ② 国際交流と地域づくり
26 文化芸術・スポーツを生かした地 域をつくります	① 文化芸術を生かした人的・経済的な交流の推進 ② スポーツを生かした人的・経済的な交流の推進

IV 居住環境・コミュニティ

21 快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくります

(基本方向)

快適で豊かな暮らしを支える生活環境づくりに向け、耐震性、省エネ性能などを備えた良質な住宅の普及や空き家の利活用、地域の魅力を高めるリノベーション¹を促進するとともに、自然と調和した美しい水辺環境の保全、上下水道事業の広域連携や汚水処理施設の整備等の取組を推進します。

また、持続可能なまちづくりに向け、市町村との連携により適正な土地利用を図りながら、道路や公園などの都市基盤やユニバーサルデザインによる公共施設等の整備を推進します。

さらに、地域の魅力を高め、活力ある地域社会の実現を図るため、地域住民、NPO等と協働して良好な景観の形成を推進します。

現状と課題

- 改正建築物省エネ法では、新築住宅について、2025年までに現行省エネ基準への適合、更に2030年には現行基準を上回るZEH基準²への適合が義務化される予定であり、2050年度までの温室効果ガス排出量の実質ゼロと快適で豊かな暮らしを実現するため、省エネに優れた住宅の普及に取り組む必要があります。
- 全国的に空き家が増加傾向にあり、本県においても増加が見込まれるため、空き家発生を抑制するとともに、空き家の利活用や中古住宅の流通を活性化する取組を進めていく必要があります。
- 県管理河川では、「いわての水を守り育てる条例」の理念に基づき、引き続き、環境や親水性に配慮した「多自然川づくり」の取組を進めていく必要があります。
- 水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う水道水の使用量及び料金収入の減少や、水道施設・管路の老朽化による更新需要の増大、多発する災害への対策などにより厳しさを増しており、水道の基盤強化のため、令和4年度に「岩手県水道広域化推進プラン」を策定しました。
- 本県における水道の基幹管路の耐震適合率は令和3年度時点で48.1%と全国平均40.7%を上回る状況となっていますが、引き続き耐震化の取組が必要です。
- 汚水処理人口普及率（下水道など汚水処理施設を利用できる人口の割合）は、地域の実情に合った効率的な施設整備により着実に向上来ていますが、全国平均に対して低い状況であり、引き続き普及率の向上に取り組むとともに、令和4年度に策定した「岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づき、汚水処理施設の統廃合等を促進することが必要です。
- 人口減少等を背景に中心市街地の空洞化など都市の低密度化が進んでおり、コンパクトなまちづくりによる持続可能な都市の実現を図るため、立地適正化計画制度等による都市機能の適正な誘導や、都市計画道路の整備等による交通ネットワークの充実を推進する必要があります。

¹ リノベーション：既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させ、付加価値を与えること。

² ZEH（ゼッヂ）基準：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの基準。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅の基準。

- ・ 「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく特定公共的施設については、多くの方が利用する施設のバリアフリー化が進んでおり、引き続き、趣旨や必要性について普及・啓発を図り、特定公共的施設のバリアフリー化を推進する必要があります。
- ・ 地域住民等による景観づくりの取組が進んでおり、良好な景観の形成により地域の魅力を高めるため、引き続き、住民主体の活動の促進や次世代の担い手の育成を推進する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 快適に暮らせる良質で環境に配慮した居住環境づくり

- ・ 県産木材を活用するなど岩手らしさや高い断熱性能を備えた岩手型住宅の普及、省エネ改修や耐震改修の促進など、快適で安全な住宅の普及を推進します。
- ・ 高齢者等が安心して快適に居住できるよう、公営住宅のバリアフリー化及び省エネ化をはじめとする性能向上を推進するとともに、民間によるサービス付高齢者向け住宅、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の普及を促進します。
- ・ 空き家対策を推進するため、空き家バンクの円滑な利活用に向けた市町村への支援を行うとともに、市町村と連携して、若者や移住者などの空き家住宅の取得等に対する支援に取り組みます。
- ・ 地域の魅力を高め、地域を活性化するリノベーションまちづくりを促進します。

② 自然と調和した衛生的で快適な生活環境の保全

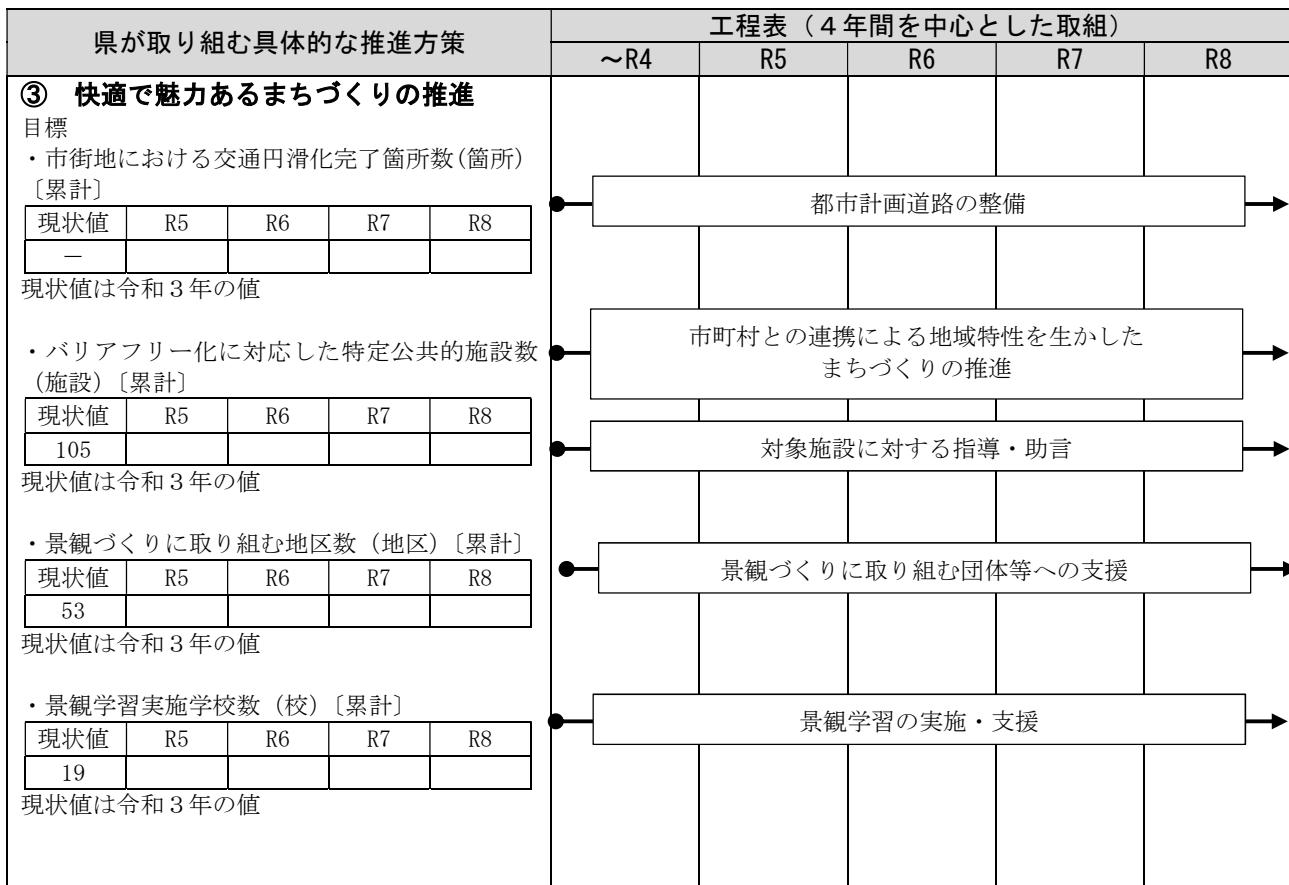
- ・ 生物の生息・生育・繁殖環境や川が織りなす安らぎのある景観などに配慮した「多自然川づくり」により、人と自然が調和する良好な水辺空間の保全と整備を推進します。
- ・ 健全かつ安定的な水道事業の運営がなされるよう、地域の状況や見通しを踏まえ、広域連携の検討グループを設置するなど、「岩手県水道広域化推進プラン」に基づき広域連携の取組を促進するほか、水道基盤強化のため、水道法に基づき県において「水道基盤強化計画」の策定を進めます。
- ・ 災害時においても給水機能を確保するため、市町村等の水道施設の計画的な耐震化対策の取組を促進します。
- ・ 人口減少等の影響を考慮しつつ、市町村との連携による、地域の実情に合った効率的な汚水処理施設の整備を推進します。
- ・ 汚水処理施設の持続的な運営を図るため、流域下水道事業の経営改善に取り組むとともに、下水道事業等の効率的な経営への助言や、広域化・共同化計画に基づく市町村の取組を促進します。
- ・ 豊かな水資源の保全や汚水処理の必要性についての住民理解を深めるため、啓発活動を推進します。

③ 快適で魅力あるまちづくりの推進

- ・ 市町村との連携により適正な土地利用を図りながらコンパクトな都市形成を促進するとともに、渋滞緩和等の都市交通の円滑化や快適な都市空間の創出に資する都市計画道路の整備、市街地の無電柱化などにより、魅力あるまちづくりを推進します。
- ・ 「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、多くの人が利用する特定公共的施設のバリアフリー化を促進します。
- ・ 地域の景観点検等を通じて、住民が主体となって地域の景観の魅力を発見し、その価値を高める活動を促進します。
- ・ 子どもが地域の景観の魅力や個性を考える景観学習の実施を通じて、次世代の景観づくりの担

い手の育成を推進します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 快適に暮らせる良質で環境に配慮した居住環境づくり					
目標					
・岩手型住宅賃同事業者による県産木材を使用した岩手型住宅建設戸数の割合 (%)	県産木材を使用した岩手型住宅の普及				
現状値 R5 R6 R7 R8					
23.6					
現状値は令和3年の値					
・県営住宅の性能向上のための修繕・改善着工率 (%)	省エネルギー技術の普及				
現状値 R5 R6 R7 R8					
11.4					
現状値は令和3年の値					
・空家等対策計画策定市町村数（市町村）〔累計〕	県営住宅の性能向上のための修繕・改善				
現状値 R5 R6 R7 R8					
24					
現状値は令和3年の値					
② 自然と調和した衛生的で快適な生活環境の保全	空き家対策の推進・市町村に対する支援				
目標					
・身近な水辺空間の環境保全等に継続的に取り組む団体数（団体）	多自然川づくりによる河川改修・維持管理の実施				
現状値 R5 R6 R7 R8					
67					
現状値は令和3年の値					
・水道基幹管路の耐震適合率（上水道） (%)	いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度の周知・普及				
現状値 R5 R6 R7 R8					
48.1					
現状値は令和2年の値					
・汚水処理人口普及率（下水道） (%)	ブロックごとの広域連携の取組促進				
現状値 R5 R6 R7 R8					
62.7					
現状値は令和3年の値					
・汚水処理人口普及率（浄化槽） (%)	水道施設の耐震化の促進				
現状値 R5 R6 R7 R8					
13.8					
現状値は令和3年の値					
	市町村の下水道整備事業への支援				
	市町村の浄化槽整備事業への支援				



県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・住宅の耐震化などの主体的な取組
- ・建築主が省エネ性能の必要性を理解
- ・住宅ストックの適切な管理や利活用
- ・まちづくりへの主体的な参画

(企業・団体)

- ・耐震性・省エネ性能などを備えた良質な住宅の提供
- ・住宅ストックの流通やリフォームなど利活用の促進
- ・建築士から建築主に対する省エネ性能の説明義務
- ・良好な水辺空間の環境保全等への主体的な取組
- ・環境負荷軽減の取組
- ・ひとにやさしいまちづくりへの主体的な取組

(市町村)

- ・住宅の耐震化やリフォーム・リノベーションへの支援、空き家対策
- ・水道事業や下水道事業の健全経営
- ・生活排水対策
- ・市街地の無秩序な拡散の抑制
- ・都市計画道路の整備や道路環境の改善
- ・公園などの公共空間の提供
- ・公共的施設の耐震化やユニバーサルデザイン化
- ・公園などの公共空間の提供
- ・県景観計画に基づく取組、市町村景観計画の策定

(国)

- ・まちづくりのための技術的支援や適切な規制、制度の拡充

IV 居住環境・コミュニティ

22 地域の暮らしを支える公共交通を守ります

(基本方向)

地域における県民の暮らしを支える公共交通を守るために、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に取り組みます。

また、地元利用の促進につながる利便性の向上や、魅力ある商品の造成などを通じた観光面での利用拡大などを促進します。

現状と課題

- 人口減少やモータリゼーション¹の進行、新型コロナウイルス感染症の長期化による外出自粛・新しい生活様式の定着により、地域公共交通の利用者が減少していることに加え、運転士不足や施設等の老朽化など、第三セクター鉄道²やバス事業者は厳しい経営環境に置かれており、国や自治体の財政支援によって支えられています。
- 高齢化や過疎化が進行する中、バス路線の減便や撤退が懸念されており、いわゆる「公共交通空白地域」が生じることがないよう、買い物や通院、通学など住民の足となる交通手段の最適かつ持続的な確保が求められています。
- 第三セクター鉄道やJR東日本のローカル鉄道は、地域住民のマイレール意識によって支えられているとともに、観光等の資源としても独自の魅力を有しており、これらの特性を踏まえ、地元利用の促進と観光利用の拡大に向けた取組を進める必要があります。
- 鉄道や路線バスについて、高齢者や障がい者、外国人観光客など誰もが利用しやすい環境を整備するための取組が必要です。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 広域バス路線や鉄道路線の維持・確保

- 地域公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通網形成計画³」に基づき、広域バス路線や鉄道路線の維持・確保に取り組みます。
- 令和5年度が「岩手県地域公共交通網形成計画」の最終年度となることから、人流のビッグデータ等を活用した次期地域公共交通計画の策定を進めます。
- 社会情勢の変化を踏まえ、県及び市町村が連携を強化して、地域公共交通の維持・確保のための支援を行います。
- 第三セクター鉄道が自立的な経営を維持し、路線を確保するための取組に対する支援を行います。
- 交通事業者による安全運行の確保、運転士不足や施設等の老朽化への対策、経営改善及びサー

¹ モータリゼーション：自動車が社会全般に広く普及し、生活必需品化する現象。

² 第三セクター鉄道：国又は地方公共団体（第一セクター）が民間企業（第二セクター）と共同出資により設立した法人が運営する鉄道。

³ 地域公共交通網形成計画：国の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づいて策定する計画で、県全体、各広域振興局の地域特性・現状を整理し、地域公共交通を取り巻く課題を把握した上で、各市町村で実施している公共交通関連事業を支え、まちづくりと連携した持続可能な公共交通体系を構築するためのマスタープラン。

ビス向上の取組に対する支援を行います。

② 地域の実情に応じた効率的な公共交通ネットワークの構築支援

人口減少や新型コロナの影響による新しい生活様式の定着などの変化を適切に捉え、市町村における地域公共交通計画の策定や、コミュニティバス⁴の運行等による地域内交通の改善や再編などの取組に対する支援、人流のビッグデータ等の活用を通じて、住民のニーズに対応した持続可能な公共交通ネットワークの構築を促進します。

③ 地域公共交通の利用促進

- ・ 第三セクター鉄道やＪＲ東日本のローカル鉄道について、県、沿線市町村等で構成する利用促進協議会などを通じて、マイレール意識を醸成するなど、モビリティ・マネジメント⁵の活用により県民意識の変化を促しながら地元利用の促進を図ります。
- ・ 第三セクター鉄道が行う、地域の文化、歴史、食、自然などの資源を活用した企画列車の運行や企画きっぷの販売などを支援し、県内外からの誘客に向けた魅力ある商品造成及び情報発信の強化に取り組みます。
- ・ I Cカード⁶やM a a SをはじめとしたI C Tの導入や、ユニバーサルデザイン⁷に対応した高齢者、障がい者等が利用しやすいノンステップバスの導入など交通事業者が行う利便性向上の取組に対して支援するとともに、人流のビッグデータ等により、地域公共交通の潜在需要などを分析し、事業者が利用者のニーズに即して実施するダイヤ改正や商品造成を支援するなど、公共交通の利用促進に取り組みます。

⁴ コミュニティバス：地方自治体や地域の住民団体などが主体となり、交通空白地域の解消、高齢者の外出促進、公共施設や市街地の活性化を図ることなどを目的として運行される乗合バス。

⁵ モビリティ・マネジメント：直接、個人に対して移動方法に関する各種情報（環境への影響や健康との関連、公共交通の便利な使い方など）を提供して、主にクルマ利用から公共交通利用に誘導する交通施策。

⁶ I Cカード：データの記録や演算をするためにI C（集積回路）を組み込んだカード。

⁷ ユニバーサルデザイン：年齢や性別、能力などにかかわらず、できる限り、全ての人が利用できるように製品、建物、空間をデザインしようとする考え方。



⁸ 平均乗車密度：バス1便当たりにおいて、始点から終点まで平均して常時バスに乗っている人数。

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・バスや鉄道など公共交通の積極的な利用

(企業等)

- ・安全な輸送サービスの提供
- ・利便性やサービス向上に向けた取組の実施
- ・観光利用拡大に向けた取組の実施

(市町村)

- ・県と連携した第三セクター鉄道の経営安定化に向けた支援
- ・公共交通の利用促進
- ・公共交通のサービス向上に向けた取組に対する支援
- ・コミュニティバスなどの地域内公共交通を確保する取組

IV 居住環境・コミュニティ

23 つながりや活力を感じられる地域コミュニティを守り育てます

(基本方向)

つながりや活力を感じられる地域コミュニティを守り、育てるため、持続可能な地域コミュニティづくりを推進するとともに、地域コミュニティ活動を支える人材を育成します。

特に、地域に移り住んで地域協力活動を行う地域おこし協力隊の活動を促進するとともに、地域の産業や地域コミュニティ活動の担い手が地域に定着できるような取組を進めます。

また、地域の安全を地域が守ることができるよう、多様な主体が参加する訓練や研修などを通じて、地域コミュニティを中心として防災活動に取り組むことができる体制づくりを進めます。

現状と課題

- ・ 県民意識調査から算出した、近隣や友人との付き合いの程度・頻度を表す「つきあい・交流指數」(令和2年:40.0、令和3年:36.7、令和4年:37.5) や、地縁的な活動やボランティア・NPOなどへの参加状況を表す「社会参加指數」(令和2年:25.7、令和3年:21.8、令和4年:24.5) は、新型コロナウイルス感染症の影響等により低下しましたが、社会活動の再開とともに回復傾向にあります。
- ・ 震災復興支援者やボランティアの方々との交流、移住者の活躍など、東日本大震災津波を契機とした多様な主体との交流が継続されています。
- ・ 新型コロナの流行前と比較して首都圏在住者の地方移住への関心が高まっています。
- ・ 地方に移住し、地域協力活動を行う地域おこし協力隊員は、県内各地で増加傾向にあります。
- ・ 人口減少や少子高齢化の進行、新型コロナの影響等によるコミュニティ活動への参加の機会の減少等により地域コミュニティの機能低下や担い手不足が危惧され、また、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しており、持続可能な地域コミュニティづくりとコミュニティを支える人材の育成に取り組む必要があります。
- ・ 地域における共助の担い手である自治会等における防災体制づくりを着実に進めてきたところですが、本県最大クラスの津波浸水想定や地震・津波被害想定調査の結果等を踏まえ、自主防災組織の組織化・活性化などにより、地域における迅速な避難体制の構築に取り組む必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 持続可能な地域コミュニティづくり

- ・ 地域住民が主体となり先駆的な活動に取り組む地域コミュニティ団体を「元気なコミュニティ特選団体」として認証し、また、市町村と連携して特定地域づくり事業協同組合¹の設立に取り組

¹ 特定地域づくり事業協同組合：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づき都道府県知事の認定を受けて地域人口の急減に対処して地域づくり人材を確保するため特定地域づくり事業を行う事業協同組合。

むとともに、モデル的な活動に取り組んでいる団体を支援し当該団体の活動の情報を発信するなど、持続可能な地域コミュニティ活動を促進します。

- ・ 県内外における先進事例の周知とともに、国の支援策を効果的に活用し、住民自らが地域課題に取り組む地域運営組織や、「小さな拠点²」の形成を促進します。
- ・ 孤独・孤立の問題を踏まえ、見守り・交流の場や居場所づくりなど、人と人との「つながり」を実感できる地域コミュニティづくりを推進します。
- ・ 東日本大震災津波を契機とした多様な主体との交流が継続されており、復興の取組を通じて生まれた様々なつながりを生かした地域住民の交流機会の拡大や生きがいづくりの促進によって、コミュニティの活性化を図ります。

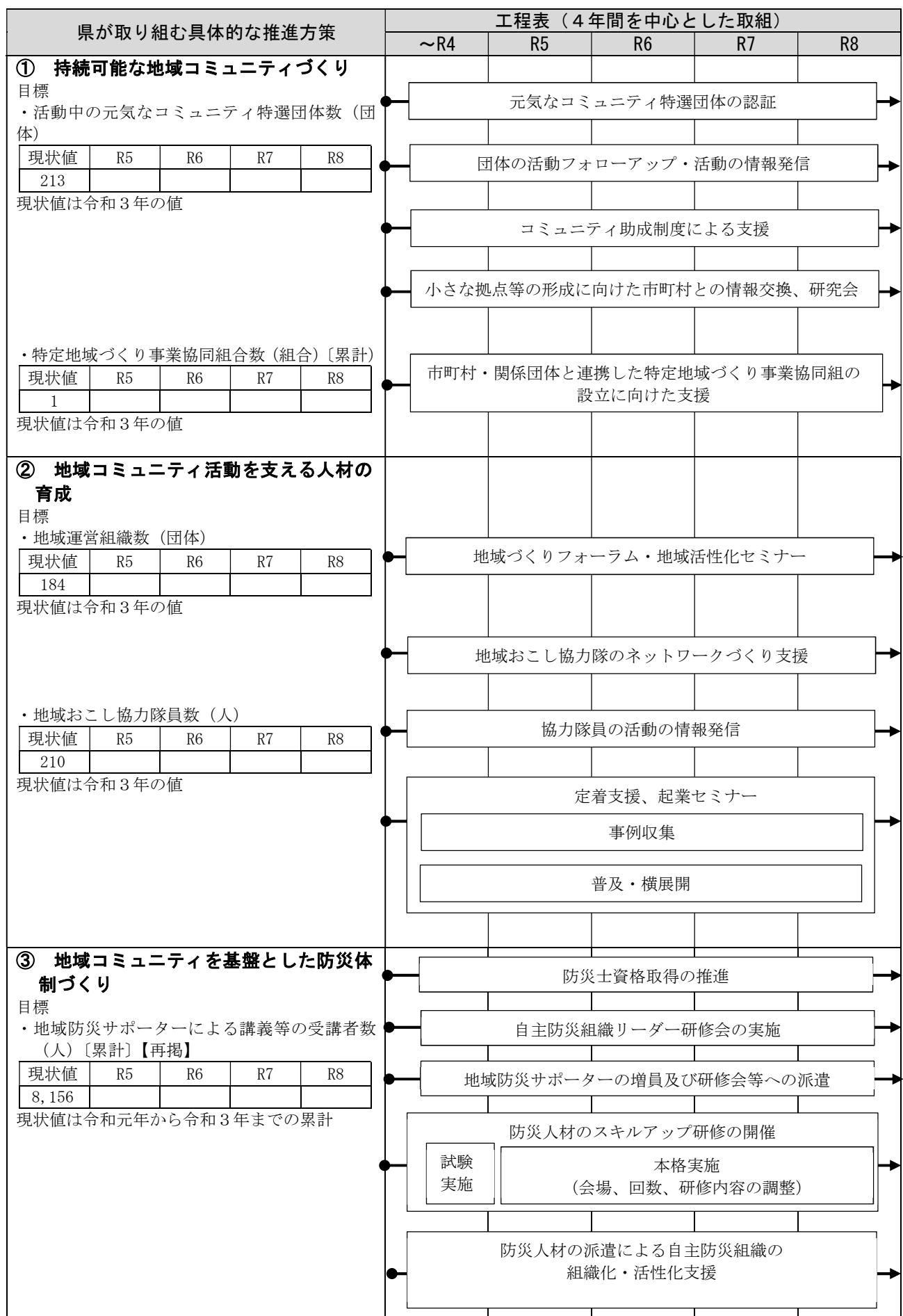
② 地域コミュニティ活動を支える人材の育成

- ・ 市町村や地域コミュニティ団体を対象に地域づくりに関する先進事例を学ぶフォーラムやセミナーを開催し、地域コミュニティ団体間の連携や交流を促進するとともに、地域コミュニティ活動を支える人材の育成に取り組みます。
- ・ 地域づくりの担い手としても期待される地域おこし協力隊員が円滑に活動できるよう、(一社)いわて地域おこし協力隊ネットワークや市町村との連携のもと、隊員の受入拡大やスキルアップ、隊員間のネットワークづくりの支援などに取り組むとともに、起業セミナーの開催や県内での就業、事業承継に関する情報提供などを行い地域おこし協力隊員の地域への定着を図ります。

③ 地域コミュニティを基盤とした防災体制づくり

自主防災組織リーダー研修会、防災士養成研修の開催等による中核人材の育成、地域防災センター等の防災人材の派遣による自主防災組織の組織化・活性化の支援などにより、地域コミュニティを基盤とした防災体制づくりを推進します。

² 小さな拠点：地域住民が主体となって、従来の集落の範囲や単一では続けていくことが難しい活動や事業を組み合わせていくことで、地域を維持していくための新しい仕組み。



県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・地域コミュニティ活動への参画
- ・地域の防災活動への参画

(企業等)

- ・地域社会の構成員として地域コミュニティ活動への参画

- ・地域コミュニティ活動への支援

- ・地域の防災活動への参画

(N P O ・ 地域づくり団体)

- ・住民意識の醸成

- ・地域課題の把握と課題解決に向けた取組

- ・自ら実施している地域コミュニティ活動の情報発信

- ・他地域の地域コミュニティ団体との連携・交流

- ・地域おこし協力隊の受入拡大、活動の充実及び起業・定着に向けた支援

- ・地域の防災活動への参画

(市町村)

- ・住民に対する意識啓発

- ・地域コミュニティの育成・活性化

- ・地域おこし協力隊の受入拡大、活動サポート及び定着に向けた支援

- ・地域住民と連携した地域課題の把握と課題解決に向けた取組

- ・区域内の関係団体、機関等との連絡調整

- ・地域防災組織の育成強化

IV 居住環境・コミュニティ

24 岩手で暮らす魅力を高め、移住・定住を促進します

(基本方向)

本県への新しい人の流れを生み出すため、市町村や関係団体と連携し、岩手での暮らしのイメージや魅力に関する効果的な情報発信や移住相談窓口の連携強化により、岩手ファンの拡大とU・Iターンの促進を図ります。

また、移住された方々が様々な経済活動や地域活動の担い手として活躍し、個人の多様な希望がかなえられるよう、地域全体で移住者を受け入れるサポート体制を整備するなど、安心して移住し、活躍できる環境の整備を図ります。

現状と課題

- ・ 本県では、進学期・就職期の県外への転出を主な要因として社会減が続いている、少子高齢化と相まった人口減少の進行により、地域の担い手不足が懸念されています。
- ・ 現下の新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに、首都圏の若い世代を中心に地方移住への関心が高まっているとの調査結果が公表されていることから、テレワーク移住等も含めた移住希望者の様々なニーズに応じた効果的なU・Iターン施策を推進する必要があります。
- ・ 地方創生の動きや新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、全国的に移住・定住の取組が強化されており、本県においても、これまで取り組んできた市町村への移住コーディネーターの配置や、NPOや地域団体による定住・交流事業への支援などによる受入体制の更なる充実や機運の醸成を図っていく必要があります。
- ・ 地方に移住し、地域協力活動を行う地域おこし協力隊員は、県内各地で増加傾向にあるほか、退任後の県内定着率は全国平均を上回っています。
- ・ 移住の検討に当たっては、仕事とともに住まいや暮らしのイメージの具体化も重要な要素であることから、県において、移住前の現地訪問の促進や移住後の住まいへの支援に取り組む必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 岩手ファンの拡大とU・Iターンの促進

- ・ 移住希望者が岩手の魅力を知り、岩手で暮らしたくなるよう、ホームページやSNS、情報誌等の活用による訴求力の高い情報発信、県外在住社会人向けの仕事体験プログラムの実施など移住体験施策に取り組みます。
- ・ オンラインも活用しながら、首都圏に設置している移住と就職の一元的な相談窓口の機能を強化します。
- ・ 事業の担い手を求める魅力ある地域産業などの「事業承継」を受け皿として位置付け、移住希望者の多様なニーズに対応します。

- ・ 首都圏で活動している在京コミュニティと連携した交流イベント等の実施や、関係人口の優良事例の普及啓発により、岩手ファン・関係人口の拡大を図ります。
- ・ 「岩手U・Iターンクラブ¹」加盟大学などと連携して、就職相談やインターンシップのほか、ふるさとワーキングホリデー²の推進等を図るとともに、農林水産業など各分野の人材確保の取組と連携したU・Iターン希望者への情報発信に取り組みます。
- ・ Uターン希望者に向けては、盆、正月の帰省時期に合わせ、県内主要駅での広告掲出や相談ブース設置などによるUターンプロモーションを実施し、震災復興に関わった方や孫ターンなどのIターン希望者に向けては、本県の魅力を詰め込んだ情報誌の制作などにより、U・Iターンの取組を強化します。

② 安心して移住し、活躍できる環境の整備

- ・ 市町村や関係団体、NPOなどの官民が連携した移住推進体制の強化を図るとともに、企業立地等に伴う移住者を含め、地域で移住者を受け入れるためのサポート体制の整備に取り組みます。
- ・ 仕事に関する情報発信の強化や、起業の促進などにより、若者や女性の県内への移住推進を図るとともに、(一社)いわて地域おこし協力隊ネットワークとの連携による地域おこし協力隊員等を対象とした起業セミナーの開催や県内での就業、事業承継に関する情報提供などにより地域への定着を図ります。
- ・ 本県への移住・定住を促進するため、県営住宅のストックを活用し、移住希望者や若者などが安心して生活できる環境を提供するとともに、市町村と連携して、若者や移住者などの空き家住宅の取得等に対する支援に取り組みます。

¹ 岩手U・Iターンクラブ：全国の大学等の連携強化により、岩手県へのU・Iターン就職を促進するもの。平成30年（2018年）6月に発足した。

² ふるさとワーキングホリデー：都市部の住民が一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感するもの。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 岩手ファンの拡大とU・Iターンの促進					
目標					
・移住相談件数（件）	現状値 8,128	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和3年の値					
・U・Iターン就職者数（人）【累計】【再掲】	現状値 855	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和3年単年の値					
② 安心して移住し、活躍できる環境の整備					
目標					
・移住コーディネーター、定住支援員等を配置している市町村数	現状値 31	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和3年の値					
HP、SNS、情報誌等による本県の魅力に関する積極的な情報発信					
移住相談に関する一元的な窓口の設置、相談対応					
県主催による移住相談会の開催、移住フェア等での情報発信					
関係団体と連携したU・Iターンの促進					
農林水産業や医療・福祉への就業に関する情報発信					
移住コーディネーター等の配置、研修の実施					
おためし居住体験利用者の移住コーディネーター等への連携					

県以外の主体に期待される行動

(県民・NPO等)

- ・移住者の受入れの理解
 - ・移住者のサポート
 - ・移住者との交流
- (団体・企業等)
- ・就職、仕事に関する情報の発信
 - ・移住者の経験や技術の活用
 - ・働き方改革の推進などによる移住者の受入態勢の整備
 - ・岩手県出身者をはじめとした移住者の雇用拡大
 - ・地域おこし協力隊の受入拡大、活動の充実及び起業・定着に向けた支援

(市町村)

- ・移住者の受入窓口の設置など相談・支援体制の整備
- ・移住希望者への情報発信
- ・インターンシップの受入促進や移住体験施策の推進
- ・移住者の支援やフォローアップ
- ・地域おこし協力隊の受入拡大、活動サポート及び定着に向けた支援
- ・空き家対策

IV 居住環境・コミュニティ



25 海外の多様な文化を理解し、共に生活できる 地域づくりを進めます

(基本方向)

市町村や国際交流協会等と連携し、外国人県民等¹が安心していきいきと生活できるよう、暮らしやすさの向上に取り組みます。

また、各国の文化や習慣に対する理解を深めるため、各地域において外国人県民等との交流機会を拡大します。

さらに、世界と岩手とのつながりを一層深めるため、多様な主体による海外との交流を促進します。

現状と課題

- 本県における在留外国人数は、東日本大震災津波の影響はありましたが、増加を続け、令和元年には8,170人となり、過去最高を記録しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による入国制限等を受け、一時的に減少しましたが、中長期的には再び増加すると見込まれます。
- 東日本大震災津波の発災を契機として、多くの外国人が岩手を訪れて県民との交流を深め、また、本県から多くの若者が海外に招かれるなど、県民が世界とつながる機会が増加しており、新型コロナの影響下においても、オンラインを活用しながらつながりを深めています。
- I L Cの実現を見据えた取組の推進や、ハロウインターナショナルスクール安比ジャパンの開校など、本県の国際化が大きく進展しようとしています。
- こうしたことから、外国人にとっても暮らしやすく、居住先として選ばれるような環境づくりのため、市町村、国際交流協会等の関係機関と連携して、外国人県民等の言葉の壁や生活上の不便の解消、互いの文化や習慣などの多様性の理解促進に向けた取組を進めていく必要があります。
- 地域の将来を担う若者が、海外に関心を向け、グローバルな視点で将来を考える機会を拡大するとともに、岩手に縁を持った多種多様な地域や人材とのネットワークを強化・活用する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 外国人県民等が暮らしやすい環境づくり

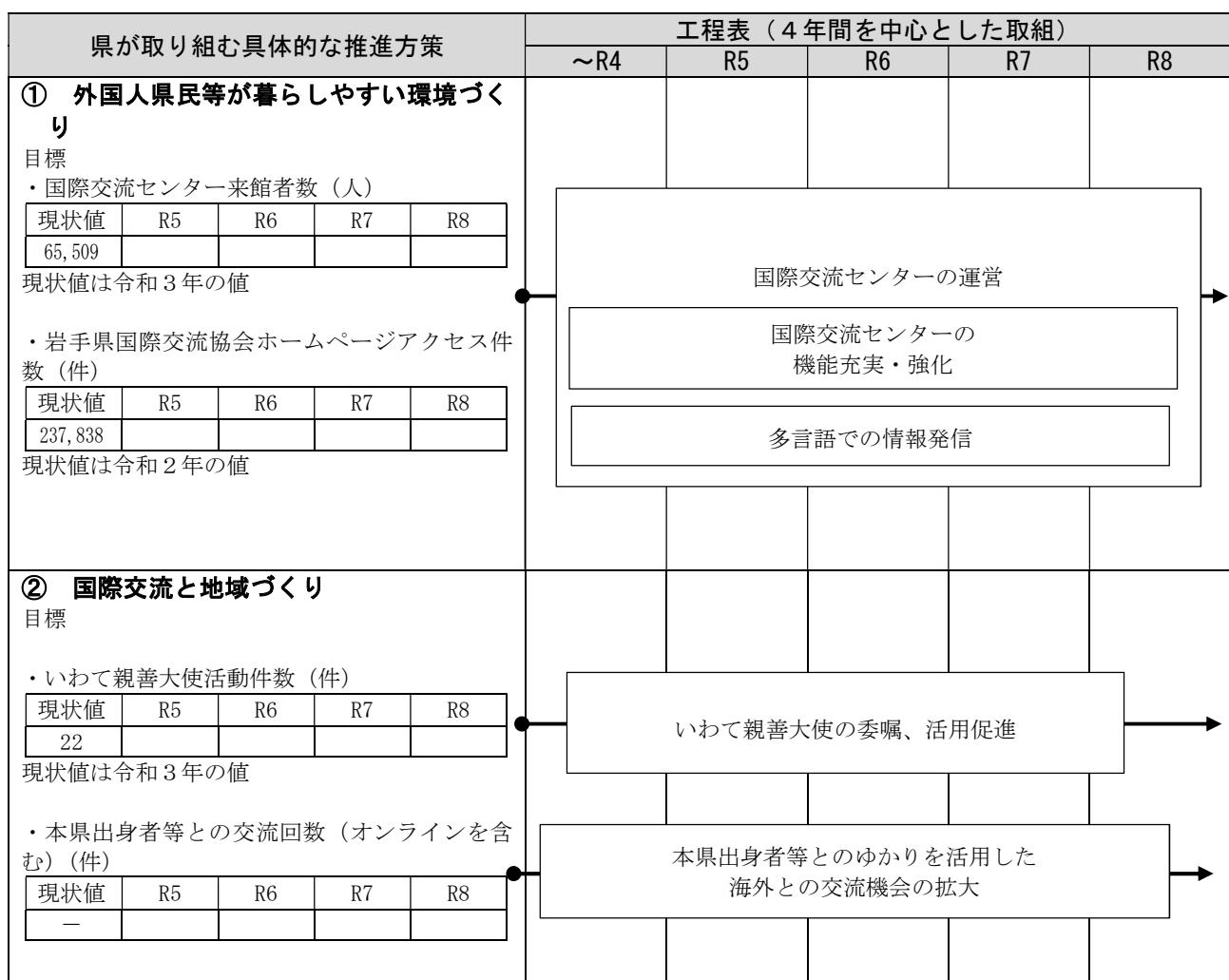
- 国際交流センターの外国人県民等の支援拠点としての更なる機能強化に向け、外国人相談体制や情報提供体制等の充実を図ります。
- 地域における国際化や多文化共生を更に進めるため、市町村や国際交流協会等を対象とする研修や、地域づくり関係者を巻き込んだワークショップ等を実施します。
- 県民が互いの文化や習慣への理解を深めるため、国際交流員による外国文化の紹介や、在住外国人との交流会を実施します。

¹ 外国人県民等：外国籍を持つ県民や外国にルーツがある日本国籍を持つ県民。

- ・ 外国人県民等の言葉の壁を解消するため、日本語の習得支援を行うほか、多言語により外国人県民等の生活を支える人材の育成を支援し、本県における日本語教育の取組を推進します。

② 國際交流と地域づくり

- ・ 世界各国・地域の海外県人会が活性化し、本県とのつながりが一層深まるよう、その活動の充実を図ります。
- ・ 岩手と海外の次代を担う若者が、お互いの多様な文化への理解を深めるため、多様な交流機会を提供します。
- ・ 情報発信を強化するため、海外で活躍する本県ゆかりの方々をいわて親善大使²として委嘱し、海外とのネットワークの強化を図るとともに、海外で活躍する本県出身者等とのゆかりを活用して、海外との交流の機会を拡大します。
- ・ ハロウインターナショナルスクール安比ジャパンの開校を契機として締結した地域振興に関する連携協定を踏まえ、地域との交流・連携や国際化、多文化共生等を推進します。



² いわて親善大使：岩手県のPRなど岩手と世界の交流の懸け橋として友好交流を推進することを目的として、県が、本県が受け入れた留学生等や本県出身のJICA海外協力隊など本県ゆかりの方を大使に委嘱するもの。

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・交流機会や啓発機会への参加
- ・外国人県民等への協力

(外国人県民等)

- ・地域行事や日本語学習機会への参加

(企業等)

- ・外国人従業員等への生活支援、日本語学習への配慮
- ・地域活動、交流機会等への参加奨励
- ・外国人県民等の雇用機会の創出

(教育機関)

- ・外国人児童・生徒及び保護者への情報提供
- ・国際・多文化共生の視点を取り入れた学習等の実施
(市町村、市町村国際交流協会、国際理解関係団体)
- ・外国人等への生活支援、相談窓口の設置、相談対応
- ・多言語による生活情報等の提供
- ・国際理解事業の実施、交流機会の拡大、行事への参加奨励
- ・日本語教室の開催
- ・ボランティア情報の収集・登録
- ・草の根交流、姉妹都市交流の推進
- ・地域における外国人県民等のネットワークづくり支援

(県国際交流協会)

- ・外国人等の相談の実施、生活支援
- ・多言語による情報提供・普及啓発・活用支援
- ・多文化共生理解の普及・啓発
- ・交流機会の提供と住民の参加奨励
- ・日本語教室の開設等の支援
- ・外国人児童・生徒への日本語指導の支援
- ・ボランティアの育成や体制整備の支援
- ・海外との交流に意欲的な県民のネットワークづくり
- ・留学生への支援

IV 居住環境・コミュニティ

26 文化芸術・スポーツを生かした地域をつくります

(基本方向)

文化芸術を通じた地域活性化を図るため、復興支援のつながりを生かした文化芸術の取組などにより、人的・経済的な交流を推進します。

また、スポーツを生かした地域活性化を図るため、本県等で開催された大規模スポーツ大会のレガシーを継承し、スポーツ大会や合宿の誘致、県内のトップ・プロスポーツチームと県民との一体感の醸成、本県の豊かな自然を生かしたスポーツアクティビティの普及等に取り組み、人的・経済的な交流を推進します。

現状と課題

- 東日本大震災津波の復興支援による国内外とのつながりを契機として、世界的に著名な演奏家や日本を代表する音楽家などによるコンサートなどが開催されており、今後もこうしたつながりを生かした取組を継続していくことが必要です。
- 新型コロナウイルスの影響を受ける中、文化芸術を生かした地域活性化を図るため、県内における文化芸術活動の機運を醸成していくことや、デジタル技術も活用しながら、これまで培われてきた本県文化芸術の多様な魅力を県内外に向けて積極的に発信していくことが必要です。
- ラグビーワールドカップ2019大会や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のほか、日本スポーツマスターズ2022岩手大会、クライミングワールドカップいわて盛岡2022、いわて八幡平白銀国体など相次いで開催された大規模大会のレガシーを生かして、国内外との更なる交流や、スポーツ大会・合宿等の誘致を促進するため、合宿相談会をはじめとする幅広い情報発信によるプロモーション活動の継続が必要です。
- 県民のスポーツに対する関心を高めるため、県内のトップ・プロスポーツチームと連携し、トップ・プロスポーツチームが持つ発信力等を生かして、県民との一体感の醸成に取り組む必要があります。
- 本県の豊かな自然を生かしたスポーツアクティビティの普及のため、引き続き関係者と連携し、魅力的な地域づくりを目指す必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 文化芸術を生かした人的・経済的な交流の推進

- 文化芸術を生かした交流を推進するため、「岩手芸術祭」への参加者や鑑賞者の拡大に向けた取組を行うとともに、芸術体験の機会の提供や地域の文化催事との連携を推進し、県民が身近に交流できる機会を提供します。
- 文化芸術を生かした交流人口の拡大を図るため、復興支援の取組を通じて深まった著名な芸術家との交流やつながりを生かした取組を展開するとともに、国内外の芸術家等が滞在して創作活

動を行うアーティスト・イン・レジデンス¹など、国内外との交流に向けた取組を推進します。

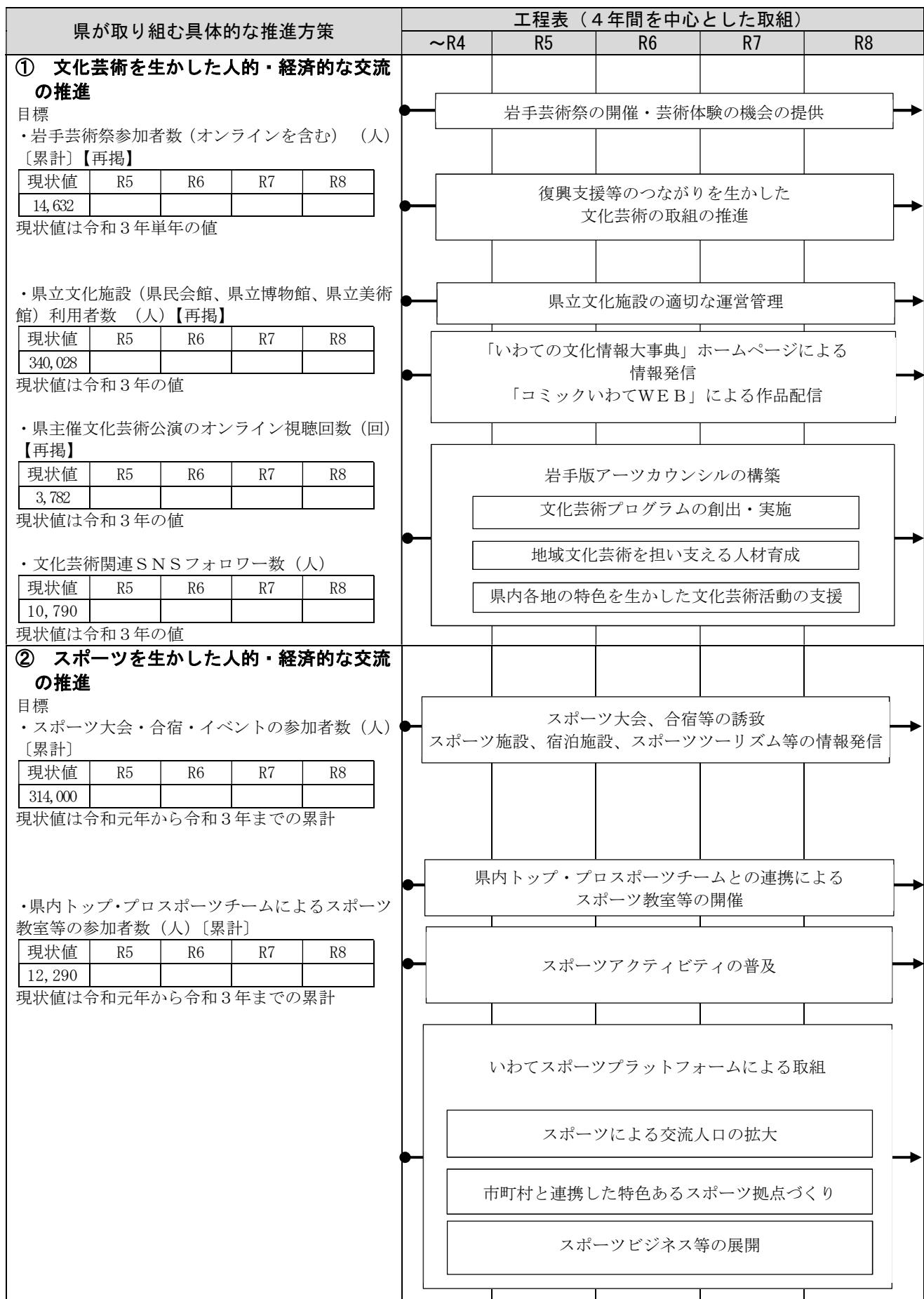
- ・ 県民会館など県立文化施設における利便性の向上や安全の確保を図るため、計画的に文化芸術活動の拠点としての施設の整備や機能の拡充を進めます。
- ・ 文化芸術を生かした国内外との交流を推進するとともに、「いわての文化情報大事典」ホームページ等を活用した情報発信に取り組みます。
- ・ 文化芸術プログラムの創出・実施、地域文化芸術を担い支える人材育成の取組、県内各地の特色を生かした文化芸術活動の支援等を推進するため、官民一体による推進体制「岩手版アーツカウンシル」の構築を進めます。

② スポーツを生かした人的・経済的な交流の推進

- ・ スポーツによる交流人口の拡大を図るため、ラグビーワールドカップ 2019 釜石開催や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会、クライミングワールドカップいわて盛岡 2022 等のレガシーを継承し、いわてスポーツコミッショ²ンを中心に様々なスポーツ大会・合宿等の誘致に取り組みます。
- ・ 県内トップ・プロスポーツチームと県民との一体感の醸成による地域活性化を図るため、各チームと連携し、スポーツ教室の実施などに取り組みます。
- ・ スポーツツーリズムを拡充するため、本県の豊かな自然や地域の特徴を生かしたスポーツアクティビティの普及に取り組みます。
- ・ スポーツによる交流人口の拡大、市町村と連携した特色あるスポーツ拠点づくり、スポーツビジネス等の展開に向け、官民一体による推進体制「いわてスポーツプラットフォーム」による取組を進めます。

¹ アーティスト・イン・レジデンス：各種の芸術制作を行う芸術家等が、一定期間ある土地に滞在しながら作品の創作活動を行う取組。

² スポーツコミッショ²ン：スポーツ資源と観光資源を生かし、スポーツ大会やスポーツ関連イベント等の誘致、スポーツツーリズムの推進等を官民の関係機関・団体が一体となって取り組み、交流人口の拡大等による地域活性化を図る組織。



県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・文化芸術・スポーツイベントへの参加
(企業・産業支援機関・県内トッププロスポーツチーム等)

- ・文化イベント開催への支援
- ・試合の観戦招待、スポーツ教室等の開催
- ・スポーツビジネスの研究・開発

(文化芸術活動団体)

- ・文化芸術イベントの開催、支援、情報発信

(スポーツ関係団体)

- ・スポーツ大会等の開催

(教育機関等)

- ・文化芸術・スポーツイベントの開催、支援、情報発信

(市町村)

- ・文化芸術イベント開催への支援、情報提供

- ・文化芸術を生かした地域づくりの取組

- ・スポーツ大会等の誘致・開催・場の提供

- ・スポーツツーリズムの推進

- ・スポーツ環境の提供

V 安全

災害をはじめとした様々なリスクへの備えがあり、事故や犯罪が少なく、
安全で、安心を実感することができる岩手

【これまでの成果と課題】

- ・ 正しい防災知識の普及啓発や機能別消防団員制度の普及、風水害対策支援チームによる市町村への支援など、自助・共助・公助それぞれの災害対応力の向上に取り組みました。一方、人口減少や高齢化等が進む中で、自主防災組織の組織率や活動内容に地域間で差異が見られ、また、消防団員の減少などの課題があります。
- ・ 令和4年3月に公表した本県最大クラスの津波浸水想定などの新たなリスクの顕在化を踏まえ、市町村等と一体となって対策を検討するなど、総合的な防災対策を推進していく必要があります。
- ・ 関係機関やボランティア団体等と連携した防犯意識の啓発活動により、刑法犯認知件数が減少傾向にあるほか、特殊詐欺の阻止率も向上しました。一方、無施錠による盗難被害や高齢者の特殊詐欺被害が依然として多いことから、高齢者等の防犯意識の高揚に向けた対策を引き続き推進する必要があります。
- ・ 交通事故抑止のための街頭活動や交通指導取締り等に関係機関・団体等と連携して取り組んだことにより、令和3年まで交通事故発生件数及び死傷者数が18年連続で減少し、同年の交通事故死者数は35人と統計資料が残る昭和23年以降で最少となりました。一方で、人口10万人当たりの死者数は全国平均を上回る状況であり、交通事故死者に占める高齢者の割合が高止まりしていることから、県民の安全意識を高め、高齢者等の交通事故防止を推進する必要があります。
- ・ 食品の安全性の確保に向けた取組が進み、食中毒の発生は減少傾向にありますが、より一層、食の信頼向上を図るため、今後も、関係機関と連携し、食品の安全性に関する理解促進等に取り組む必要があります。
- ・ 今般の新型コロナウイルス感染症に対しては、公的医療機関を核としたネットワークにより、入院及び診療・検査体制を関係機関とともに整備し対応しています。感染の急拡大時において、迅速かつ柔軟に対応可能な公衆衛生や医療・検査の体制、感染症患者の情報収集、専門人材の確保などに課題があったことから、ICTの活用や関係機関との連携により、新たな感染症発生に備えていく必要があります。
- ・ 鳥インフルエンザや豚熱等の危機事案の発生に当たり、市町村や関係団体等と連携しながら、迅速かつ適切に対応しました。

【今後の方向性】

- ・ 頻発・激甚化する自然災害などの災害リスクに対応するため、東日本大震災津波や台風災害等からの教訓・知見を生かし、災害への事前の備えから復旧・復興までの一連の対策を、次の災害への備えにつなげていく「災害マネジメントサイクル」を推進します。また、デジタル技術を活用した防災DXを推進し、災害対応力の強化を図ります。
- ・ 日本海溝・千島海溝沿い巨大地震などの今後起こり得る大規模自然災害に備え、県民の防災意識の向上、地域コミュニティにおける住民同士が助け合える体制の強化、個別避難計画の作成支援、避難場所・避難経路等の整備促進など、国・市町村・防災機関等あらゆる主体と連携しながら、自助・共助・公助に基づく総合的な防災・減災対策を推進します。
- ・ 高齢者を中心とした特殊詐欺の被害防止などの啓発活動や地域安全マップの作成支援等により、地域ぐるみでの防犯意識の高揚に取り組みます。また、性犯罪被害者等の相談窓口「はまなすサポートセンター」における支援体制を充実するなど、犯罪被害者を支える社会づくりを推進します。
- ・ 関係機関・団体等と連携した普及啓発や交通安全運動等により、高齢者や子ども等の事故防止を重点とした交通事故抑止対策を推進します。また、自転車の安全利用の理解等を促進し、自転車事故の防止に取り組みます。
- ・ 食の安全・安心については、食品関係事業者における、より高度な衛生管理手法に沿った衛生管理の実践と定着に取り組みます。
- ・ 新型コロナの感染拡大に備え、引き続き、市町村や関係機関等と情報共有や連携を図り、必要な病床や診療・検査体制などの確保に取り組みます。
- ・ 新たな感染症の発生に備え、市町村や災害派遣医療チーム（D M A T）、いわて感染制御支援チーム（I C A T）等の関係機関と連携した訓練の実施、医療機関のネットワーク化による診療・検査体制等の整備、迅速かつ円滑なワクチン接種体制の構築、感染症に関する正しい知識等の情報発信や普及啓発等に取り組みます。
- ・ 家畜衛生対策として、飼養衛生管理の実施状況の確認・指導、病原体の侵入防止対策、農場での高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査、豚熱ワクチン接種等に取り組みます。また、防疫作業研修等により、迅速かつ適切な防疫活動のための体制強化に取り組みます。

【いわて幸福関連指標】

指 標	単位	現状値	年度目標値			計画目標値 R8
		R3	R5	R6	R7	
① 自主防災組織の組織率	%	88.6				
② 刑法犯認知件数	件	2,507				
③ 交通事故発生件数〔千人当たり〕	件	1.29				
④ 食中毒の発生人数〔10万人当たり〕	人	1.3				
⑤ 新興感染症に対応可能な医療機関数 ^[注]	機関	16				

[注]入院受入医療機関と外来診療医療機関の計

【政策項目一覧】

政策項目	具体的推進方策
27 自助、共助、公助による防災体制をつくります	① 自然災害に備えた総合的な災害対応力の向上 ② 日本海溝・千島海溝沿い巨大地震に備えた地震・津波対策の推進 ③ 県民への正しい防災知識の普及と防災意識の向上（自助） ④ 地域コミュニティにおける防災体制の強化（共助） ⑤ 実効的な防災・減災体制の整備（公助）
28 事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます	① 地域ぐるみでの防犯意識の高揚に向けた取組の推進 ② 犯罪被害者を支える社会づくりの推進 ③ 少年の非行防止と保護対策の推進 ④ 配偶者等に対する暴力の根絶 ⑤ 交通事故抑止対策の推進 ⑥ 消費者施策の推進 ⑦ 治安基盤の強化
29 食の安全・安心を確保し、地域に根ざした食育を進めます	① 食の信頼向上の推進 ② 地域に根ざした食育と食を楽しむ環境づくりの推進
30 感染症による脅威から一人ひとりの暮らしを守ります	① 感染症の発生やまん延を防止する対策の推進 ② 感染症の感染拡大に備えたワクチン接種体制と情報発信の強化 ③ 家畜衛生対策の推進と危機事案発生時の体制強化

V 安全

27 自助、共助、公助による防災体制をつくります

(基本方向)

東日本大震災津波や近年の各種災害における経験・教訓を踏まえ、日本海溝・千島海溝沿い巨大地震など今後起こり得る大規模自然災害に備えた総合的な取組を推進します。

また、自助・共助・公助に基づく防災体制づくりに向けて、引き続き、県民一人ひとりの防災意識の向上や、地域コミュニティにおける住民同士が助け合える体制の強化、国・県・市町村・防災機関が連携した防災・減災体制の整備などの取組を推進します。

現状と課題

- ・ 頻発・激甚化する自然災害などの災害リスクに対応するため、東日本大震災津波等からの復旧・復興を通じて得られた経験・教訓を次の災害へ生かしていく必要があります。特に、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震など今後起こり得る大規模自然災害に備え、地震・津波防災対策を進める必要があります。
- ・ 各種広報媒体を活用した広報活動などにより、県民の防災意識の向上に取り組んできましたが、県民の防災意識・防災知識に年代差、地域差等が見られることから、改めて、今後起こりうる大規模自然災害に備え、県民一人ひとりが高い防災意識を持ち、主体的に情報を収集し、災害から身を守る力を備える必要があります。
- ・ 地域住民の高齢化等が進む中で、自主防災組織の組織率の伸び悩みや活動内容の地域間でのばらつき、消防団員の減少傾向が見られることから、災害発生時に地域における共助の担い手となる自主防災組織や消防団などの地域コミュニティの防災力を強化する必要があります。
- ・ 高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の個別避難計画の作成について、一定の進捗は見られるものの、未作成の市町村があり、計画作成を促進する必要があります。
- ・ 近年の様々な災害の経験・教訓を基に、自衛隊、警察、消防等防災関係機関との連携体制が構築されており、引き続き、県、市町村、関係機関等が連携を図りながら、実効的な防災・減災体制の整備に取り組む必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 自然災害に備えた総合的な災害対応力の向上

- ・ 東日本大震災津波や台風災害等からの教訓・知見を生かし、大規模災害時に、県及び市町村が連携して応急対応や復旧・復興を円滑に進めるため、災害への事前の備えから復旧・復興までの一連の対策を、次の災害への備えにつなげていく「災害マネジメントサイクル」を推進します。
- ・ 新たな災害情報システム等の情報収集・研究や災害時のドローンの利用促進など、災害対応に係る様々な場面でデジタル技術を活用し、災害対応力を強化する防災DXに取り組みます。
- ・ 大規模災害時において、被災者に迅速かつ的確な支援を行うため、市町村が一人ひとりの被災

状況や支援状況などを把握する「被災者台帳システム」の充実を図ります。また、住宅再建や生活資金、健康面など、被災者が抱える多様な課題に対応できるよう、関係者が連携して必要な支援を行う取組を推進します。

② 日本海溝・千島海溝沿い巨大地震に備えた地震・津波対策の推進

- 市町村における津波防災体制の充実・強化を図るため、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく各種計画の作成や津波避難計画、避難情報発令基準などの見直しを支援します。
- 日本海溝・千島海溝沿い巨大地震などの今後起こり得る地震・津波に備え、迅速な避難行動や、防寒着やカイロ等を非常時の持出品に加えるなどの避難時における防寒対策など、いざという時に自らの身を自らで守れるよう、防災上必要な教育及び広報により、県民の避難意識や防災意識の向上を図ります。
- 自主防災組織等が主体となった避難訓練や、避難行動要支援者の個別避難計画、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等への支援、避難場所、避難経路等の整備の促進など、あらゆる主体と連携しながら、自助・共助・公助の取組を組み合わせて、総合的な地震・津波防災対策を推進します。

③ 県民への正しい防災知識の普及と防災意識の向上（自助）

- 県広報誌などによる広報活動や地域防災サポーター制度¹を活用した県民向けの出前講座などにより、県民の防災意識の向上を図ります。
- 県立総合防災センターや防災指導車「防災そばっち号」の利用促進により、県民への正しい防災知識の普及に取り組みます。
- 県民一人ひとりが高い防災意識を持ち、主体的に情報を収集し、災害から身を守る力を備えるため、各種広報媒体を活用し、防災情報の入手方法や、当該情報を活用した災害リスクの把握方法などの周知を図ります。
- 教員を対象とした研修会の実施や防災教材の活用など防災教育に継続して取り組みます。

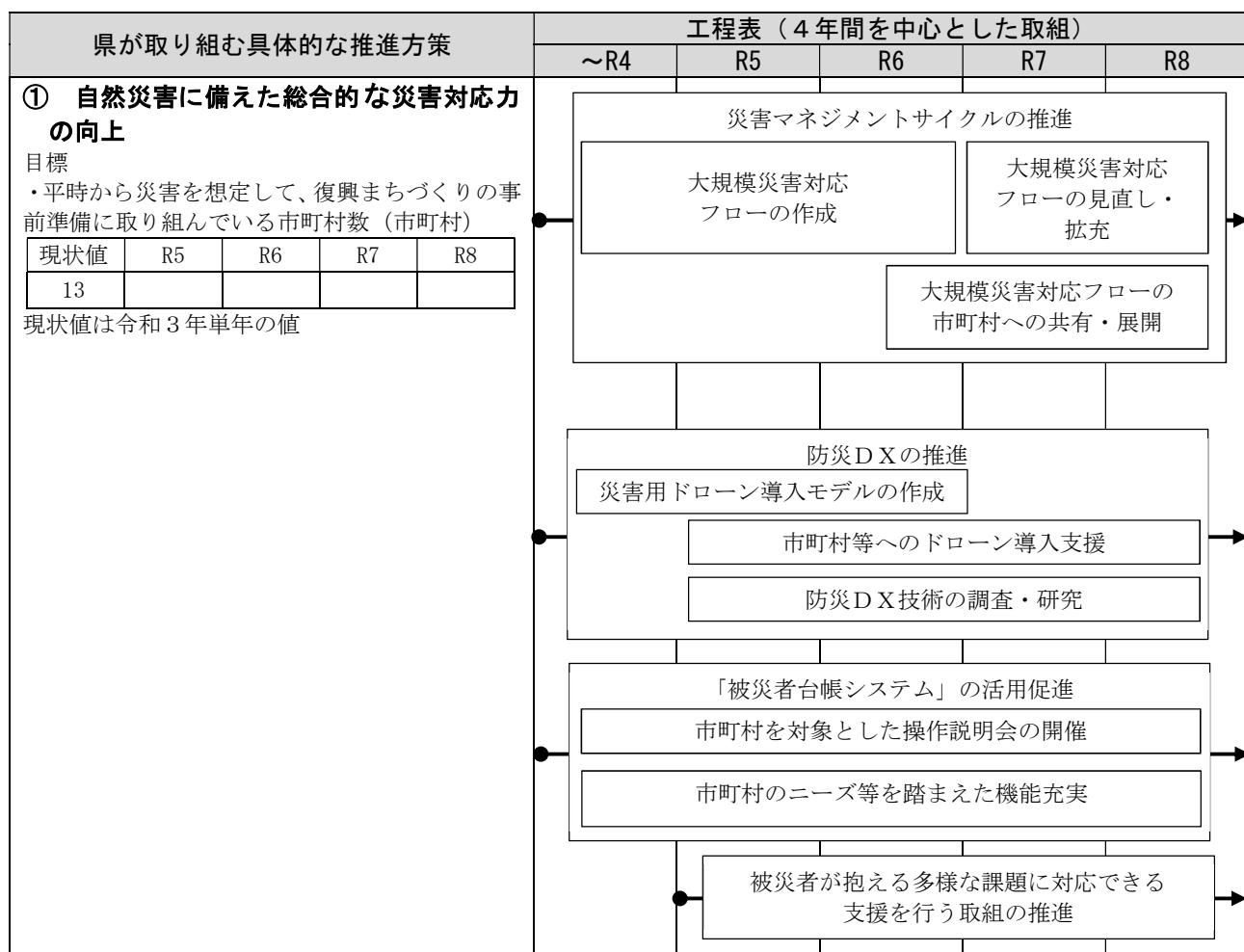
④ 地域コミュニティにおける防災体制の強化（共助）

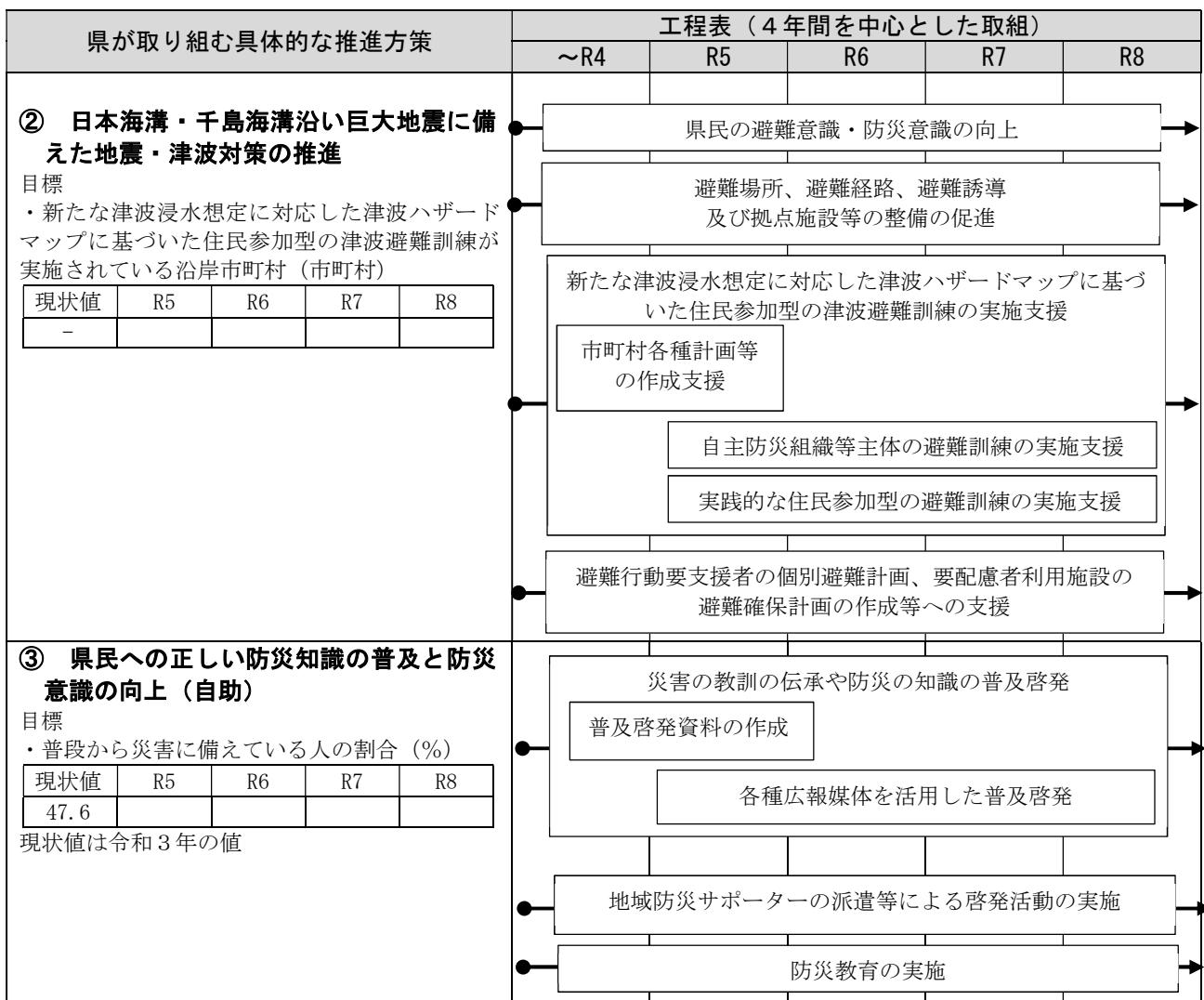
- 自主防災組織リーダー研修会、防災士養成研修の開催等による中核人材の育成、防災人材を対象としたスキルアップ研修の実施、地域防災サポーター制度を活用した活動支援などにより、自主防災組織の組織率の向上・活性化に取り組みます。
- 消防団員の加入促進などに係る全国の先進的な取組事例等を学ぶ市町村職員研修会の実施や、機能別消防団員制度の未導入市町村への働きかけの強化などにより、市町村の消防団員の確保を推進します。
- 女性消防職団員の採用・入団の促進や女性消防職員の活躍・キャリア形成支援などにより、消防・防災活動における男女共同参画を推進します。
- 災害発生時に高齢者や障がい者などの避難行動要支援者への避難支援が迅速かつ的確に行われるよう、市町村における個別避難計画や、社会福祉施設、医療施設、学校などの要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を支援します。
- 火山噴火に備え、噴火口周辺の宿泊施設などの集客施設等の避難確保計画の作成を促進します。

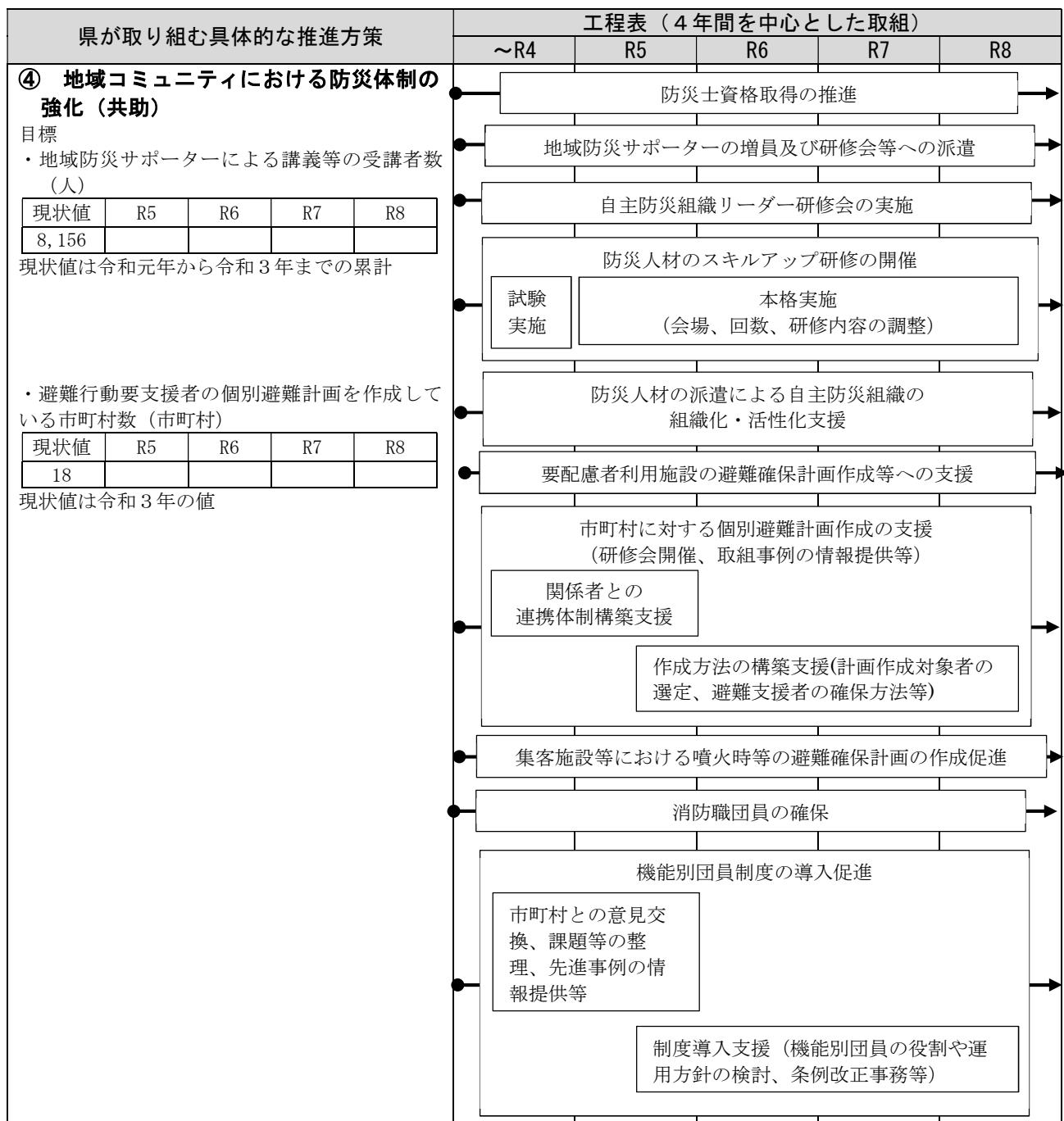
¹ 地域防災サポーター制度：地域における防災研修会等の講師として、防災に関して様々なスキルを習得している方（防災士、消防職員OB、自治体職員OB等）を登録し、自主防災組織の活動支援などを実施する県の制度。

⑤ 実効的な防災・減災体制の整備（公助）

- ・ 災害対応力を強化するための研修の実施・充実により、県・市町村における防災担当職員等の資質向上に取り組みます。
- ・ 復興道路の整備や復興まちづくりの進捗に伴う広域防災拠点配置計画等の見直しなど、広域的な防災体制の充実を図ります。
- ・ 災害情報の効果的な収集及び伝達体制を強化するため、地域衛星通信ネットワークを荒天時にも強い次世代システムに更新します。
- ・ 総合防災訓練等の実施や、県・市町村の地域防災計画の見直しにより、県や市町村の防災体制の充実・強化を推進します。
- ・ 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」や「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき、県の枠を越えた広域的な防災体制の充実・強化を推進します。







県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～R4	R5	R6	R7	R8										
⑤ 実効的な防災・減災体制の整備（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ● 県・市町村職員を対象とした防災対応研修等の実施 														
目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 岩手大学や岩手県立大学と連携した自治体防災人材育成システムの構築 														
・防災対応研修を受講した市町村職員数（人）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,453</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					現状値	R5	R6	R7	R8	1,453				
現状値	R5	R6	R7	R8											
1,453															
現状値は令和元年から令和3年までの累計	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域防災拠点配置計画等の見直し 														
	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域防災拠点の運用 														
	<ul style="list-style-type: none"> ● 風水害対策支援チームによる市町村への助言 														
	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模氾濫減災協議会による洪水灾害へのハード・ソフト対策 														
	<ul style="list-style-type: none"> ● 県総合防災訓練等の実施 														

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・防災知識の習得
- ・備蓄や避難方法の確認、災害の備えの徹底
- ・地域の防災活動への参画
- ・消防団活動への協力・参画

(企業等)

- ・防災体制の整備
- ・地域の防災活動への参画
- ・施設利用者に係る避難確保計画の作成

(N P O等)

- ・防災意識の普及啓発

- ・地域の防災活動への参画

(市町村、消防機関)

- ・防災意識の普及啓発
- ・地域防災組織の育成強化
- ・組織の防災体制の整備
- ・関係機関との連携強化
- ・災害に備えた取組促進と災害時の避難行動要支援者等への的確な避難支援

V 安全

28 事故や犯罪が少なく、 安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます

(基本方向)

事故や犯罪の少ない安全・安心なまちづくりに向け、地域ぐるみでの犯罪が起こりにくい環境づくりの取組や犯罪被害者を支える社会づくりの取組、少年の非行防止と保護対策、配偶者等に対する暴力根絶に向けた教育・啓発、相談・安全確保対策、高齢者と子ども、自転車の交通事故防止を重点とした交通安全対策を推進します。

また、消費者トラブルの未然防止と早期解決のため、消費者教育の推進や相談機能の充実に取り組みます。

現状と課題

- 本県の刑法犯認知件数は、減少傾向が続き、人口 10 万人当たりの刑法犯認知件数は全国平均を下回って推移していますが、侵入窃盗及び乗物盗の無施錠率は全国平均を上回っているほか、特殊詐欺については依然として高齢者の被害が高水準で推移していることから、引き続き防犯意識の高揚に向けた対策を実施していく必要があります。
- 犯罪の被害者が、身体への直接的な被害だけではなく、精神的なショックや身体の不調、医療費などの経済的負担や周囲の人々の無責任なうわさなどの二次的被害による様々な問題に苦しめられている現状にあり、また、こうした状況に対する県民の理解が十分とは言えない課題があります。
- 「はまなすサポート¹」ホームページアクセス数は年々増加しており、「はまなすサポート」に対する認知度が高まっています。今後も、性犯罪・性暴力被害者への支援に取り組むとともに、リーフレット等の配布などにより、更に制度を周知していく必要があります。
- 刑法犯少年数は、減少傾向で推移していますが、少年の非行及び犯罪被害の背景として、規範意識や情報モラルの問題、疎外感など少年自身の問題のほか、家庭、地域の教育機能の低下等が指摘されていることから、非行防止対策を引き続き推進していく必要があります。
- 令和 3 年度の配偶者暴力相談支援センター 12 箇所における相談件数は 1,987 件とここ数年横ばいとなっていますが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う在宅時間の増加などから、配偶者等からの暴力の問題が潜在化しているおそれがあるため、関係機関が連携した被害者の保護や自立に向けた取組が必要です。
- 交通事故死者数は、令和 3 年に 35 人と昭和 23 年以降で最少となり、交通事故発生件数及び負傷者数についても平成 16 年から令和 3 年まで 18 年連続で減少していますが、人口 10 万人当たりの死者数は全国平均を上回っているほか、交通事故死者に占める高齢者の割合が高止まりにあることから、高齢者の交通事故防止や県民の安全意識を高めるための取組を引き続き推進する必要があります。

¹ はまなすサポート：性犯罪・性暴力被害者等に対する産婦人科・精神科医療、相談等の総合的支援を連携して行う支援体制。

- ・ 県内の消費生活相談窓口への相談件数は、令和元年度以降、毎年9千件台で推移していますが、相談者は高齢者の割合が高くなっています。また、デジタル化の進展に伴う通信販売に関する相談割合が高くなっていることから、インターネット取引やSNSを介した消費者トラブル防止に関する啓発が必要となっています。
- ・ 令和4年度から成年年齢が18歳に引き下げられることから、若年者に対する消費者教育の充実が求められています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 地域ぐるみでの防犯意識の高揚に向けた取組の推進

- ・ 「安全安心まちづくり推進期間」における重点的な啓発活動、鍵かけの励行など被害防止のための取組について広報・啓発活動を展開するとともに、高齢者が被害に遭いやすい特殊詐欺など、それぞれの事案の特性に応じた被害発生や被害防止に係る情報の提供等を通じて、県民自らが日常生活における安全を確保するための行動を促進します。
- ・ 地域が主体となって地域内の危険個所を点検する地域安全マップ作成活動等に対し、講師や地域安全アドバイザーを派遣するなど、地域住民、自主防犯団体、企業等と行政が連携して、地域ぐるみで犯罪を防止する地域安全活動を推進します。また、市町村や自治会等が開催する地域研修会等への講師派遣を通じて、地域における防犯活動を推進します。
- ・ 高齢、障がいにより支援を必要とする矯正施設退所者や起訴猶予者等が地域で自立した生活を営むことができるよう、地域生活定着支援センターによる福祉的支援に取り組みます。

② 犯罪被害者を支える社会づくりの推進

- ・ 「岩手県犯罪被害者等支援指針」に基づき、関係機関・団体等との連携を深め、犯罪被害者等を支える社会づくりに向けた、県民理解の醸成を推進します。また、講演会の開催や、市町村や自治会等が開催する地域研修会等への講師派遣などにより、犯罪被害者支援制度の周知に取り組みます。
- ・ 犯罪被害者等からの相談窓口として、犯罪被害者支援センターにおいて相談支援を行い、犯罪被害者等の心身の負担軽減に取り組みます。
- ・ 性犯罪被害者等の相談窓口である「はまなすサポートセンター」の365日24時間のオンライン対応や、支援者等の人材育成、関係機関の連携強化などにより、支援体制を充実させ、性犯罪被害者等の心身の負担軽減等に取り組みます。

③ 少年の非行防止と保護対策の推進

少年の非行防止及び保護対策として、問題を抱える少年の立ち直り支援活動や非行防止教室等の少年を見守る社会気運の向上活動による「非行少年を生まない社会づくり」を、関係機関・団体等と連携のもと推進します。

④ 配偶者等に対する暴力の根絶

- ・ 国や市町村等と連携した教育・啓発、相談・安全確保体制の充実などによる暴力を防ぐ環境づくりや被害者の自立支援などの充実を図ります。
- ・ 配偶者間だけでなく、交際している男女間の暴力、いわゆるデートDV問題についても、出前講座の開催等による啓発に取り組みます。

⑤ 交通事故抑止対策の推進

- ・ 岩手県交通安全計画に基づき、関係機関・団体等と連携し、高齢者や子ども、自転車の交通事

故防止を重点とした普及啓発や交通安全運動等を推進します。

- ・ 関係機関・団体等が一体となって、時節に応じて集中的に注意を喚起する季節運動に取り組む「正しい交通ルールを守る県民運動」を推進します。
- ・ 令和4年度中に制定予定の「(仮称) 岩手県自転車の安全な利用等に関する条例」に基づき、自転車の安全利用の理解、交通ルールの遵守、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入を促進し、自転車事故の防止及び事故当事者の保護を図ります。

⑥ 消費者施策の推進

- ・ 消費者トラブルの未然防止のため、テレビCMやインターネット、SNSなどの広報媒体の活用や講座・セミナー等の実施により、消費生活に係る情報の提供を進め、啓発に取り組みます。また、多様な主体との連携・協働により、高齢者等の消費者の特性に応じた消費者教育に取り組みます。
- ・ 成年年齢の引下げに対応し、学校や企業、団体における消費者教育の取組を推進するとともに、若年者に向けた啓発や相談機能の強化に取り組みます。
- ・ 消費者トラブルの早期解決のため、相談員を対象とした研修や弁護士による無料相談の実施など相談機能の充実を図ります。

⑦ 治安基盤の強化

治安対策を推進し、安全・安心なまちづくりを進めるため、地域の実態に即した体制の見直しと治安維持拠点である警察施設の整備を進めることにより、事件・事故や災害等の発生現場における早期情報収集機能の充実を図るなど、治安基盤の強化に取り組みます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 地域ぐるみでの防犯意識の高揚に向けた取組の推進					
目標					
・特殊詐欺被害に占める高齢者の割合 (%)	犯罪発生状況等の情報提供による被害防止の取組の推進				
現状値 R5 R6 R7 R8					
71.3					
現状値は令和3年の値					
・住宅対象侵入窃盗及び乗物盗のうち無施錠による被害件数 (件)	鍵かけの励行など、自ら安全を確保する防犯意識の高揚				
現状値 R5 R6 R7 R8					
286					
現状値は令和3年の値	県民や自主防犯団体等との連携による防犯活動の推進				

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
② 犯罪被害者を支える社会づくりの推進					
目標					
・犯罪被害者等に係る理解促進のための講演会等の参加者数（人）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
12,401					
現状値は令和元年から令和3年までの累計					
「はまなすサポート」ホームページアクセス数（回）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
3,162					
現状値は令和3年の値					
③ 少年の非行防止と保護対策の推進					
目標					
・犯罪少年の再犯者率（%）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
23.0					
現状値は令和3年の値					
④ 配偶者等に対する暴力の根絶					
目標					
・DV相談員研修会の参加者数（人）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
79					
現状値は令和元年から令和3年までの累計					
・デートDV出前講座受講者数（人）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
3,539					
現状値は令和3年単年の値					
⑤ 交通事故抑止対策の推進					
目標					
・交通事故死傷者数（人）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
1,865					
現状値は令和3年の値					
・高齢ドライバーによる交通事故発生件数（高齢者人口千人当たり）（件）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
1.17					
現状値は令和3年の値					
「いのちの尊さ、大切な教室」等の実施による犯罪被害者等に対する県民理解の醸成					
「犯罪被害者等県民のつどい」の開催による犯罪被害者等を支える気運の醸成					
犯罪被害者等支援総合案内窓口対応、市町村等の支援担当者研修会の開催					
「はまなすサポート」の運営による総合的支援の実施					
関係機関等と連携した、問題を抱える少年等への立ち直り支援活動の実施					
少年への声かけ運動の実施による、少年を見守る社会気運の向上					
少年や保護者等を対象とした非行防止教室等の開催による規範意識の向上					
少年が被害者となる犯罪被害や児童虐待の防止に向けた広報啓発の推進					
DVセンター等、相談担当者に対する研修の実施					
DV被害者への緊急避難場所の確保・提供、自立支援					
学校等への出前講座やセミナーの実施					
出前講座の対象の拡充					
岩手県交通安全計画に基づく高齢者と子どもの交通事故防止対策等の推進					
正しい交通ルールを守る県民運動の実施					
自転車条例の普及啓発					

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～R4	R5	R6	R7	R8										
⑥ 消費者施策の推進															
目標															
・消費者教育関連セミナー受講者数（人）〔累計〕															
<table border="1"> <tr> <td>現状値</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr> <tr> <td>6,302</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	現状値	R5	R6	R7	R8	6,302									
現状値	R5	R6	R7	R8											
6,302															
現状値は令和3年単年の値															
・消費生活相談解決割合（%）															
<table border="1"> <tr> <td>現状値</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr> <tr> <td>95.7</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	現状値	R5	R6	R7	R8	95.7									
現状値	R5	R6	R7	R8											
95.7															
現状値は令和3年の値															
⑦ 治安基盤の強化															
目標															
・機能・利便性が向上する交番・駐在所の箇所数（箇所）〔累計〕															
<table border="1"> <tr> <td>現状値</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr> <tr> <td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	現状値	R5	R6	R7	R8	6									
現状値	R5	R6	R7	R8											
6															
現状値は令和元年から令和3年までの累計															

県以外の主体に期待される行動

(県民・企業等)

- ・地域における見守り活動など、防犯及び少年非行防止活動への参加
- ・鍵かけの励行など、自ら安全を確保するための活動への取組
- ・交通安全活動への参加
- ・運転者教育の実施
- ・従業者向け研修等での消費者教育

(地域団体)

- ・地域における見守り活動など、防犯及び少年非行防止活動への参加
- ・鍵かけの励行など、自ら安全を確保するための活動への取組
- ・地域住民等と協働による指導啓発
- ・交通安全活動への取組

(教育機関等)

- ・消費者教育の実施

(市町村)

- ・地域における見守り活動など、防犯及び少年非行防止活動への支援
- ・鍵かけの励行など、自ら安全を確保するための活動を推進するための広報啓発
- ・配偶者等からの暴力被害者への相談対応と防止に向けた意識啓発
- ・交通事故抑止のための広報啓発
- ・消費生活に関する情報提供と消費生活相談への対応

V 安全



29 食の安全・安心を確保し、地域に根ざした食育を進めます

(基本方向)

県民の食品に対する信頼の向上と理解増進のため、リスクコミュニケーション¹の手法などにより、食品の安全性の理解促進や安心感の醸成を推進します。

また、県民が広く食育の意義や必要性を理解できるよう、食に関わるイベントの開催などにより、地域に根ざした食育と食を楽しむ環境づくりを推進します。

現状と課題

- 令和3年の改正食品衛生法の本格施行により食品関係事業者に義務化されたHACCPに沿った衛生管理の実践及び定着が求められています。
- 令和3年県民意識調査によると、「購入する食品の安全性に不安を感じない社会」の重要度は57項目中11位と、県民の食の安全・安心に対する関心が高く、食品に対する信頼の向上や理解増進のための取組が必要です。
- アジア各国や米国等への本県の牛肉の輸出量が令和3年度で約379トンに増加するなど県産食品の輸出が拡大しており、各国の衛生管理水準を満たす検査体制が求められています。
- 大規模イベントの際には、食中毒等の発生リスクが高まるため、食品事業者等における適切な衛生管理を徹底する必要があります。
- 岩手県食育推進ネットワーク会議など関係団体との連携協力により、県民運動として食育を開いています。また、平成30年度までに県内全ての市町村で食育推進計画が策定され、家庭、学校、地域が連携して食育の推進に取り組む体制づくりが進んでいます。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 食の信頼向上の推進

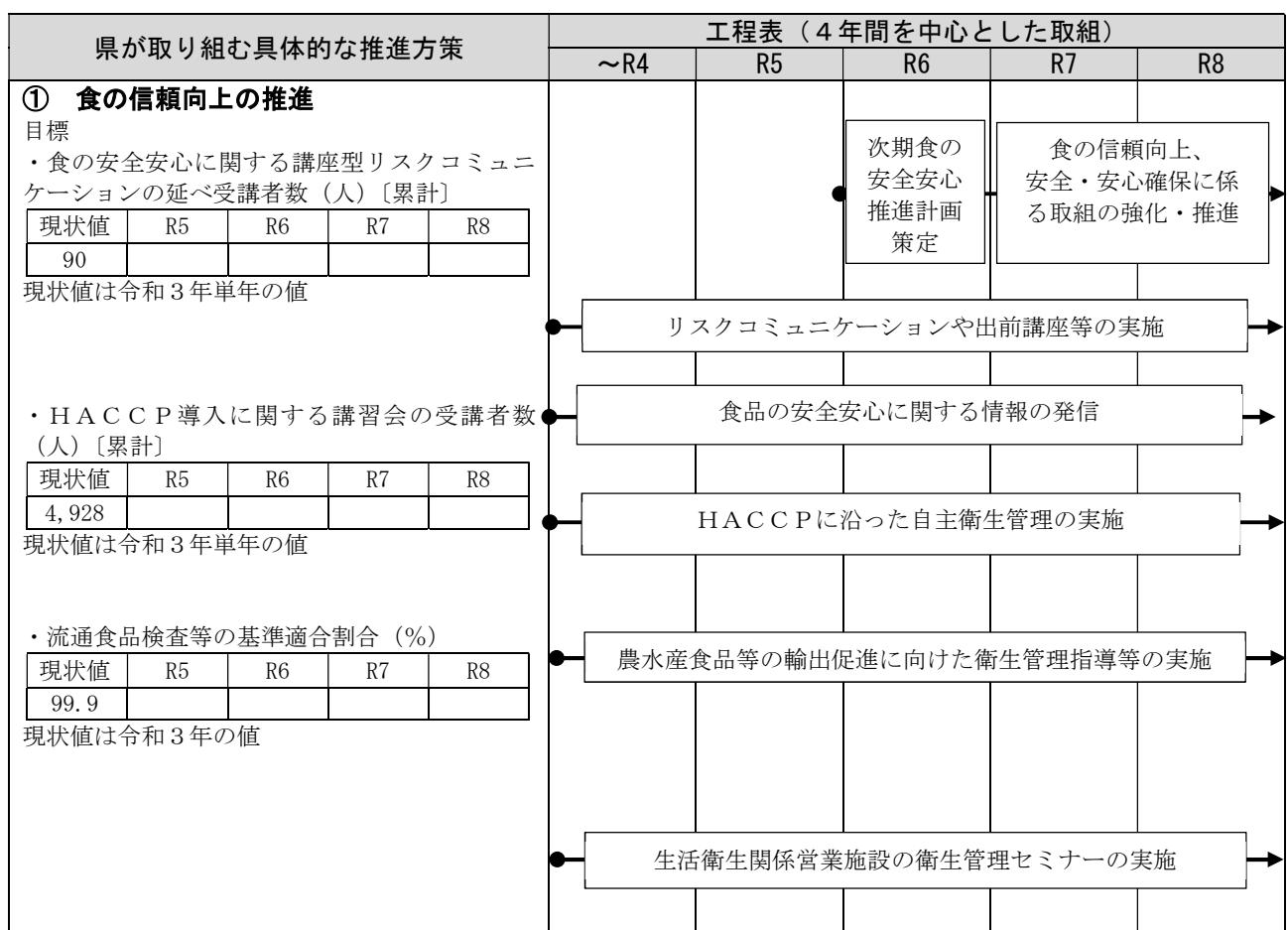
- 食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションを開催し、県民における食品の安全性の理解を促進し、安心感を醸成することにより、食の信頼向上を図ります。
- 食品関係事業者におけるHACCPに沿った衛生管理の実践と定着に向けて取り組みます。
- 「岩手県食品衛生監視指導計画」に基づいて、輸入食品を含む県内流通食品の検査を実施し、その結果を公表することにより、食の安全・安心の確保に取り組みます。
- 県産食品の信頼向上に向け、輸出食品事業者の衛生管理に係る指導助言や食肉検査体制の充実などに取り組みます。
- 大規模イベントの際には、関係団体等と協力し、食品関係事業者等に対する監視・指導を重点的に実施します。

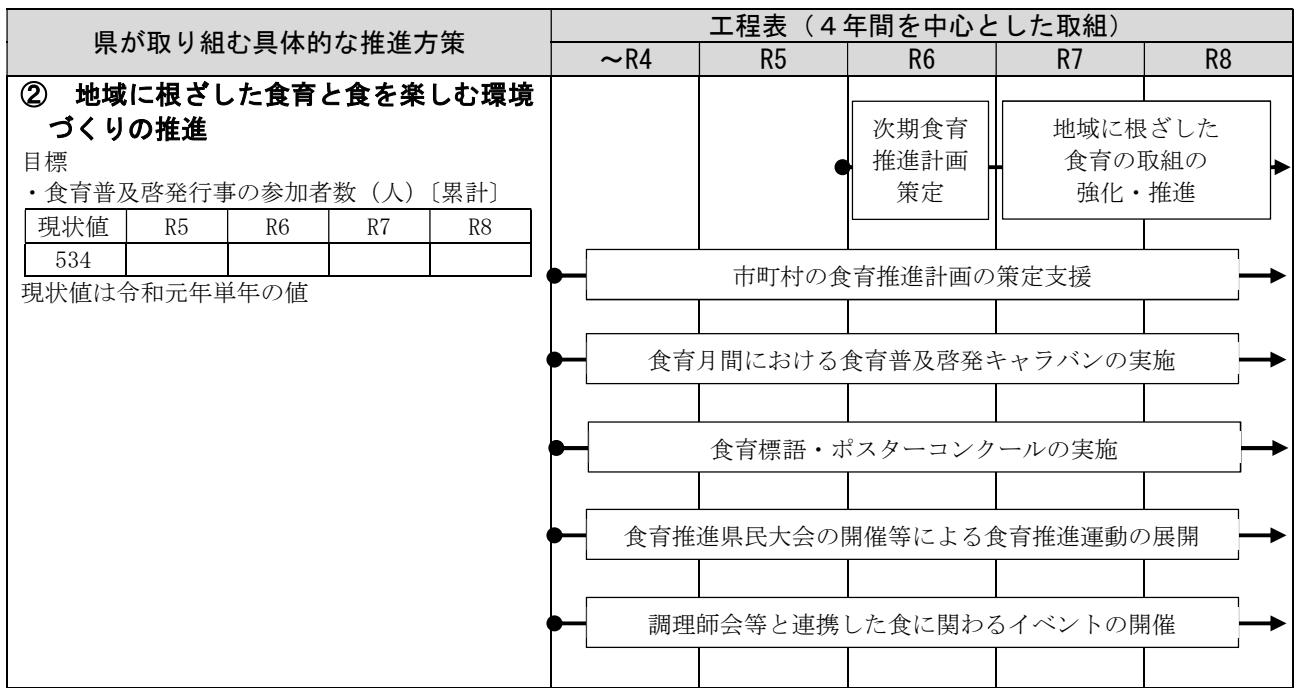
¹ リスクコミュニケーション：あるリスクについて関係者間(ステークホルダー)で情報を共有し、対話や意見交換を通じて意思の疎通をすることにより、リスクに関する相互理解を深め、信頼関係を構築していくもの。

- ・生活衛生関係営業施設の衛生水準の維持向上を図るため、関係団体と連携して衛生管理セミナーなどを実施します。

② 地域に根ざした食育と食を楽しむ環境づくりの推進

- ・乳幼児期の食育の重要性を伝えるため、県内各地の保育園等を訪問して食育紙芝居の読み聞かせなどを行う食育普及啓発キャラバンを実施します。
- ・広く県民が食育の意義や必要性を理解することを目的として、食育功労者表彰や基調講演等を行う食育推進県民大会を開催します。
- ・市町村職員を対象とする研修会の開催等を通じて、地域の特性に応じた食育の実践を支援します。
- ・食を楽しむ環境づくりを推進するため、調理師会等関係団体と連携し、食に関わるイベントを開催するなど食でおもてなしをする機運の醸成を図ります。





県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・食に関する知識と食を選択する力の習得
- ・県が実施する施策への意見表明

(食品関連事業者)

- ・関係法令を遵守した、安全な食品等の提供
- ・食の安全・安心の確保のための取組の推進
- ・食品の供給に関する情報の提供

(関係団体)

- ・食育活動の実践と県民への情報提供
- ・営業施設の衛生水準の維持向上に向けた取組

(市町村)

- ・市町村食育推進計画の策定、改正、実施
- ・地域に根ざした食育推進、取組支援

V 安全

30 感染症による脅威から一人ひとりの暮らしを 守ります

(基本方向)

感染症による脅威から県民の暮らしを守るため、感染症に関する正しい知識の普及や国や県、市町村、関係機関、団体等と連携した感染症の発生やまん延を防止する対策を推進します。

また、暮らしに大きな影響を及ぼす家畜伝染病の発生を防ぐため、家畜衛生対策や、危機事案発生時の体制強化に向けた取組を推進します。

現状と課題

- ・ 新型インフルエンザ等新興感染症の発生に備え、関係機関と連携した訓練の実施や、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄などの取組が行われています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応における医療体制については、公的医療機関を核としたネットワークによる、入院及び診療・検査体制を整備しています。また、高齢者施設等でのクラスター発生に対応した専門チームを設置し、感染拡大防止の取組を推進しています。
- ・ 新型コロナの感染急拡大時において、迅速かつ柔軟に対応可能な医療・検査体制や公衆衛生体制の構築、感染症患者の情報収集の体制、専門人材の確保などに課題があったことから、ＩＣＴの活用や関係機関との連携により、新興・再興感染症の発生やまん延防止に備えた体制の整備を進めていく必要があります。
- ・ 肝炎については、県内で数万人とも推定されるウイルス性肝炎の早期発見及びウイルス陽性者の確実な治療による重症化予防が課題となっています。
- ・ 新型コロナワクチン接種の初期段階では、医療従事者の確保や接種体制の構築に一定期間を要したことから、今後新たな感染症の発生に備え、ワクチン接種従事者の育成や関係機関の連携強化が求められています。また、若い世代を中心に、ワクチン接種の有効性や安全性等に係る正確かつ分かりやすい情報発信が課題となっています。
- ・ 本県でも、令和4年に養鶏場等における高病原性鳥インフルエンザの発生や、野生イノシシへの豚熱感染が確認されていることから、発生に備えた対策や農場での発生防止対策が求められています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 感染症の発生やまん延を防止する対策の推進

- ・ 新型インフルエンザ等のまん延による健康被害や社会・経済の混乱を防ぐため、ウイルス薬等の備蓄を進めます。
- ・ 感染症発生時の対応について、国や感染症指定医療機関と連携した体制を整え、市町村や災害派遣医療チーム（D M A T）、いわて感染制御支援チーム（I C A T）等の関係機関と連携した訓練等の実施に取り組みます。
- ・ 高齢者施設における感染防止対策等を推進するため、平時から、いわて感染制御支援チーム（I C A T）や保健所、広域振興局及び県内の医療機関が連携し、高齢者施設等に対する感染対策指導等を推進します。
- ・ 新型コロナ対応を踏まえた、新興・再興感染症への対応として、地域において平時から必要な病床や診療・検査体制等が確保できる体制の整備に取り組みます。
- ・ 県、市町村、関係団体による連携協議会を設置し、平時からの意思疎通・情報共有・連携を推進します。
- ・ 保健師や行政職員などについて、感染症に特化した専門研修機関等への計画的な派遣を行い、専門人材の育成を行うとともに、感染拡大時には都道府県間の保健師応援派遣体制（I H E A T）の活用など、保健所体制の強化に取り組みます。
- ・ I C Tを活用し、新型コロナに対応するため整備した「診療・検査医療機関」をはじめとした、県民に身近な医療機関のネットワーク化を進め、効率的な感染状況把握と診療・検査体制の整備に取り組みます。
- ・ 手洗いや場面に応じたマスクの着用など、平時から感染症の特性に応じた基本的な感染対策の実施や感染症に係る正しい知識の情報発信に取り組みます。
- ・ ウイルス性肝炎の早期発見とウイルス陽性者の確実な治療のため、住民健診や保健指導を行う市町村、定期健診を行う事業所、医療機関などとの連携を図りながら、検査未受診者に対する受診勧奨、医療費助成、正しい知識の普及啓発などを推進します。

② 感染症の感染拡大に備えたワクチン接種体制と情報発信の強化

- ・ 新たな感染症の発生に備え、迅速かつ円滑にワクチン接種に対応する医療従事者等の確保や接種体制の構築ができるよう、県予防接種センターが中核となって、ワクチン接種従事者の育成や関係機関の連携強化に取り組みます。
- ・ 新型コロナワクチン接種では、特に若い世代において接種の理解の促進が必要であったことを踏まえ、平時から若い世代を中心にワクチン接種に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。

③ 家畜衛生対策の推進と危機事案発生時の体制強化

- ・ 農場への立入りによる飼養衛生管理の実施状況の確認・指導や飼養衛生管理の強化に必要な資機材の整備への支援による病原体の侵入防止対策のほか、農場での高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査や豚熱ワクチンの接種等に取り組みます。
- ・ 防疫作業支援班員及び支援班長を対象とした防疫作業研修や、危機事案の発生を想定した広域・地方支部における訓練等を実施し、迅速かつ適切な防疫活動のための体制強化に取り組みます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 感染症の発生やまん延を防止する対策の推進					
目標					
・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標達成率（%）	新型インフルエンザ等対策連絡協議会等による連携体制の確保				
現状値	R5	R6	R7	R8	
100					
現状値は令和3年の値	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・保管管理				
・感染症専門人材育成研修会参加人数（人）〔累計〕	感染症に特化した専門研修機関等への計画的な人材派遣				
現状値	R5	R6	R7	R8	
2					
現状値は令和3年の値	ウイルス性肝炎、結核など感染症に関する正しい知識の普及啓発				
・C型肝炎ウイルス検査受検率（%）	ICTを活用した身近な医療機関のネットワーク化				
現状値	R5	R6	R7	R8	
63					
現状値は令和3年の値	教育研修・訓練の実施（災害医療コーディネーター、DMA T等）				
・感染者情報管理システムへの登録医療機関数（機関）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
—					
・日本DMA T新興感染症クラスター対応研修修了者数（人）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
0					
現状値は令和3年の値					
② 感染症の感染拡大に備えたワクチン接種体制と情報発信の強化					
目標					
・ワクチン接種従事者等の育成研修受講者数（人）〔累計〕	新たな感染症に備えたワクチン接種従事者等の育成に係る研修の実施				
現状値	R5	R6	R7	R8	
—					
	若い世代を中心としたワクチン接種に関する正しい知識の普及啓発				

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
③ 家畜衛生対策の推進と危機事案発生時の体制強化					
目標					
・家畜防疫作業支援班研修会の参加者数（人） 〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
651					
現状値は令和3年単年の値					
・養鶏場における飼養衛生管理の評価基準達成割合（%）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
100					
現状値は令和3年の値					

家畜防疫作業支援班研修会の開催

農場巡回による飼養衛生管理基準順守状況の確認・指導
モニタリング検査及び病性鑑定の実施
診断技術指導研修会の開催及び精度管理の実施
危機事案を想定した実動型研修の実施

県以外の主体に期待される行動

(県民・NPO等)

- ・感染症予防等に係る正しい知識の習得と励行等
- ・ワクチン接種の安全性や有効性、副反応等の正しい知識の習得

(団体・企業等)

- ・県、市町村等と連携した感染症対策の推進
- ・感染症の予防や治療、ワクチン接種等の正しい知識の普及啓発の取組への協力

・飼養衛生管理等の徹底

(医療機関、高等教育機関等)

- ・専門知識を有する医療人材の育成
- ・感染症の予防や治療、ワクチン接種等の正しい知識の普及啓発の取組の推進

(学校)

- ・児童・生徒の感染症予防対策
- (市町村)
- ・感染症対策に係る地域住民への情報提供、きめ細かな相談指導及び予防接種の実施等
- ・自宅療養者への健康観察や食事の提供等の生活支援の取組への協力
- ・発生地及び隣接市町村の防疫作業への協力

VI 仕事・収入

農林水産業やものづくり産業などの活力ある産業のもとで、

安定した雇用が確保され、また、やりがいと生活を支える所得が得られる

仕事につくことができる岩手

【これまでの成果と課題】

- ・ コロナ禍において、「いわてで働く推進協議会」を中心とした高校生への県内就職支援により、高卒者の県内就職率は上昇しており、令和3年度は過去最高となりました。また、「いわて働き方改革推進運動」の展開のもと、デジタル技術やテレワークの導入等により総実労働時間が着実に減少するなど、新しい働き方が広がっています。
- ・ 本県の強みであるものづくり産業は、自動車・半導体関連産業を核とした集積が一層加速し、グローバル拠点化が進んでいます。
- ・ コロナ禍を契機として、「バーチャル物産展」を開催するなど、ECサイトを活用した県産品の消費拡大に向けた取組が進んでいます。
- ・ いわて花巻空港では、国際線の運休が続く一方、新たに神戸線が開設し、観光やビジネスをはじめとした利便性が大きく向上しました。
- ・ 農林業では新規就業者数が着実に増加傾向にあります。また、一経営体当たりの農業産出額が増加するなど、意欲と能力のある経営体が育ちつつあります。
- ・ 環境制御技術やゲノム評価等の革新的な技術導入等、効率的で高収益な農林水産業の実現などにより、収益力の高い「食料・木材供給基地」づくりが進んでいます。
- ・ 「金色の風」「銀河のしづく」の販売量や「いわて牛」の取扱店が増加しており、県産農林水産物の評価・信頼は着実に向上しています。
- ・ ため池のハザードマップ作成、災害防止のための治山事業の実施、漁港施設の耐震・耐津波対策の実施等により、自然災害に強い農山漁村づくりが進んでいます。
- ・ このような成果が表れてきている一方で、コロナ禍に起因する需要の落ち込みや人流の抑制などにより、観光産業などのサービス業や食産業、農林水産業など、県内の幅広い産業が大きな影響を受けています。
- ・ 原油や資材価格等の高騰が、生産コストの上昇というかたちで中小企業者や農林漁業者を直撃しており、生産性や収益力の向上について一層の支援が必要です。
- ・ 人口の社会減は続いており、若者や女性等への職業能力開発支援と安定的かつ多様な就労の場の確保、働き方改革の推進等による雇用・労働環境整備の促進など、更なる取組の強化が必要です。
- ・ 建設業や農林水産業における担い手の確保、地域資源を生かした産業の付加価値の向上や販路拡大、漁業・水産加工業における主要魚種の不漁等、各産業の個別課題についても、丁寧かつ着実に取組を進めていく必要があります。

【今後の方向性】

- ・ コロナ禍により影響を受けた産業の回復を図るとともに、ものづくり産業の一層の集積、中小企業者の経営課題の解決や魅力的な観光地域づくり、農林水産業における経営体の育成や高付加価値化、産業DXの推進等、産業政策を総合的に展開します。これらにより、安定した雇用の確保、若者や女性等が働きやすい環境の整備を進め、必要な収入や所得が得られていると実感できる岩手の実現を目指します。
- ・ 原油や資材価格の高騰等の影響を受けている中小企業者や農林漁業者等に対し、市町村・関係団体等と連携した支援に取り組みます。
- ・ 「いわてで働く推進協議会」を中心として、若者や女性の県内就業やU・Iターンの取組を推進し、人材の確保を図ります。
- ・ 中小企業者のGXやDXを支援し、社会経済情勢の変化に対応した経営力の強化や生産性の向上を促進します。また、市町村・関係団体等と連携したスタートアップ支援の強化、円滑な事業承継の促進、若者をはじめとした地域経済の中核を担う人材の育成を図ります。
- ・ 国際競争力が高く、地域の産業・雇用に好循環をもたらすものづくり産業の振興に向け、自動車・半導体関連産業等の一層の集積を図るとともに、GXやDXなど企業に求められている変革に対応するための取組を推進します。
- ・ 観光DXによる観光推進体制の強化を図るとともに、三陸沿岸道路や3つの世界遺産など本県の強みを生かした旅行商品の開発や情報発信、外国人観光客の誘客拡大、いわて花巻空港を核とした交流人口の拡大等に取り組み、観光で稼ぐ地域づくりを推進します。
- ・ 建設業や農林水産業における担い手を確保するため、若者や女性等が働きやすい労働環境の整備を促進するとともに、県立農業大学校、「いわて林業アカデミー」、「いわて水産アカデミー」等における新規就業者の確保・育成に取り組みます。
- ・ 集落営農組織等の法人化や経営規模の拡大、農地の集積・集約化等による経営基盤の強化に取り組み、地域農林水産業の核となる経営体の育成を図ります。
- ・ 市場の需要に応じた水稻・麦・野菜等の生産やスマート技術を活用した農林水産業のDX、環境負荷低減技術の導入、計画的な再造林や間伐の推進、主要魚種の不漁に対応したサケ・マス等の海面養殖やウニの蓄養などの取組等を推進し、収益力の高い「食料・木材供給基地」づくりを推進します。
- ・ 消費者ニーズの変化に対応した商品開発やECサイトの活用、オンラインを活用したプロモーションの強化等に取り組み、県産農林水産物や加工食品、伝統工芸品等の高付加価値化や販路の拡大を図ります。
- ・ 農業水利施設の防災機能強化、適切な森林整備の促進、水産業BCPの策定支援等、市町村及び地域住民と連携し、激甚化・頻発化する豪雨等の自然災害に強い農山漁村づくりを推進します。

【いわて幸福関連指標】

指 標	単位	現状値	年度目標値			計画目標値 R8
		R3	R5	R6	R7	
① 一人当たり県民所得の水準 ^[注1]	%	87.4 ^(R元)				
② 正社員の有効求人倍率	倍	0.88				
③ 総実労働時間〔年間〕【再掲】	時間	1,761.6				
④ 完全失業率	%	2.4				
⑤ 高卒者の県内就職率【再掲】	%	74.1				
⑥ 従業者一人当たりの付加価値額	千円	5,717 ^(R2)				
⑦ 開業率 ^[注2]	%	3.2 ^(R2)				
⑧ 従業者一人当たりの製造品出荷額	百万円	29.6 ^(R2)				
⑨ 観光消費額	億円	1,258.9				
⑩ 農業経営体一経営体当たりの農業総産出額	千円	5,312 ^(R2)				
⑪ 林業就業者一人当たりの木材生産産出額	千円	4,377 ^(R2)				
⑫ 漁業経営体一経営体当たりの海面漁業・養殖業産出額	千円	4,179 ^(R2)				
⑬ 農林水産物の輸出額	億円	43.0				
⑭ グリーン・ツーリズム交流人口	千人回	1,090				

【参考指標（実績値）】

非正規職員・従業員率（平成29年：35.7%）[就業構造基本調査（総務省）]、

雇用者一人当たり雇用者報酬（令和元年：4,043千円）[県民経済計算（総務省）]、

現金給与総額[5人以上、毎月]（令和3年：282,811円）[毎月勤労統計調査（厚生労働省）]、

農業産出額（令和2年：2,741億円）[生産農業所得統計等（農林水産省）]、

林業産出額（令和2年：1,782千万円）、漁業産出額（令和2年：3,057千万円）[農林水産統計（農林水産省）]、

製造品出荷額（令和2年：24,943億円）、ものづくり関連分野の製造出荷額（令和2年：16,830億円）、

食料品製造出荷額（令和2年：3,769億円）、水産加工品製造出荷額（令和2年：一億円）[以上、工業統計調査（経済産業省）]、事業所新設率（平成28～令和元年：11.7%）[経済センサス（総務省）]

[注1] 全国を100とした水準

[注2] 雇用保険が新規に成立した事業所の比率

※1 上記の表中、右上に（ ）を付した数値は、表頭の年度以外の年度の実績値又は目標値を示しています。

【政策項目一覧】

政策項目	具体的推進方策
31 ライフスタイルに応じた新しい働き方を通じて、一人ひとりの能力を発揮できる環境をつくります	<ul style="list-style-type: none"> ① 県内就業の促進及びU・Iターンによる人材確保の推進 ② 若者や女性などに魅力ある雇用・労働環境の構築 ③ 社会環境の変化に対応した職業能力開発の支援 ④ 子育てと仕事の両立を図る家庭への支援 ⑤ 障がいなどに応じた多様な就労の場の確保や、就労に向けた支援
32 地域経済を支える中小企業の振興を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ① 中小企業者が行う経営力の強化やデジタル技術の活用等による生産性の向上、新たな事業活動などの取組の促進 ② 若者をはじめとする起業者の育成による経営人材の確保、起業・スタートアップの支援 ③ 商工指導団体や金融機関などの支援機関連携による事業承継の円滑化や人材育成に向けた取組の促進 ④ 企業のライフステージに対応した切れ目のない金融支援 ⑤ 多様な主体の連携によるまちのにぎわい創出 ⑥ 建設業における労働環境の整備、技術力・生産性の向上、経営基盤の強化
33 国際競争力が高く、地域の産業・雇用に好循環をもたらすものづくり産業を盛んにします	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会経済環境の変化に対応したものづくり産業の一層の集積と高度化の推進 ② 地域経済に好循環をもたらす多様な企業間連携の強化拡大 ③ 企業間・产学研官連携を通じた関連技術の開発などによる新産業の創出 ④ ものづくり産業の生産性・付加価値向上の加速化 ⑤ 企業誘致等による地域産業の拠点化・高度化の推進 ⑥ 多様なものづくりの風土の醸成
34 地域資源を生かした魅力ある産業を盛んにします	<ul style="list-style-type: none"> ① 食産業の更なる発展に向けた事業活動・販路開拓への支援 ② 水産加工業の魚種変化に対応した商品力向上や販路開拓への支援 ③ 伝統工芸・漆・アパレルなど地場産業の経営力向上への支援 ④ 県産品の販路の拡大への支援 ⑤ 県内事業者の海外展開への支援
35 地域経済に好循環をもたらす観光産業を盛んにします	<ul style="list-style-type: none"> ① 魅力的な観光地域づくりの推進 ② 周遊・滞在型観光の推進 ③ 外国人観光客の誘客拡大 ④ 観光DXによる観光推進体制の強化 ⑤ いわて花巻空港を核とした交流人口の拡大
36 意欲と能力のある経営体を育成し、農林水産業の振興を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域農林水産業の核となる経営体の育成 ② 農林水産業の次代を担う意欲ある新規就業者の確保・育成 ③ 女性農林漁業者の活躍促進
37 収益力の高い「食料・木材供給基地」をつくります	<ul style="list-style-type: none"> ① 生産性・市場性の高い産地づくりの推進 ② 革新的な技術の開発と導入促進 ③ 安全・安心な産地づくりの推進 ④ 生産基盤の着実な整備 ⑤ 鳥獣被害や松くい虫・ナラ枯れ被害の防止対策の推進
38 農林水産物の付加価値を高め、販路を広げます	<ul style="list-style-type: none"> ① 県産農林水産物の高付加価値化と販路の開拓・拡大の推進 ② 県産農林水産物の評価・信頼の向上 ③ 戦略的な県産農林水産物の輸出促進と外国人観光客等への対応 ④ 生産者と消費者の結び付きを深め、地域経済の好循環を創出する取組の推進
39 一人ひとりに合った暮らし方ができる農山漁村をつくります	<ul style="list-style-type: none"> ① 農山漁村を支える人材の育成と地域活動等の支援 ② 魅力あふれる農山漁村づくりの推進 ③ 自然災害に強い農山漁村づくりの推進

VI 仕事・収入

31 ライフスタイルに応じた新しい働き方を通じて、一人ひとりの能力を発揮できる環境をつくります

(基本方向)

県民一人ひとりが能力を発揮でき、ライフステージやライフスタイルに合わせて希望に応じた多様な働き方ができる環境づくりに向け、長時間労働の是正やデジタル技術等を活用した企業の生産性の向上等の働き方改革を推進するとともに、働く人のエンゲージメント¹を高め、若者や女性にも魅力ある雇用・労働環境の整備を促進します。

また、人口減少の歯止めや県内企業の人材確保のため、関係団体・機関が連携し、若者や女性等を対象として、キャリア教育や県内企業の採用力向上等の取組により県内就業を促進するとともに、様々なニーズに応じた効果的な取組によりU・Iターンを促進します。

さらに、岩手の将来を担う若者をはじめ、女性・高齢者・障がい者など、誰もが活躍できる全員参加型社会の実現のため、個々の特性や希望に応じて持てる能力を最大限に発揮できる職業能力の開発などに取り組みます。

現状と課題

- ・ 県内の雇用情勢は、幅広い業種の有効求人倍率が1を超えるなど、令和4年9月の県内の有効求人倍率が1.34倍で、113か月連続1倍超であり、コロナ禍にあっても大幅な悪化は見られず堅調に推移している一方で、産業集積の進展や人口減少等に伴い、県内企業の人出不足が続いている。特に、自動車・半導体関連産業を中心に、ものづくり人材のニーズが急増していることから、若者や女性等の県内就業及びU・Iターンの更なる促進が求められています。
- ・ 「いわてで働く推進協議会」を核とした高校生への県内就職支援により、高卒者の県内就職率は上昇しており、令和3年度の高卒者の県内就職率は74.1%と過去最高となりました。今後も、高卒者の県内就職率の更なる向上に向けて、これまでの取組の成果等を踏まえつつ、高校生の県内就職の促進に取り組む必要があります。
- ・ 高卒就職者数が、少子化や進学率の向上等により年々減少していることから、高校生の県内就職の促進に加えて、県内就職率が5割程度にとどまっている大学生などの県内就職の促進を図る必要があります。
- ・ 令和5年度から、インターンシップで得た学生の情報を企業の採用等の活動に使用できるようになるなど、インターンシップの重要性が更に高まっています。一方で、県内企業における大学生等のインターンシップ参加者数は、コロナ禍の影響もあり伸び悩んでいることから、県内企業における大学生等のインターンシップを促進する必要があります。
- ・ コロナ禍が続く中、幅広い業種でコロナ禍前と比較して新規求人数が減少し、正社員就職・正社員転換数が減少していることから、非正規雇用労働者等の正社員就職等の促進を図る必要があります。

¹ 働く人のエンゲージメント：働き手にとって、組織目標の達成と自らの成長の方向が一致し、仕事へのやりがい・働きがいを感じる中で、組織や仕事に主体的に貢献する意欲や姿勢を示す概念。

ります。

- ・ 新卒者の3年以内離職率は、高卒者及び大卒者とともに3割から4割の状況が続いており、特に大卒者の3年以内離職率は全国平均を上回っていることから、就職内定時及び就職後の支援等により、新卒者等の早期離職防止等に取り組む必要があります。
- ・ 「いわて働き方改革推進運動」の展開のもと、デジタル技術やテレワークの導入等により、本県の1人当たりの年間総実労働時間は、着実に減少しています。一方で、本県の令和3年の総実労働時間は全国平均を上回り、年次有給休暇取得率も全国平均を下回る状況にあることから、デジタル技術等を活用して、労働生産性と働きやすさを高めていくために、働き方改革の推進が必要です。
- ・ コロナ禍におけるデジタル化の急速な進展により、時間や場所を有効に活用できるテレワークや兼業・副業など働き方が多様化しており、働く人がそれぞれの状況に合わせて柔軟に働き方を変えて仕事を継続できるよう、働く人のエンゲージメントを高める雇用・労働環境の整備の促進が求められています。
- ・ 一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公表の義務化の範囲拡大、大企業の男女賃金差の情報公開の義務化、産後パパ育休制度の施行等、労働関係法令改正の周知を図るとともに、企業のイノベーションにつながるダイバーシティ経営を促進する必要があります。
- ・ DXの加速化、テレワーク等による働き方の多様化、職業人生の長期化等の社会環境の変化を踏まえ、IT人材の育成、オンライン訓練の導入、労働者の学び・学び直し機会の確保等を進めていく必要があります。
- ・ 離職者等を対象とした職業訓練では年間約1,100人が再就職を目指し受講しています。全員参加型社会の実現に向け、コロナ禍におけるデジタル化の急速な進展により新しい生活様式に対応した今後の需要や成長が見込まれる分野の人材育成を進めていく必要があります。
- ・ 若年者のものづくり離れや技能離れ、熟練技能者の高齢化が進む中で、若年者の技能への関心を高め、技能者の育成を進めていく必要があります。
- ・ 県立職業能力開発施設の入校者数は減少傾向にあり、入校生の確保が課題となっています。また、就職を希望する学生の県内への就職率は、高い水準ではあるもののほぼ横ばいとなっており、より多くの学生が県内にとどまり、本県産業を担う人材となるための取組が求められています。
- ・ 障がい者委託訓練の実施や事業所向けセミナー等の普及啓発などの取組により、障がい者の雇用率は上昇しています。一方で、法定雇用率未達成の企業があることなどから、引き続き、障がい者一人ひとりの障がいなどに応じた、多様な就労の実現に向けた取組を行う必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 県内就業の促進及びU・Iターンによる人材確保の推進

- ・ 「いわてで働く推進協議会」を核とした取組により、高校生や大学生等の若者、女性等の県内就業及びU・Iターンを促進します。
- ・ インターンシッププログラムの提供や企業向けセミナーの開催等により、県内企業における大学生等のインターンシップを促進します。
- ・ 様々な機会を捉えて、高校生や大学生等とOB・OGの若手社員等との、仕事や生活などについての意見交換会を実施すること等により、学生・生徒の県内企業への理解促進に取り組みます。
- ・ 県内高等教育機関と連携しつつ、就職活動前の大学生や、女子学生等への県内企業の魅力等の

理解促進に取り組みます。

- ・ 農林水産業や建設業、医療・福祉などの担い手対策事業と共に、市町村教育委員会などの関係機関等と連携しながら、小学校から大学まで切れ目のないキャリア教育に取り組みます。
- ・ 県内の大学及び企業等が出展する合同説明会の開催や、県内就業・キャリア教育コーディネーターの活動等により、進学希望の高校生等に対する県内企業の認知度向上に取り組みます。
- ・ WEBの有効活用も含めた自社の魅力の効果的なPR方法等の勉強会の開催等により、県内企業の大卒者等若者人材の採用力向上に向けた取組を促進します。
- ・ 就職氷河期世代等を対象に、オンラインも活用しつつ、セミナーや職場見学会、e-ラーニング講座等を実施することにより、企業とのマッチングによる非正規雇用労働者等の正社員就職等を促進します。
- ・ 中小企業の内定者等向けの地域ごとの研修により、内定者同士のつながりを作るとともに、入社後は、地域ごとに新入社員及び企業へのフォローアップ等を実施することで、大卒者等の早期離職防止に取り組みます。
- ・ ジョブカフェいわてにおけるオンラインも活用したキャリアカウンセリングや研修等の実施や就業支援員による企業訪問等により、高卒者等の早期離職防止及び離職後の再就職支援に取り組みます。
- ・ 岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点の設置・運営等により、県内企業と県外のプロフェッショナル人材のマッチングに向けた取組を促進します。
- ・ 県外大学等進学者の県内就職を促進するため、子どもが県外大学等に進学した保護者への県内企業の情報提供等に取り組みます。
- ・ オンラインも活用しながら、首都圏に設置している移住と就職の一元的な相談窓口の機能を強化します。
- ・ 事業の担い手を求める魅力ある地域産業などの「事業承継」を受け皿として位置付け、移住希望者の多様なニーズに対応します。
- ・ 「岩手U・Iターンクラブ」加盟大学などと連携して、就職相談やインターンシップのほか、ふるさとワーキングホリデーの推進、県内保護者会を通じたUターン就職の促進等を図ります。
- ・ (公財) ふるさといわて定住財団の就職面接会やU・Iターンフェア等と連携しながら、県内企業の若者や女性等の採用を促進します。
- ・ 農林水産業や医療・福祉など各分野の人材確保の取組と連携したU・Iターン希望者への情報発信に取り組みます。

② 若者や女性などに魅力ある雇用・労働環境の構築

- ・ 「いわてで働き方改革推進協議会」を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、デジタル技術等を活用した労働生産性の向上、長時間労働の是正、休暇制度の整備などを促進します。また、働き方改革により、人材の採用・定着、業績の向上につなげている優れた企業の取組を「いわて働き方改革AWARD」により表彰し、広く情報発信することで、企業の意識改革を促進します。
- ・ ライフステージやライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方の普及を図るため、企業のテレワークや副業・兼業などの取組を促進します。
- ・ 健康経営の取組の促進などにより、いきいきと働き続けるための健康づくりに取り組みます。
- ・ 社員満足度調査、休暇制度等利用実態調査を実施し、調査結果に基づき、企業の課題に対応し

た制度整備等のフォローアップを行うとともに、優良事例の情報発信に取り組みます。

- ・ アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）をなくし、男女問わず助け合える企業風土づくりに向け、セミナーや企業見学会の開催を通じて、経営者の意識醸成や企业文化の醸成の取組を促します。
- ・ 若者、女性、高齢者、障がい者等働く意欲のある全ての人の安定的な雇用の確保等の促進に向けて、企業や経済団体等に対する要請を行うなど、岩手労働局や市町村等と連携して取り組みます。
- ・ 誰もが働きやすい労働環境の整備の促進に向け、セミナーの開催などを通じて、休暇制度やパワーハラスマント防止対策など労働関係法令に関する知識の普及を図ります。

③ 社会環境の変化に対応した職業能力開発の支援

- ・ 働く人のスキルアップに向けて、DXの急速な進展に対応したセミナーやリカレント教育・リスキリング教育²等の充実を図り、企業における人への投資や労働者の主体的な能力開発を推進します。
- ・ 人手不足分野への労働移動のため、離職者等を対象としたハロートレーニング³において、介護・医療分野、IT分野の訓練や、就職につながりやすい国家資格の取得を目指す訓練等を実施し、企業が求める人材ニーズに対応した能力開発を推進します。
- ・ 就労を希望する障がい者一人ひとりの態様に応じた多様な委託訓練を実施し、障がい者の就職を支援します。
- ・ 高度な技能を継承する技能者を育成するため、若年者層のキャリア形成に資する技能検定制度の活用や全国レベルの技能競技大会への参加を促進するとともに、卓越技能者表彰による社会的評価の向上に取り組みます。
- ・ 県立職業能力開発施設において、産業の高度化及び多様化に対応した教育環境の整備を推進し、将来の本県産業を担う人材を育成するとともに、就職を希望する学生の県内就職を促進します。

④ 子育てと仕事の両立を図る家庭への支援

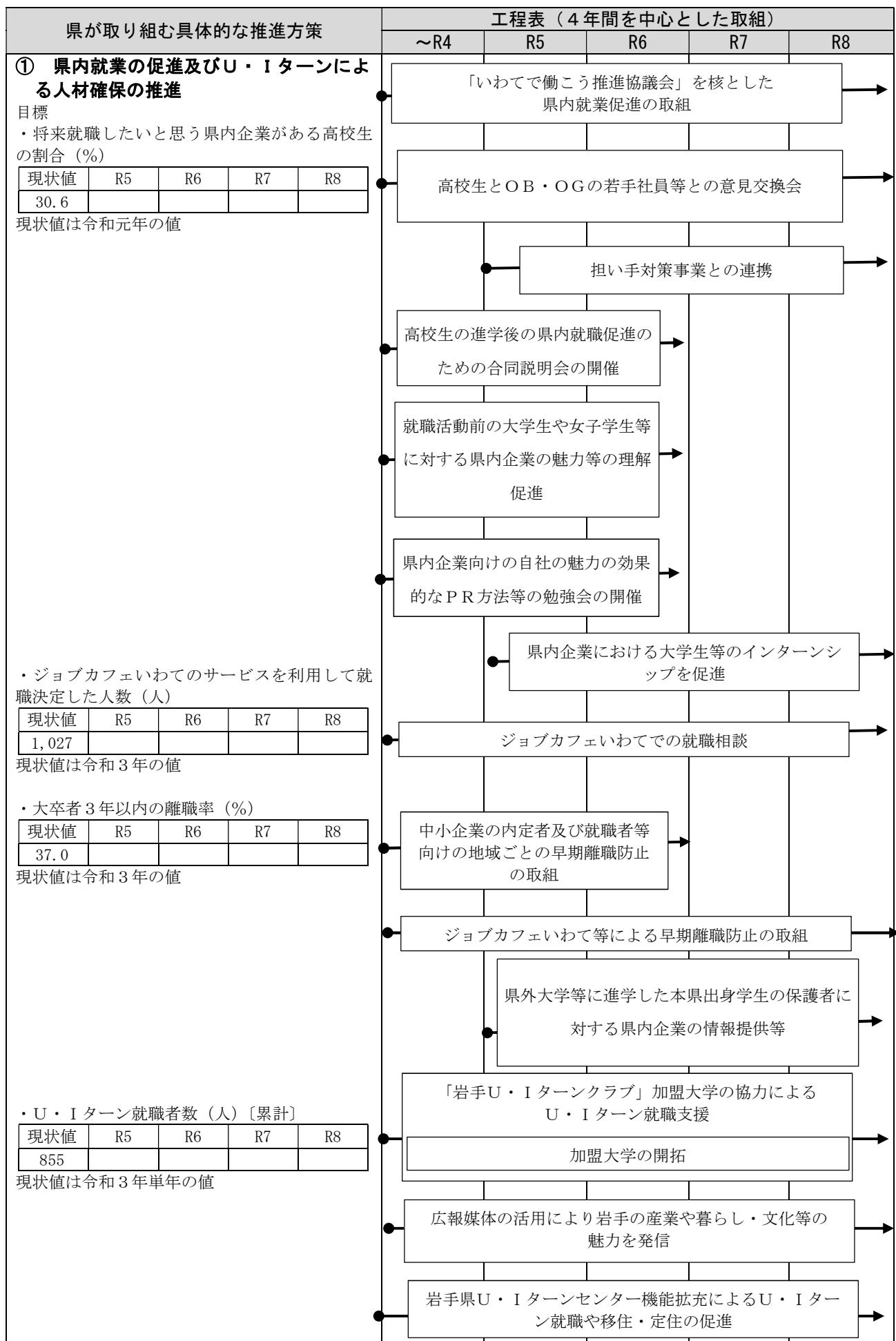
- ・ 「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町村と連携し、特に保育ニーズが増加している地域において保育の受け皿整備や保育人材の確保に取り組むなど、子ども・子育て支援の充実を図ります。
- ・ 仕事と子育ての両立支援などに取り組む企業等の表彰・認証などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。

⑤ 障がいなどに応じた多様な就労の場の確保や、就労に向けた支援

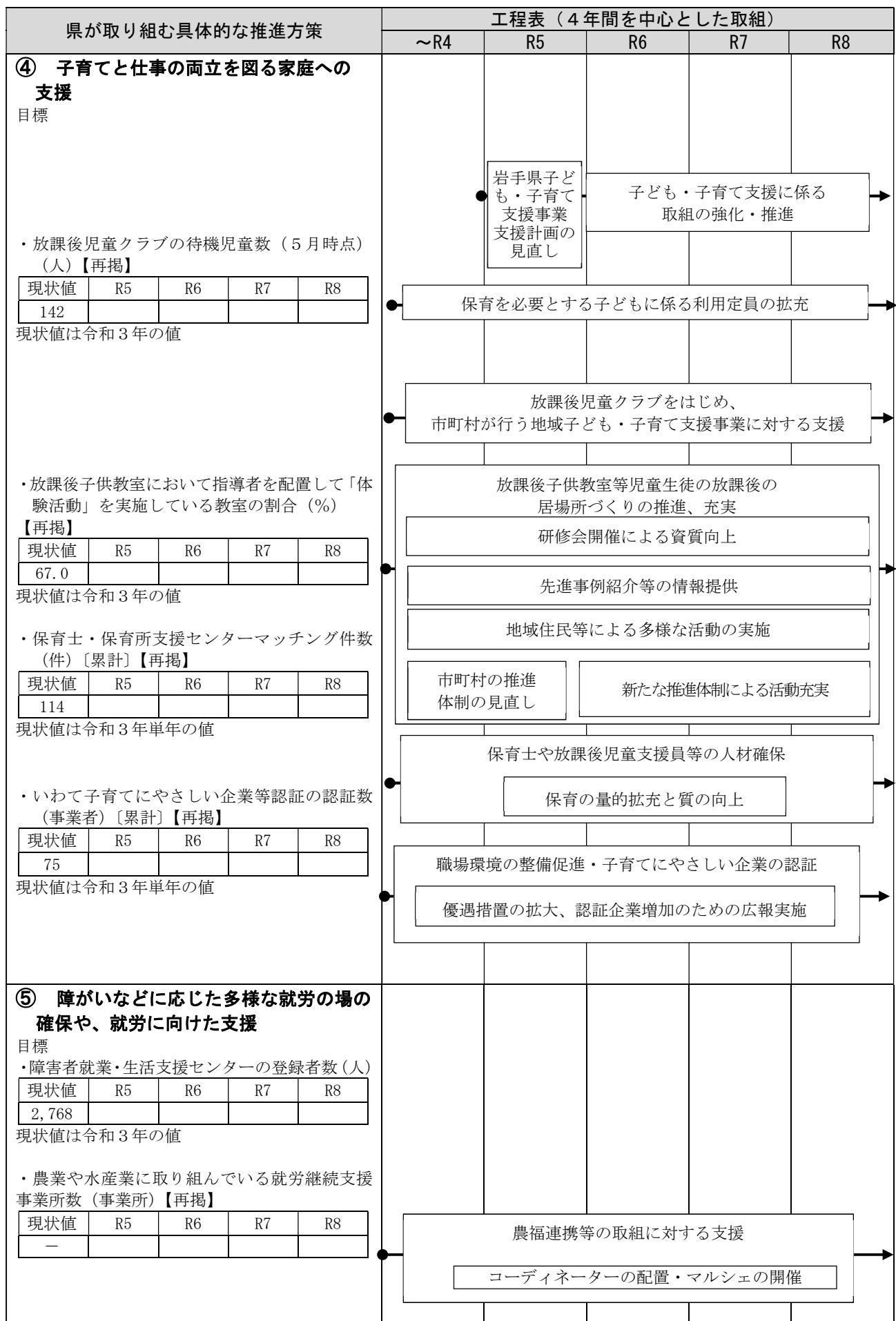
- ・ 企業の採用担当者を対象とした障がい者雇用の理解促進に係るセミナーの実施等により、就労を希望する障がい者一人ひとりの障がいなどに応じた就労の実現を支援します。
- ・ 障がい者が地域において能力を發揮し、自立した生活ができるよう、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等を通じて就労先の確保や一般就労への移行及び就労後の職場定着を支援します。
- ・ 第1次産業が盛んである本県の特徴を生かし、関係機関・団体との連携により、農林水産分野における障がい者の就労を促進します。

² リスキリング教育：新しい職業に就くために、又は、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得すること。

³ ハロートレーニング：雇用保険（失業保険）を受給している求職者を主な対象とする「公共職業訓練」と、雇用保険を受給できない求職者を主な対象とする「求職者支援訓練」の総称。



県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
② 若者や女性などに魅力ある雇用・労働環境の構築					
目標					
・いわて働き方改革推進運動参加事業者数 (事業者数)【累計】	現状値 680	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和3年の値					
・いわて健康経営認定事業所数(事業者)【再掲】	現状値 352	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和3年の値					
・えるぼし認定企業・いわて女性活躍認定企業等数(社)【累計】【再掲】(%)	現状値 362	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和3年の値					
・正社員就職・正社員転換数(人)	現状値 9,323	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和3年の値					
③ 社会環境の変化に対応した職業能力開発の支援					
目標					
・在職者訓練の修了者数(県実施分)(人)	現状値 1,647	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和3年の値					
・離職者等を対象とした職業訓練の受講者の就職率(%)	現状値 80.7	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和元年の値					
・障がい者委託訓練の修了者の就職率(%)	現状値 73.7	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和3年の値					
・技能検定合格者数(人)	現状値 1,172	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和3年の値					
・県立職業能力開発施設における県内に事業所がある企業への就職率(%)	現状値 83.6	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和3年の値					
「いわて働き方改革推進運動」の全県的な展開					
企業等における健康経営の取組促進					
健康経営に積極的に取り組む企業等の認定・表彰					
安定的な雇用の確保等についての要請活動					
新規学卒者の採用枠の確保					
多様な人材の雇用の場の確保					
安定的な雇用の確保					
女性の活躍促進に向けた雇用環境の確保					
働き方改革に向けた取組の推進					
企業ニーズを踏まえた在職者訓練の充実					
労働局・ハローワーク、高齢・障害・求職者支援機構と連携した職業訓練修了者に対する就職支援					
介護・医療・IT系コースや資格取得関連コースの設定					
障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の実施					
技能検定の実施・立会、職業能力開発協会への指導、技能士の活用・受験料の減免措置について周知					
将来の本県産業を担う人材の育成、学生の県内就職の促進(職員による県内企業訪問、学生への県内企業紹介等)					



県以外の主体に期待される行動

(労働者・求職者)

- ・主体的な能力開発の実施
- (企業等)
 - ・持続的な働き方改革の取組
 - ・柔軟で多様な働き方ができる職場環境づくり
 - ・アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の解消に向けた取組
 - ・社内教育の充実、労働者の能力開発機会の確保
 - ・安定的な雇用の確保
 - ・障がいについての理解促進

(教育機関・産業支援機関等)

- ・離職者等への職業訓練の実施
- ・若年技能者への技能向上の支援
- ・学生・生徒への県内就職・定着支援
- ・障がいについての理解促進

(市町村)

- ・各分野における雇用創出
- ・企業への要請、意識啓発
- ・離職者等への就業支援、生活支援
- ・若者等への就職・定着支援
- ・企業の人材確保への支援
- ・働き方改革の取組への支援

VI 仕事・収入

32 地域経済を支える中小企業の振興を図ります

(基本方向)

地域経済を支える中小企業は、新型コロナウイルス感染症や原油・原材料等の高騰などにより経営に大きな影響を受けていることから、事業継続に向けた課題解決を支援します。

また、社会経済環境の急速な変化に対応するため、デジタル技術を活用した生産性の向上やカーボンニュートラルの取組、新事業分野の開拓等を支援するとともに、起業・スタートアップや事業承継の取組を促進します。

さらに、地域において社会资本の整備や維持管理、災害時の対応を担う建設業の持続的・安定的な経営に向けた基盤強化の取組などを推進します。

現状と課題

- 本県の企業数は37,306者（平成28年6月現在）であり、このうち中小企業は37,235者と全体の99.8%を占めており、事業活動を通じて、県民の暮らしや地域の経済を支えています。中小企業者は、人口減少、少子高齢化の急速な進行や、新型コロナウイルス感染症など、自らを取り巻く社会経済環境の変化に対応し、経営力の向上に向けた取組を進めていく必要があります。
- 新型コロナの感染拡大に加えて原油・原材料等の高騰により、多くの中小企業の売上は感染症発生前の状況に回復していないことから、過剰債務など金融面の課題解決に向けた中小企業者の取組を支援していく必要があります。
- 人口減少と少子高齢化の急速な進行による人手不足が顕在化する中、本県の持続的な経済成長のためには、企業全体の99.8%を占める中小企業の生産性を高めることが重要です。
- DXの進展により、企業におけるデジタル技術やデータ利活用が進められている中で、県内の中小企業からは、「活用方法が分からない」「活用したいが人材が不足している」等の課題が挙げられていることから、デジタル化による生産性向上に向けて、適切な助言や支援策へのマッチング、効果的なモデル事例の創出を支援し、その効果を広く普及する必要があります。
- コロナ禍におけるデジタル化の急速な進展が、時間や場所に捉われない柔軟で多様な働き方を広げ、地方を舞台にした新しい挑戦の機会が生まれていること、ポストコロナ時代の経済成長に向けて、その原動力となる経営者や個々人の挑戦心が不可欠であることから、起業エコシステム¹の形成をはじめとして起業・スタートアップ支援を強化する必要があります。
- 県内企業は、経営者の高齢化が進んでおり、後継者不足などの課題に対し、事業承継や若者の起業マインドの醸成などにより新たな経営人材を育成することが急務となっています。
- 県内の人口減少、出店意欲の高い大規模小売店舗等との競争、後継者不足等、内外の厳しい環境を克服し、中小の商業・サービス業が今後も存続していくためには、多様化する社会のニーズ

¹ 起業エコシステム：地域経済の新たな担い手となる起業家やその予備軍を継続的に生み出し、成長を支援するための仕組み。人材、資金、サポート・インフラ（メンター、アクセラレータ、インキュベータ）、コミュニティを要素とするもの。

に対応した、にぎわいの創出や新たな商品・サービスの提供に努める必要があります。

- ・ 地域において社会資本の整備や維持管理、災害対応を担う建設業では、従事者の高齢化に伴う大量退職の可能性があるほか、令和6年度から適用される時間外労働の上限規制への対応が求められており、従事者の確保対策を進めるとともに、誰もが働きやすい労働環境の整備などの働き方改革やインフラ分野のDXの推進による生産性の向上を促進する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 中小企業者が行う経営力の強化やデジタル技術の活用等による生産性の向上、新たな事業活動などの取組の促進

- ・ 人口減少や新型コロナ等の社会経済環境の変化に的確に対応し、生産性の向上や新分野への進出、新商品の開発など新たな事業活動に取り組むため、「経営革新計画」の策定段階から、事業実施、目標達成までを一貫して支援します。
- ・ 経営者に寄り添い、中小企業の自己変革を妨げる原因を自立的かつ持続的に乗り越えられる状態に導く経営力再構築型伴走支援の体制を強化します。
- ・ 技術の高度化や新技術開発、販路開拓、資金調達など企業ニーズに応じた重層的な支援を行います。
- ・ デジタル技術の活用による自動化・省力化等の業務効率化や、データ利活用による経営競争力強化に取り組む企業を支援します。
- ・ 商工指導団体や産業支援機関の支援者等と連携して、デジタルツールの導入や経営判断に資するデータ利活用の提案等の伴走支援を行うとともに、企業の規模や業種、課題に応じたモデル事例を創出します。
- ・ 商工指導団体、金融機関等で構成する「いわて中小企業事業継続支援センター会議」において、カーボンニュートラルの取組事例や様々な支援策を共有し、GXを推進します。
- ・ 地域や業界が抱える課題の解決を図るため、中小企業者が相互の連携により共同して行う事業活動を促進します。

② 若者をはじめとする起業者の育成による経営人材の確保、起業・スタートアップの支援

- ・ 県、市町村、金融機関、大学、研究機関等で構成する「いわてスタートアップ推進プラットフォーム」の設置、岩手イノベーションベースや県出身IT経営者との連携により、起業のステージやパターンに適したプログラムの提供等を通して起業・スタートアップ支援を強化します。
- ・ 若者の起業マインドの醸成や経営能力の向上を図るための取組を大学や商工指導団体等と連携して行います。
- ・ 「産業競争力強化法」に基づき市町村が行う起業家への支援体制を強化するため、市町村の計画策定に対する支援等を通じ創業支援の取組を促進します。
- ・ 創業計画の策定段階から創業した後も継続して、資金面をはじめとした支援を行います。
- ・ 商工指導団体や産業支援機関と連携して地域経済の中核を担う人材を育成するための施策を開発します。

③ 商工指導団体や金融機関などの支援機関連携による事業承継の円滑化や人材育成に向けた取組の促進

- ・ 中小企業者が行う事業承継に向けた準備を早期かつ計画的に進めるため、商工会、商工会議所

などの商工指導団体が、岩手県事業承継・引継ぎ支援センター²、金融機関等と連携して実施する事業承継診断や、経営者との対話・相談を促進します。

- ・ 中小企業者における親族や従業員等への事業承継を円滑に進めるため、商工会、商工会議所が中小企業者に密着し、事業承継計画の策定から事業承継後のフォローアップまで実施する継続的な取組を支援します。また、後継候補者がいない中小企業者に対しては、岩手県事業承継・引継ぎ支援センターや「つぐべ岩手」等関係機関とのネットワークによる相談対応や事業引受希望者とのマッチングなどの取組を促進します。
- ・ 後継者の経営能力の向上を図るための取組を大学や商工指導団体等と連携して行います。
- ・ 事業承継に向けた事業計画の策定段階から承継後も継続して、資金面をはじめとした支援を行います。
- ・ 商工指導団体や産業支援機関と連携して地域経済の中核を担う人材を育成するための施策を開します。

④ 企業のライフステージに対応した切れ目のない金融支援

- ・ 中小企業者の経営の安定及び事業の成長を図るため、制度融資や設備貸与等の各種金融支援を行います。
- ・ 事業再生や再チャレンジ等を含め、個々の中小企業者の実情及びライフステージに応じた金融面の課題解決を支援するため、支援機関等で構成するいわて中小企業事業継続支援センター会議の活動等を通じて、参加機関相互の連携体制を構築します。

⑤ 多様な主体の連携によるまちのにぎわい創出

- ・ 市町村、商工指導団体、商店街等の既存組織のほか、地域住民や学生等からの多様な視点や意見を反映させながら、中心市街地における交流人口の増加に資する、新たな時代の商業・サービス業の在り方の構築を目指します。
- ・ 医療・福祉、教育、都市計画、地域交通など、商業以外の分野との協調・連携による新たなまちづくりの方向性を提案し、商店街の再生及び商店街に立地する商業・サービス業者のビジネスチャンス拡大につなげます。
- ・ 付加価値の高い商品・サービスの開発や労働生産性の向上を実現するため、デジタル技術の積極的な活用を図る商業・サービス業者の取組を支援します。

⑥ 建設業における労働環境の整備、技術力・生産性の向上、経営基盤の強化

- ・ 地域において社会資本の整備や維持管理、災害時の対応を担う建設業従事者の確保に向け、建設業の魅力の発信や労働環境の改善に向けた意識啓発を推進するとともに、若者や女性等が働きやすい労働環境の整備を促進します。
- ・ 「いわて建設業振興中期プラン」に基づき、地域の建設企業の技術力・生産性の向上や経営基盤の強化、経営革新に対する支援を推進します。
- ・ インフラ分野のDXによる生産性の向上に向けて、i - Construction³を推進するため、建設分野へのICTの普及・拡大を図ります。

² 岩手県事業承継・引継ぎ支援センター：後継者不在などで、事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者の方の相談に対応するための機関。

³ i - Construction：調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新まで全ての建設生産プロセスでICT等を活用することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、もって魅力ある建設現場を目指す取組。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 中小企業者が行う経営力の強化やデジタル技術の活用等による生産性の向上、新たな事業活動などの取組の促進					
目標					
・経営革新計画承認件数（件）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
805					
現状値は令和元年から令和3年までの累計					
・商工指導団体による指導を受けた企業・組合数（企業・組合）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
115,905					
現状値は令和元年から令和3年までの累計					
・データ利活用による経営力強化を図る企業のモデル事例創出件数（件）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
0					
現状値は令和元年から令和3年までの累計					
② 若者をはじめとする起業者の育成による経営人材の確保、起業・スタートアップの支援					
目標					
・商工指導団体による創業指導回数（回）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
1,499					
現状値は令和元年から令和3年までの累計					
・いわて起業家育成資金の利用実績（件）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
284					
現状値は令和元年から令和3年までの累計					
③ 商工指導団体や金融機関などの支援機関連携による事業承継の円滑化や人材育成に向けた取組の促進					
目標					
・商工指導団体による事業承継診断を受けた企業数（企業）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
1,908					
現状値は令和元年から令和3年までの累計					
・事業承継の支援を受けた企業数（企業）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
2,074					
現状値は令和元年から令和3年までの累計					
● 「経営革新計画」の策定段階から目標達成までの一貫した支援					
● 産業支援機関が連携して伴走型の支援を行うための体制強化					
● モデル事例創出を通じた経営力強化につながるデジタル技術活用の支援					
● 「いわてスタートアップ推進プラットフォーム」の設置					
● 「いわてスタートアップ推進プラットフォーム」における連携、各構成機関による支援					
● 後継者や事業活動の中核を担う人材育成のための施策の展開					
● 商工指導団体が岩手県事業承継・引継ぎ支援センター、金融機関等と連携して実施する事業承継診断や経営者との対話・相談の支援					
● 商工指導団体が計画の策定からフォローアップまで実施する継続的な取組の支援及び関係機関とのネットワークによる相談対応等の支援					

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
④ 企業のライフステージに対応した切れ目のない金融支援					
目標					
・商工観光振興資金及び中小企業成長応援資金の貸付件数（件）【累計】	現状値 2,046	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和元年から令和3年までの累計					
・設備貸与制度の利用実績（件）【累計】	現状値 83	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和元年から令和3年までの累計					
⑤ 多様な主体の連携によるまちのにぎわい創出					
目標					
・商業・サービス業者に対する専門家利用企業数（企業）【累計】	現状値 694	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和元年から令和3年までの累計					
・にぎわいや魅力づくりにつながる活動に取り組む商店街の割合（%）	現状値 61.9	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和3年の値					
⑥ 建設業における労働環境の整備、技術力・生産性の向上、経営基盤の強化					
目標					
・県営建設工事における週休二日工事の実施件数（件）【累計】	現状値 104	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和3年の値					
・県営建設工事におけるICT活用工事の実施件数（件）【累計】	現状値 73	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和3年の値					
事業活動に応じた制度融資や設備貸与等の各種金融支援の実施					
いわて中小企業事業継続支援センター会議の活動等を通じた支援環境の整備					
商店街のにぎわい創出や魅力創造に取り組むための各種助成制度の活用を通じた支援					
付加価値の高い商品やサービスの創出、生産性の向上の取組の支援					
先行的取組紹介等のセミナー開催による意識醸成					
専門家派遣による計画策定支援					
商工指導団体のスキルアップによる連携支援の実施					
優良事例補助等による、横展開の加速化					
商業・サービス業等への全県的な取組展開					
建設業の担い手確保を支援					
建設企業の技術力・生産性向上、経営基盤強化、経営革新への取組を支援					
ICT活用工事の発注、ICT現場見学会・技術講習会の開催					

県以外の主体に期待される行動

(企業等)

- ・新事業展開や経営革新への取組
- ・計画的な事業承継の実施

- ・働きやすい環境の整備
- ・商店街のにぎわい創出や魅力創造に向けた取組
(商工指導団体、産業支援機関等)
- ・中小企業者の経営力強化や円滑な事業承継などへの伴走型支援
- ・いわて中小企業事業継続支援センター会議等を通じた国、県等との更なる連携による取組
(金融機関、信用保証協会)
- ・県、市町村、商工指導団体等と連携した融資、信用保証、経営指導等
- ・商店街や中小企業者の経営力向上等を図るための取組への支援
(市町村)
- ・市町村の特色ある産業の振興
- ・地域の商店街の振興
- ・起業・創業支援や設備投資支援

VI 仕事・収入

33 國際競争力が高く、地域の産業・雇用に好循環をもたらすものづくり産業を盛んにします

(基本方向)

国際競争力が高く、地域の産業・雇用に好循環をもたらすものづくり産業の振興に向け、社会経済環境の変化に対応した一層の産業集積と高度化を図る取組や、中核的企業と地場企業の取引拡大等により地域経済に好循環を生み出す企業間連携の取組、企業間・产学研官連携を通じた関連技術の開発などによる医療機器やカーボンニュートラル、ILCなどに関連する新産業創出の取組、ものづくり産業のデジタル化の取組、県北・沿岸地域を含む全県への波及効果が期待される企業誘致などの取組を推進します。

現状と課題

- 本県の製造業の製造品出荷額は平成30年に過去最高の2兆7,272億円となり、コロナ禍においても本県経済を牽引するなど、ものづくり産業は以前にも増して主要な産業としての地位を確立しています。
- 従業員1人当たりの製造業の製造品出荷額と付加価値額は全国平均を下回っているものの、県内ものづくり企業における生産性向上や高付加価値化の取組は着実に進んでいます。
- 自動車や半導体関連産業を中心としたものづくり産業の国際競争力を一層高め、企業の生産性や付加価値の向上を促進するため、世界的に加速するデジタル化やカーボンニュートラルなどの流れに的確に対応していく必要があります。こうした産業集積の基盤を生かしながら、企業間・产学研官連携を進め、自動車・半導体関連産業に続く産業として医療機器関連産業の成長を促進し、加えて、新たな成長産業分野を創出する必要があります。
- 地域の特性を生かした地域経済の活性化や、若者・女性、U・Iターン者の受け皿となる雇用の創出を促進するため、より一層の企業誘致の取組が必要です。
- 産業用地の確保や従業員が働きやすい環境整備の整備など、より良好なビジネス環境の充実が必要です。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 社会経済環境の変化に対応したものづくり産業の一層の集積と高度化の推進

- 自動車関連産業については、「100年に一度の大変革期」を好機と捉え、電子化・電動化やカーボンニュートラルへの対応など、事業環境の変化に対応した中小企業の競争力強化の取組を支援するとともに、サプライチェーンの体质強化、中小企業の競争力強化、人材の育成・確保・定着、事業環境の整備等を重点的に推進します。
- 半導体関連産業については、我が国を代表する国際競争力の高い半導体関連産業の集積地を目指して、東北広域連携を進めながら、フラッシュメモリやパワー半導体などの先端半導体、車載

半導体、製造装置など多種多様な関連製品の生産基盤となる企業・技術・人材の一層の集積と高度化を促進します。

② 地域経済に好循環をもたらす多様な企業間連携の強化拡大

優れた技術を持つ地場企業群の技術の高度化や高付加価値化の取組を支援し、国内外に一定のシェアを持つ様々な分野の中核的企業との取引拡大やサプライチェーンの新規参入を促進し、地域経済に好循環を生み出す多様な企業間連携の強化・拡大を促進します。

③ 企業間・产学官連携を通じた関連技術の開発などによる新産業の創出

- ・ 医療機器関連産業については、产学官金の連携を強化し、企業の新規参入や県内主要企業との取引拡大を一層促進するとともに、ヘルステック・イノベーション・ハブ¹を核とした企業間等の連携による技術開発、新製品開発に係る取組を推進し、更なる集積拡大と高度化を図ります。
- ・ カーボンニュートラルやＩＬＣなど、新たな技術や市場の動向を見据え、产学官金連携による技術開発、製品開発、事業化などへの重点的な支援を通じて、地場企業の強みである高度な基盤技術を活用した新事業・新産業の創出を促進します。

④ ものづくり産業の生産性・付加価値向上の加速化

- ・ ものづくり産業の生産性・付加価値向上の加速化に向けて、生産現場におけるカイゼンや３Ｓ等の活動の強化・浸透を促進するとともに、エンジニアリングチェーン²やサプライチェーンなどのデジタル化の成功モデルの創出と、デジタル化に取り組むものづくり企業の裾野拡大を図ります。
- ・ 産業や社会のデジタル化を支えるパートナーであるＩＴ企業の成長と集積を促進します。

⑤ 企業誘致等による地域産業の拠点化・高度化の推進

- ・ 製造業や情報通信業などの製造・技術部門に加え、物流などの関連部門、更には研究開発部門・企画総務部門などの本社機能移転も視野に入れた企業の誘致や、既立地企業の関連企業の誘致に取り組み、県内における一貫体制の構築と地域中核企業の一層の拠点化・高度化を推進します。
- ・ 県北・沿岸地域においては、多様な就業の場を確保するための新規誘致や既立地企業の業容拡大に加え、地域全体の産業競争力の強化のため、地場企業を含めた生産性・技術力の向上などを支援しながら、地域産業の高度化に取り組みます。
- ・ ＧＸやＤＸ関連など、様々な産業を対象とした企業誘致を通じ、若者・女性や、Ｕ・Ｉターン者をはじめ、多様な人材が活躍できる場を創出します。
- ・ 市町村等と連携し、企業立地の受け皿となる産業立地基盤の整備や、ビジネス環境・生活環境の整備を促進します。

⑥ 多様なものづくりの風土の醸成

幅広い世代に対して、ファブ施設³や県内外のメイカーのネットワークイベントなどにおいて、デジタル工作機器に触れ、親しむことができるものづくり体験を提供し、次世代を担う多様なものづくり人材の更なる育成に取り組みます。

¹ ヘルステック・イノベーション・ハブ：医療機器関連企業の集積を促進し、新製品・新事業創出による地域経済の活性化と関連産業の拠点形成を図るために整備した医療機器関連産業の拠点施設。

² エンジニアリングチェーン：製品設計、工程設計、製造に至る一連のものづくりプロセス。

³ ファブ施設：レーザー加工機、3Dプリンタ、デジタル刺しゅうミシン等を使ってものづくりを体験できる施設。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 社会経済環境の変化に対応したものづくり産業の一層の集積と高度化の推進	技術商談会等の開催による参入・取引拡大の支援				
目標	研究開発、設備投資への支援				
・地場企業の自動車関連取引成約件数（件） 〔累計〕	専門アドバイザーによる改善指導				
現状値 R5 R6 R7 R8 35	次世代自動車研究開発への支援				
現状値は令和3年単年の値	取引あっせん、マッチング交流会など取引拡大の支援				
・地場企業の半導体関連取引成約件数（件） 〔累計〕	人材育成・確保の支援				
現状値 R5 R6 R7 R8 24					
現状値は令和3年単年の値					
② 地域経済に好循環をもたらす多様な企業間連携の強化拡大					
目標	地場企業群の技術の高度化や高付加価値化の取組を支援				
・新規又は拡大した企業間連携数（件）〔累計〕	地場企業群の中核的企業との取引拡大やサプライチェーンの新規参入を促進				
現状値 R5 R6 R7 R8 2					
現状値は令和3年単年の値					
③ 企業間・产学研官連携を通じた関連技術の開発などによる新産業の創出					
目標	企業の新規参入や県内主要企業との取引拡大を支援				
・医療機器関連取引成約件数（件）〔累計〕	ヘルステック・イノベーション・ハブを核とした企業間等の連携による技術開発、新製品開発に係る取組を推進				
現状値 R5 R6 R7 R8 11	新産業分野の技術開発、製品開発、事業化を支援				
現状値は令和3年単年の値					
・新産業分野における产学研官連携による新規研究開発件数（件）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8 5					
現状値は令和3年単年の値					

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
④ ものづくり産業の生産性・付加価値向上の加速化	生産現場におけるカイゼン、3S等の活動の強化・浸透の促進				
目標					
・県・国の支援によりデジタル化に取り組むものづくり企業数（社）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8					
11					
現状値は令和3年単年の値					
・ものづくり企業と県内IT企業の取引成約件数（件）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8					
6					
現状値は令和3年単年の値					
⑤ 企業誘致等による地域産業の拠点化・高度化の推進	ものづくり企業のデジタル化の成功モデルの創出				
目標					
・新規立地・増設件数（件）〔累計〕	デジタル化に取り組むものづくり企業の裾野拡大				
現状値 R5 R6 R7 R8					
29					
現状値は令和3年単年の値	ものづくり企業と県内IT企業とのマッチングを支援				
・県北・沿岸地域における新規立地・増設件数（件）〔累計〕（上記指標の内数）	既立地企業のフォローアップによる業容拡大の支援				
現状値 R5 R6 R7 R8	地域の中核企業の拠点化に向けた支援				
7					
現状値は令和3年単年の値	本社機能等の移転・拡充の促進				
・	企業ネットワークの開催による新規折衝企業の掘り起こし				
・	関係機関との連携による新規立地企業への折衝				
・	県北・沿岸地域の企業の生産性・技術力の向上等の支援				
⑥ 多様なものづくりの風土の醸成					
目標					
・ファブテラスいわての利用者数（人）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8					
1,190					
現状値は令和3年の値	ファブテラスいわてを通じた次世代マイカ一人材育成の促進				

県以外の主体に期待される行動

(企業等)

- ・技術力や生産性の向上
- ・取引拡大
- ・产学研官金ネットワークの参画
- ・人材の育成・定着

(教育機関・産業支援機関等)

- ・技術力、経営力の向上支援
- ・技術開発・取引拡大支援
- ・产学研官金ネットワークの構築・参画

- ・産学官連携による人材育成
(市町村)
- ・地域内の産業振興施策の企画・調整
- ・企業誘致
- ・産学官金ネットワークの構築・参画
- ・県等と連携した産業立地基盤の整備や住環境の整備
- ・県及び関係機関と連携した人材育成・定着支援

34 地域資源を生かした魅力ある産業を盛んにします

(基本方向)

食産業や伝統工芸、漆、アパレルなどの地場産業が、環境変化に対応し、付加価値の高い、働きがいのある産業として持続的に成長していくため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を契機とした消費行動の変化に対応した商品開発や、それぞれの産業の担い手不足を解消するための人材育成等、経営力・生産性の向上に向けた取組を促進します。

また、「食」や「伝統的工芸品」をはじめ特色ある県産品の販路を拡大するため、オンラインを活用した販売手法への対応を図るほか、アンテナショップでの販売、物産展・商談会の開催など対面販売の機会の確保にも取り組みます。

さらに、意欲ある県内事業者の海外展開を進めるため、その多様なニーズに応え、事業パートナー等との関係を強化しながら、渡航や対面によらない情報発信、商談、販路開拓等の取組を促進します。

現状と課題

- ・ 食産業や伝統工芸、漆、アパレルなどの地場産業の令和元年の製造品出荷額は5,631億円（対前年比1.9%増）となっているものの、令和2年以降、新型コロナ等の影響に伴う全国的な需要の減退などにより、出荷額の減少が懸念されています。
- ・ 県ではこれまで、地場産業が持つ歴史・文化や豊かな資源、高度な技術等に支えられてきた「岩手ならでは」のモノのすばらしさを訴求し、認知度の向上や物産展などの対面による販路開拓を展開してきましたが、コロナ禍等を契機とした消費者のライフスタイルや消費行動の変化に対応した商品開発、オンラインを活用した販売手法への対応が求められています。
- ・ 復興道路等の全線開通を受け、本県内陸部と沿岸部との人や物の往来の一層の活性化が期待されています。
- ・ 水産加工業においては、海洋環境の変化に伴うサケやサンマ、スルメイカ等これまでの主要魚種の不漁による影響が続いているため、資源量が増加している魚種を加工用原料として有効に利用していく必要があります。
- ・ 人口減少及び少子高齢化による担い手不足のため、人材の確保や育成が課題となっています。
- ・ 国内市場の縮小、グローバル経済の進展等を背景に、県内事業者の海外市場への展開がますます重要となっています。
- ・ 新型コロナ等の影響を踏まえ、渡航や対面に限定されないオンライン、海外事務所等の多様な手法の活用による情報発信、商談、販路開拓等の機会が必要となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 食産業の更なる発展に向けた事業活動・販路開拓への支援

- ・ 農商工連携や事業者間連携を促進するため、今後の経営の担い手となる若手人材を対象とした他地域・他業種との交流・マッチングに取り組みます。
- ・ 産業創造アドバイザー等の専門家派遣による、高付加価値商品の開発やEC販売拡大の支援に取り組みます。
- ・ 県内外での食の商談会や大手量販店と連携したフェアを開催し、販路拡大や商品販売機会の提供に取り組みます。

② 水産加工業の魚種変化に対応した商品力向上や販路開拓への支援

- ・ 主要魚種の不漁の課題に対応するため、関係機関と連携しながら水揚量が増加しているマイワシ、サワラ、ブリ等の魚種や養殖魚を有効利用した商品開発や販路開拓を支援します。
- ・ 西日本などの遠隔地向けの高鮮度を売りとした商品の販売展開や、新たな物流体制の構築を図る企業間連携の取組を支援します。

③ 伝統工芸・漆・アパレルなど地場産業の経営力向上への支援

- ・ 伝統工芸産業の更なる振興に向けて、ライフスタイルの変化を捉えた新商品開発や物産展等を通じた新たな顧客層の開拓、確かな産地形成のための人材確保・育成などを支援します。
- ・ 漆関連産業の一層の拡大に向け、本県の漆文化・歴史を国内外へ情報発信するほか、関係機関との連携した取組を推進するとともに、若手漆作家の技術向上の支援、インターナーシップなどによる担い手の確保などに取り組みます。
- ・ アパレル産業の経営力を強化するため、縫製技術のレベルアップやマネジメント力向上等を目的とした人材育成を推進します。
- ・ 本県独自の地場産業の魅力を広く国内外に発信し、県産品ファンやそれぞれの産業の担い手候補となる人材確保に取り組みます。

④ 県産品の販路の拡大への支援

- ・ 特色ある県産品の販路を拡大するため、アンテナショップ（東京、大阪、福岡）の店内外催事などの機会を活用し、新商品の販売促進に取り組むほか、物産展の開催などを通じて対面販売の機会の確保に取り組むとともに、オンラインを活用した県産品の販売を推進します。
- ・ 民間事業者等と連携し、県産品の社内販売の実施や社員食堂での県産食材の利用を促進するほか、機関紙などの各種媒体への広告掲出等により県産品の普及拡大に取り組みます。

⑤ 県内事業者の海外展開への支援

- ・ 各支援機関や海外事務所と連携し、戦略策定、商談及び貿易実務等への一貫した支援、専門家による個別相談、セミナーの開催などにより、意欲ある県内事業者を一体的に支援します。
- ・ オンラインや海外事務所等を活用し、渡航制限に左右されない商談機会の拡充等に取り組みます。
- ・ 今後再開が見込まれる海外の現地商談会や見本市等の各種商談機会やビジネスパートナーとの連携等により県産品・県内事業者の情報発信や販路の回復・拡大に取り組みます。
- ・ 東アジア及び東南アジア市場を中心に、大連経済事務所及び雲南事務所をゲートウェイとして、本物志向、品質重視の富裕層に加え、中間層等の更に広いマーケットの需要にも対応していきます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 食産業の更なる発展に向けた事業活動・販路開拓への支援					
目標					
・国内の食の商談会等出展者数（オンラインを含む）（者）〔累計〕	現状値 567	R5	R6	R7	R8
現状値は令和3年単年の値					
・国内の食の商談会有望取引件数（オンラインを含む）（件）〔累計〕	現状値 309	R5	R6	R7	R8
現状値は令和3年単年の値					
・「F C P 岩手プランチ」等の活動を通じた農商工連携・事業者間連携の促進					
・岩手県産業創造アドバイザー等の専門家の指導・助言による商品開発支援					
・県内外での商談会や大手量販店フェアでの販路開拓支援					
・イベント実施等による食の情報発信					
今後の経営を担う若手人材向けの交流・マッチング機会の創出、農商工連携や事業者間連携の促進					
専門家派遣による高付加価値商品の開発やE C販売拡大の支援					
県内外での商談会や大手量販店フェアの開催による販路拡大や商品販売機会の提供					
いわて希望応援ファンド等による支援					
② 水産加工業の魚種変化に対応した商品力向上や販路開拓への支援					
目標					
・水産加工業者における商品開発等の支援件数（件）〔累計〕	現状値 17	R5	R6	R7	R8
現状値は令和3年単年の値					
・「F C P 岩手プランチ」等の活動を通じた農商工連携・事業者間連携の促進					
・岩手県産業創造アドバイザー等の専門家の指導・助言による商品開発支援					
・県内外での商談会や大手量販店フェアでの販路開拓支援					
・イベント実施等による食の情報発信					
・関係機関と連携した商品開発及び販路開拓支援					
・カイゼン導入による生産性向上支援					
水揚げが増加している魚種や養殖魚を有効利用した商品開発や販路開拓の支援					
西日本などへの高鮮度を売りとした商品の販売展開及び新たな物流体制の構築を図る企業間連携の取組への支援					
いわて希望応援ファンドや商談会等による支援					

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～R4	R5	R6	R7	R8										
③ 伝統工芸・漆・アパレルなど地場産業の経営力向上への支援															
目標															
・伝統的工芸品の製造品出荷額（百万円）															
<table border="1"> <tr> <th>現状値</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> <tr> <td>2,463</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	現状値	R5	R6	R7	R8	2,463									
現状値	R5	R6	R7	R8											
2,463															
現状値は令和3年の値															
	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による個別訪問指導 ・物産展等の開催 ・いわての漆振興実務者連携会議の開催 ・漆文化や漆器の魅力を発信するイベントの開催 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">専門家による個別訪問指導、新商品開発や販路開拓など事業者の経営力向上への支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">物産展・展示販売会等の対面販売の機会の確保</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">伝統工芸産業の人材確保・育成支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">伝統的工芸品の魅力や認知度向上に向けた情報発信</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">縫製技術やマネジメント力向上を目的とした人材育成支援</div>													
④ 県産品の販路の拡大への支援															
目標															
・アンテナショップ（東京）の新規成約件数（オンライン商談等含む）（件）〔累計〕															
<table border="1"> <tr> <th>現状値</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> <tr> <td>64</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	現状値	R5	R6	R7	R8	64									
現状値	R5	R6	R7	R8											
64															
現状値は令和3年の値															
	<ul style="list-style-type: none"> ・県産品の情報発信と販売促進 ・物産展等の開催 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">アンテナショップでの県産品の販売促進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">新規県産品の販路拡大</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">物産展等の対面販売の機会の確保</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">包括連携協定企業等と連携した県産品販路及び普及の拡大</div>													

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
⑤ 県内事業者の海外展開への支援					
目標					
・県産品輸出額（加工食品・工芸品）（百万円）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
786					
現状値は令和3年の値					
・海外商談会等における出展企業数（オンライン商談を含む）（者）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
49					
現状値は令和3年単年の値					
・海外商談会等における商談成約等件数（オンライン商談を含む）（件）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
14					
現状値は令和3年単年の値					

各支援機関や海外事務所との連携による
県内事業者の一體的支援

オンラインや海外事務所等を活用した
渡航制限に左右されない商談機会の拡充

今後再開が見込まれる海外の各種イベント等を契機にした
販路の回復・拡大及び県産品・県内事業者の情報発信

東アジア及び東南アジア市場を中心に、富裕層に加え、
中間層等の更に広いマーケットの需要への対応

県以外の主体に期待される行動

(企業等)

- ・消費者ニーズを捉えた新商品や新サービスの開発、販路の開拓
- ・本県の食産業の協働体制である「FCP岩手ブランチ」¹等の取組への積極的な参画
- ・新たな担い手の確保・育成
- ・カイゼン等生産性向上の取組
- ・他の生産者、事業者との連携
- ・海外市場進出への積極的対応
- ・貿易ノウハウの習得・実践
- ・海外向け製品の研究・開発

(産業支援機関等)

- ・商品開発、加工技術開発、販路開拓等の支援
- ・「FCP岩手ブランチ」等の協働の取組への積極的な参画
- ・セミナー等による人材育成
- ・専門家の派遣等によるデザイン開発、新商品開発、経営力向上等に関する支援
- ・大連経済事務所及び雲南事務所の運営及び企業支援
- ・貿易相談への対応、貿易情報の提供など
- ・海外との学術・技術交流

(いわて海外展開支援コンソーシアム)

- ・支援機関相互の情報共有
- ・海外展開支援施策の調整、PR、あっせん

¹ F C P岩手ブランチ：FCP（フード・コミュニケーション・プロジェクト）は、農林水産省が提唱する、食品事業者が主体的に行う「食の安全・安心」の活動を“見える化”することにより、食に対する消費者の信頼向上や企業業績の向上につなげようとする取組で、岩手県では、行政機関、金融機関、民間企業等で構成する研究会（岩手ブランチ）を設立し活動を行っているもの。

- ・海外展開支援施策の協働実施
(市町村)
- ・地域内の産業振興施策の企画調整
- ・県及び産業支援機関等と連携した支援
- ・販売機会の創出、販路開拓の支援、新商品開発等の促進、情報発信
- ・「F C P 岩手ブランチ」等の協働の取組への積極的な参画
- ・後継者の確保、育成等の担い手対策
- ・事業者の海外展開等意欲の喚起
- ・住民等に対する啓発活動

VI 仕事・収入

35 地域経済に好循環をもたらす 観光産業を盛んにします

(基本方向)

観光を取り巻く環境の変化を的確に把握し、旅行者のニーズを捉えた施策を展開するため、デジタル技術を複合的に活用しながら、観光サービスの変革や新たな観光需要を創出する地域DMO¹をはじめ、地域が主体となった取組を支援する体制強化を図ります。

また、観光で稼ぐ力を高めるため、地域の多様な関係者が連携し、データに基づくマーケティング分析を生かした受入体制整備を進め、旅行者から選ばれる観光地の魅力を創造し、消費者目線での旅行商品の造成や、旅行者の動態に合わせた観光コンテンツ開発やルート設定を行うほか、二次交通の充実を図ること等により魅力ある観光地域づくりを推進します。

市場・地域の特性を捉えた戦略的なプロモーションを展開することにより、新たな市場開拓や経済効果の高い高付加価値旅行者²の誘客につなげ、インバウンドをはじめとした誘客拡大を促進します。

沿岸市町村や観光事業者と連携し、復興道路等の全線開通、東日本大震災津波からの復興の伝承、新たなまちづくりの進展や地域資源を生かした観光振興を展開します。

国内外とつながるいわて花巻空港の各路線の利用促進を図り、観光客を含めた交流人口の拡大を推進します。

現状と課題

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により本県への宿泊者数は一貫して減少している一方で、密を避けた個人・少人数での旅行や県内などの近隣地域内の観光が増加するなど、観光を取り巻く環境に様々な変化がみられることから、観光サービスの変革や新たな観光需要を創出する観光地域づくりの体制強化が必要です。
- ・ スマートフォンやインターネットの普及による旅行者の情報取得手段の多様化をはじめ、観光を取り巻く環境の変化に対応するため、客観的なデータに基づく旅行商品造成、コンテンツの磨き上げ、二次交通対策など、売れる観光地となるための基盤整備が必要です。
- ・ ハロウインターナショナルスクール安比ジャパンの開校などを契機として、高付加価値旅行者の増加などが見込まれることから、旅行者のニーズを捉えたプロモーションの展開等によるインバウンドをはじめとした誘客促進が必要です。
- ・ 三陸復興国立公園、東日本大震災津波の経験や教訓を学ぶことができる遺構や、雄大な自然とその成り立ちを実感できる三陸ジオパークなど、豊かな自然、風土に根ざした歴史文化等の三陸の多彩な観光資源を生かした復興ツーリズムや時代の異なる3つの世界遺産など、いわてのありのままの観光資源を守り、生かす観光地域づくりが必要です。

¹ DMO : Destination Management／Marketing Organization の略。観光地域づくり法人。多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

² 高付加価値旅行者：一人当たりの着地消費額が100万円以上の者。

- ・ 新型コロナの影響により、いわて花巻空港の利用者数等は以前の水準に至っていないものの、国内線は神戸線を含む5路線が運航し、観光やビジネス面での利便性が向上していることから、航空会社等と連携し、各路線の航空需要の回復等に向け、一層の利用促進に取り組む必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 魅力的な観光地域づくりの推進

- ・ データに基づくマーケティング分析を生かし、旅行者ニーズを始めとした観光を取り巻く状況の変化を的確に把握することで、個々の趣味趣向にタイムリーにリーチするSNS等を活用した情報発信を展開するなど、ターゲット市場に向けた戦略的かつ効果的なプロモーションを展開します。
- ・ 二次交通や体験施設、新たな観光コンテンツなどの観光情報について、(公財)岩手県観光協会と連携して一元的に広く発信できるポータルサイトを整備します。
- ・ 市町村、観光事業者、関係団体等と連携した観光キャンペーンなどによる誘客活動や情報発信に取り組みます。
- ・ 宿泊、飲食、小売業などの観光事業者において、消費性向の高い客層に対する付加価値の高いサービスを提供するために必要な受入環境の整備を促進します。
- ・ 関連産業との連携のもと、食、文化、スポーツ、医療など、観光客の多様なニーズに対応した旅行商品造成を促進します。
- ・ 地域産業の工房や工場、農林水産業の仕事体験や本県の豊かな自然を生かしたスポーツアクティビティ等のコンテンツを磨き上げ、それらを組み合わせたアドベンチャーツーリズムなどの地域住民と旅行者の交流が生まれる体験型観光を推進します。
- ・ 日本酒、ワイン、ビール、三陸の海の幸、山の幸など本県の有する豊かな食を活用した観光コンテンツの磨き上げや新たな市場の開拓により、観光消費と販路の拡大につなげます。
- ・ 若者や外国人に人気となっている漫画やアニメの舞台やモデルになった地域や場所を訪れる聖地巡礼などの観光ルートの開発を推進します。
- ・ 地域資源を活用した早朝やナイト観光のコンテンツを開発・充実させ、宿泊を伴う観光を促進します。
- ・ 地域全体が連携して宿泊施設や観光施設の感染症対策を徹底し、安全・安心な観光地域づくりを推進するとともに、旅行者に安全・安心に関する情報を提供します。
- ・ 国立公園などの自然、温泉、公共交通などの交通ネットワーク、商工業施設、農林水産業施設、歴史的建造物、スポーツ・レジャー施設、郷土食や民俗芸能などの文化、郷土史などの知識や伝統技術などを有する人材等の地域資源について、維持・保存するとともに、住民生活や地域産業との調和を図り、観光資源として活用していきます。
- ・ 障がいのある人もない人も誰でも楽しむことのできる観光を推進するために観光施設や宿泊施設等のユニバーサルデザイン対応を促進します。
- ・ 高田松原津波復興祈念公園、東日本大震災津波伝承館、震災遺構、被災体験の語り部、三陸復興国立公園、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパーク、三陸鉄道など、沿岸地域のコンテンツをデータに基づくマーケティング分析を生かして効果的に情報発信するとともに、これらを活用した復興ツーリズムの促進を図ります。

- ・震災学習を中心とした教育旅行等の誘致活動の展開により、東日本大震災津波と震災からの復興の記憶と教訓を広く後世につなげます。
- ・三陸DMOセンターを中心に市町村や関連事業者など地域の多様な主体が参画し、観光資源の維持・保存や観光客のマナー啓発など、地域住民の生活環境との調和を図る持続可能な観光地域づくりを促進します。

② 周遊・滞在型観光の推進

- ・北いわてMa a Sや東北Ma a SなどICTの活用と鉄道、バス、タクシー、レンタカーなどの二次交通ネットワークの充実を図り、より広く周遊できる受入体制整備を促進します。
- ・3つの世界遺産や2つの国立公園など、「岩手ならでは」のコンテンツに高品質な「食」、「宿」などを組み合わせた高付加価値型の旅行商品造成を促進します。
- ・いわて花巻空港への空路を活用した、県内全域を広く周遊し、長く滞在する旅行商品造成を促進します。
- ・平日、冬期間などの閑散期における観光需要の喚起に向け、ワーケーション³やブレジャー⁴等の仕事と休暇を組み合わせた滞在型旅行商品の開発を進めます。
- ・閑散期の需要創出による観光需要の平準化を図り、観光地における混雑等を抑制し、感染拡大防止と観光振興の両立を進めます。
- ・御所野遺跡をはじめ、工芸品、食文化、スノーコンテンツ、高原牧場、温泉等の北いわての魅力を生かし、北東北各県と連携してプロモーションを展開し、北いわてへの誘客拡大を図ります。
- ・教育旅行で来県した学校の旅行先として定着するよう、震災学習を通じた防災教育や地元漁師との海や食の体験など、SDGsをテーマとした三陸地域ならではの体験プログラムの商品造成支援や情報発信、バス運行支援等を実施して誘客拡大を推進します。
- ・復興道路の全線開通により利便性が向上した新たな交通ネットワークを活用し、道の駅やオートキャンプ場、体験等の新たな観光コンテンツや三陸の食、自然などの観光資源の魅力を実感できる旅行商品の造成を促進します。

③ 外国人観光客の誘客拡大

- ・東北各県と連携して、世界の各市場に対応したプロモーションを展開することにより、外国人観光客の東北全体への誘客を促進し、本県への入込み、宿泊者数の増加につなげます。
- ・コロナ禍で来県者数が大きく落ち込んでいる外国人観光客の早期回復に向け、台湾などの重点回復市場に対する集中的なプロモーションの強化を図ります。
- ・データに基づくマーケティング分析を生かし、新たな市場の開拓や高付加価値旅行者の誘客促進等や、受入態勢整備を促進し、外国人観光客の誘客拡大に取り組みます。
- ・いわて花巻空港に国際定期便・チャーター便を就航している航空会社や、同空港を利用した旅行商品を造成・販売する旅行会社と連携したプロモーションを展開することにより、本県への誘客の拡大と、国際定期便等の利用促進を一体的に進めます。
- ・多言語対応や多様な食習慣への対応等の受入環境整備を支援することにより、積極的に外国人観光客を受け入れる宿泊、飲食、小売業などの観光事業者の拡大や対応力の底上げを図ります。

³ ワーケーション：Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。

⁴ ブレジャー：Business(ビジネス)とLeisure(レジャー)を組み合わせた造語。出張等の機会を活用し、出張先等で滞在を延長するなどして余暇を楽しむこと。

- ・ 外国人個人旅行者（F I T）の誘客を図るため、情報取得手段として活用が広がるS N Sを含め、I C Tを活用した情報発信セミナーを実施するなど観光事業者自らが行う情報発信の基盤強化を支援します。
- ・ 外国からのクルーズ船で来県する外国人向けの県内を周遊する旅行商品造成を促進します。
- ・ 世界中の旅行者に質の高い本県の観光サービスに関する情報を提供し、安心で快適な旅行を楽しんでもらえるよう（公財）岩手県観光協会と連携して、宿泊施設のサクラクオリティ⁵認証取得を促進します。

④ 観光D Xによる観光推進体制の強化

- ・ 観光マーケティングデータを一元化するプラットフォーム（いわて観光D M P⁶）の構築を進め、データを活用した観光客の動態等の分析を実施して観光需要を的確に把握します。
- ・ 客觀的なデータに基づき県内の各地域やDMOの支援を行うため、（公財）岩手県観光協会に観光地域づくりの専門人材による「観光地域づくり支援チーム」を設置し、観光地域づくりに関する専門性を高める等、地域支援機能を強化します。
- ・ マーケティング機能を地域に内在化し、観光を取り巻く環境の変化に対応した地域づくりを推進するため、マーケティング実践塾を開催するなどマーケティング人材の育成を支援します。
- ・ 観光D Xの推進により、観光サービスの変革や新たな観光需要を創出する地域DMOの設立や活動を支援するなど、稼ぐ観光地をつくる体制強化を図ります。
- ・ 観光に関わる事業者や各産業界と県、市町村が相互に連携した観光推進組織の活動を推進し、各地域の観光地域づくりの取組を生かしたオール岩手による宣伝・誘客体制を強化します。
- ・ 地域の観光産業を持続的に発展させていくため、大学をはじめ学術研究機関と連携するなど、魅力的な観光地域づくりにつなげていく観光産業をけん引する人材の育成を支援します。
- ・ 宿泊・観光施設等におけるお客様の視点に立ったサービス向上を図るため、ホスピタリティ（おもてなしの心、接客スキルなど）を身に付けた人材の育成を支援します。
- ・ マーケティング分析結果を地域に展開し、戦略的な販売支援を通じて経営力の強化や生産性の向上を図ります。

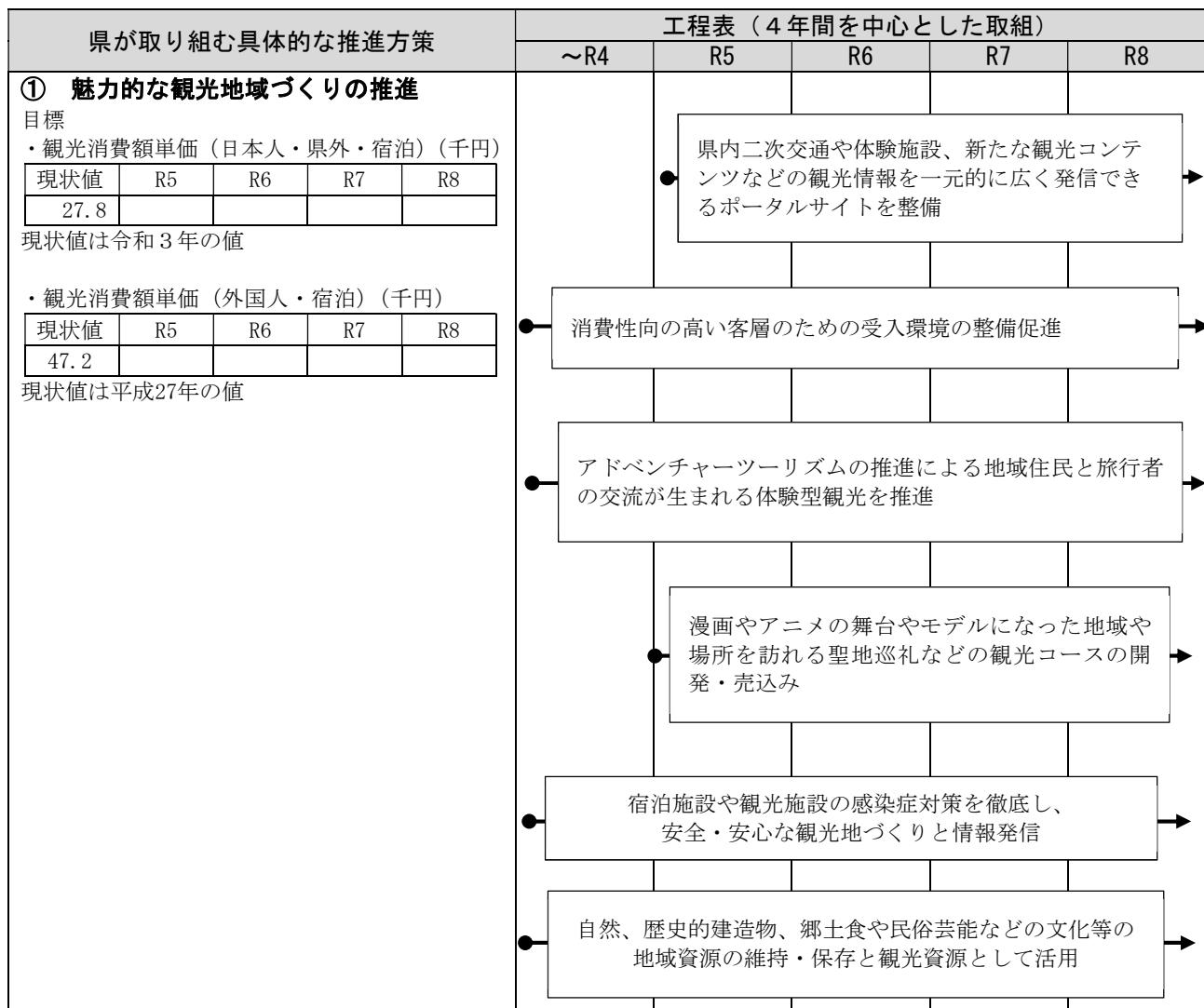
⑤ いわて花巻空港を核とした交流人口の拡大

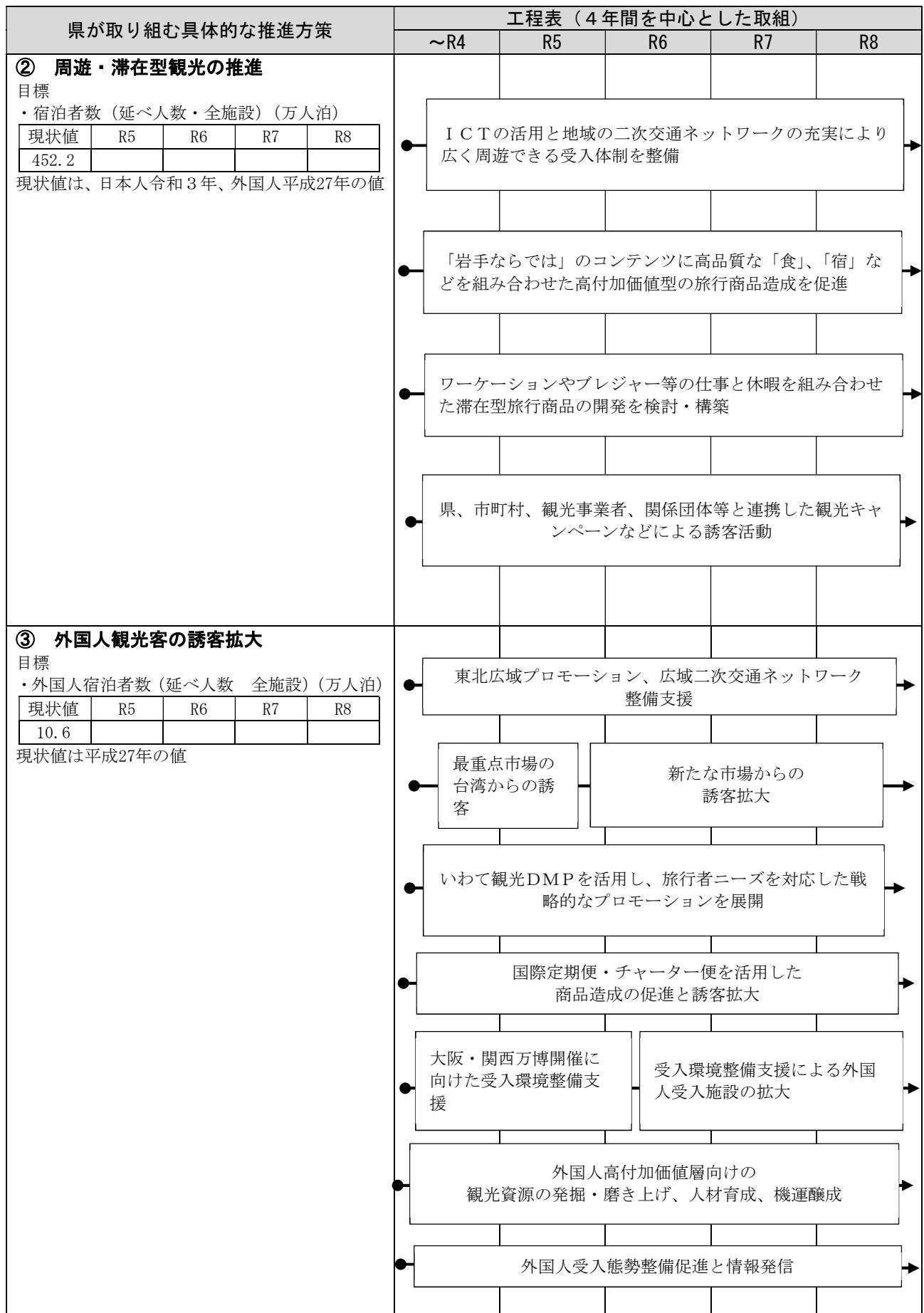
- ・ 国内線の早期需要回復に向け、航空会社等と連携し、国内旅行商品の造成支援をはじめ、新聞・テレビ・W E Bなど、様々なメディアを活用した広告のほか、各地でのイベントを通じた路線プロモーションなど、利用促進策の強化に取り組みます。
- ・ 国内線の新たな需要の掘り起こしに向け、三陸鉄道などと連動した県内周遊商品による誘客促進や、企業・団体等によるビジネス利用の促進に取り組みます。
- ・ 国内線の更なる利便性向上に向け、空港利用者のニーズを踏まえながら、路線、便数の維持・拡充やダイヤ改善等を航空会社に継続的に働きかけていきます。
- ・ 国際線の運航再開、安定的な運航の維持、更には、新規路線誘致を含めた運航拡大に向けて、就航先及び東アジアを中心とした地域の航空会社や旅行会社へ、積極的なエアポートセールスを展開します。
- ・ 国際線の需要の回復及び拡大に向け、官民一体となったプロモーションなどインバウンドの利

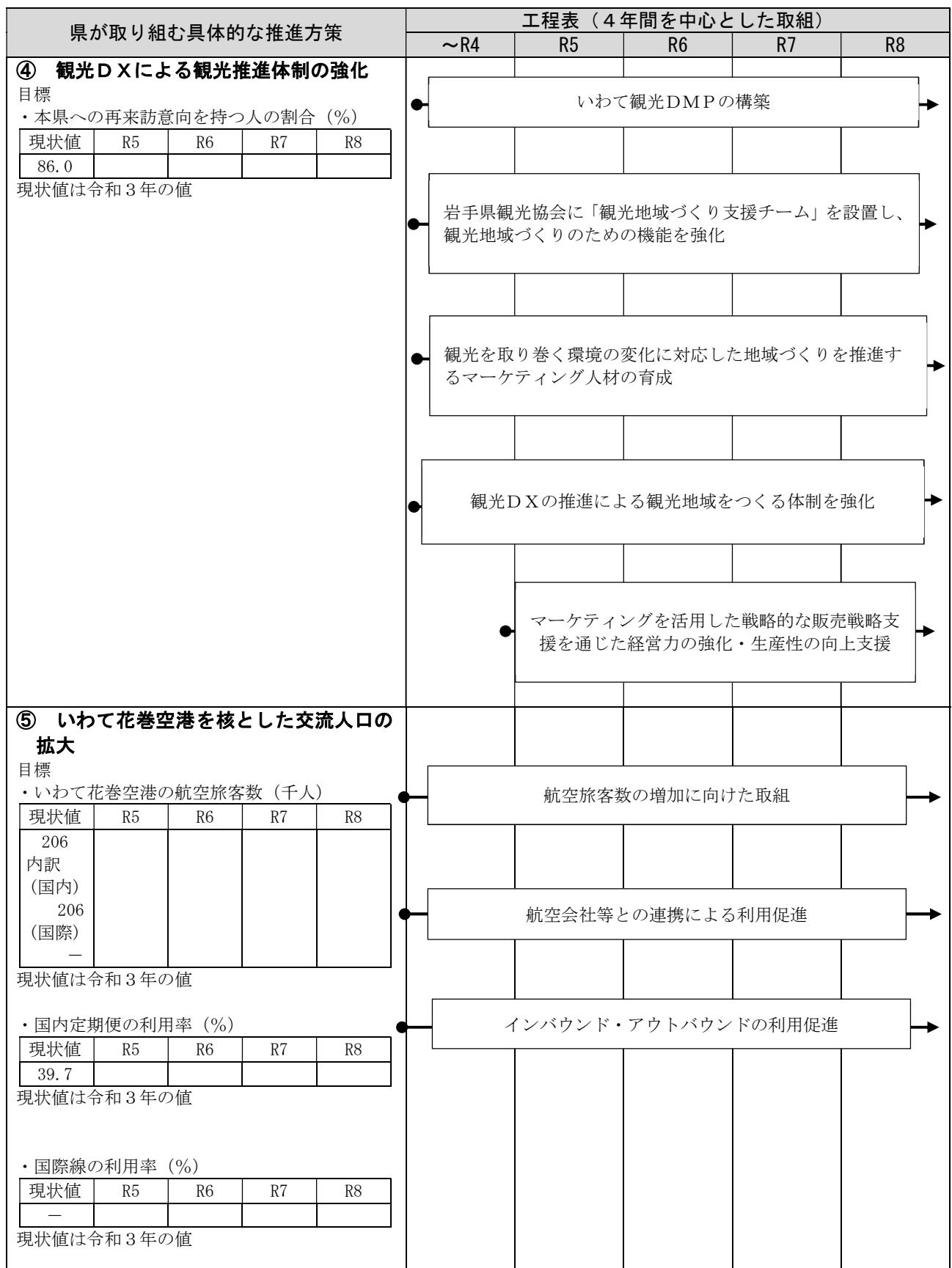
⁵ サクラクオリティ：ホテルや旅館等の宿泊施設を中心とした観光品質認証制度。宿泊施設などの観光サービスの品質を第三者が評価し、その品質の高さを認証する仕組み。

⁶ D M P：Data Management Platformの略。マーケティングに必要な情報を一元管理できるシステム。

用促進に取り組むとともに、いわて花巻空港の利便性や就航先空港からの乗継便利用などをPRし、アウトバウンド利用拡大に取り組みます。







県以外の主体に期待される行動

(DMO)

- ・マーケティング人材の育成
- ・マーケティング結果を生かした商品開発、受入態勢整備、情報発信
- ・稼ぐ観光地をつくる体制強化を図り、観光で稼ぎ、観光で潤う地域づくり
- ・地域と連携した観光地域づくりの推進
- ・地域資源を生かした魅力ある観光コンテンツづくり
- ・体験型コンテンツの開発、磨き上げ
- ・ワーケーションやブレジャー等の滞在型コンテンツの開発
- ・I C T を活用した周遊促進
- ・地域の民間事業者・団体との連携の仕組みづくり
- ・関連産業と連携した商品開発
- ・地域住民の生活環境との調和を図った観光地づくりの推進
- ・S D G s の要素を取り入れた体験プログラムの商品造成や情報発信
- ・国内外からの誘客に向けた情報発信

(企業等)

- ・マーケティング人材の育成
- ・マーケティング結果を生かした商品開発、受入態勢整備、情報発信
- ・稼ぐ観光地をつくる体制強化を図り、観光で稼ぎ、観光で潤う地域づくり
- ・観光地へのアクセス向上のための二次交通の整備
- ・マーケティング結果を生かした戦略的な商品販売
- ・旅行者が快適に過ごすための受入態勢の整備
- ・体験型コンテンツの開発、磨き上げ
- ・分野を超えた、観光ビジネスへの積極的な参画
- ・地域資源を生かした魅力ある観光コンテンツづくり
- ・広域連携による周遊ルートの構築と広域周遊の促進
- ・ワーケーションやブレジャー等の滞在型コンテンツの開発
- ・質の高い旅行商品の造成
- ・I C T を活用した周遊促進
- ・世界中の旅行者に質の高い旅行を提供する宿泊施設のサクラクオリティ認証取得
- ・感染症対策を徹底し、安心・安全な観光地づくり
- ・地域の観光産業を持続的に発展させるための観光関連産業を担う人材の育成
- ・震災学習コンテンツの磨き上げ
- ・S D G s の要素を取り入れた体験プログラムの商品造成や情報発信
- ・国内外からの誘客に向けた情報発信
- ・旅行者に満足してもらうための「おもてなし」の実践
- ・事業者間の連携による新たな魅力の創出
- ・多言語や多様な食習慣への対応、キャッシュレス決済の導入等による受入環境整備
- ・いわて花巻空港の積極的な利用

(市町村)

- ・マーケティング人材の育成
- ・登録DMO整備の設立・活動支援
- ・稼ぐ観光地をつくる体制強化を図り、観光で稼ぎ、観光で潤う地域づくり
- ・地域と連携した観光地域づくりの推進
- ・地域内の二次交通の整備促進

- ・地域ぐるみでの「おもてなし」の推進
- ・地域資源を生かした魅力ある観光コンテンツづくり
- ・地域の民間事業者・団体との連携の仕組みづくり
- ・国内外からの誘客に向けた情報発信
- ・地域住民の生活環境との調和を図った観光地づくりの推進
- ・自然、温泉、歴史的建造物、民俗芸能等の観光資源の維持・保存
- ・震災からの復興の記憶と教訓の伝承
- ・いわて花巻空港の積極的な利用
(教育機関等)
- ・観光関連産業を担う人材の育成
- ・教育旅行や企業研修旅行における県内観光施設の利用
- ・いわて花巻空港の積極的な利用
- ・留学生など在留外国人を活用した情報発信
- ・伝統文化の発信によるコンテンツの提供
- ・スポーツツーリズムにかかる連携強化
- ・震災からの復興の記憶と教訓の伝承

VI 仕事・収入



36 意欲と能力のある経営体を育成し、農林水産業の振興を図ります

(基本方向)

従事者の減少や高齢化が進行する中にあって、地域農林水産業の核となる経営体の育成が重要であることから、多くの小規模・家族経営を中心とする集落営農組織等の法人化や経営規模の拡大、スマート技術等による生産活動の効率化、就業環境の改善、農地の集積・集約化等による経営基盤の強化などに取り組みます。

また、農林水産業の次代を担う新規就業者の確保・育成や多様な担い手の確保、意欲ある女性農林漁業者が活躍しやすい環境づくりに取り組みます。

現状と課題

- 令和2年の基幹的農業従事者数は約4万4千人と5年前に比べ約25%減少する中「岩手県農業経営・就農支援センター¹」等による経営力向上への支援や新規就農者の確保等の取組により、販売額3,000万円以上の経営体数が増加するとともに、新規就農者の確保が進んでいます。今後も、地域農業をけん引する経営体の育成や次代を担う新規就農者の確保・育成に取り組む必要があります。
- 令和2年の林業従事者数は1,741人と減少傾向が続く中、林業生産活動の効率化や経営力の向上、「いわて林業アカデミー」等の取組により、意欲と能力のある林業経営体²の育成や新規林業就業者の確保が着実に進んでいます。今後も、地域の森林経営管理の主体となる林業経営体の技術力・経営力の向上や新規林業就業者の確保・育成に取り組む必要があります。
- 平成30年の漁業就業者数は6,327人と5年前に比べ横ばい傾向にある中、近年、海洋環境の変化による主要魚種の不漁等の影響により、中核的漁業経営体³の育成数や新規漁業就業者の確保数は、減少しています。東日本大震災津波や海洋環境の変化により減少した漁業・養殖業生産の回復を図るとともに、地域漁業をけん引する中核的漁業経営体の育成や新規漁業就業者の確保・育成に取り組む必要があります。
- 女性農林漁業者のグループ活動の活発化や経営参画など活躍の場が広がっており、更に女性が活躍しやすい環境づくりやネットワークの構築・拡大等に取り組む必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 地域農林水産業の核となる経営体の育成

(農業)

(ア) 地域農業の中核となる経営体の経営力向上

¹ 岩手県農業経営・就農支援センター：農業経営の規模拡大や法人化、円滑な経営継承などの農業者の経営課題に農業系団体、商工系団体、税理士や社会保険労務士などの専門家団体と連携して支援する機関。

² 意欲と能力のある林業経営体：年間素材生産量5,000m³以上などの一定の基準を満たす林業経営体。

³ 中核的漁業経営体：年間販売額が1千万円以上の漁業経営体。

- ・ 「地域農業マスターPLAN（地域計画）」に位置付けられた効率的かつ安定的な経営を目指す経営体等について、認定農業者への誘導を図るとともに、経営改善の取組を促進します。
- ・ 集落営農組織の経営基盤強化に向けたビジョンづくりや組織の中核となる人材の育成、経営力向上などの取組を促進します。
- ・ 「岩手県農業経営・就農支援センター」からの税理士や中小企業診断士などの専門家派遣等により、地域農業を先導し、雇用の受け皿となるリーディング経営体⁴の候補について、経営規模の拡大や法人化、多角化に向けた取組を促進します。
- ・ 「いわてアグリフロンティアスクール」による意欲ある経営体の経営力向上等のための研修や、法人経営体等の計画的な経営継承に向けた取組を促進します。
- ・ 就業を希望する高校生やU・Iターン希望者、子育て世代などの多様な働き手の確保や、雇用経営体の労務管理、就業環境の改善など、農業経営を支える人材の安定的な確保に向けた取組を促進します。

(1) 地域農業の中核となる経営体の生産基盤の強化

- ・ ほ場整備事業や、「地域農業マスターPLAN（地域計画）」に基づく農地中間管理事業の推進等により、農地の集積・集約化を促進するとともに、経営規模の拡大や効率化、多角化に向けた機械や施設の整備などを推進します。
- ・ 法人化した集落営農組織等の、機械や施設の共有化など、経営の効率化に向けた取組を促進します。
- ・ 農作業の受託や機械等のリース・レンタル、人材派遣など、労働力確保等をサポートする農業支援サービス事業体の活用を促進します。

(林業)

- ・ 地域の森林経営管理の主体となる意欲と能力のある林業経営体等の育成に向け、高性能林業機械を活用した作業技術の普及や経営セミナーの開催等により、技術力・経営力の向上を促進します。
- ・ 作業現場の安全パトロールや伐木技術指導等により、林業経営体の安全意識の向上や安全対策の強化を促進します。
- ・ 森林経営計画の作成や森林経営管理制度の円滑な運用の支援により、意欲と能力のある林業経営体等への森林の経営管理の集積・集約化を促進します。

(水産業)

- ・ 「いわて水産アカデミー」における経営研修、漁業者への営漁指導等により、漁業経営体の技術力・経営力の向上を促進します。
- ・ 中核的漁業経営体の育成に向け、養殖業の規模拡大や法人化、新しい漁業・養殖業の導入、低利用漁場の積極的な活用等を促進するとともに、漁業就業者を周年雇用できる環境の整備を推進します。

(農林水産業共通)

- ・ ロボットやA I、I o T等の最先端のスマート技術や高性能機械等を活用できる人材を育成するとともに、技術等の積極的な活用による、作業の省力化・効率化と経営の高度化を促進します。

⁴ リーディング経営体：年間販売額おおむね3千万円以上又は年間農業所得おおむね1千万円以上を確保する経営体。

② 農林水産業の次代を担う意欲ある新規就業者の確保・育成

(農業)

- ・ 就農相談の総合窓口となる「岩手県農業経営・就農支援センター」での就農希望者への個別相談や、県内外での就農相談会の開催、移住・定住を含めた総合的な就農支援情報の全国発信などに市町村や農業関係団体と連携して取り組みます。
- ・ 大学・高校生等を対象とした農業法人への就職説明会やインターンシップなど、若い世代の就農意欲の喚起に向けた取組を推進します。
- ・ 「新規就農者確保・育成アクションプラン⁵」に基づく、ワンストップ就農相談や青年等就農計画の作成支援、認定新規就農者への誘導、地域への早期定着に向けたきめ細かなフォローアップなど、地域が主体となった新規就農者の確保・育成の取組を促進します。
- ・ 就農から青年等就農計画の達成までの経営発展段階に応じた、生産技術や経営ノウハウの習得、機械・施設の整備等の取組を促進します。
- ・ 親元就農者や第三者継承希望者への農地や栽培技術、経営ノウハウなどの経営資源の円滑な継承に向けた取組を促進します。
- ・ 県立農業大学校の機能強化を図り、高度な専門知識や技術・経営に関する実践教育等を通じて、地域社会の持続的な発展を担うリーダーとなる青年農業者の育成に取り組みます。

(林業)

- ・ 「いわて林業アカデミー」による、林業への就業を希望する若者への森林・林業の知識や技術の体系的な習得支援等により、将来的に林業経営体の中核となり得る現場技術者の育成に取り組みます。
- ・ (公財) 岩手県林業労働対策基金⁶が行う新規林業就業者の確保に向けた就業相談会の開催や森林施業に必要な技術研修等を促進します。
- ・ 林業就業希望者の裾野拡大に向け、森林・林業の魅力を広く発信するとともに、里山整備に取り組む住民組織や移住・定住希望者等を対象に林業への参入を促すなど、多様な担い手の確保に取り組みます。

(水産業)

- ・ 「いわて水産アカデミー」による、漁業就業に必要な基礎的な漁業知識や技術、経営手法の習得支援等により、地域漁業の次代を担う人材の育成に取り組みます。
- ・ 市町村や漁業関係団体等と連携した、県内外からの就業希望者への就業先とのマッチングや生活面のきめ細かな支援等により、就業に向けた移住・定住を促進します。
- ・ 養殖漁場の再配分や、中古資材等のあっせん支援など、新規漁業就業者の将来的な独立を地域全体で支えていく仕組みづくりを推進します。

③ 女性農林漁業者の活躍促進

- ・ 地域の農林水産業や農山漁村の活性化に意欲的に取り組む女性の表彰・情報発信等を通じて、女性が活躍しやすい環境づくりを推進します。
- ・ 女性が働きやすい環境整備に向けた多様で柔軟な働き方の意識醸成や取組を推進します。
- ・ 女性が主体性を持ったパートナーとして経営に参画できるよう、経営計画や就業条件等を家族

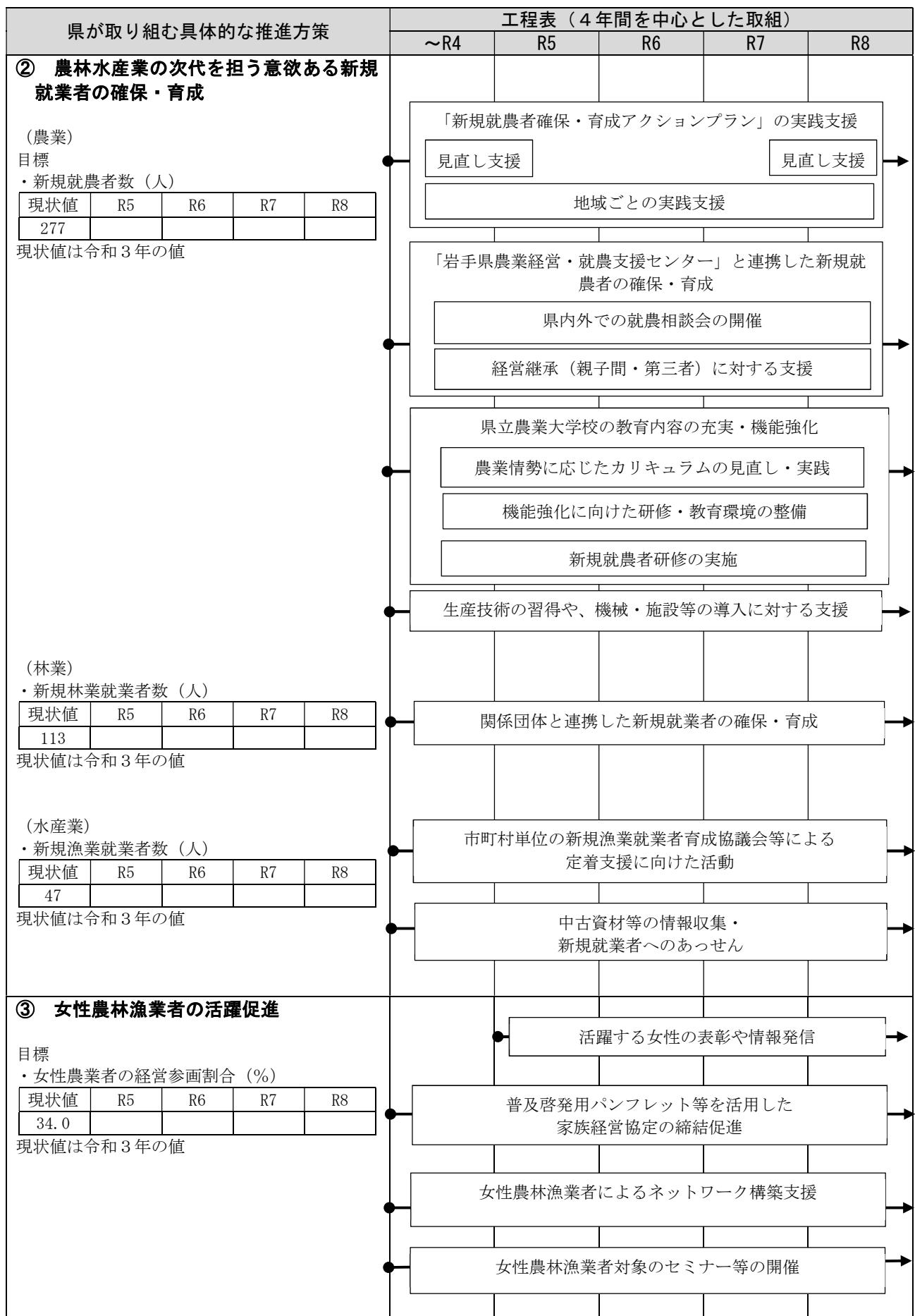
⁵ 新規就農者確保・育成アクションプラン：新規就農者の確保目標や、就農受入から定着までの支援策、役割分担を明文化したもの。

⁶ (公財)岩手県林業労働対策基金：平成3年10月に県、市町村及び林業関係団体の出捐により設立され、基金の運用益により林業従事者の参入促進や育成確保を目的とした各般の事業を実施する公益法人。

間で共有する「家族経営協定」の締結を促進します。

- 女性の経営力向上に向けた研修会の開催や、農林水産業分野の女性組織・グループ間の相互研さんや情報共有の取組等の支援を通じて、地域で活躍する女性農林漁業者の育成に取り組みます。





県以外の主体に期待される行動

<p>①農業 (生産者・団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域計画」の策定・見直しと達成に向けた取組 ・担い手等の相談窓口の設置 ・担い手の発展段階に応じた経営、生産技術等の指導 ・農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化 (市町村) ・「地域計画」の策定・見直しと達成に向けた取組支援 ・担い手等の相談窓口の設置 ・農業経営改善計画等の達成に向けた支援 ・リーディング経営体の育成支援 ・農地中間管理機構の活動支援 	<p>②林業 (林業経営体・団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の集約化と森林經營計画の作成 ・新規林業就業者の受入態勢の整備 ・経験や技術のレベルに応じた林業就業者の育成 ・再造林や間伐等の森林整備の実施 (市町村) ・市町村森林整備計画の策定 ・森林經營計画の認定 ・森林經營管理制度に基づく森林の經營管理 ・担い手の育成支援 ・森林所有者に対する補助事業等の普及 ・再造林や間伐等の森林整備の支援 	<p>③水産業 (生産者・団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核的漁業経営体の育成（漁業・養殖業經營の規模拡大） ・地域における後継者の育成、新規就業者の受入の実行 ・養殖業の漁協自営、法人化（市町村） ・中核的漁業経営体の育成支援 ・新規就業者の受入体制の整備 ・新規就業者に対する生活支援の実行
---	--	---

37 収益力の高い「食料・木材供給基地」をつくります

(基本方向)

経済のグローバル化、食料安全保障への意識の高まり、燃油・資材等の価格高騰、主要魚種の不漁等を踏まえ、環境負荷を低減する持続的な生産活動の下で、生産性・市場性が高く、安全・安心で高品質な農林水産物を安定的に生産する産地づくりの取組を進めます。

また、市場ニーズに的確に対応した農林水産物の生産と、効率的で収益力の高い農林水産業を実現するため、DXなど革新的な技術の開発・導入や、生産基盤の着実な整備等の取組を進めます。

現状と課題

- 農業については、主食用米の消費量が減少傾向にあることから、生産者の所得向上に向け、需要に応じた主食用米の生産と併せ、水田フル活用による麦や大豆、野菜等の転換作物の作付拡大を図るとともに、本県の実情に即した技術の開発と普及などにより、生産性を高めていく必要があります。
- 畜産については、酪農、肉用牛経営は全国に比べ経営規模が小さく、生産コストが高いことから、経営規模の拡大や生産性の向上に取り組んでいく必要があります。また、輸入飼料等の価格高騰を踏まえ、引き続き、経営安定対策等を推進するとともに、本県の強みである豊富な自給飼料基盤を活用した粗飼料等の増産に取り組んでいく必要があります。
- 林業については、世界的な木材の供給不足や価格高騰により国産材への需要が高まっていることから、高性能林業機械の導入やスマート林業¹の推進による生産性の向上、県産木材の供給拡大、再造林等の森林整備を促進する必要があります。また、山村地域の貴重な収入源である、しいたけや木炭、生漆等の特用林産物の生産振興を図る必要があります。
- 水産業については、海洋環境の変化に伴うサケやサンマ、スルメイカ等の主要魚種の不漁、磯焼けによるアワビ資源の減少やウニの身入りの低下が続いていることから、漁業生産量の回復に向け、サケ等の種苗生産技術の開発・導入や海面養殖の拡大、藻場造成などに取り組む必要があります。
- EPA²（経済連携協定）やTPP³（環太平洋連携協定）、日米貿易協定、RCEP協定⁴（地域的な包括経済連携協定）等、経済のグローバル化の流れが一段と加速しており、本県の農林水産業に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。
- 国際情勢の変化や世界人口の増加による食料需要の増大、異常気象による生産減少、新型コロナウイルス感染症の拡大等による輸入や人の移動の停滞など、食料の安定的な供給に影響を及ぼ

¹ スマート林業：デジタル技術等の先端技術を活用して、省力化や収益性の向上などを進めた次世代林業を指す。

² EPA：貿易や投資など経済活動の自由化に向けた経済連携協定。

³ TPP：Trans-Pacific Partnership Agreement（環太平洋パートナーシップ協定）の略。モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、更には知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定。

⁴ RCEP協定：Regional Comprehensive Economic Partnership（地域的な包括的経済連携）の略。

すりリスクの顕在化により食料安全保障への意識が高まっていることから、スマート技術等の活用による生産性の向上や麦・大豆・とうもろこしなどの輸入への依存割合が高い穀物の生産拡大等に取り組む必要があります。

- ・ 国際情勢の変化に伴う燃油や資材の価格高騰により、農林漁業者の経営に影響が生じていることから、燃油・資材価格高騰の影響緩和対策や経営体質の強化に取り組んでいく必要があります。
- ・ 地球温暖化防止など、国際的に二酸化炭素の排出抑制や吸収源対策が求められていることから、環境への負荷の低減に取り組む必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 生産性・市場性の高い産地づくりの推進

(ア) 農産物の戦略的な産地形成と生産性の向上

(水稻)

- ・ 水稻について、需要動向や消費者ニーズを的確に捉えながら、良食味・高品質生産に取り組むとともに、コストの低減や環境に配慮した持続可能な米生産を推進します。
- ・ 市場評価の高まっている「銀河のしづく」の積極的な生産拡大や、「金色の風」の品質・食味の更なる向上を推進するとともに、県北地域向けオリジナル早生新品種の普及定着に取り組みます。
- ・ 需要拡大が見込まれる輸出用米、米粉用米等について、実需者⁵と連携した生産を推進します。

(麦・大豆)

- ・ 麦・大豆について、実需者や関係機関との連携による需要に応じた生産を推進するとともに、多収性・病害虫抵抗性に優れる品種への転換など、生産性向上の取組を促進します。また、乾燥調製施設の整備等による生産基盤の強化を促進します。

(野菜)

- ・ 土地利用型野菜について、水田フル活用や、大型機械の導入による作付拡大を推進します。
- ・ 加工・業務用野菜について、実需者との連携や収穫機械等の導入による作付拡大を推進します。
- ・ 施設野菜について、高度環境制御技術を活用した大規模施設の整備や、中山間地域等での低成本環境制御技術等の導入など、生産性向上の取組を推進します。

(果樹・花き)

- ・ 果樹について、高収益なりんごやぶどうの新改植とともに、平均気温の上昇や、市場性を踏まえ、「もも」等の新品目の導入を推進します。
- ・ 花きについて、需要期向けの出荷に対応したりんどう品種の作付拡大や、ゆり、トルコギキョウなど施設花き等の生産拡大を推進します。また、県立花きセンターを活用した花きの知識や生産技術の普及に取り組みます。

(地域特産作物)

- ・ 雑穀や葉たばこ、ホップ等の地域特産作物について、需要に応じた生産拡大の取組を進めるとともに、生産性の向上に資する機械等の導入等を促進します。

(畜産)

⁵ 実需者：農林水産物を使用・加工して商品・サービスを提供する事業者（飲食店や量販店、食品加工事業者等）。

- ・ 畜産経営体の規模拡大に向け、畜舎等の施設整備や生産管理用機械の導入等を促進します。
- ・ 県産飼料の生産・利用拡大に向けた草地・飼料畑の造成・整備や草地の更新、輸入穀物の代替となる飼料用米や子実用とうもろこしの活用を促進します。
- ・ 酪農ヘルパー⁶やコントラクター⁷、キャトルセンター⁸など外部支援組織の体制強化に向けた法人化、人材確保等の取組を促進します。
- ・ 酪農について、地域のサポートチームの活動による、産乳能力の向上や分娩間隔の短縮など、生産性向上の取組を促進します。
- ・ 肉用牛について、地域のサポートチームの活動による分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減等による生産性の向上、経営規模の拡大に向けた家畜の導入を促進します。また、肉用牛産地としての評価向上に向けたゲノム解析技術による産肉能力に優れた全国トップレベルの黒毛和種の種雄牛の早期造成、子牛の育成技術指導等に取り組みます。
- ・ 養豚・養鶏について、経営安定対策の継続とともに、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の発生防止に向けた家畜衛生対策等の取組を推進します。
- ・ 産業動物獣医師の安定的な確保に向け、獣医学生への修学資金の貸付や、関係機関等と連携した地域における獣医師確保の検討などの取組を推進します。

(イ) 豊富な森林資源を生かした木材産地の形成

- ・ 県産木材の安定供給に向け、市町村と連携した森林施業の集約化、林道等の路網整備、路網と高性能林業機械の組合せによる木材生産の低コスト化等を促進します。
- ・ 市場ニーズに対応する品質・性能の確かな製品等の供給に向けた加工能力の高い木材加工施設の整備を促進します。
- ・ 素材生産事業者、木材加工事業者、工務店などの需給情報を把握し、需要者と生産者のマッチングを支援するなど、木材需要の変化に柔軟かつ機動的に対応する仕組みづくりを推進します。
- ・ 安全なしいたけ原木の確保や新規参入者等の栽培技術の習得、生産性を向上する施設整備、生産者・集出荷団体による販路拡大など、原木しいたけの産地再生の取組を促進します。
- ・ 岩手木炭のブランド強化に向けた製炭技術の継承による品質の確保・向上等の取組を促進します。
- ・ 需要が増大している生漆の生産量拡大に向けた漆苗木の増産や漆林の整備等の取組を促進します。

(ウ) 主要魚種の資源回復と新たな漁業・養殖業の導入

- ・ 漁場の配分の見直しなど、漁場利用のルールづくりによる漁業者の生産規模の拡大と効率化を促進します。
- ・ 漁場フル活用による養殖生産量の維持・増大に向け、漁業協同組合の自営養殖、漁船漁業者の養殖業への新規参入、地域の漁業関係者と養殖業への参入を希望する企業との連携を促進します。
- ・ 漁業経営体の技術力・生産力の向上に向け、地域の模範的な漁業経営モデルや作業方法の「見える化」・共有を促進します。

⁶ 酪農ヘルパー：酪農家が休暇を取得する場合に、搾乳や飼料給与などの飼養管理を代行する者。

⁷ コントラクター：畜産農家等から飼料作物の播種や収穫作業、堆肥の調整・散布作業などを請け負う組織。

⁸ キャトルセンター：子牛（哺育・育成）や繁殖雌牛（分娩等）を集中管理するための共同利用施設。農家は、牛を一定期間施設に預けることで飼養管理に係る労力を軽減するとともに、飼養頭数の増頭を図ることができるもの。

- ・ 養殖作業の省人化・省力化に向けた自動給餌機やホタテ洗浄機の導入、繁閑差の大きい養殖作業の平準化に向けた取組等を促進します。
- ・ 水産資源の持続的利用に向けたクロマグロなどの適切な資源管理、サケやアワビ等の水産資源の造成・保護培養、資源が増加している魚種の試験操業等の取組を推進します。
- ・ 漁業者の自主的な資源管理に向け、漁業共済組合と連携した漁業者の資源管理協定への参画、協定の確実な履行を促進します。
- ・ 渔港水域等の静穏域を活用したサケ・マス類の海面養殖やウニの蓄養など、新たな漁業・養殖業の取組を推進します。
- ・ 内水面における種苗の放流と自然再生産を組み合わせた効率的な増殖と漁場の管理、内水面養殖業者と連携したサケ・マス類の海面養殖用種苗の安定供給体制づくりを推進します。
- ・ アワビなどの磯根資源の保護に向けた高速取締船による海上パトロールや陸上パトロールによる取締体制の充実など、関係機関と連携した密漁防止対策の強化に取り組みます。

② 革新的な技術の開発と導入促進

(農業)

- ・ 大学や民間企業との产学研官連携により、ロボット、A I、I o T等の技術を活用した生産性・収益性を高めるスマート農業⁹技術の開発・普及に取り組み、農業D X¹⁰を推進します。
- ・ 気象や環境、栽培・飼養管理履歴など、多様なデータに基づき栽培技術や経営の最適化を図るデータ駆動型農業¹¹の取組を推進します。
- ・ 水稲について、I o Tを活用した水位リアルタイムモニタリング装置や自動灌水装置等の水管理支援システムの活用による省力化、作業記録や生産管理、ほ場管理等のデータの活用による、高品質化・高食味化を推進します。
- ・ 野菜について、生育・気象・栽培環境データを活用し、生育環境を最適化する環境制御技術等の普及拡大を推進します。
- ・ 岩手生物工学研究センター等との共同研究による、実需ニーズに対応した水稻・果樹・花き・雑穀の品種開発に取り組みます。
- ・ 畜産について、省人化・省力化に向け、ウェアラブルデバイスを活用した牛群管理システムなどの導入を促進します。

(林業)

- ・ 森林の管理や施業の効率的な実施に向け、森林G I S¹²や森林クラウド¹³などデジタル技術の活用により、スマート林業を推進します。

(水産業)

- ・ 養殖生産の効率と収益力を高める自動給餌システムや水温自動観測ブイの導入等により、スマート水産業¹⁴を推進します。
- ・ 放流したサケ稚魚の初期減耗要因の解明とともに、高水温耐性を持つなど回帰率の向上が期待できる種苗生産技術の開発を推進します。

⁹ スマート農業：デジタル技術等の先端技術を活用して、省力化や収益性の向上などを進めた次世代農業。

¹⁰ 農業D X：デジタル技術の活用により、データ駆動型の農業経営を通じて消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供していく、新たな農業への変革。

¹¹ データ駆動型農業：ロボット、A I、I o T等のデジタル技術を導入し、データに基づき栽培技術・経営の最適化を図る農業。

¹² 森林G I S：森林に関するデジタル地図情報を用いて様々な分析を行うシステム。

¹³ 森林クラウド：県、市町村、林業経営体がそれぞれ保有する森林情報を相互に共有し、利活用ができる新たな情報共有基盤。

¹⁴ スマート水産業：デジタル技術等の先端技術を活用して、省力化や収益性の向上などを進めた次世代水産業。

- ・ サケ稚魚の大型化や遊泳力の強化に向け開発された飼育技術の早期現場実装を推進するなど、環境変化に強い種苗生産に取り組みます。
- ・ 養殖生産の効率化・養殖品目の多様化に向けたワカメやアサリ等の人工種苗を活用した養殖技術の開発・普及を推進します。
- ・ マガキやホタテガイの地場種苗や、サケ・マス類の県オリジナル海面養殖用種苗の生産など、安定的な種苗生産・供給に関する技術開発を推進します。

(農林水産業共通)

- ・ 農業施設や漁船の省エネルギー化、再生可能エネルギーを活用した生産など、温室効果ガスの排出量を削減し、環境負荷の低減を図る技術の導入を促進します。

③ 安全・安心な産地づくりの推進

- ・ 生物多様性保全に寄与する総合的な病害虫・雑草管理など環境負荷の低減を図る技術の導入を推進します。
- ・ 消費者を対象とした有機農業に係るセミナーの開催等により、環境保全型農業への理解醸成に取り組みます。
- ・ 化学肥料の使用量を低減する可変施肥技術¹⁵等の普及や、たい肥等の地域資源の活用など、輸入原料に依存する化学肥料の使用量低減を推進します。
- ・ 産地単位での国際水準G A P¹⁶の取組や、農業者や団体における第三者認証G A Pの取得など、持続可能な農業生産の取組を推進します。
- ・ 漁獲から陸揚げ、流通・加工までの一貫した衛生・品質管理を行う「高度衛生品質管理地域づくり」による地域ごとの高品質な水産物供給の取組を促進します。
- ・ 貝毒原因プランクトン等の状況を定期的にモニタリングし、関係団体と連携しながら養殖生産者や水産加工事業者への注意喚起を図るとともに、適切な出荷や加工処理等への指導・助言を行うなど、貝毒による食中毒の防止対策を推進します。
- ・ 大学等と連携した貝毒原因プランクトンの発生量を抑制する手法の開発等に取り組みます。

④ 生産基盤の着実な整備

(農業)

- ・ 水田の大区画化や排水改良など、生産コストの低減や畠作物等の生産拡大を図る農業生産基盤の整備を推進します。
- ・ 水利用の省力化や農作業の負担軽減に向け、自動給排水システムや自動操舵トラクタ等のスマート技術の実装が可能となるよう基盤整備を推進します。
- ・ 農業の生産条件が不利な中山間地域において、地域のニーズに合わせたきめ細かな基盤整備を推進します。
- ・ 農業用水の安定供給に向けた農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る保全管理を推進します。
- ・ 土地改良区の運営基盤強化に向けた複式簿記会計の定着や統合整備の支援など、農業水利施設の適切な保全管理を促進します。
- ・ 荒廃農地の発生防止・再生利用など、農業委員会等による農地利用の最適化の取組を推進し

¹⁵ 可変施肥技術：圃場における農作物の生育ムラに対して、施肥量の「増肥・減肥」ができる技術。

¹⁶ 国際水準G A P：農業生産において食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野について、持続可能性を確保するための生産工程管理手法。

ます。

(林業)

- ・ 森林経営計画の作成や森林経営管理制度の円滑な運用への支援による、森林施業の集約化、再造林や間伐等の計画的な森林整備を促進します。
- ・ 再造林に必要なカラマツやスギ花粉症対策品種の種苗の安定供給等により、計画的な再造林の実施に向けた取組を推進します。
- ・ 計画的な森林整備や木材の安定供給に向けた林道等の路網整備を推進します。

(水産業)

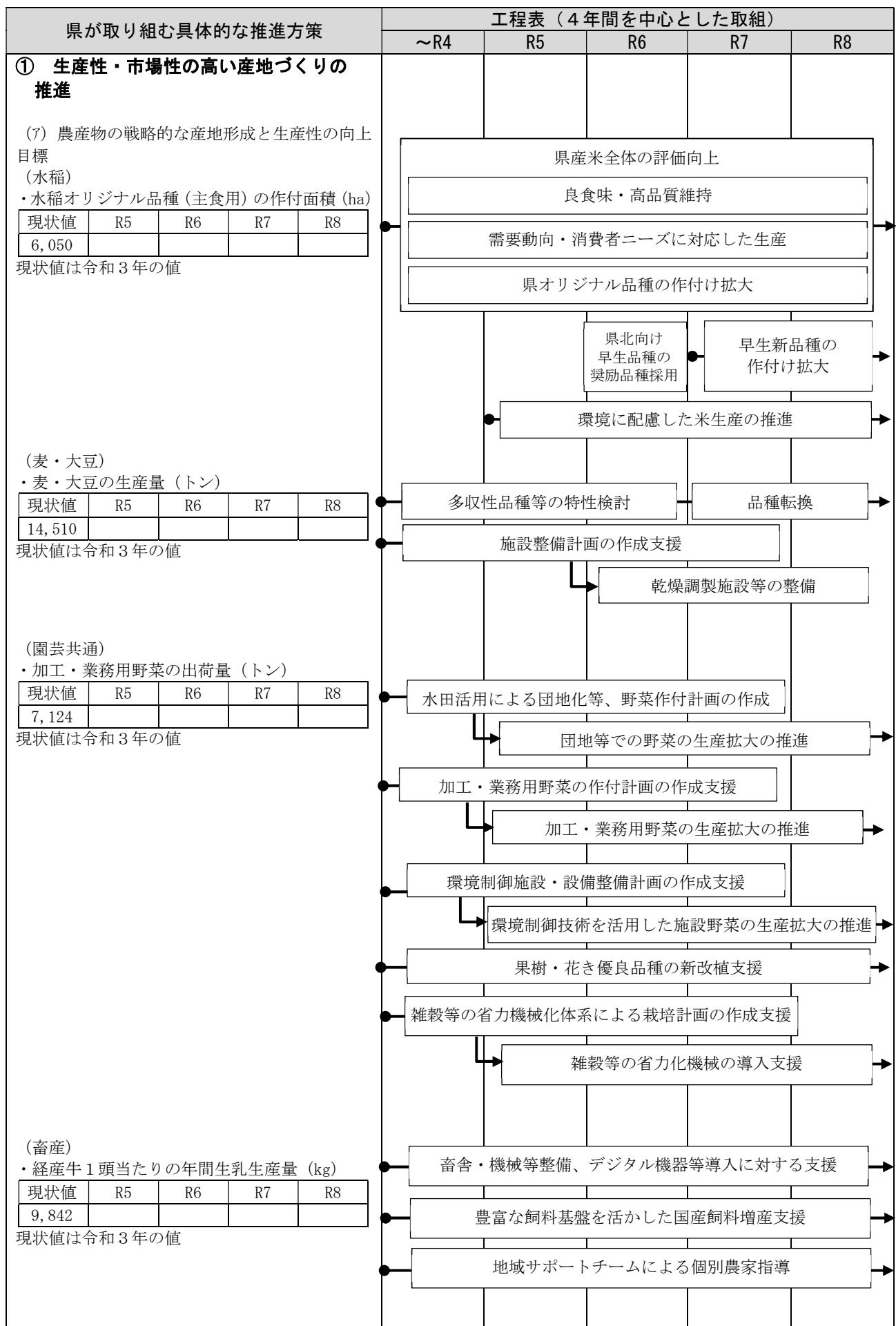
- ・ アワビ等の水産資源の回復・増大に向けた藻場や産卵・保護礁の造成、漁港内の静穏水域等を活用した増殖場の整備などを推進します。
- ・ 漁業生産の効率化や就労環境の改善に向けた水揚げが増加している水産物の陸揚げ作業等の効率化・省力化に資する岸壁や浮桟橋の整備、新たな産地魚市場の整備や電子入札化など、水産基盤の計画的な整備を推進します。
- ・ 水産物の安定的な供給に向け、漁港施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る計画的な保全管理を推進します。

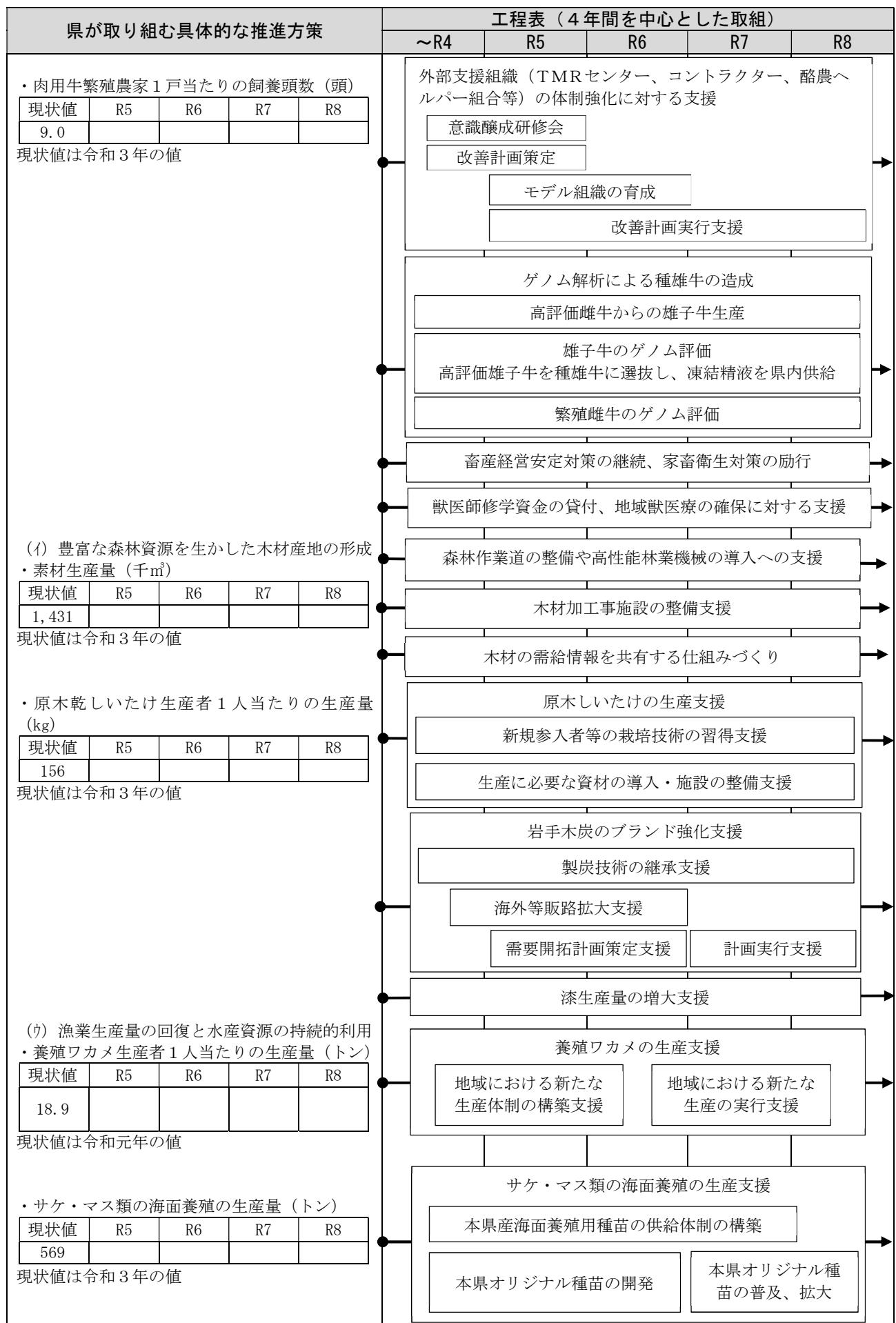
⑤ 鳥獣被害や松くい虫・ナラ枯れ被害の防止対策の推進

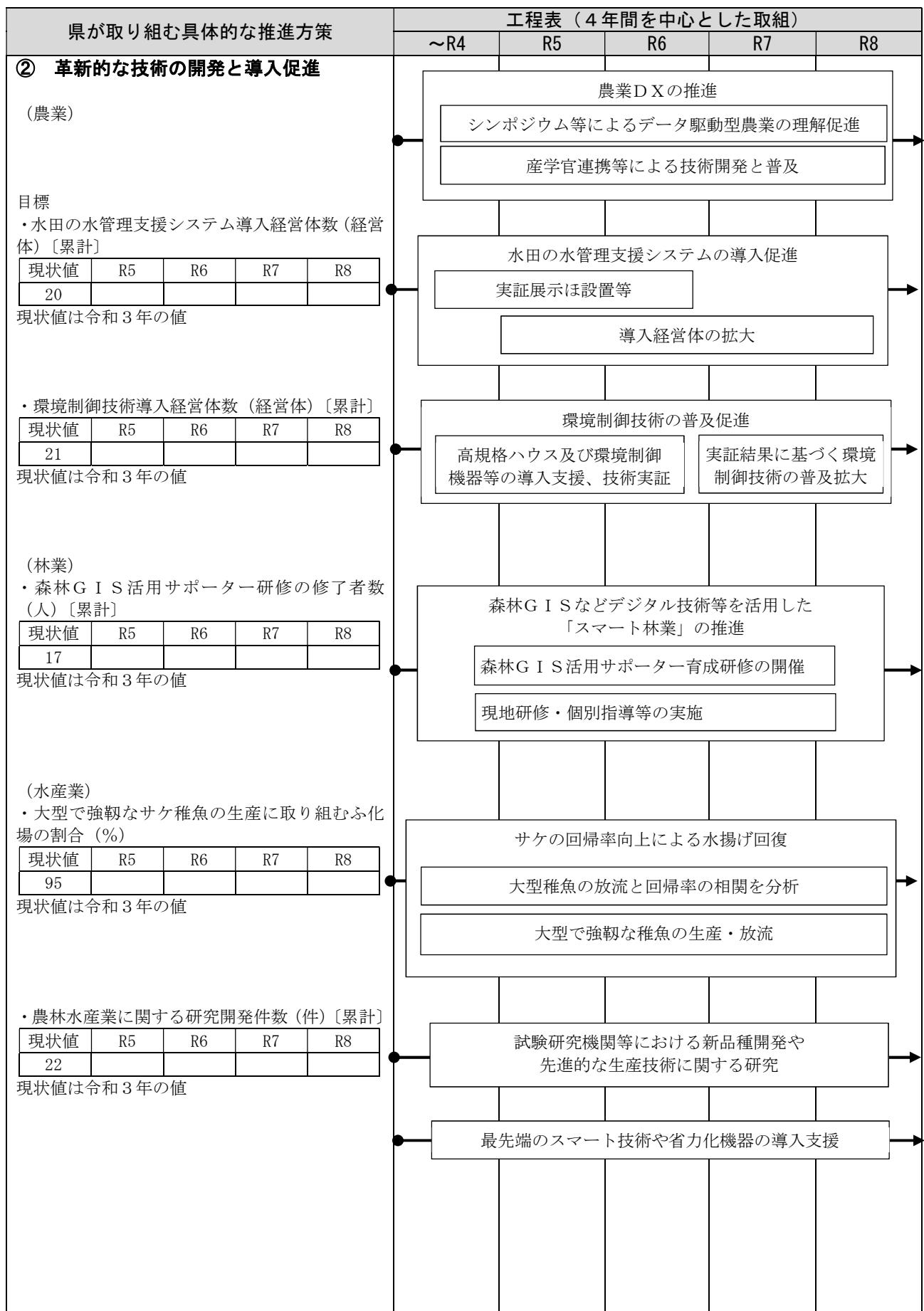
- ・ 農林水産物に対する野生鳥獣被害の防止に向けた有害捕獲や恒久電気柵等の防護柵の設置、野生鳥獣の生息環境の管理など、地域全体で取り組む被害防止活動を支援します。
- ・ 野生鳥獣の捕獲技術向上等に向けた研修会の開催や、市町村や関係団体、専門的な知識や技術を有する民間等との連携により、効果的な対策を推進します。また、捕獲した野生鳥獣を地域資源として有効活用する取組を支援します。
- ・ 松くい虫やナラ枯れの被害拡大防止に向け、市町村との連携により、被害木の早期発見と駆除を徹底するとともに、樹種転換¹⁷や更新伐¹⁸等による伐採木の利用促進など、病害虫被害を受けにくい健全な森林づくりを促進します。

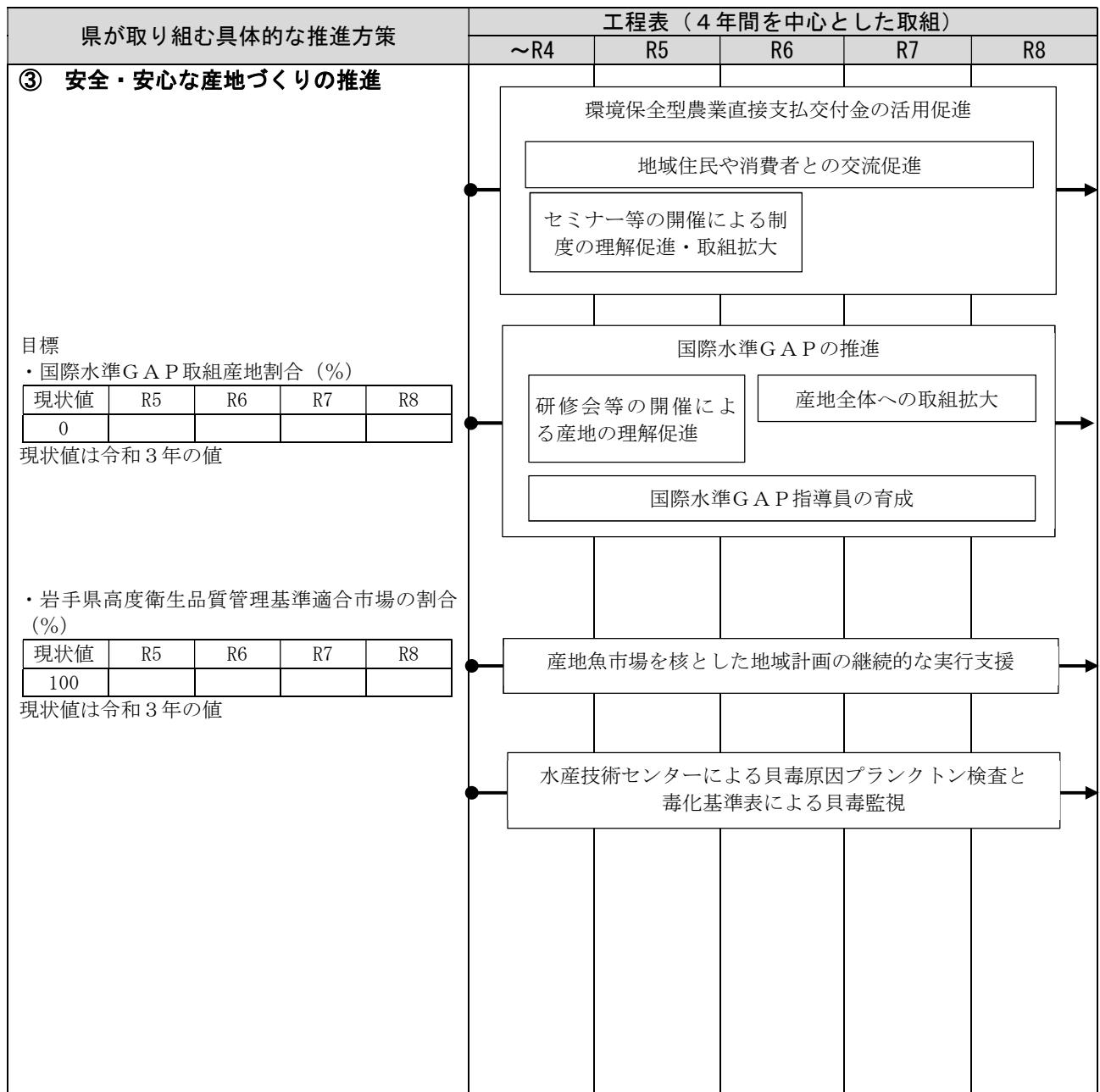
¹⁷ 樹種転換：松くい虫等により被害が発生している森林を伐採し、松くい虫等により枯死するおそれのない樹種に転換する施業方法。

¹⁸ 更新伐：現在の森林を伐採し、樹種・林齢が異なる森林へ転換する施業方法。

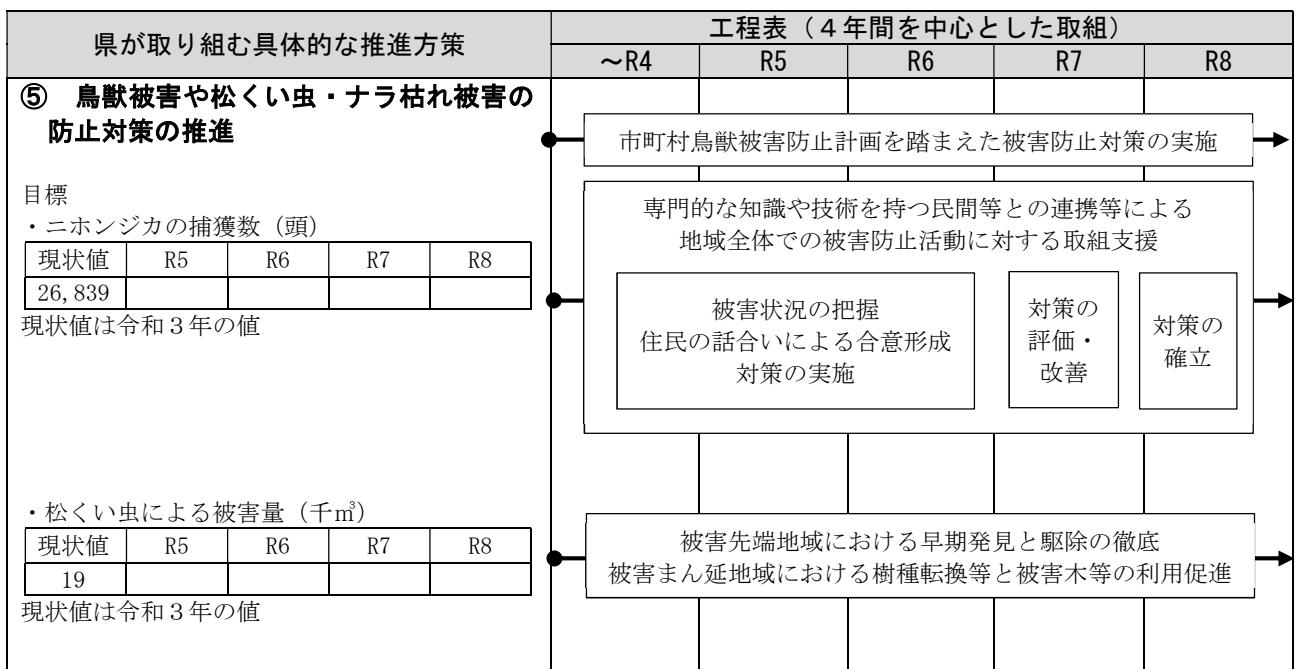












県以外の主体に期待される行動

①農業 (生産者・団体等) ・生産性・収益性の向上に向けた指導の実施 ・安全・安心・高品質な農産物の生産 ・国際水準GAP等の取組の推進 ・農業生産基盤整備の合意形成支援、地元調整 ・小規模な農業生産基盤の整備・長寿命化対策、農業水利施設等の維持管理 ・鳥獣被害防止対策の実施 ・有害捕獲、侵入防止柵等の整備、捕獲した野生鳥獣の有効活用 ・荒廃農地等の利用及び利用調整 (市町村) ・地域の産地形成に向けた振興施策の企画立案 ・農業施設の整備等への支援 ・農業生産基盤整備の合意形成及び事業化の支援 ・小規模な農業生産基盤の整備・長寿命化対策、農業水利施設等の維持管理 ・鳥獣被害防止計画に基づく被害防止対策の実施、捕獲した野生鳥獣を有効活用する取組の支援 ・荒廃農地等の調査、利用意向の把握	②林業 (林業経営体・団体等) ・再造林や間伐等の森林整備の実施 ・マツ林・ナラ林の健全化に資する予防的利用 ・県産木材の安定供給体制の構築 ・原木しいたけ生産技術の指導 (市町村) ・森林所有者に対する補助事業等の普及啓発 ・再造林や間伐等の森林整備の支援 ・林道の整備、維持管理 ・松くい虫・ナラ枯れ対策に関する意識啓発・被害防止対策の実施 ・原木しいたけ生産活動等への支援	③水産業 (生産者・団体等) ・高度衛生品質管理地域づくりの取組継続 ・つくり育てる漁業、藻場再生の実践 ・水産資源の適正な管理 ・加工・販売事業者との連携 (市町村) ・高度衛生品質管理地域づくりの取組継続 ・つくり育てる漁業、藻場再生の支援 ・水産資源の適正な管理に関する普及啓発等 ・生産者と加工・販売事業者が連携した取組の推進 ・水產生産基盤の整備、漁港施設の長寿命化対策
--	--	---

VI 仕事・収入

38 農林水産物の付加価値を高め、販路を広げます

(基本方向)

消費者・実需者のニーズ、ECサイト活用等の消費行動の変化などを踏まえながら県産農林水産物の高付加価値化、販路の開拓・拡大を推進するとともに、実需者へのトップセールス等を通じた評価・信頼の向上を図るほか、アジア各国や北米等をターゲットとして、県産農林水産物の戦略的な輸出を促進します。

また、地産地消の推進による生産者と消費者の結び付きの更なる深化、地域の特色ある「食」を核とした地域経済の好循環を創出する取組を進めます。

現状と課題

- 近年、経済のグローバル化の進展等による産地間競争の激化、消費者の健康志向や環境志向など価値観の多様化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるライフスタイルの変化に伴う消費行動の変化、穀物等の国際価格の上昇による国産回帰の機運の高まりなど、市場を取り巻く環境が大きく変化しており、その動向を的確に踏まえながら、県産農林水産物の高付加価値化や販路の開拓・拡大に取り組む必要があります。
- 県産農林水産物の高付加価値化と販路の開拓・拡大に向け、専門家派遣による商品開発への支援などを進めましたが、新型コロナの感染拡大の影響により産地直売所の来客数が減少するなど、6次産業化による販売額は伸び悩んでいます。今後は、人口減少や高齢化により国内市場が縮小すると見込まれている中、消費者ニーズの変化に対応した商品開発やECサイトの活用など、誘客力や販売力を強化する取組を進めていく必要があります。
- いわて牛や県産米等の県産農林水産物の評価・信頼は、大手コンビニエンスストア等と連携した商品開発や首都圏をはじめとした県内外の量販店でのフェアの開催などの取組により着実に高まっていることから、引き続き、実需者等と連携した販売促進活動の取組を進めていく必要があります。
- アジア、北米等をターゲットにした現地バイヤーの招聘や商談会の開催等により、県産農林水産物の輸出額は順調に推移していることから、今後も、海外の市場動向等に的確に対応し、輸出促進と販路拡大に取り組む必要があります。
- 新型コロナの影響により外国人観光客数は大きく減少している一方、ハロウインターナショナルスクール安比ジャパンの開校などを契機として、今後、増加が見込まれる外国人観光客等のニーズに応える「食」の充実などの取組を推進する必要があります。
- 世界的な木材の供給不足や価格高騰による国産材への需要の高まりを捉え、県産木材の利用拡大を図る取組を進めていく必要があります。
- 水産加工業について、海洋環境の変化により水揚魚種が変化していることから、資源量が増加しているマイワシ、サワラ、ブリ等の魚種を加工用原料として有効利用するとともに、本県の高

度衛生品質管理体制を生かした水産物の高付加価値化を推進していく必要があります。

- ・ エシカル消費¹など消費者の価値観の多様化に対応した商品開発や直接販売など、生産者と消費者の結び付きを更に強化していく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 県産農林水産物の高付加価値化と販路の開拓・拡大の推進

- ・ 消費者や実需者のニーズを把握し、産地と共有しながら、消費者ニーズを的確に捉えた、安全・安心で、高品質な農林水産物の生産を促進します。
- ・ S D G s や環境に対する関心が国内外で高まっていることから、有機農産物など環境に配慮した生産方式で栽培された農林水産物の消費拡大や販路開拓に取り組みます。
- ・ マーケティングに関するセミナーや生産者と実需者との商談会の開催等を通じ、生産者等のスキルアップに取り組みます。
- ・ 食と農に関わる多様な事業者が連携し地域資源を活用した農山漁村発イノベーション²の取組により、付加価値を高めながら消費までつないでいくバリューチェーン³の構築を促進するとともに、その取組を実践する中核人材の育成に取り組みます。
- ・ ライフスタイルの変化に伴う新たな消費者ニーズを的確に捉えた商品・サービスの開発や、E Cサイトなどを活用した販路開拓を促進します。
- ・ ゲノム解析技術等を活用した品種改良や、機能性成分の活用研究などによる県産農林水産物の高付加価値化に取り組みます。
- ・ 県産木材の新たな需要開拓・利用拡大に向け、輸入木材に対抗できる強度・品質に優れた木材製品の開発を支援するほか、関係団体等と連携した首都圏の建設関係事業者等への販路拡大や、住宅・民間商業施設等における県産木材の利用促進に取り組みます。
- ・ 「いわて木づかい運動」の展開により、関係団体と連携しながら、日常生活や事業活動における県産木材の積極的な利用を促進します。
- ・ 水揚量が増加しているマイワシ、サワラ、ブリ等の資源を、新たな加工用原料として有効利用する取組を促進します。
- ・ 「いわて三陸ブランド」の評価向上に向け、産地魚市場での低温管理の徹底などの高鮮度流通の取組や食品コンクール・展示商談会への出品等を通じて、消費者への県産水産物やその加工品の魅力発信に取り組みます。
- ・ 市場流通や系統販売に加え、漁協や漁業者自らによる直販や自家加工販売など多様な販売ルートを確保するための取組を促進します。
- ・ 復興道路等を活用した首都圏等への鮮度の高い農林水産物の輸送を促進します。

② 県産農林水産物の評価・信頼の向上

- ・ 首都圏等における実需者へのトップセールスや、量販店や飲食店など民間企業との連携による販売促進キャンペーン・フェアの開催等により、農林水産物や産地の評価・信頼の向上に取り組みます。

¹ エシカル消費：人や社会、環境に配慮した消費行動。

² 農山漁村発イノベーション：6次産業化を発展させた、地域の文化・歴史や景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、多様な事業者が参画して新事業や付加価値を創出する取組。

³ バリューチェーン：生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を高めながらつなぎ合わせ、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくる取組。

- ・ 「食」に対する生産者の想いやこだわり、安全・安心で、高品質な農林水産物等に係る情報を発信するとともに、生産者と消費者・実需者とのコミュニケーション・交流を図る取組を推進します。
- ・ 県のホームページ、SNSやパブリシティ等を活用した情報発信に加え、関係団体・企業等と連携した新聞、雑誌など様々なメディアを組み合わせた消費者の購買行動につながる効果的なプロモーションの展開に取り組みます。
- ・ 品質・性能の確かな製材品等の供給に向けたJAS（日本農林規格）認証の取得や森林認証制度等の普及を促進します。
- ・ 公共施設等での県産木材の利用推進とともに、県内の建築士や工務店等の木造設計技術の向上支援など、民間商業施設等での県産木材利用を促進します。
- ・ HACCPに沿った衛生管理の促進など、農林水産物に対する消費者の信頼確保に取り組みます。

③ 戦略的な県産農林水産物の輸出促進と外国人観光客等への対応

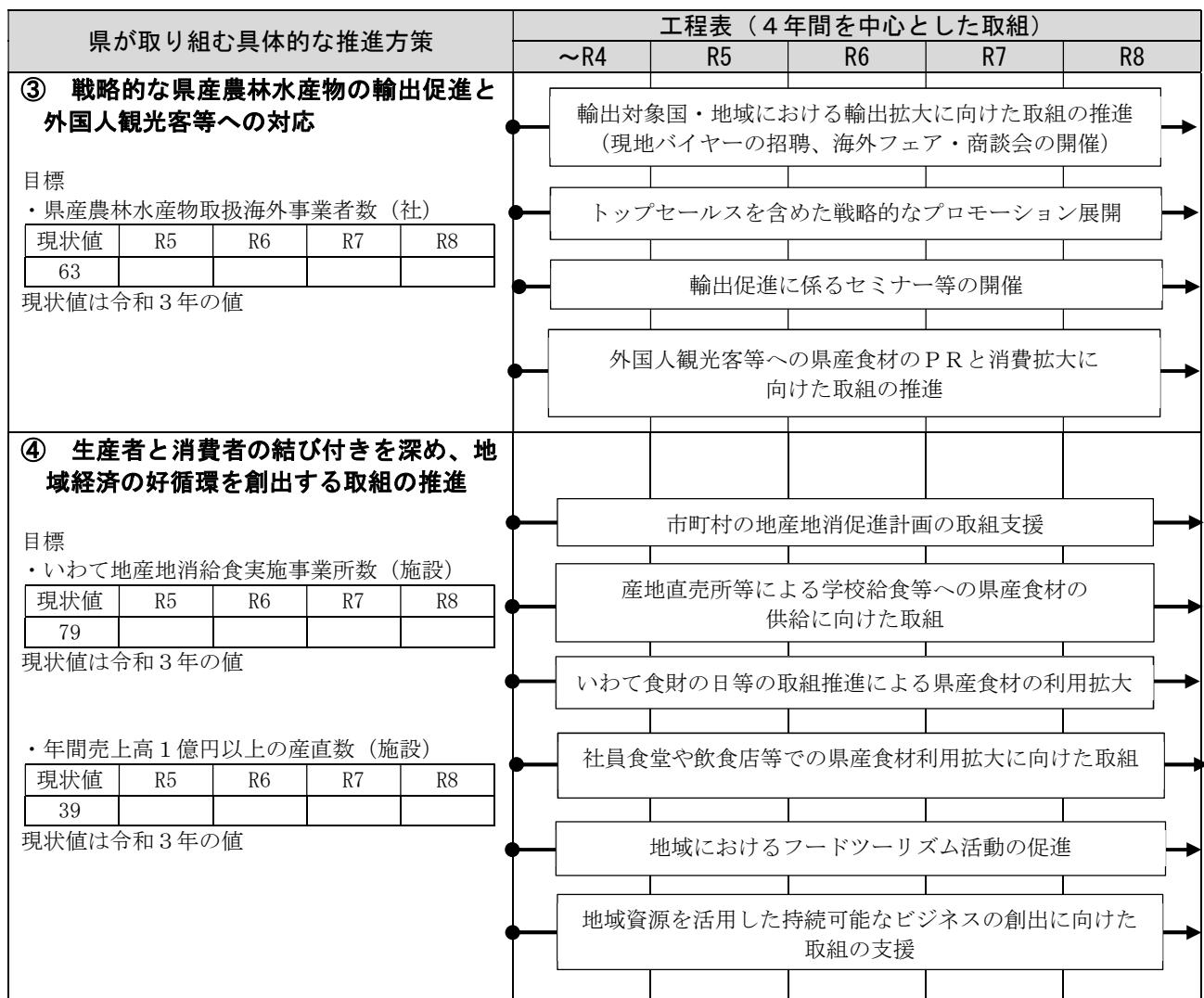
- ・ アジア各国や北米等をターゲットに、国内外の実需者と連携した現地でのフェア開催やバイヤー等の招聘、オンライン商談やECサイトの活用などにより、農林水産物の輸出拡大に取り組みます。
- ・ 本県の代表的な特産品である米や牛肉など、多様な品目を組み合わせたパッケージ型プロモーションや、トップセールス等により、県産品の認知度向上に取り組みます。
- ・ ジェトロ岩手や金融機関等と連携したセミナーの開催など、輸出に意欲のある事業者の取組を促進します。
- ・ 「岩手ならでは」を求めて来県する外国人観光客等のニーズに応える、豊かな自然環境や歴史、文化、魅力ある生産者等の地域資源を活用したフードツーリズム⁴の取組を促進します。
- ・ 日本産木材を輸入している諸外国の木材ニーズなどについて関係団体と情報共有するなど、品質・性能の確かな県産木材の輸出に向けた取組を促進します。

④ 生産者と消費者の結び付きを深め、地域経済の好循環を創出する取組の推進

- ・ 市町村の地産地消促進計画の取組支援や、産地直売所等による学校給食や医療・福祉施設等への食材供給など、域内での農林水産物の消費拡大を推進します。また、県内産地直売所の連携による品揃えの充実やSNS等での地元食材の魅力発信等により、産地直売所等の誘客力と販売力の強化に取り組みます。
- ・ いわて地産地消給食実施事業所の認定、「いわて食財の日」等の取組を一層推進し、社員食堂や飲食店等での県産食材の利用拡大を推進します。
- ・ 生産者と消費者の結びつきの深化に向け、地域の特色ある「食」を核とした、歴史や文化、自然環境等の多様な地域資源と融合したフードツーリズムの取組を促進します。

⁴ フードツーリズム：地域ならではの食・食文化を楽しむことを目的とした旅。





県以外の主体に期待される行動

(生産者・団体・企業等)

- ・農山漁村発イノベーションの実践・連携・協力、交流・商談会等への参加
- ・県産農林水産物の販路開拓等
- ・商業施設等の木造化、内装木質化の推進
- ・水産物の高度衛生品質管理地域づくりの取組継続
- ・水産加工品の販路の回復・拡大

(市町村)

- ・地産地消計画の実践
- ・農山漁村発イノベーションの実践支援、商談会等への参加支援
- ・県産農林水産物の販路開拓等の支援
- ・公共施設の木造化、内装木質化の推進
- ・水産物の高度衛生品質管理地域づくりの取組継続
- ・水産加工品の販路の回復・拡大支援

VI 仕事・収入

39 一人ひとりに合った暮らし方ができる農山漁村をつくります

(基本方向)

高齢化や人口減少が進行している農山漁村の活性化に向け、地域の立地条件を生かした農林漁業の生産振興や農山漁村を支える人材の育成、生産者をはじめ若者・女性といった地域住民など、多様な主体の連携・協働による活力ある農山漁村づくり、多面的機能を有する農地や森林等を保全する地域共同活動を促進します。

また、地域の多彩な農林水産物や食文化等を積極的に活用した農山漁村ビジネスの振興や、グリーン・ツーリズム等による都市と農山漁村の交流人口の回復・拡大の取組を促進します。

さらに、自然災害等に強い農山漁村づくりに向けた防災・減災対策の取組を推進します。

現状と課題

- 農山漁村における就業人口の減少・高齢化の一層の進行が見込まれる中、地域住民等との協働による農地、森林、漁場等の保全活動の取組や、地域活動や防災活動などコミュニティを支える取組を更に進めていく必要があります。
- 本県の農林漁家民宿の利用者数や体験型教育旅行の受入人数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により減少しています。一方、テレワークの普及等により、地方への関心が高まっており、農山漁村の魅力の積極的な発信や受入環境の整備等により、交流人口の回復・拡大に取り組んでいく必要があります。
- 豪雨等による被害が頻発する中、自然災害等に強い農山漁村づくりに向け、農業水利施設や治山施設、漁港施設の着実な整備とともに、流域治水¹に係る地域住民の理解醸成など、市町村や地域住民と連携した防災・減災対策に取り組んでいく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 農山漁村を支える人材の育成と地域活動等の支援

- 農山漁村の活性化に向け、地域コミュニティの活動をリードする人材の育成を支援するとともに、地域住民が主体的に取り組む地域の将来ビジョンの策定やビジョンの実現に向けた取組を促進します。
- 生産者や地域住民など多様な主体の参画・連携により、農地や水路、森林、藻場・干潟等の地域資源の保全を図るための地域共同活動を促進します。
- 農山漁村の地域資源を活用した多様なビジネスや地域の環境保全活動、生活支援活動、防災活動など、農山漁村の活性化に取り組む地域運営組織（農村RMO²）等の育成や活動支援に取り組

¹ 流域治水：気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行うもの。

² 農村RMO：複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織（Region Management Organization）。

みます。

- ・ 生産条件が不利な中山間地域の農業生産活動の継続に向け、小規模・家族経営や農業と別の仕事を組み合わせた「半農半X」などの地域を支える多様な生産者が、農地を有効利用しながら、地域の農業・農村を維持していく取組を促進します。

② 魅力あふれる農山漁村づくりの推進

- ・ 地域の立地条件等を生かして生産された、特長ある農林水産物を活用した特産品等の開発、販路の開拓・拡大など農山漁村ビジネスの取組を促進します。
- ・ 農山漁村に受け継がれてきた食文化について、食の匠による地域住民等への継承・伝承活動を促進します。
- ・ 体験型教育旅行等による交流人口の回復・拡大に向け、地域の交流活動をコーディネートする組織による受入農林漁家の掘り起こしや、広域連携等による受入体制強化の取組を促進します。
- ・ ワークーションや企業の社員研修、外国人観光客等の多様な旅行ニーズに対応できる人材の育成や観光分野と連携した情報発信を推進します。
- ・ ハイキングやキャンプ等の健康・余暇活動を通じた森林の持つ保健・レクリエーション機能の活用を促進します。
- ・ 水産物の直売所や漁業体験活動、マリンレジャーなど、地域の水産物や漁港施設を活用して漁村の活性化を図る海業³の取組を促進します。
- ・ 農道や林道、集落排水施設等の整備による快適な生活環境づくりを促進します。

③ 自然災害に強い農山漁村づくりの推進

- ・ ため池等の農業水利施設の防災機能強化とともに、流域治水の取組定着や田んぼダム⁴に係る地域住民の理解醸成など、地域の防災意識を高める活動を一体的に取り組みます。
- ・ 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等に備え、正確な土地境界の復元を可能にする地籍調査を促進します。
- ・ 山地災害の未然防止や荒廃森林の復旧に向け、適切な森林整備、治山施設の設置に取り組みます。
- ・ 津波被害から復旧した海岸防災林の防災機能の早期発現に向け、適切な保育管理に取り組みます。
- ・ 地震・津波・高波などの自然災害に備えた防波堤・岸壁等の漁港施設の防災・減災対策を推進します。
- ・ 漁港から高台への避難体制の構築、操業中の漁船の避難ルールや水産業B C P(業務継続計画)の策定支援など、漁業地域の防災力向上を推進します。
- ・ 沿岸地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた、海岸保全施設や避難路の整備等を推進します。

³ 海業：漁村の人々が海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図る取組。

⁴ 田んぼダム：小さな穴の開いた調整板などの簡単な器具を水田の排水口にとりつけて流出量を抑えることで、水田の雨水貯留機能の強化を図り、周辺の農地・集落や下流域の浸水被害リスクの低減を図るもの。



県以外の主体に期待される行動

<p>具体的な推進方策（工程表）① （生産者を含めた地域住民・団体・NPO等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ビジョンの策定・実践 ・地域共同活動体制の構築 ・地域共同活動による農地等の保全管理 ・多様な農業者が参画した集落営農の実践 (市町村) <ul style="list-style-type: none"> ・地域リーダーの育成や地域共同活動体制の構築支援 ・地域共同活動による農地等の保全管理の普及啓発と実践支援 ・多様な農業者が参画した集落営農への支援 	<p>具体的な推進方策（工程表）② （生産者を含めた地域住民・団体・NPO等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活用した特產品の開発 ・地域資源を生かした農山漁村ビジネスの実践 ・伝統文化・食文化の継承等の実践 ・体験プログラム開発、受入れ技術の向上 ・農業生産基盤、農業生活環境基盤の整備に向けた合意形成 ・グリーン・ツーリズムや移住・定住に関する情報発信 ・海業の実践 (市町村) <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活用した特產品開発等の支援 ・販売促進、商談機会の提供 ・グリーン・ツーリズム等の施策の企画 ・地域の交流活動をコーディネートする組織の支援 ・グリーン・ツーリズムや移住・定住に関する情報発信 ・農業生産基盤、農業生活環境基盤の整備に向けた合意形成支援 ・海業の実践及び支援 ・集落排水施設等の整備や機能保全対策の実施 	<p>具体的な推進方策（工程表）③ （生産者を含めた地域住民・団体・NPO等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策の実施 ・農地・農業用施設の点検及び田んぼダムの取組 ・保安林制度の理解と遵守 (市町村) <ul style="list-style-type: none"> ・集落機能の維持に向けた交通網の整備 ・防災意識の向上対策と危機管理体制の構築 ・農地・農業用施設の点検への支援や流域治水の取組に係る普及啓発 ・地籍調査の実施 ・治山対策の実施に向けた地域合意形成支援 ・治山対策や保安林制度の普及啓発 ・海岸保全施設や避難路の整備等 ・漁港施設の整備
--	--	--

VII 歴史・文化

豊かな歴史や文化を受け継ぎ、愛着や誇りを育んでいる岩手

【これまでの成果と課題】

- 令和3年7月の「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の世界遺産登録により、本県は、「平泉の文化遺産」、「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」及び「御所野遺跡」という国内最多となる3つの世界遺産を有することとなりました。
- また、「平泉の文化遺産」の価値を広く世界中に伝え、人類の共通の財産として後世へ継承する拠点施設として、令和3年11月に「県立平泉世界遺産ガイダンスセンター」を開館しました。
- 世界遺産等の価値の普及や魅力の発信のため、フォーラムやシンポジウム等を開催し、世界遺産をはじめとする文化遺産への来訪者数の増加に取り組みました。
- 今後は、3つの世界遺産を中心とした文化遺産のネットワークの構築・連携により、一体的な取組を強化し、県内外に向け世界遺産等が有する価値の普及や魅力の発信に取り組み、地域間における人的・文化的な交流を推進する必要があります。また、平泉世界遺産ガイダンスセンターを拠点として、「平泉の文化遺産」を活用した文化観光の取組を推進することが必要です。
- 世界遺産のほか、本県が誇る豊かな歴史や民俗芸能などの伝統文化を次世代に引き継ぐため、「岩手県民俗芸能フェスティバル」の開催による発表機会の提供や県外民俗芸能団体との交流等により、県民の民俗芸能に対する理解を深める取組を推進しました。さらに、歴史資源等を生かした地域活性化に向け、市町村と連携しながら、文化財の適切な保存・継承を行うとともに、文化財をユニークベニューや観光コンテンツとして活用する取組を推進しました。
- 一方、人口減少と高齢化の影響により、民俗芸能など地域の文化を継承する人材が減少していることから、民俗芸能の保存・継承及び後継者の育成を促進するため、民俗芸能団体への支援に継続的に取り組む必要があります。また、伝統文化への理解促進を図るため、民俗芸能の鑑賞と発表の機会の確保を進めるとともに、文化財を後世に伝え、その活用による地域活性化を図るため、文化財の適切な保存・継承・活用に取り組む必要があります。

【今後の方向性】

- ・ 本県が誇る豊かな歴史や文化を学び、受け継ぐため、世界遺産の保存と活用を進めるなど、岩手や地域への誇りと愛着を育みます。
- ・ 世界遺産等の価値を共有し、広めるため、保存管理計画に基づく適切な保存管理や県民の理解増進、「平泉の文化遺産」の世界遺産への拡張登録、県内外への価値の普及と情報発信などに取り組みます。
- ・ 世界遺産を活用した人的・文化的交流を図るため、平泉世界遺産ガイダンスセンターを「平泉の文化遺産」の周遊・魅力発信の拠点として活用するとともに、本県の3つの世界遺産及び関連資産を有する地域間の連携・交流による一体的な取組を推進します。
- ・ 県民の郷土愛を醸成するため、本県が誇る民俗芸能に触れる機会の創出や情報発信により、伝統文化への理解を深め、次世代へ受け継ぐ取組を推進します。
- ・ 地域に伝承されてきた文化財を後世に伝えていくため、市町村と連携しながら、文化財の適切な保存・継承に取り組みます。また、歴史資源や伝統文化を生かした地域活性化を図るため、地域の偉人や歴史、様々な文化財や多種多様な民俗芸能、食などの伝統文化や観光資源等を活用し、人的・経済的な交流を推進します。

【いわて幸福関連指標】

指 標	単位	現状値	年度目標値			計画目標値 R8
			R3	R5	R6	
① 世界遺産等の来訪者数	千人	417				
② 国、県指定文化財件数	件	574				
③ 民俗芸能ネットワーク加盟団体数	団体	393				

【政策項目一覧】

政策項目	具体的推進方策
40 世界遺産の保存と活用を進めます	① 世界遺産の適切な保存管理と拡張登録の推進
	② 世界遺産の価値の普及と魅力の発信
	③ 3つの世界遺産の連携・交流の推進
41 豊かな歴史や民俗芸能などの伝統文化が受け継がれる環境をつくり、交流を広げます	① 民俗芸能の公演発表などによる、伝統文化への理解促進と情報発信
	② 伝統文化、文化財などを活用した交流の推進

VII 歴史・文化

40 世界遺産の保存と活用を進めます

(基本方向)

世界遺産等の価値を共有し、広めるため、保存管理計画に基づく適切な保存管理や県民の理解増進、「平泉の文化遺産」の世界遺産への拡張登録に向けた取組、県内外への情報発信などに取り組みます。

また、世界遺産を活用した人的・文化的交流を図るため、平泉世界遺産ガイダンスセンターを「平泉の文化遺産」の周遊・魅力発信の拠点として活用するとともに、本県が有する3つの世界遺産及び関連資産を有する地域間の連携・交流による一体的な取組を推進します。

現状と課題

- 本県には、「平泉の文化遺産」「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」「北海道・北東北の繩文遺跡群（御所野遺跡）」の3つの世界遺産をはじめ、地域の誇りとなる歴史遺産が数多く存在しています。
- 本県の守り伝えていくべき歴史遺産として、「平泉の文化遺産」の拡張登録の実現を目指しています。
- 世界遺産を人類共通の財産として未来へ継承していくため、適切に保存管理を行う必要があります。
- 世界遺産が有する価値を広めるため、県内外への情報発信を推進するなど、その魅力を発信していく必要があります。
- 3つの世界遺産及び関連資産を更なる地域振興につなげるため、連携・交流に取り組むとともに、一体的な取組を推進する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 世界遺産の適切な保存管理と拡張登録の推進

- 本県が有する世界遺産を、人類共通の財産として将来の世代へ継承していくため、県民の保存管理への理解を深める取組を実施するとともに、他の世界遺産を有する自治体等と情報を共有しながら、適切な保存管理に取り組みます。
- 全ての人々にとって魅力ある世界遺産となるよう、住民生活と調和した遺産の保存管理を進めます。
- 「平泉の文化遺産」の世界遺産への拡張登録について、柳之御所遺跡の調査研究の推進や、関連遺跡の調査等の支援など、拡張登録に向けた取組を進めます。

② 世界遺産の価値の普及と魅力の発信

- 世界遺産等に対する興味・関心を高め持続させていくため、児童生徒への教育活動や県民に向けた講演会の開催など、価値の普及に取り組みます。

- ・「平泉の文化遺産」の価値を広く世界中に伝えるため、平泉世界遺産ガイダンスセンターを拠点とし、その魅力の発信などに取り組みます。

③ 3つの世界遺産の連携・交流の推進

- ・本県が有する3つの世界遺産及び関連資産を地域振興につなげるため、相互に連携・交流を行なながら、一体的な取組を推進し、県内外に向けた魅力向上・来訪促進・周遊促進を図ります。
- ・平泉世界遺産ガイダンスセンターを拠点とし、世界遺産や関連史跡、関連施設との連携を深めながら、文化資源の活用による文化観光の取組を推進します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 世界遺産の適切な保存管理と拡張登録の推進					
目標					
・「世界遺産出前授業」の実施学校数（校）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8	8				
現状値は令和3年単年の値					
	他自治体との情報共有・計画作成				
	適切な保存管理の推進・計画提出				
	世界遺産出前授業の実施				
	平泉拡張登録に向けた取組の推進				
② 世界遺産の価値の普及と魅力の発信					
目標					
・世界遺産ガイダンス施設入館者数（千人）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8	48				
現状値は令和3年単年の値					
	ガイダンス施設を活用した 価値普及・魅力発信				
③ 3つの世界遺産の連携・交流の推進					
目標					
・3つの世界遺産に係る連携・交流活動参加人数（人）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8	-				
	連携・交流活動の実施				

県以外の主体に期待される行動

(県民・地域住民)

- ・世界遺産の価値の共有と保存管理への理解
- ・世界遺産の保存管理と活用への参画

(企業等)

- ・世界遺産の保存・活用・発信に係る協働

(教育機関等)

- ・世界遺産の価値の普及と未来への継承
- ・世界遺産に関する研究の実施

(市町村)

- ・世界遺産の適切な保存管理
- ・世界遺産の活用と住民参画活動の実施
- ・世界遺産を活用した地域振興

VII 歴史・文化

41 豊かな歴史や民俗芸能などの伝統文化が受け継がれる環境をつくり、交流を広げます

(基本方向)

県民の郷土愛を醸成するため、本県が誇る民俗芸能に触れる機会の創出や情報発信により、伝統文化への理解を深め、次世代へ受け継ぐ取組を推進します。

また、地域に伝承されてきた文化財を後世に伝えていくため、市町村と連携しながら、文化財の適切な保存・継承を行うとともに、本県の豊かな歴史資源や本県が誇る伝統文化を生かした地域活性化を図るため、地域の偉人や歴史、様々な文化財や多種多様な民俗芸能などの伝統文化を活用し、食文化や観光資源も生かしながら、人的・経済的な交流を推進します。

現状と課題

- 本県は、縄文時代から平安時代に至るまで、北方の文化と南からの文化が交差する地として、奥州藤原氏の時代に独自の文化を花開かせるなど多様な文化を育んできています。
- 本県では、ユネスコの無形文化遺産である「早池峰神楽」に代表される多様な民俗芸能などが地域で継承されているとともに、地域に根差した食文化などを守り、次世代に伝えようとする取組が各地で行われています。
- 「永井の大念仏剣舞」や「鬼剣舞」を含む「風流踊」がユネスコ無形文化遺産代表一覧表へ登録されることが適當との勧告がなされました。
- 民俗芸能などの地域の文化を継承する人材の減少や、文化芸術活動の担い手の高齢化が懸念される一方で、移住者等の参加により新たな担い手が育つ団体もあり、このような民俗芸能団体の活動継続に向けた動きを支援していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で民俗芸能の発表の機会が減少し、伝承にも支障が生じている状況の中、本県が誇る民俗芸能の鑑賞と発表の場を一層確保していく必要があります。
- 文化財は、地域の歴史を理解する上で貴重な財産であるとともに、地域の活性化の取組の核となる地域資源として、次世代への確実な保存・継承と積極的な活用が求められています。
- 伝統文化を生かした交流を推進するため、首都圏の民俗芸能団体と県内団体の交流等に取り組んできましたが、引き続き、県内外に向け、本県の多様な民俗芸能等の魅力を発信する必要があります。
- 本県の歴史や文化財を活用した交流を推進するため、ホームページによる情報発信や偉人を顕彰するイベントの支援、歴史的建造物や史跡公園などの文化財をイベント等に活用した事例の収集・発信に取り組んできましたが、デジタル技術も活用した情報発信や、観光など多様な分野への活用に一層取り組む必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 民俗芸能の公演発表などによる、伝統文化への理解促進と情報発信

- ・ 県民の伝統文化への理解促進を図るため、「岩手県民俗芸能フェスティバル」を開催し、本県が誇る民俗芸能の鑑賞の機会と発表の場を確保します。
- ・ 民俗芸能団体の活性化を図るため、「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」などの公演の機会を提供するとともに、地域内外からの担い手の確保につながるよう、本県の民俗芸能の魅力や価値を県内外へ発信します。
- ・ 民俗芸能の保存・継承及び後継者の育成を促進するため、市町村や関係団体と連携し、民俗芸能団体への支援を行います。
- ・ 将来の民俗芸能の担い手を育成するため、児童生徒の部活動などを通じた活動を充実します。

② 伝統文化、文化財などを活用した交流の推進

- ・ 民俗芸能など伝統文化を生かした交流人口の拡大を図るため、市町村や民俗芸能団体と連携し、訪日外国人等向けに本県が誇る民俗芸能の魅力を発信するなど、観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進めます。
- ・ 地域における「食の匠」の活動や、学校・地域住民等を対象とした食文化伝承会の開催などの取組を促進します。
- ・ 本県出身の偉人や様々な文化財など、本県の歴史についての理解促進を図るため、「いわての文化情報大事典」ホームページ等により、広く情報を発信します。
- ・ 地域ごとに文化財を継承していくため、文化財保護法の改正及び文化財の保存と活用に関する岩手県文化財保存活用大綱策定を踏まえ、市町村の文化財保存活用地域計画の策定に向けて情報提供や助言を行うとともに、現地調査等による文化財保護の取組を推進します。
- ・ 地域に残されている貴重な建造物や美術工芸品等の有形文化財の保護とともに、民俗芸能等の地域に伝わる無形文化財の保護・伝承を行うため、歴史的価値などの調査を進めながら、指定文化財の適切な保存管理がなされるよう、所有者に対する指導・助言、修理等の支援に取り組みます。
- ・ 文化財を生かした地域活性化を図るため、歴史的建造物や史跡公園などの文化財をユニークベニュー¹や観光コンテンツとして活用するとともに、活用事例をホームページ等で国内外に広く発信します。

¹ ユニークベニュー：歴史的建造物や公的空間など、会議・レセプション・イベント等を開催する際に特別感や地域特性を演出できる会場のこと。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 民俗芸能の公演発表などによる、伝統文化への理解促進と情報発信					
目標					
・「岩手県民俗芸能フェスティバル」鑑賞者数（オンラインを含む）(人)【累計】	民俗芸能フェスティバルの開催				
現状値 R5 R6 R7 R8					
3,225					
現状値は令和3年単年の値	民俗芸能団体支援				
② 伝統文化、文化財などを活用した交流の推進					
目標					
・観光客数（歴史・文化に関する観光地点での入込客数）(千人)	国内外に向けた民俗芸能など本県伝統文化の魅力発信				
現状値 R5 R6 R7 R8					
1,698					
現状値は令和3年の値	「食の匠」の後継者育成や新たな「食の匠」の認定 「食の匠」組織による食文化伝承活動の支援 (食文化伝承会の開催など)				
・民俗芸能イベント等を契機とした交流会等への参加団体数（オンラインを含む）【累計】	「いわての文化情報大事典」ホームページによる情報発信				
現状値 R5 R6 R7 R8					
8					
現状値は令和3年単年の値	ユニークベニュー活用の推進				
・「いわての文化情報大事典」ホームページページビュー数(千件)	文化財保存活用大綱に基づく文化財の保存・活用の推進				
現状値 R5 R6 R7 R8					
1,299					
現状値は令和3年の値	現地調査等による文化財の保護				
・文化財のユニークベニュー活用件数(件)【累計】	有形・無形文化財の調査・指定				
現状値 R5 R6 R7 R8					
24					
現状値は令和3年単年の値	指定文化財の保存管理に係る指導・助言及び修理等への支援				

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・本県の歴史の理解
- ・伝統文化継承活動への参画

(企業等)

- ・伝統文化継承活動への支援
- ・伝統文化継承活動への参加に向けた環境の整備
- ・開発行為における文化財保護法に基づく文化財保護

(伝統文化活動団体)

- ・伝統文化継承活動の取組実施、支援、情報発信

(文化施設)

- ・鑑賞機会の提供
- ・活動場所・成果発表機会の提供

(教育機関等)

- ・伝統文化継承活動の取組実施、支援、情報発信
 - ・博物館等の社会教育施設の積極的な活用
- (市町村・市町村教育委員会)
- ・伝統文化継承活動の取組の推進、支援
 - ・改正文化財保護法に基づく、主体的な文化財保存活用地域計画の策定
 - ・文化財の調査・指定、保護・保存管理の指導、公開・活用
 - ・文化財等を活用した地域づくりの推進

VIII 自然環境

一人ひとりが恵まれた自然環境を守り、

自然の豊かさとともに暮らすことができる岩手

【これまでの成果と課題】

- ・ 環境への理解を深めるため、自然公園やジオパーク等における自然とのふれあいや、環境保全活動等を通じた学習機会の提供など、優れた環境を次世代に引き継ぐ取組を推進し、大気や水質の環境基準達成状況が全国と比較して高い水準で推移しているほか、多くの希少野生動植物が保全されています。
- ・ 一方、シカ等の野生鳥獣の増加や生息域の拡大により、農林業被害や自然環境への影響が拡大していることから、野生鳥獣の科学的・計画的な管理を行っていく必要があります。
- ・ 北上川の清流化の取組を広く県民に周知するとともに、旧松尾鉱山坑廃水の適切な処理を継続します。
- ・ 豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくため、連携・協働による自然保護や環境保全活動を推進していくことが必要です。
- ・ 廃棄物の3R¹（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生使用（リサイクル））の理解醸成に取り組んだことで、エコ協力店が増加し、産業廃棄物の再生利用等の取組が進んだほか、監視・指導の強化などにより、不適正処理の早期発見、早期解決が図られたました。また、「いわてクリーンセンター」の後継となる最終処分場の整備を進めています。
- ・ 青森県境産業廃棄物不法投棄事案において、汚染された土壌や地下水の浄化作業を終了し、令和4年度で原状回復を完了しました。
- ・ 一方、家庭から排出される廃棄物については、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅時間の増加等により排出量が増加しており、引き続き3Rを基調とするライフスタイルの定着などを促進する必要があります。また、監視・指導による産業廃棄物の適正処理を引き続き推進します。
- ・ 県民や事業者、行政が一体となった県民運動を展開するとともに、再生可能エネルギーの普及促進、森林整備等による森林吸収源対策を進めた結果、再生可能エネルギーによる電力自給率は平成30年度の29.5%から令和3年度には38.6%に上昇し、令和元年度における本県の温室効果ガス排出量は基準年（平成25年）比で21.9%減少しました。
- ・ 一方、世界の年平均気温は上昇傾向にあり、温室効果ガスの排出を削減する温暖化の「緩和」策と、気候変動による様々な影響に対処する「適応」策に総合的に取り組み、化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の変革（GX（グリーン・トランسفォーメーション））を推進していくことが必要です。

¹ 3R : Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの英語の頭文字をとったもの。3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（=循環型社会）をつくろうとするもの。

【今後の方向性】

- ・ 「第 73 回全国植樹祭いわて 2023」の開催も契機とし、三陸ジオパークを活用した学習会や自然公園での体験活動の実施など、本県の優れた自然環境を次世代に引き継いでいくための取組を推進します。
- ・ シカやツキノワグマなどによる被害を抑制するため、市町村や関係団体等と連携し、野生鳥獣の科学的・計画的な管理に取り組みます。
- ・ 廃棄物の発生抑制や再生利用を推進し、3Rを基調とするライフスタイルの定着や環境に配慮した事業活動を促進するため、市町村と連携を図りながら、県民参加型の取組を進めるとともに、地域の実情に応じたごみ減量化施策の支援に取り組みます。
- ・ 産業廃棄物処理に対する県民の信頼の醸成と適正処理の一層の推進等を図るため、「いわてクリーンセンター」の後継となる最終処分場の整備を進めます。
- ・ 青森県境産業廃棄物不法投棄事案を教訓として、パトロールの実施や産廃Gメン²の配置による効率的な監視・指導を行うとともに、後世に伝える取組や跡地利活用に向けた取組を進めます。
- ・ 地球温暖化への対応を地域振興、産業振興や住民生活の質の向上の機会と捉え、家庭、産業・業務、運輸等の各部門において、地域経済と環境に好循環をもたらす脱炭素社会の形成に向け、GXを推進します。
- ・ 2050 年度までの温室効果ガス排出量の実質ゼロの実現のため、温暖化防止いわて県民会議を中心として、排出削減目標の達成に向けて県民運動を開催するとともに、脱炭素化に取り組む市町村を積極的に支援します。
- ・ 全国トップクラスにある再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用できるよう、送配電網の強化を国に働きかけるとともに、再生可能エネルギーにより生成した水素の利活用、太陽光や風力発電等の導入に対する基準づくり等地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進します。

² 産廃Gメン：正式名称は産業廃棄物適正処理指導員。広域振興局等へ配置され、不法投棄など産業廃棄物の不適正処理を未然に防止するためのパトロール等に当たっているもの。

【いわて幸福関連指標】

指 標	単位	現状値	年度目標値			計画目標値 R8
		R3	R5	R6	R7	
① 岩手の代表的希少野生動植物の個体・つがい数						
(イヌワシつがい数)	ペア	26				
(ハヤチネウスユキソウ個体数)	花茎	115 ^(R4)				
② 自然公園の利用者数^[注]	千人	339				
③ 公共用水域のBOD(生物化学的酸素要求量)等環境基準達成率	%	95.7				
④ 再生可能エネルギーによる電力自給率	%	38.6				
⑤ 一般廃棄物の最終処分量	千t	37.8 ^(R2)				
⑥ 一人1日当たり家庭系ごみ(資源になるものを除く)排出量	g	520 ^(R2)				
【参考指標（実績値）】						
森林面積割合（令和2年：75.4%）[農林業センサス（農林水産省）]						

[注] 自然公園ビジターセンター等利用者数

※1 上記の表中、右上に（ ）を付した数値は、表頭の年度以外の年度の実績値又は目標値を示しています。

政策項目	具体的推進方策
42 多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます	① 生物多様性の保全 ② 自然とのふれあいの促進 ③ 良好な大気・水環境の保全と環境負荷低減に向けた取組の促進 ④ 水と緑を守る取組の推進 ⑤ 北上川清流化対策 ⑥ 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進 ⑦ 三陸ジオパークに関する取組の推進
43 循環型地域社会の形成を進めます	① 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進 ② 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築 ③ 産業廃棄物の適正処理の推進
44 地球温暖化防止に向け、脱炭素社会の形成を進めます	① 温室効果ガス排出削減対策の推進 ② 再生可能エネルギーの導入促進 ③ 適切な森林整備等の取組推進による吸収源対策 ④ 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応

VIII 自然環境

42 多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます

(基本方向)

本県の森や川、海等の優れた自然環境を次世代に引き継いでいくため、希少野生動植物の生息・生育環境の保全などの自然保護対策や大気・水環境の常時監視結果に基づく環境保全対策を推進するとともに、県民、事業者、行政などの連携・協働による環境保全活動の活発化に向けた取組を推進します。

現状と課題

- ・ 本県は全国に誇れる優れた自然環境に恵まれており、イヌワシやハヤチネウスユキソウなど、希少野生動植物が身近に存在しています。それらの生息域では、大規模な再生可能エネルギー施設の開発が計画されている地域もあります。
- ・ シカやイノシシ、ツキノワグマなどにより、農林業被害や人身被害が発生しており、県ではシカの捕獲目標数の見直しやツキノワグマの捕獲上限数の引上げ等を行っています。
- ・ 国においては自然公園の「保護と利用の好循環」を目指すこととしており、2つの国立公園が存在する本県においても、国と連動して、利用の促進を図る必要があります。また、老朽化した自然公園施設の再整備を進める必要があります。
- ・ 大気環境は、二酸化窒素をはじめとする大気汚染物質の環境基準をおおむね達成していますが、PM2.5¹（微小粒子状物質）などの濃度上昇が時期によっては観測されており、引き続き、大気汚染物質の状況を注視していく必要があります。
- ・ 水環境は、良好な状態が保たれており、引き続き、工場排水や生活排水等の対策を進めるとともに、公共用水域の水質を注視していく必要があります。
- ・ 都市近郊などにも身近な自然が存在し、地域住民が主体となり、河川等の環境保全活動や水生生物調査、地域の特性を生かした環境学習などの活動が多くの地域で行われています。
- ・ 海岸漂着物への対応、環境保全活動の担い手の高齢化や、次代の取組を担う人材の確保等が課題となっています。
- ・ 令和5年度に本県で開催する「第73回全国植樹祭いわて2023」も契機として、豊かな森林を次の世代に引き継いでいく必要があります。
- ・ 森林の有する公益的機能の十分な発揮に向け、管理の行き届かない森林の間伐や伐採跡地への植栽等、適切な森林環境の保全に取り組んでいく必要があります。
- ・ 北上川は、昭和57年から稼働している新中和処理施設により清らかな流れが保たれており、今後も旧松尾鉱山の坑廃水の中和処理を継続する必要があります。
- ・ 環境学習の拠点施設である環境学習交流センターや、地球温暖化防止活動推進センターにより、

¹ PM2.5：大気中に浮遊している2.5μm（1μmは1mmの千分の1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM：10μm以下の粒子）よりも小さな粒子。非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されているもの。

環境学習の機会が提供されています。

- ・ 世界に誇れる地質遺産等があり、3県16市町村の日本一広大なエリアで三陸ジオパーク²の活動が展開されていますが、より地域に根ざした取組が求められています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 生物多様性の保全

- ・ 本県の優れた自然環境が守られるよう、イヌワシやハヤチネウスユキソウなどの希少野生動植物の生息状況調査や生息環境保全に取り組むとともに、本県の希少野生動植物の基礎資料である「いわてレッドデータブック」の改訂などにより、自然に対する県民の理解を促進します。また、再生可能エネルギーの普及と希少野生動植物の生息環境の保全との調和を図るための取組を進めます。
- ・ シカやイノシシ、ツキノワグマなど野生鳥獣による農林業被害や人身被害を抑制するため、鳥獣保護管理事業計画³に基づき、捕獲の実施やモニタリング調査、被害防止対策など、鳥獣の計画的な管理に取り組みます。

② 自然とのふれあいの促進

- ・ 自然公園等の利用促進を図るため、地域主体の取組を促す仕組み作りや自然の魅力などの情報発信に取り組みます。
- ・ 三陸復興国立公園については、みちのく潮風トレイルや三陸ジオパークなどの取組と連携し、イベント情報の発信に取り組みます。
- ・ 自然公園の登山道などにおいて、県民が参画するグリーンボランティア等と協働して自然環境保全やマナー啓発に取り組みます。
- ・ 利用者の利便性向上のため、自然災害や老朽化により損壊した自然公園等施設の計画的な再整備に取り組みます。

③ 良好な大気・水環境の保全と環境負荷低減に向けた取組の促進

- ・ 大気環境については、二酸化窒素等の大気汚染物質に加え、時期によっては濃度上昇が観測されるPM2.5等の監視体制を維持し、モニタリングの実施に取り組みます。また、ばい煙等を排出する事業場の監視及び指導に取り組みます。
- ・ 水環境については、河川、湖沼、海域及び地下水のモニタリングの実施に取り組みます。また、汚水等を排出する事業場の監視及び指導に取り組みます。
- ・ 事業者が地域住民との相互理解を図る「環境コミュニケーション」を推進するなど、環境負荷低減に向けた事業者の自主的な取組を促進します。

④ 水と緑を守る取組の推進

- ・ 森から川を経て海に至る健全な水循環が図られるよう、海岸漂着物の円滑な処理、県民等の参加による河川や海岸等の保全などの取組を進めるとともに、各地域での水と緑を守り育てる環境保全活動の活発化に向けた取組事例の情報発信や顕彰の実施、水生生物調査の実施を通じた水質保全の意識のかん養に取り組みます。
- ・ 「第73回全国植樹祭いわて2023」も契機として、森林の公益的機能に対する県民理解の促進

² ジオパーク：地域に親しみ、山や川をよく見てその成り立ちと仕組みに気付き、生態系や人間生活との関わりを考える場所。また、そのような地球を学ぶ旅を楽しむ場所。

³ 鳥獣保護管理事業計画：鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するために都道府県が策定する計画。

に向け、児童生徒をはじめ、広く県民を対象とした植樹・育樹活動や森林環境学習の機会の提供に取り組みます。

- 生物多様性の保全や水源のかん養といった公益的機能を持つ健全な森林が守られ、次世代に引き継がれるよう、県民の支援や参画による森林整備などの取組を推進します。

⑤ 北上川清流化対策

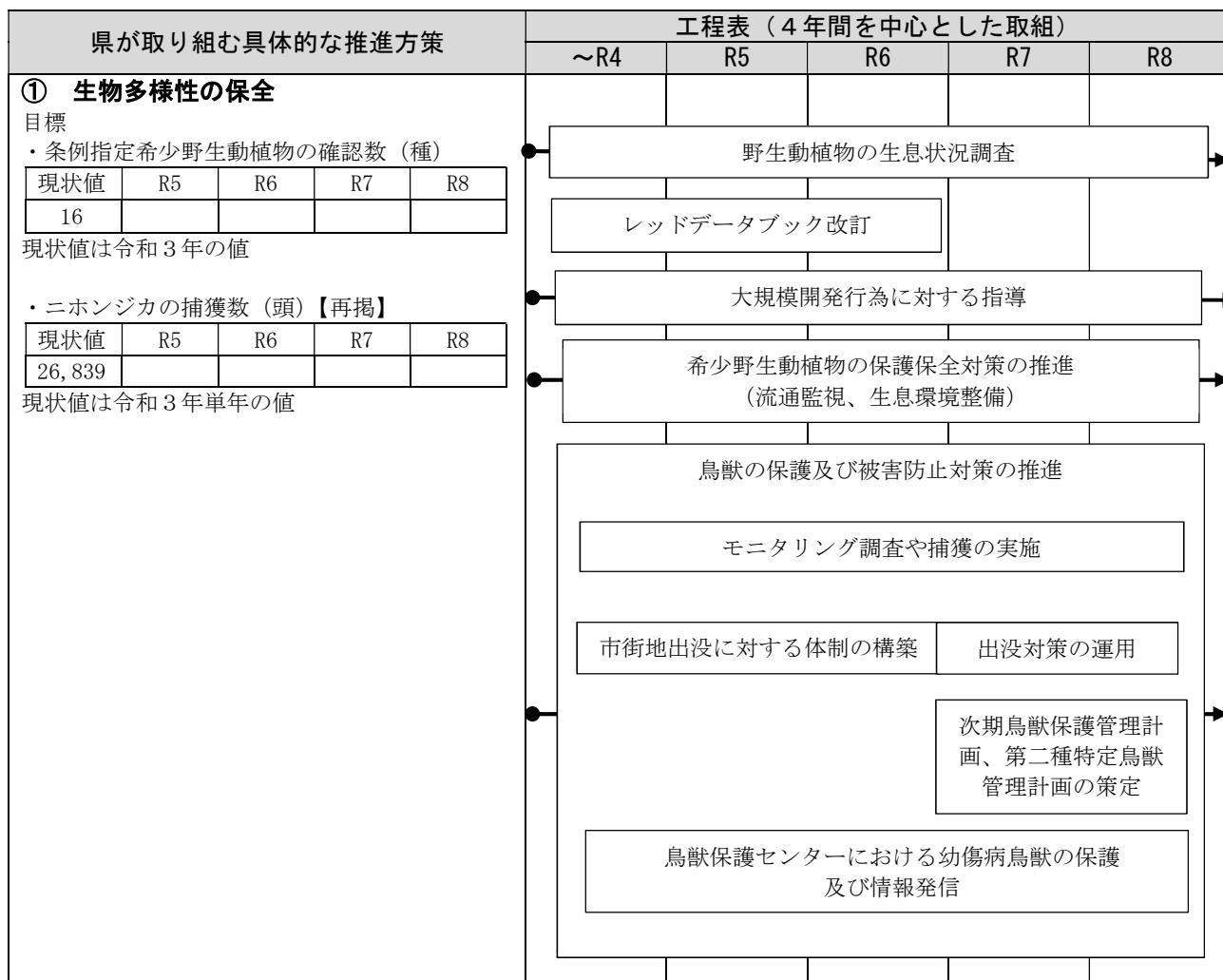
国との連携のもと、確実に旧松尾鉱山坑廃水の中和処理を行いながら、清流化の取組を広く県民に周知します。また、N P O 等による旧松尾鉱山跡地での植樹活動等への支援に取り組みます。

⑥ 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進

持続可能な社会づくりの担い手を育むことを目指し、環境学習交流センター等による普及啓発や、子どもの環境学習の支援及び自然等を生かした体験活動の機会の提供などに取り組みます。

⑦ 三陸ジオパークに関する取組の推進

- 地域や広域ブロックによる地質遺産等に対する環境保全活動が行われるよう、三陸ジオパーク推進協議会や民間事業者等と連携し、講習会・学習会等を推進します。
- 地質遺産等や環境保全に関する知識を有する人材を育成するため、三陸ジオパーク推進協議会や教育機関などの関係機関等と連携して、ガイド講習会やジオパークを活用した教育等を推進します。
- 国内外との交流人口の拡大を図るため、分かりやすいジオストーリーの発信や多言語化された案内板・パンフレット等の整備、交流イベントの開催等を推進します。



県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
② 自然とのふれあいの促進					
目標					
・国立公園・国定公園再整備個所数（箇所）【累計】					
現状値 R5 R6 R7 R8					
—					
・農山漁村の環境保全活動への参加人数（人）【再掲】					
現状値 R5 R6 R7 R8					
125,206					
現状値は令和3年の値					
③ 良好な大気・水環境の保全と環境負荷低減に向けた取組の促進					
目標					
・大気のPM2.5等環境基準達成率（%）					
現状値 R5 R6 R7 R8					
100					
現状値は令和3年の値					
・排水基準適用の事業場における排水基準適合率（%）					
現状値 R5 R6 R7 R8					
100					
現状値は令和3年の値					
④ 水と緑を守る取組の推進					
目標					
・水生生物調査参加者数（人）【累計】					
現状値 R5 R6 R7 R8					
3,618					
現状値は令和3年単年の値					
・水と緑を守り育てる環境保全活動数（件）【累計】					
現状値 R5 R6 R7 R8					
825					
現状値は令和3年単年の値					
・再造林面積（ha）【再掲】					
現状値 R5 R6 R7 R8					
993					
現状値は令和3年の値					

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
⑤ 北上川清流化対策					
目標					
・新中和処理施設放流水水質基準達成率（%）					
現状値 R5 R6 R7 R8	100				
現状値は令和3年の値					
	坑廃水処理の実施				
	新中和処理施設の老朽化対策・耐震補強対策の実施				
	北上川清流化の取組の周知				
⑥ 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進					
目標					
・環境学習交流センター利用者数（人）					
現状値 R5 R6 R7 R8	33,258				
現状値は令和3年の値					
・水生生物調査参加者数（人）【累計】【再掲】					
現状値 R5 R6 R7 R8	3,618				
現状値は令和3年単年の値					
	環境学習交流センターによる環境学習講座、出張環境学習会、環境アドバイザー派遣の実施				
	地域で活躍する環境人材の育成				
	子どもの環境学習の支援				
	体験活動による環境学習の普及				
	モデル地域での実施				
	他地域への波及				
⑦ 三陸ジオパークに関する取組の推進					
目標					
・ジオパーク学習会等の参加者数（人）【累計】					
現状値 R5 R6 R7 R8	1,701				
現状値は令和3年単年の値					
・主要ジオサイトの観光入込客数（千人）					
現状値 R5 R6 R7 R8	1,003				
現状値は令和3年の値					
	再認定に向けた取組 再認定審査を見据えた情報収集等				
	講演会・学習会への講師派遣・運営への助言				
	ジオパークの理念の普及・定着				
	認定ガイド講習会・ジオパーク検定の実施等				
	ジオパーク授業方法の普及				

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・生物多様性の保全に関する活動への参加
- ・自然とのふれあい施設を利用した活動や環境保全活動への参加
- ・自然公園等利用時におけるマナー遵守
- ・事業者との環境コミュニケーションへの参画
- ・森林整備活動等への参加

(企業等)

- ・開発など企業活動における自然環境等への影響を回避、最小化

- ・生物多様性の保全に関する活動への参加・協力
- ・住民等との環境コミュニケーションの取組の実施
- ・事業活動に伴う環境負荷低減への自主的取組の実施
- ・森林整備等の実施
(N P O)
 - ・水生生物調査の実施
 - ・環境学習・環境保全活動の実践
- (関係団体)
 - ・傷病鳥獣の救護や野生復帰のリハビリテーションへの協力
- (市町村)
 - ・希少野生動植物の保護など地域内の生物多様性の保全に関する活動の実施や住民への普及啓発
 - ・自然とのふれあい施設を利用した活動やイベントの実施
 - ・清掃活動等を通じた環境保全意識の醸成
 - ・地域や学校における環境学習の推進
 - ・森林整備等の実施

VIII 自然環境

43 循環型地域社会の形成を進めます

(基本方向)

廃棄物を含め、有用な資源を生かした循環型地域社会の形成を更に進めるため、廃棄物の発生を可能な限り抑制するとともに、廃棄物の循環利用（再使用・再生利用）を推進します。

また、循環利用を考慮した県内での適切な廃棄物処理を進めるため、処理の効率化、環境負荷の軽減などにより、持続可能な廃棄物処理体制の構築を推進します。

さらに、良好な生活環境を維持するため、廃棄物処理施設等に対する監視・指導などにより、産業廃棄物の適正処理を推進します。

現状と課題

- ごみの3Rに対する県民の理解は進んでいるものの、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅時間の増加などにより、県民一人1日当たりの家庭系ごみ（資源になるものを除く）排出量は、近年増加傾向となりました。
- 近年、海洋に流出するプラスチックごみなどによる地球規模での環境汚染が懸念されており、令和4年にプラスチック資源循環促進法が施行されるなど、プラスチックごみの発生抑制や有効利用の取組が求められています。
- 本来食べられるはずの食品がさまざまな理由で廃棄されてしまうことを「食品ロス」といい、各事業所や家庭での廃棄の積み重ねによって、社会全体で環境負荷や資源の無駄使いなどが問題となっています。
- 産業廃棄物について、各事業者の事業活動において様々な排出抑制や再生利用が進められています。
- 廃棄物の循環利用を目的とした県内のセメント工場との協定に基づき、廃棄物の資源化の取組を促進するなど、廃棄物の再生利用が進められています。
- 東日本大震災津波や平成28年台風第10号等の経験を生かし、自然災害により大量の災害廃棄物が発生した際にあっても、廃棄物を迅速かつ円滑に処理する体制の構築が求められています。
- 不法投棄などの不適正処理については、監視・指導の強化などにより、早期発見、早期解決が図られてきています。
- 青森県境産業廃棄物不法投棄事案については、令和4年度で原状回復を完了しました。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進

- 使い捨てプラスチックの使用抑制、食品ロス削減などの3Rを基調とするライフスタイルの定着や環境に配慮した事業活動を促進するため、市町村との連携・協力を図りながら、更に県民参加型の取組を推進します。
- 市町村によるごみ減量化の取組を促進するため、地域の実情に応じたごみ処理の有料化など

のごみ減量化施策の助言・支援に取り組みます。

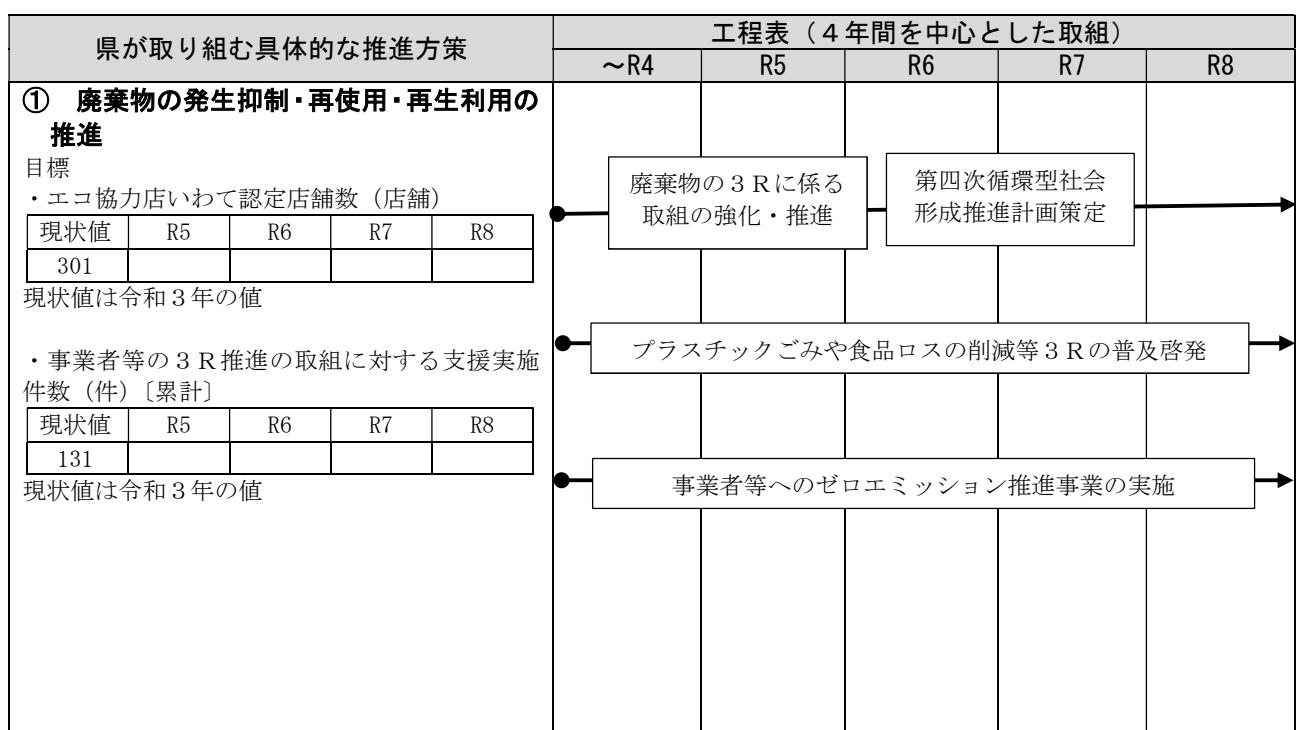
- 事業者による3Rを促進するため、発生抑制等に資する製品・技術開発を支援するとともに、廃棄物のセメント資源化など環境産業での活用を推進します。

② 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築

- 循環利用を考慮した県内での適切な廃棄物処理を推進するため、平時から市町村、県、地域ブロック等における連携を図るとともに、廃棄物処理センター¹の安定した運営やセメント資源化など環境産業での活用を推進します。
- 産業廃棄物処理に対する県民の信頼の醸成と適正処理の一層の推進等を図るため、「いわてクリーンセンター」の後継となる最終処分場の整備に取り組んでいます。
- 市町村が持続可能なごみ処理施設の運営を行うため、地域の実情に応じた効率的なごみ処理体制の構築について、市町村等に対し技術的助言を行います。

③ 産業廃棄物の適正処理の推進

- 各主体と連携したパトロールの実施や産廃Gメンの配置による効率的な監視・指導により、不適正処理の早期発見、早期対応を図ります。
- 不適正処理を防止するため、事業者の自主管理の促進や優良な処理業者の育成を図ります。
- 青森県境産業廃棄物不法投棄事案については、安全対策を講じながら、県の代執行により汚染土壌対策等を進めた結果、令和4年度に原状回復を完了しました。今後も、不法投棄の原因者に対する徹底した責任追及、事案の教訓を後世に伝える取組のほか、原状回復完了の効果を確認し地域の安心感を醸成するため水質モニタリング（令和5年度及び令和6年度）と跡地利活用に向けた取組を進めます。



¹ 廃棄物処理センター：公共の信用力を活用して安全性、信頼性の確保を図りつつ、民間の資本、人材等を活用して廃棄物処理施設の整備を図るため、廃棄物の適正かつ広域的な処理の確保に資することを目的として公的主体の関与した一定の法人等を環境大臣が指定するもの。

県が取り組む具体的な推進方策		工程表（4年間を中心とした取組）				
		～R4	R5	R6	R7	R8
② 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築						
目標						
・産業廃棄物の自県内処理率（%）	現状値 95.9	R5	R6	R7	R8	
現状値は令和2年の値						
・一般廃棄物の焼却施設処理量（千トン）	現状値 339	R5	R6	R7	R8	
現状値は令和2年の値						
③ 産業廃棄物の適正処理の推進						
目標						
・産業廃棄物適正処理率（%）	現状値 99.8	R5	R6	R7	R8	
現状値は令和3年の値						
・電子マニフェスト普及率（%）	現状値 72	R5	R6	R7	R8	
現状値は令和3年の値						
		工程表（4年間を中心とした取組）				
		～R4	R5	R6	R7	R8
● いわてクリーンセンターの安定運営のための支援等						
● いわて第2クリーンセンターの運営モニタリング等の実施						
● 公共関与型最終処分場の整備						
設計・用地取得						
建設工事						
● 市町村の持続可能なごみ処理体制確保に向けた助言						
● 産廃Gメンによる廃棄物の適正処理指導等						
● 関係団体と連携した優良な処理業者の育成						
● 電子マニフェスト使用義務対象者の指導						
● 排出事業者説明会等による普及促進						

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・日常生活における3Rの実践

(企業等)

- ・事業活動における3Rの推進
- ・排出事業者責任に基づく適正処理の徹底

(関係団体)

- ・適正処理、自県（圏）内処理の受け皿（廃棄物処理センター）
- ・業界団体による適正処理のための自主的な取組の実施

(市町村)

- ・適正処理と3Rの推進
- ・ごみ焼却施設の長期的・安定的な運営の確保
- ・県との連携による不適正処理の監視

VIII 自然環境

44 地球温暖化防止に向け、脱炭素社会の形成を進めます

(基本方向)

地球温暖化防止に向け、県民や事業者、行政が一体となった県民運動を展開し、温室効果ガスの排出削減対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入や適切な森林整備等による森林吸収源対策の促進を図ります。

また、気候変動とその影響に関する情報の収集や提供等を行うことにより、地域における気候変動適応策を推進するとともに、県民への意識啓発を進めます。

これらの取組により、地域経済と環境に好循環をもたらす脱炭素社会の形成を目指します。

現状と課題

- 令和元年度における本県の温室効果ガス排出量は基準年（平成25年）比で21.9%減となっており、2050年度の温室効果ガス排出量の実質ゼロに向けて、県民や事業者、行政の連携により更なる取組が必要です。
- 平成24年7月から始まった固定価格買取制度を契機として、再生可能エネルギーの導入が進み、令和3年度の再生可能エネルギーによる電力自給率は38.6%となっています。地域のポテンシャルを最大限活用するために、送配電網の充実・強化とともに再生可能エネルギーの導入拡大に取り組む市町村の支援が必要です。
- 東日本大震災津波による大規模な停電等の経験を踏まえ、災害時においても地域内で一定のエネルギーを賄えるよう、自立・分散型のエネルギー供給体制を構築するとともに、エネルギーの地産地消を進め、地域経済の活性化につなげることが必要です。
- 地域における木質バイオマスの熱等の利用を促進するとともに、燃料となる未利用間伐材等の安定供給を図る取組を進める必要があります。
- 県有施設への再生可能エネルギーの導入や施設・設備の省エネルギー化など事業主体としての県の脱炭素化の取組を進める必要があります。
- 気候変動の影響は自然や社会に既に現れていることから、気候変動の影響に適切に対処する適応策を進めることができます。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 温室効果ガス排出削減対策の推進

- 全県的な団体・機関等で構成する温暖化防止いわて県民会議を中心として、県民、事業者等の各主体が温室効果ガスの排出削減目標の達成に向けて連携・協働し、具体的に行動する県民運動を展開します。また、地域の資源を生かして脱炭素化に取り組む市町村を積極的に支援します。
- 家庭からの温室効果ガスの排出削減に向け、地球温暖化防止活動推進センター等と連携し、家電製品の省エネ性能や住宅の省エネルギー性能の情報提供などにより、エネルギー消費の少ない

ライフスタイルへの転換を促進するとともに、県内建築事業者への技術支援及び住宅の省エネルギー化に対する支援を行います。

- ・ 省エネルギー性能の高い設備・機器や再生可能エネルギー設備の導入の支援、新たな技術開発等に取り組む企業や大学等の支援などにより、産業・業務部門における脱炭素化を促進します。
- ・ 県有施設への太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入や高効率照明等の省エネ設備の導入等を進め、事業主体としての県の温室効果ガスの排出削減を推進します。
- ・ 次世代自動車の普及や充電・充填設備の導入を支援するほか、公共交通機関の利用促進を図るなど運輸部門における脱炭素化を促進します。
- ・ クレジット取引等の活用により、温室効果ガスの排出削減と吸収増加を促進します。

② 再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 送配電網の充実・強化について国に働きかけるなど、全国トップクラスにある再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用できるよう取り組みます。
- ・ 国の動向や技術開発の進展等も踏まえながら、再生可能エネルギーにより生成した水素等の利活用や理解促進に取り組みます。
- ・ 家庭や事業所における自家消費型の再生可能エネルギーの導入など、市町村や地域新電力、発電事業者等との連携によるエネルギーの地産地消を促進し、地域経済と環境の好循環に向けて取り組みます。
- ・ 太陽光や風力発電等の再生可能エネルギーの導入に当たっての環境配慮の基準づくり等により、市町村における促進区域の設定を支援するなど地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・ 洋上風力発電の導入に向けて、関係市町村や利害関係者との調整を行うとともに、関連産業の創出、育成に取り組みます。
- ・ 公有地を活用した再生可能エネルギーの導入に取り組みます。
- ・ 土地改良施設の維持管理費の低減につながる農業水利施設を活用した小水力発電施設の導入に向けた普及啓発等に取り組みます。
- ・ 地域内の森林資源を熱利用等により持続的に循環利用する「地域内エコシステム¹」の構築に向けた取組を促進します。
- ・ 公共施設や産業分野等における木質バイオマス利用機器の導入を促進するとともに、木質バイオマスを熱や電気エネルギーとして利用する「熱電併給システム²」の普及などに取り組みます。
- ・ 木質バイオマス燃料の安定供給に向け、事業者と原木供給者との原木等の需給情報の共有を図るとともに、未利用間伐材等の有効活用を推進します。

③ 適切な森林整備等の取組推進による吸収源対策

- ・ 二酸化炭素の吸収・固定など森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向け、間伐や再造林等の森林整備を促進するとともに、森林整備の担い手である林業就業者の確保・育成に取り組みます。
- ・ 県産木材の安定供給を図るとともに、公共施設や民間施設における県産木材の利用拡大を推進します。
- ・ 森林の有する多面的機能や林業に対する県民理解の醸成を図るとともに、地域住民や企業など

¹ 地域内エコシステム：地域の関係者の連携の下、熱利用等により、森林資源を地域内で持続的に活用する仕組み。

² 热電併給システム：発電の際に生じる廃熱も同時に回収・利用するシステムで、高いエネルギー効率が期待されている。

の地域力・民間活力を生かした森林整備を促進します。

- ・ 適切な森林管理により吸収した二酸化炭素のクレジット創出・活用に向け、新たなJ-クレジット³の創出に取り組むとともに、森林の所有者や管理主体への制度の普及や活用を推進します。
- ・ 「ブルーカーボン⁴」の増大に貢献する藻場の再生・造成に取り組みます。

④ 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応

- ・ 国の専門機関等と連携し、気候変動とその影響に関する情報の収集等を行うほか、農林水産業や防災・減災等の各分野における適応策の取組を推進します。
- ・ 各種広報媒体の活用や地球温暖化防止活動推進センターとの連携による積極的な情報発信等により、気候変動適応に対する理解促進に取り組みます。

³ J-クレジット：省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

⁴ ブルーカーボン：海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素で、その吸収源として、浅海域に分布する藻場などがあるもの。



県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
② 再生可能エネルギーの導入促進					
目標					
・再生可能エネルギー導入量 (MW) [累計]					
現状値	R5	R6	R7	R8	
1,681					
現状値は令和3年の値					
	地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進				
	水素利活用構想に基づく普及促進や啓発等				
	自立・分散型エネルギー供給体制の構築に向けた取組支援				
	公共施設等への再生可能エネルギーの導入支援				
	自家消費型の再生可能エネルギーの導入支援				
	木質バイオマス利用機器の導入に対する支援 木質バイオマスコーディネーターによる指導・助言				
	地域内エコシステムや熱電併給システムの導入に向けた取組支援				
③ 適切な森林整備等の取組推進による吸収源対策					
目標					
・間伐材利用率 (%)					
現状値	R5	R6	R7	R8	
42.5					
現状値は令和3年の値					
	森林作業道の整備や高性能林業機械の導入に対する支援				
	施業の集約化による搬出間伐の支援				
	列状間伐の普及・啓発				
	低密度植栽の普及・啓発 コンテナ苗木の普及・啓発				
	伐採業者と造林業者の連携の支援				
	一貫作業の普及・啓発				

県が取り組む具体的な推進方策					工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8				
・藻場造成実施箇所数（箇所）【累計】【再掲】						漁業者等によるウニ除去等の取組強化や海藻類の増養殖の取組推進			
現状値 R5 R6 R7 R8									
0									
現状値は令和3年の値									
④ 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応						ブロック等の投入による藻場造成			
目標						気候変動適応広域協議会等を通じた情報の収集等の実施			
・気候変動に関するセミナー等の受講者数（人）						地域適応計画の改定			
現状値 R5 R6 R7 R8						気候変動適応策の推進			
117									
現状値は令和3年の値						気候変動適応に関するセミナーや勉強会等の開催			

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・省エネルギー活動の実践
- ・環境に配慮した自動車使用や公共交通機関の利用促進
- ・住宅用太陽光パネルの設置など再生可能エネルギーの導入
- ・建築主が省エネ性能の必要性を理解

(企業等)

- ・環境経営及び環境マネジメントの導入
- ・環境負荷の低減に寄与する製品やサービスの提供
- ・再生可能エネルギーの導入
- ・省エネルギー・再生可能エネルギーの新技術開発や実用化、製品開発
- ・小水力発電の導入
- ・木質バイオマス利用機器等の導入
- ・木質燃料の安定供給体制の構築
- ・再造林や間伐等の森林整備の実施
- ・建築士から建築主に対する省エネ性能の説明義務

(教育機関・関係団体等)

- ・小学生を対象とした地球温暖化を防ごう隊活動の実施
- ・県内企業に対する省エネルギー対策等の支援、助言
- ・省エネルギーや再生可能エネルギー導入実践事例等の情報発信
- ・ウニ除去等の藻場再生活動の実施

(市町村)

- ・温暖化対策に係る計画策定
- ・省エネルギー活動の実践
- ・再生可能エネルギーの率先導入
- ・地域に根ざした再生可能エネルギーの導入支援

- ・小水力発電導入に係る普及啓発の支援
- ・地域における森林資源の循環利用の促進
- ・木質バイオマス利用機器等の導入
- ・造林や間伐等の森林整備の支援
- ・ウニ除去等の藻場再生活動の支援

IX 社会基盤

防災対策や産業振興など幸福の追求を支える社会基盤が整っている岩手

【これまでの成果と課題】

- ・国際リニアコライダー（ILC）の環境整備や加速器関連産業の集積拠点の形成に向けた取組について、引き続き、推進していく必要があります。
- ・県民の豊かな暮らしを実現するため、光ファイバの整備が進んだほか、携帯電話（4G・LTE）不感地域は令和5年度までに全て解消する見込みです。引き続き5Gなどデジタル基盤の整備を促進し、DXを推進する必要があります。
- ・安全・安心を支える社会資本の整備については、平成28年台風第10号により被災した小本川、安家川等の改修や、河川改修と一体となった国道455号の道路の嵩上げなどが進みました。また、令和3年12月までに復興道路が全線開通するなど幹線道路ネットワークの整備が進みました。一方で、激甚化する自然災害が毎年のように発生しており、今後も、流域治水の考え方を踏まえ、ハード対策とソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策や、災害に強い道路ネットワークの整備、日常生活を支える安全・安心な道づくり、公共建築物の耐震化等を推進することが必要です。
- ・産業や観光振興の基盤となる社会資本について、宮古港と釜石港は、内陸と自動車専用道路で結ばれましたが、更なる物流の効率化を図り、産業振興を支援するため、宮古盛岡横断道路の全線高規格化や、港湾と内陸部を結ぶ道路の整備が必要です。併せて、観光振興に資するため、自転車の活用に向けた環境整備が必要です。
- ・復興道路の開通等により港湾利用企業が増加しましたが、令和2年以降、コロナ禍における世界的な物流混乱などの影響により県内港湾の利用が伸びていないことから、コロナの収束を見据え、県内港湾への利用転換を進めていくことが必要です。
- ・これまでのポートセールスの成果により10万トンを超えるクルーズ船が寄港しました。令和2年以降はコロナ禍の影響により外国船社クルーズ船の寄港がなく、いわて花巻空港の国際線も運休しており、コロナの収束を見据えたポートセールスや受入環境整備を推進することが必要です。
- ・社会資本を適切に次世代に引き継ぐため、「個別施設計画」に基づく予防保全型の維持管理を推進することが必要です。また、道路や河川等の維持管理を協働して行う団体は増加していますが、高齢化の進行等を踏まえ、団体の維持・拡大に向け、引き続き、取組を周知・普及することが必要です。
- ・建設現場におけるICTの活用が進みましたが、いまだ取組が一部企業に限られています。また、建設業従事者の高齢化の進行や令和6年度から建設業に適用される時間外労働の上限規制に対応するため、地域における建設業の担い手確保やインフラ分野のDX推進による生産性向上などを推進することが必要です。

【今後の方向性】

- ・ ILCの実現とILCを核とした国際研究拠点の形成を見据えた受入環境整備の取組、新たな産業振興に向けた取組を推進します。
- ・ 県民の豊かな暮らしの実現に向け、各分野のDXを推進するため、「行政のDX」、「産業のDX」、「社会・暮らしのDX」、「DXを支える基盤整備」の4つの取組方針のもと、5Gなどデジタル基盤の整備を推進するとともに、県民のインターネットの利用率やデジタルリテラシーの向上を図ります。また、市町村におけるデジタル技術を活用した新たな住民サービスの充実支援などに取り組みます。
- ・ 安全・安心を支える社会資本の整備については、自然災害から県民の暮らしを守るため、流域全体のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の考え方を踏まえ、河川改修や防災施設の整備などのハード対策と、災害関連情報の充実や発信の強化などソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策を推進します。
- ・ 幹線道路の整備や緊急輸送道路等の防災機能の強化など災害に強い道路ネットワークの構築、救急搬送ルートの整備や通学路等への歩道の整備、自転車通行空間の整備等の日常生活を支える安全・安心な道づくり、公共建築物の耐震化等を推進します。
- ・ 産業や観光振興の基盤となる社会資本については、物流の効率化による産業振興を支援するため、内陸部と港湾を結ぶ路線など物流の基盤となる道路や、農林水産業の生産基盤の整備を進めるとともに、観光客の利便性の向上を図るため、主要な観光地を結ぶ道路や広域的なサイクリングルートの整備を推進します。
- ・ 関係機関と連携し、温室効果ガスの排出削減などの社会的要請を踏まえたポートセールスを開するなど、県内港湾への利用転換を図るとともに、外国船社クルーズ船の寄港に向けた受入環境の整備に取り組みます。また、いわて花巻空港における国際線の運航に対応した受入態勢の強化などに取り組みます。
- ・ 生活を支える社会資本については、将来にわたって機能を發揮し続けられるよう、道路施設などの予防保全型への転換を進めるなど、適切な維持管理を推進します。
- ・ 地域の道路や河川などの良好な利用環境等を確保するとともに、社会資本の維持管理に係る県民の意識醸成を図るため、県民との協働による維持管理やインフラの点検などを推進します。
- ・ 地域において社会資本の整備や維持管理、災害時の対応を担う建設業の持続的・安定的な経営に向けた基盤強化や、インフラ分野のDXの推進による生産性の向上に向けた取組などを推進します。

【いわて幸福関連指標】

指 標	単位	現状値	年度目標値			計画目標値 R8
		R3	R5	R6	R7	
① インターネットの利用率	%	83.9				
② 河川整備率	%	51.9				
③ 緊急輸送道路の整備延長	km	32.5				
④ 港湾取扱貨物量	万 t	506				
⑤ 社会資本の維持管理を行う協働団体数	団体	424				

【政策項目一覧】

政策項目	具体的推進方策
45 科学・情報技術を活用できる基盤を強化します	<ul style="list-style-type: none"> ① ILCを核とした国際研究拠点の形成と関連技術等の产业化支援 ② デジタル技術の利活用による地域課題の解決と県民利便性の向上 ③ 情報通信インフラの整備促進 ④ イノベーションの創出に向けた研究開発の推進 ⑤ 科学技術の社会実装の推進
46 安全・安心を支える社会資本を整備します	<ul style="list-style-type: none"> ① ハード対策とソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策 ② 公共建築物等の耐震化による安全の確保 ③ 災害に強い道路ネットワークの構築 ④ 日常生活を支える安全な道づくりの推進 ⑤ 自然災害に強い農山漁村づくりの推進【再掲】
47 産業や観光振興の基盤となる社会資本を整備します	<ul style="list-style-type: none"> ① 産業振興や交流を支える道路整備 ② 港湾の整備と利活用の促進 ③ いわて花巻空港の機能拡充と利活用の促進 ④ 農林水産業の生産基盤の着実な整備【再掲】
48 生活を支える社会資本を良好に維持管理し、次世代に引き継ぎます	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会資本の適切な維持管理等の推進 ② 県民との協働による維持管理の推進 ③ 建設業における労働環境の整備、技術力・生産性の向上、経営基盤の強化【再掲】

IX 社会基盤

45 科学・情報技術を活用できる基盤を強化します

(基本方向)

科学・情報技術を活用できる基盤の強化につながる ILC の実現と、ILC を核とした国際研究拠点の形成を見据えた受入環境整備の取組、新たな産業振興に向けた取組を推進します。

DX の推進により、県民の豊かな暮らしを実現するため、「行政の DX」、「産業の DX」、「社会・暮らしの DX」、「DX を支える基盤整備」の 4 つを基本方針とし、デジタル化の基盤となる 5G 等の情報通信基盤や、各種情報を把握・分析・活用できるデータ基盤の整備を進めるとともに、デジタル技術やデータを駆使し、新たな価値を創造できるデジタル人材の育成などを推進します。

また、本県の多様な資源と技術を生かした研究シーズの創出や科学技術の社会実装¹などを推進します。

現状と課題

- ILC を核とした国際研究拠点の形成を見据え、関連インフラの整備や外国人研究者・家族の生活環境整備が求められるほか、イノベーション創出に向けた産学官の連携拠点や加速器関連産業²の集積地域の形成が求められます。
- 国では、デジタル化による成長戦略を掲げ、デジタルの力を活用し、地域の個性と豊かさを生かしつつ、都市部と同等以上の生産性・利便性も兼ね備えた「デジタル田園都市国家構想」の実現を推進しています。
- 人口減少や少子高齢化、労働力不足など様々な課題が深刻化しており、これらの課題解決にむけ、デジタル実装を通じて DX を推進していく必要があります。
- 各分野のデジタル化、DX 推進に必要な、5G 等の高速で安定した通信環境の整備、各種情報を把握・分析・活用するためのデータ基盤の整備、デジタル技術やデータを駆使し、アイディアを具現化し新たな価値を創造することができるデジタル人材の育成などを進める必要があります。
- こうしたことに対応するため、産学官金で構成する「いわて DX 推進連携会議」を設置し、本県における DX 推進にオール岩手で取り組んでいます。
- 県内高等教育機関をはじめとする産学官金の連携により、科学技術による持続的なイノベーションの創出に向けた取組が進められています。
- イノベーションを創出するためには、新たな付加価値を創出する基盤を強化していくことが引き続き必要であることから、競争力のある技術や製品につながる研究開発機能の強化や、本県の多様な資源と技術を生かしたオリジナリティの高い研究シーズの創出を促進する必要があります。

¹ 科学技術の社会実装：具体的な研究成果の社会還元。研究の結果得られた新たな知見や技術が、将来商品化され市場に普及する、または行政サービスに反映されるなどにより、社会や経済に效益をもたらすこと。

² 加速器関連産業：ILC や放射線治療装置に用いられる加速器（電気を帶びた粒子を加速する装置）の製造等に関連する産業。

- ・ 研究成果を社会で生かすことが重要であることから、社会実装へつなぐ事業化の取組を強化する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① ILCを核とした国際研究拠点の形成と関連技術等の产业化支援

- ・ ILCを核とした国際研究拠点の形成を見据え、市町村が行うまちづくりへの支援、関連インフラや外国人研究者・家族の生活環境の整備に向けた検討・調整などの取組を進めます。

また、产学研官連携による共同研究の推進、県内企業の加速器関連産業への参入支援や技術力向上などの取組を進めます。

② デジタル技術の利活用による地域課題の解決と県民利便性の向上

- ・ 「行政のDX」、「産業のDX」、「社会・暮らしのDX」、「DXを支える基盤整備」の4つの基本方針のもと、学識経験者やサービス提供事業者の知見も活用しながら、各分野でのDXを推進し、行政サービスの向上、産業の振興、新しい暮らしの実現、誰もがデジタルを利活用できる環境整備や、デジタル人材の育成などにより、デジタル技術を利活用した地域課題の解決や県民の利便性向上の取組を推進します。
- ・ 自治体情報システムの標準化・共通化を着実に進めるため、各市町村の取組を支援するとともに、行政手続きの簡素化、オンライン化、ワンストップ・プッシュ型³サービスの実現などの取組を推進します。
- ・ 県民一人ひとりのニーズやライフスタイルに合った働き方ができる持続可能な地域社会の実現に向け、产学研官金が連携し、全ての産業におけるデジタル化を推進します。
- ・ デジタル技術の専門家の派遣などにより、人工知能（AI）、ロボティクス⁴、BPR⁵とRPA⁶を活用した生産性向上や業務改革などの先進的なデジタル技術利活用事例を普及・導入促進することにより、新たな付加価値の創造を支援します。
- ・ 復興や地域課題解決に向けた民間企業やNPO等の取組の活性化を図るため、県が保有する公共データを利活用が容易なデータ形式で公開し、営利・非営利を問わず二次利用を広く認め、積極的な活用を促す「オープンデータ」の取組を推進します。
- ・ 最新のデジタル技術の利活用事例を紹介するフェアの開催等による県民や企業等へのDX普及啓発を行うとともに、大学等と連携した人材育成セミナー、研修会等の開催によりデジタル人材を育成する取組を推進します。

③ 情報通信インフラの整備促進

- ・ 5Gサービスエリアの早期拡大に向け、引き続き、通信事業者、市町村等と連携し、大容量高速通信を可能とする基盤の整備を促進します。

④ イノベーションの創出に向けた研究開発の推進

- ・ 研究開発等によって得られた知的財産を適切に保護・活用し、知的創造サイクル⁷を確立するこ

³ ワンストップ・プッシュ型：ワンストップ型（行政機関などへの手続きを一度で済ませる機能）とプッシュ型（一人ひとりにあった行政機関からのお知らせを表示する機能）を組み合わせたもの。

⁴ ロボティクス：工学の一分野。制御工学を中心に、センサー技術・機械機構学などを総合して、ロボットの設計・製作及び運転に関する研究を行うもの。

⁵ BPR：Business Process Re-engineeringの略。プロセスの観点から業務フローや組織構造、情報システムなどを再構築し、業務改革すること。

⁶ RPA：Robotic Process Automationの略。ホワイトカラーの単純な間接業務を自動化するテクノロジー。

⁷ 知的創造サイクル：生み出された知的財産を特許等に権利化するなどによって保護し、その知的財産が新たな製品やサービスの創出などに活用され、それによって得られた資本が更に新たな知的財産の創造に投資されるという、知的財産の創造・保護・活用の循環システ

とによって、競争力のある技術や製品につながる研究開発を推進します。

- ・ 研究シーズの創出、育成から応用化、事業化まで研究ステージに応じた切れ目のない資金支援により、本県の多様な資源と技術を生かしたオリジナリティの高い研究開発を推進します。

⑤ 科学技術の社会実装の推進

- ・ ものづくり産業や農林水産業をはじめとする各分野における課題解決を図るために、研究成果の生産現場への導入を推進します。
- ・ いわて海洋研究コンソーシアムの構成機関をはじめとする海洋研究機関の連携を強化し、三陸海域をフィールドとした海洋生態系、漁場環境等の調査研究の成果等を地域に還元する取組を推進します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① ILCを核とした国際研究拠点の形成と関連技術等の产业化支援					
目標					
・講演会等参加者数（人）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
2,203					
現状値は令和3年の値					
・加速器関連産業における共同研究開発件数（件）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
3					
現状値は令和3年の値					
② デジタル技術の利活用による地域課題の解決と県民利便性の向上					
目標					
・市町村デジタル技術利活用サービス開始数（件）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
25					
現状値は令和3年の値					
・オープンデータ公開項目数（件）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
153					
現状値は令和3年の値					
③ 情報通信インフラの整備促進					
目標					
・5G人口カバー率（%）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
—					

市町村が行うまちづくりへの支援					
関連インフラや外国人研究者・家族の生活環境の整備に向けた検討・調整					
産学官連携による共同研究の推進					
県内企業の加速器関連産業への参入支援や技術力向上					
岩手県DX推進計画策定					
地域課題解決に向けた取組の推進					
有識者会議等による進捗管理					
市町村のデジタル技術利活用に係る取組の普及・導入促進					
アドバイザーによる市町村・企業等、地域の取組支援					
データクレンジング等による公開データの品質向上					
地域課題解決に資する民間事業者等のニーズに基づいたデータ収集					
市町村のオープンデータの取組支援					
市町村の携帯電話基地局整備の取組支援					
通信事業者への要望活動					

ム。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
④ イノベーションの創出に向けた研究開発の推進					
目標					
・競争的外部資金獲得件数（件）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
51					
現状値は令和3年の値					
・特許等出願件数（件）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
448					
現状値は令和2年の値					
・県の支援による研究開発実施件数（件）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
11					
現状値は令和2年の値					
⑤ 科学技術の社会実装の推進					
目標					
・特許等実施件数 ⁸ （件）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
134					
現状値は令和2年単年の値					

知的財産の創造・保護の促進

競争的外部資金の獲得支援

研究ステージに応じた資金支援

関係機関の情報共有

産学官によるマッチングの強化

ドローン等の社会実装に係る実証実験

知財活用の促進

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・科学技術に対する理解の増進
- ・ILCを核とした国際研究拠点形成を見据えたまちづくりへの参画
- ・デジタル技術利活用に関する知識や技能の向上

(企業等)

- ・先端科学技術の生産現場等への導入
- ・ILCに関連する技術や研究成果を基にしたビジネスの拡大
- ・通信事業者単独及び補助事業による情報通信インフラの整備
- ・デジタル技術を利活用したサービスの提供、活用、金融支援
- ・デジタル技術の利活用に関する住民への普及啓発

(教育機関・産業支援機関等)

- ・産学官コーディネート活動の推進
- ・国等の競争的外部資金獲得支援
- ・知的財産の管理や活用支援
- ・加速器関連産業の集積地域形成の促進
- ・デジタル人材の育成

(研究機関)

⁸ 特許等実施件数：特許等に係る物や方法、物を生産する方法により生産・使用・譲渡等をする行為の件数。

- ・研究開発基盤の整備
- ・先端技術の生産現場等への導入に向けた研究開発
- ・新技術の研究開発
- ・研究シーズの創出と育成
(公設試験研究機関)
- ・研究開発基盤の整備
- ・先端技術の生産現場等への導入に向けた研究開発
- ・I L Cに関連する技術等を地域に還元するための研究
(市町村)
- ・研究開発を行う地域企業の支援
- ・I L Cを核とした国際研究拠点形成を見据えたまちづくり
- ・外国人研究者等の生活環境の整備
- ・デジタル技術を利活用した住民サービスの提供
- ・情報通信インフラの整備
- ・通信事業者への働きかけ
- ・情報通信インフラ整備に関する国への支援制度拡充の提言
- ・デジタル技術の利活用に関する住民への普及啓発

46 安全・安心を支える社会資本を整備します

(基本方向)

自然災害から県民の暮らしを守るため、河川改修や津波防災施設、砂防施設、農業水利施設、治山施設、漁港施設などのハード対策と、災害関連情報の充実強化などのソフト施策を効果的に組み合わせた、防災・減災対策を推進します。

また、災害に強い道路ネットワークを構築するため、幹線道路の整備や緊急輸送道路等の防災機能の強化などを推進します。

さらに、日常生活を支える安全・安心な道づくりのため、救急搬送ルートの整備や地域の実情に応じた道路整備、冬期間の道路交通確保対策、通学路等への歩道の整備、自転車通行空間の整備などを推進します。

これらの社会資本の整備に当たっては、必要な事業量を計画的に確保しながら取組を推進します。

現状と課題

- ・ 激甚化・頻発化する自然災害に備え、流域全体のあらゆる関係者が協働して行う流域治水の考え方を踏まえ、河川改修や砂防施設の整備などのハード対策と、水位周知河川の指定などのソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策を推進していくことが必要です。ソフト施策のうち、洪水浸水想定区域の指定については、令和3年の水防法改正を踏まえ、新たに指定対象となった中小河川における区域指定を進めるとともに、土砂災害警戒区域の指定については、令和2年の国の指針変更を踏まえ、区域等の指定を進めることができます。
- ・ 津波による被害を最小限に抑えるため、津波防災施設の整備や、避難のための情報の充実など安全な避難体制の構築等を進めてきたところであり、引き続き、早期の完成に向けて整備を推進することが必要です。
- ・ 公共建築物等の耐震化が進みましたが、引き続き「岩手県耐震改修促進計画」に基づき、補助制度の周知等により耐震化を促進する必要があります。
- ・ 復興道路として国により整備が進められた三陸沿岸道路や釜石自動車道などの高規格道路については、令和3年度までに全線開通した一方、緊急輸送道路等については、災害時に迅速な避難・救急活動等が行えるよう、引き続きあい路の解消や防災対策などを推進していくことが必要です。
- ・ 救急医療機関へのアクセス道路については、救急医療や地域医療を支援するため、引き続き整備を推進するとともに、冬期間の安全で円滑な通行の確保や道路利用者の安全な通行確保のため、今後も、必要な堆雪幅の確保や通学路等への歩道設置、自転車通行空間の整備などを進めていくことが必要です。
- ・ 豪雨等による被害が頻発する中、自然災害等に強い農山漁村づくりに向け、農業水利施設や治山施設、漁港施設の着実な整備とともに、流域治水に係る地域住民の理解醸成など、市町村や地

域住民と連携した防災・減災対策に取り組んでいく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① ハード対策とソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策

- ・ 洪水災害に対する安全度の向上を図るため、これまでの被害状況等を踏まえて築堤や河道掘削などの河川改修等を推進します。
- ・ 避難のための情報の充実など安全な避難体制の構築に向けて、水位周知河川や洪水浸水想定区域の指定などを進め、河川の水位や水害リスク等に係る防災情報の充実強化を図ります。
- ・ 激甚化・頻発化する自然災害に備え、流域全体のあらゆる関係者が協働して行う流域治水の深化を図るとともに、流域治水への住民参画の取組を拡大します。
- ・ 津波による被害を最小限に抑えるため、津波防災施設の整備を推進するとともに、避難のための情報の充実など安全な避難体制の構築等を進めます。
- ・ 土砂災害に対する安全度の向上を図るため、これまでの被害状況等を踏まえて砂防堰堤や急傾斜地崩壊対策施設等の整備に取り組みます。
- ・ 土砂災害が発生するおそれのある新たな箇所の基礎調査結果を公表して危険性のある箇所を明らかにするとともに、土砂災害警戒区域等の指定などを進め、土砂災害に係る防災情報の充実強化を図ります。

② 公共建築物等の耐震化による安全の確保

岩手県耐震改修促進計画に基づき、防災拠点建築物や多数の人が利用する建築物の耐震化を促進します。

③ 災害に強い道路ネットワークの構築

- ・ 災害に強い道路ネットワークを構築するため、高規格道路を補完する道路等の整備を推進します。
- ・ 災害時に迅速な避難・救急活動や緊急物資の輸送等が行えるよう、緊急輸送道路の通行危険箇所やあい路の解消、橋梁の耐震化、道路防災対策及び道の駅の防災機能の強化等を推進します。
- ・ 道路利用者が安全に通行できるよう、通行規制や積雪状況などの道路情報の提供を行います。

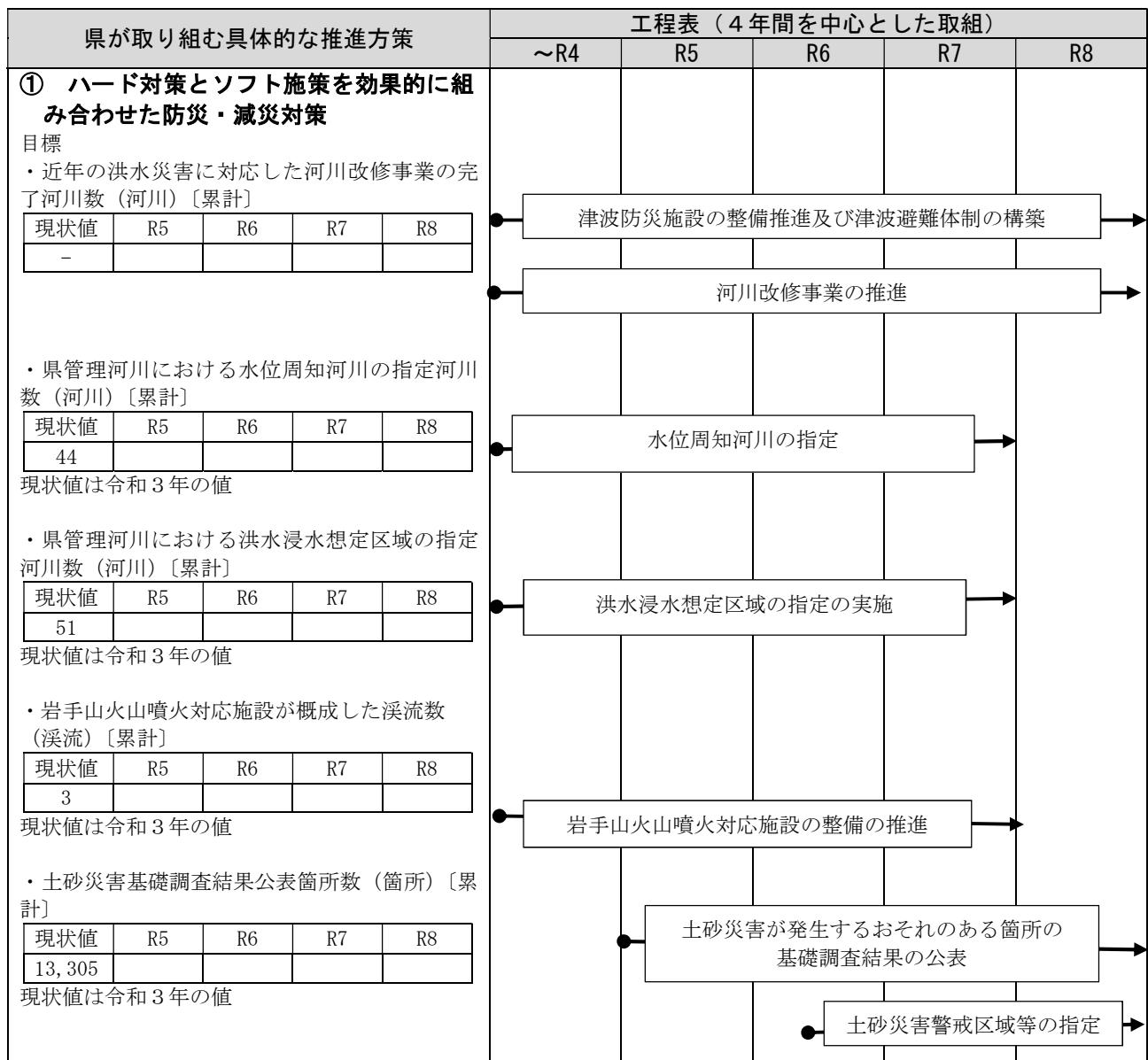
④ 日常生活を支える安全な道づくりの推進

- ・ 救急医療や地域医療を支援するため、救急搬送ルートの整備を推進します。
- ・ 岩手の厳しい気候の中においても冬期間の安全で円滑な道路通行の確保を図るため、除雪の着実な実施や除雪に必要な堆雪幅を確保した道路整備等を推進します。
- ・ 歩行者や自転車利用者の安全な通行を確保するため、通学路等への歩道設置や交通安全施設等の整備、自転車通行空間の整備を推進します。
- ・ 車両の安全な通行を確保するため、すれ違い困難等により支障が生じている路線において、待避所設置や路肩拡幅などを効果的に組み合わせた、地域の実情に応じた道路の整備に取り組みます。

⑤ 自然災害に強い農山漁村づくりの推進【再掲】

- ・ ため池等の農業水利施設の防災機能強化とともに、流域治水の取組定着や田んぼダムに係る地域住民の理解醸成など、地域の防災意識を高める活動を一体的に取り組みます。
- ・ 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等に備え、正確な土地境界の復元を可能にする地籍調査を促進します。

- ・ 山地災害の未然防止や荒廃森林の復旧に向け、適切な森林整備、治山施設の設置に取り組みます。
- ・ 津波被害から復旧した海岸防災林の防災機能の早期発現に向け、適切な保育管理に取り組みます。
- ・ 地震・津波・高波などの自然災害に備えた防波堤・岸壁等の漁港施設の防災・減災対策を推進します。
- ・ 漁港から高台への避難体制の構築、操業中の漁船の避難ルールや水産業BCPの策定支援など、漁業地域の防災力向上を推進します。
- ・ 沿岸地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた、海岸保全施設や避難路の整備等を推進します。



県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
② 公共建築物等の耐震化による安全の確保					
目標					
・私立学校の耐震化率（%）【再掲】					
現状値	R5	R6	R7	R8	
89.5					
現状値は令和3年の値					
・病院の耐震化率（%）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
78.3					
現状値は令和3年の値					
③ 災害に強い道路ネットワークの構築					
目標					
・緊急輸送道路の整備完了箇所数（箇所）【累計】					
現状値	R5	R6	R7	R8	
17					
現状値は令和3年の値					
・緊急輸送道路における耐震化完了橋梁数（橋）【累計】					
現状値	R5	R6	R7	R8	
31					
現状値は令和3年の値					
・緊急輸送道路における道路防災対策完了箇所数（箇所）【累計】					
現状値	R5	R6	R7	R8	
9					
現状値は令和3年の値					



県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・住宅、建築物の耐震化の取組
- ・津波からの避難方法や津波特性などの啓発活動への参加
- ・水防活動等への参加

(企業・団体)

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等
- ・住宅、建築物の耐震改修等の普及啓発
- ・私立学校施設の耐震化の推進
- ・災害時支援協定による応急対策
- ・高規格道路の整備

(市町村・国)

- ・住民生活に直結した社会資本整備
- ・ハザードマップの作成などによる自然災害に対する避難方法などの周知、啓発活動の実施
- ・国や県との連携による、住民への避難情報の提供や避難指示
- ・水防活動の実施
- ・住宅の耐震改修等への支援
- ・市町村立学校施設等の耐震化の推進
- ・庁舎の耐震化の取組
- ・一般国道や県道等の整備と連携した市町村道整備
- ・除雪の着実な実施
- ・湾口防波堤等の整備
- ・国が管理する国道、一級河川の整備及び維持管理、情報の提供
- ・災害時における技術面等での支援
- ・高規格道路の整備

IX 社会基盤

47 産業や観光振興の基盤となる社会資本を整備します

(基本方向)

物流の効率化など生産性の向上を図るため、内陸部と港湾を結ぶ道路や工業団地、インターチェンジへのアクセス道路、港湾などの産業の基盤となる社会資本の整備・利活用を推進します。

また、観光の振興を図るため、都市間や主要な観光地を結ぶ道路の整備、港湾・空港の機能拡充など、交流人口の拡大や外国人観光客の増加などを見据えた社会資本の整備・利活用を推進します。

さらに、効率的で高収益な農林水産業を実現するため、生産基盤の着実な整備を推進します。

これらの社会資本の整備に当たっては、必要な事業量を計画的に確保しながら取組を推進します。

現状と課題

- ・ 港湾と内陸部を結ぶ道路や主要な観光地へのアクセス道路については、今後も、物流の効率化や観光客の利便性向上等のため整備を推進していくことが必要です。
- ・ サイクルツーリズム等の自転車を活用した観光振興を図るため、快適にサイクリングを楽しめるサイクルルートなどの環境整備が必要です。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による世界的な物流混乱などの影響により県内港湾の利用が伸びていない中で、依然として県内各地と県外港湾との間を陸上輸送されている貨物が多いことを踏まえ、港湾所在市、内陸市町及び協定先港湾¹とも連携し、荷主企業等に対して、温室効果ガス排出削減やトラックドライバーの労働時間上限規制など社会的要請を踏まえたポートセールスを行い、県内港湾への利用転換を進めることができます。
- ・ 新型コロナの影響により、令和2年以降、外国船社クルーズ船の寄港はありませんが、寄港再開に備え、国内船社クルーズ船の寄港の実績を積み重ね、安全・安心をPRしながら、港湾所在市や協定先港湾と連携したポートセールスや外国船社クルーズ船の受入環境整備に取り組むことが必要です。
- ・ 新型コロナの影響により、いわて花巻空港の利用者数等は以前の水準に至っていないものの、国内線は神戸線を含む5路線が運航し、観光やビジネス面での利便性が向上していることから、航空会社等と連携し、各路線の航空需要の回復等に向け、一層の利用促進に取り組む必要があります。
- ・ いわて花巻空港においては、令和9年度から適用される国の滑走路端安全区域²（R E S A）の基準を満たす必要があります。
- ・ 市場ニーズに的確に対応し、効率的で高収益な農林水産業の実現に向け、水田の大区画化や林

¹ 協定先港湾：海上輸送ネットワーク強化による荷主の利便性向上、クルーズ船誘致や受入体制の強化等を目的に協定を締結した港湾。

² 滑走路端安全区域：航空機がオーバーラン等を起こした場合に航空機の損傷を軽減させるため、着陸帯の両側に設けられる区域。

道などの路網整備、農業水利施設や漁港施設の長寿命化対策など、生産基盤の着実な整備が求められています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 産業振興や交流を支える道路整備

- ・ 物流の効率化など生産性向上による産業振興を支援するため、内陸部と物流拠点である港湾を結ぶ路線や、工業団地、インターチェンジへのアクセス道路など、物流の基盤となる道路の整備を推進します。
- ・ 県内各地を周遊する観光客の利便性の向上を図るため、世界遺産や三陸ジオパークなど主要な観光エリアを結ぶ道路や観光振興に資する道路の整備、市町村と連携した道の駅の整備、広域的なサイクリングルートの整備等を推進します。

② 港湾の整備と利活用の促進

- ・ 港湾を活用した産業振興を促進するため、港湾機能の充実を進めるとともに、港湾所在市、内陸市町及び協定先の港湾と連携し、温室効果ガス排出削減など社会的要請を踏まえた荷主企業等へのポートセールスを展開します。
- ・ 観光振興や地域振興に資するクルーズ船の寄港拡大を図るため、港湾所在市や協定先港湾等と連携したクルーズ船社へのポートセールスを展開するとともに、外国船社クルーズ船寄港時の円滑な受入に向けた関係者との情報共有・調整に取り組みます。

③ いわて花巻空港の機能拡充と利活用の促進

- ・ 国際線の定着と運航拡大に向け、受入態勢強化、利便性向上及び施設整備に取り組むとともに、交流やにぎわいの拠点としての空港の利活用の取組を展開します。
- ・ 航空機の安全運航のため、滑走路端安全区域（R E S A）等の整備に取り組みます。

④ 農林水産業の生産基盤の着実な整備【再掲】

(農業)

- ・ 水田の大区画化や排水改良など、生産コストの低減や畑作物等の生産拡大を図る農業生産基盤の整備を推進します。
- ・ 水利用の省力化や農作業の負担軽減に向け、自動給排水システムや自動操舵トラクタ等のスマート農業技術の実装が可能となるよう基盤整備を推進します。
- ・ 農業の生産条件が不利な中山間地域において、地域のニーズに合わせたきめ細かな基盤整備を推進します。
- ・ 農業用水の安定供給に向けた農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る保全管理を推進します。
- ・ 土地改良区の運営基盤強化に向けた複式簿記会計の定着や統合整備の支援など、農業水利施設の適切な保全管理を促進します。
- ・ 荒廃農地の発生防止・再生利用など、農業委員会等による農地利用の最適化の取組を推進します。

(林業)

- ・ 森林経営計画の作成や森林経営管理制度の円滑な運用への支援による、森林施業の集約化、再造林や間伐等の計画的な森林整備を促進します。
- ・ 再造林に必要なカラマツやスギ花粉症対策品種の種苗の安定供給等により、計画的な再造林の実施に向けた取組を推進します。

- ・ 計画的な森林整備や木材の安定供給に向けた林道等の路網整備を推進します。

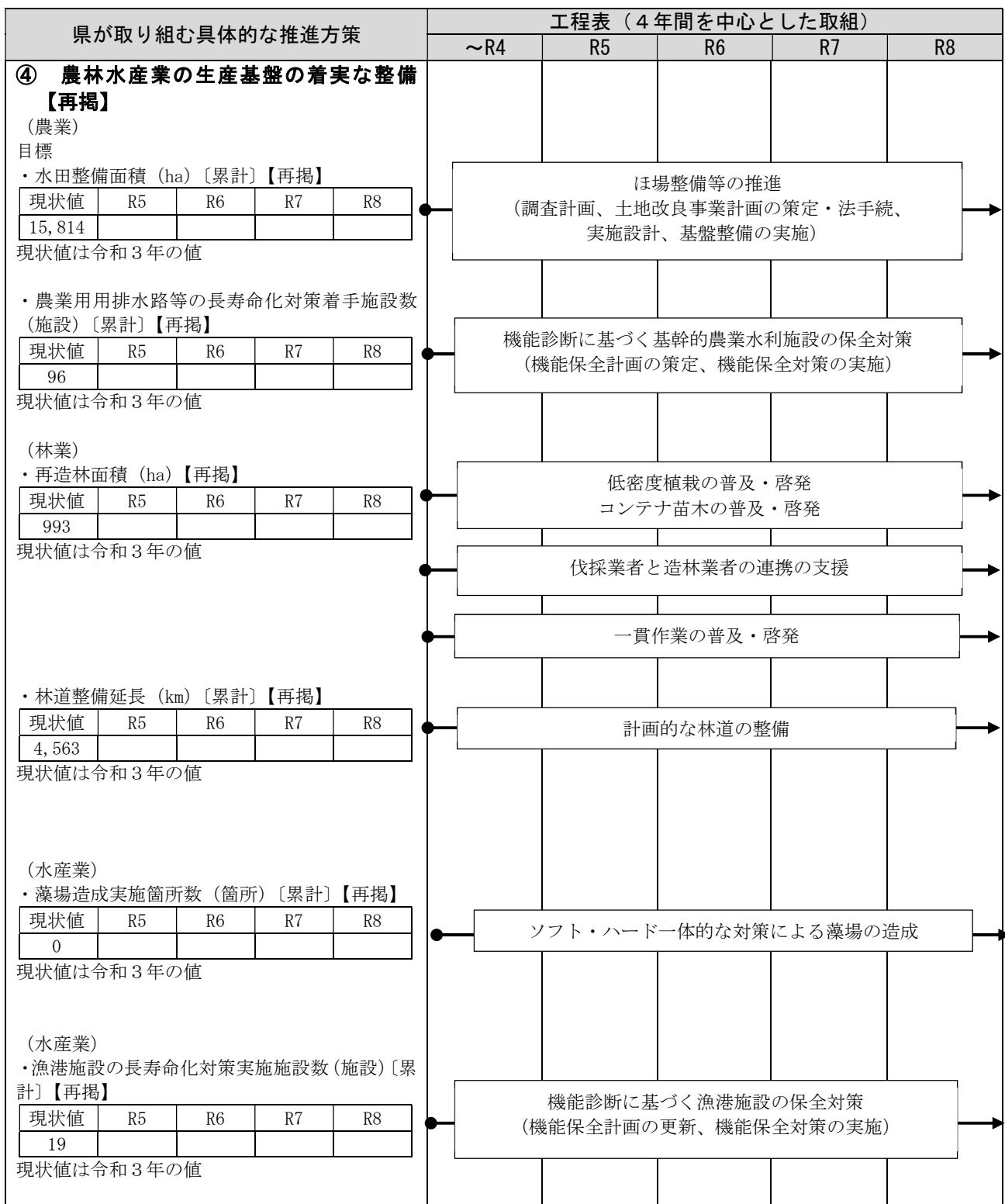
(水産業)

- ・ アワビ等の水産資源の回復・増大に向けた藻場や産卵・保護礁の造成、漁港内の静穏水域等を活用した増殖場の整備などを推進します。
- ・ 漁業生産の効率化や就労環境の改善に向けた水揚げが増加している水産物の陸揚げ作業等の効率化・省力化に資する岸壁や浮桟橋の整備、新たな産地魚市場の整備や電子入札化など、水産基盤の計画的な整備を推進します。
- ・ 水産物の安定的な供給に向け、漁港施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る計画的な保全管理を推進します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 産業振興や交流を支える道路整備					
目標					
・物流の基盤となる道路の整備延長 (km) [累計]					
現状値	R5	R6	R7	R8	
10.4					
現状値は令和3年の値					
・主要な観光地へのアクセス道路の整備延長 (km) [累計]					
現状値	R5	R6	R7	R8	
23.0					
現状値は令和3年の値					
② 港湾の整備と利活用の促進					
目標					
・港湾におけるコンテナ貨物取扱数（実入り）(TEU)					
現状値	R5	R6	R7	R8	
8,709					
現状値は令和3年の値					
・クルーズ船寄港回数（回）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
4					
現状値は令和3年の値					
	物流の基盤となる道路の整備				
	主要な観光地へのアクセス道路の整備				
	港湾機能の充実				
	企業訪問等によるポートセールスの展開				
	クルーズ船社へのポートセールスの展開				

県が取り組む具体的な推進方策		工程表（4年間を中心とした取組）				
		～R4	R5	R6	R7	R8
③ いわて花巻空港の機能拡充と利活用の促進						
目標						
・いわて花巻空港の航空旅客数（千人）【再掲】						
現状値	R5	R6	R7	R8		
206 内訳 (国内)						
206 (国際) -						
現状値は令和3年の値						
・滑走路端安全区域（R E S A）の整備延長（m） 〔累計〕						
現状値	R5	R6	R7	R8		
40						
現状値は令和3年の値						

The diagram consists of two rectangular boxes with black outlines and arrows pointing towards the R5 column of the timeline table. The top box is labeled "航空旅客数の増加に向けた取組" (Measures for increasing air passenger numbers) and the bottom box is labeled "航空機の安全運航のための空港整備" (Airport improvement measures for safe aircraft operation). Both boxes have arrows pointing from their left side to the vertical line of the R5 column.



県以外の主体に期待される行動

(県民・企業)

- ・県内の道路や港湾を活用した物流の効率化
- ・観光等での県内の道路、港湾及び空港の活用
- ・いわてサイクルステーション登録等の自転車利用者へ提供するサービスの充実
- ・高規格道路の整備

(市町村・国)

- ・一般国道や県道等の整備と連携した市町村道、道の駅の整備
- ・県と連携したポートセールスの展開
- ・県と連携した空港利用促進の取組
- ・農林水産業に係る生産基盤整備の合意形成及び事業化支援
- ・国が管理する国道の整備
- ・高規格道路の整備
- ・湾口防波堤等の整備

IX 社会基盤

48 生活を支える社会資本を良好に維持管理し、次世代に引き継ぎます

(基本方向)

社会資本が将来にわたって機能を発揮し続けるため、老朽化が進む施設の計画的な修繕を行う「予防保全型維持管理」などにより、適切な維持管理等を推進します。

また、地域の道路や河川などの良好な利用環境等を確保するため、県民との協働による維持管理を推進します。

さらに、地域において社会資本の整備や維持管理、災害時の対応を担う建設業の持続的・安定的な経営に向けた基盤強化の取組などを推進します。

現状と課題

- 高度経済成長期に集中的に整備した多くの社会資本の老朽化の進行に加え、防潮堤や水門・陸こう自動閉鎖システムなど、維持管理が必要な社会資本が増加しており、これらの社会資本について、予防保全型インフラメンテナンスへの転換を進め、施設の長寿命化と中長期的なトータルコストの縮減を図るため、道路や河川等16分野において策定した個別施設計画に基づき、施設の計画的な修繕等を推進する必要があります。
- 人口や世帯数は将来的に減少する見込みであることに加え、県営住宅が一斉に耐用年限を迎える時期が到来することから、継続的な既存県営住宅の長寿命化を図るとともに、災害公営住宅の整備によるストックの大幅な増加を踏まえた管理戸数の適正化を進める必要があります。
- 県民との協働による維持管理については、高齢化が進み、活動の維持が困難となった団体もあることから、団体数の維持・拡大や県民との協働によるインフラ点検などを推進する必要があります。
- 地域において社会資本の整備や維持管理、災害対応を担う建設業では、従事者の高齢化に伴う大量退職の可能性があるほか、令和6年度から適用される時間外労働の上限規制への対応が求められており、従事者の確保対策を進めるとともに、誰もが働きやすい労働環境の整備などの働き方改革やインフラ分野のDXの推進による生産性の向上を推進する必要があります。
- 建設現場におけるICTの活用が進みましたが、取組が一部企業に限られていることから、更なるICTの普及・拡大を図り、インフラ分野のDXを推進する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 社会資本の適切な維持管理等の推進

- 老朽化が進む社会資本の機能を将来にわたって発揮し続けるため、道路や河川、住宅など16分野の個別施設計画に基づき、早期に修繕が必要な橋梁やトンネル等の老朽化対策の加速化を図り、予防保全型の維持管理への転換を進めるなど、適切な維持管理に取り組みます。
- 空き住戸を活用した移住・定住の促進により、県営住宅ストックの有効活用に取り組みます。

② 県民との協働による維持管理の推進

- ・ 地域の道路や河川・海岸等への愛護意識の向上を図りながら、草刈りや清掃等の維持管理を行う住民団体に対する支援等に取り組み、県民との協働を推進します。
- ・ 県民との協働によるインフラ点検を推進し、維持管理に係る意識の醸成を図ります。

③ 建設業における労働環境の整備、技術力・生産性の向上、経営基盤の強化【再掲】

- ・ 地域において社会資本の整備や維持管理、災害時の対応を担う建設業従事者の確保に向け、建設業の魅力の発信や労働環境の改善に向けた意識啓発を推進するとともに、若者や女性等が働きやすい労働環境の整備を促進します。
- ・ 「いわて建設業振興中期プラン」に基づき、地域の建設企業の技術力・生産性の向上や経営基盤の強化、経営革新に対する支援等を推進します。
- ・ インフラ分野のDXによる生産性の向上に向けて、i-Constructionを推進するため、建設分野へのICTの普及・拡大を図ります。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 社会資本の適切な維持管理等の推進					
目標					
・早期に修繕が必要な橋梁の対策完了数（橋） 〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8 49					
現状値は令和3年の値					
・県営住宅の長寿命化計画に基づく修繕・改善着工率（%）					
現状値 R5 R6 R7 R8 11.4					
現状値は令和3年の値					
② 県民との協働による維持管理の推進					
目標					
・県管理道路の維持管理活動を行う団体数（団体）					
現状値 R5 R6 R7 R8 357					
現状値は令和3年の値					
・川や海岸の清掃美化活動を行う団体数（団体）					
現状値 R5 R6 R7 R8 67					
現状値は令和3年の値					
・協働による橋梁点検参加者数（人）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8 -					
	各施設の適切な維持管理、長寿命化				
	住民との協働による道路の草刈りや歩道除雪の推進				
	いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度の周知・普及				
	県民との協働による橋梁点検の推進				

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
③ 建設業における労働環境の整備、技術力・生産性の向上、経営基盤の強化 【再掲】					
目標					
・県営建設工事における週休二日工事の実施件数（件）【累計】【再掲】					
現状値 R5 R6 R7 R8					
104					
現状値は令和3年の値					
・県営建設工事におけるICT活用工事の実施件数（件）【累計】【再掲】					
現状値 R5 R6 R7 R8					
73					
現状値は令和3年の値					

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・道路や河川の草刈り、点検等における県等との協働
- ・道路や河川など暮らしに身近な社会資本を良好に利用しながら、次の世代へ引き継ぐ取組

(企業)

- ・経営基盤の強化や持続的な技術力・生産性の向上
- ・働きやすい労働環境の改善
- ・人材の確保・育成

- ・国、県、市町村と連携した社会資本の良好な整備や維持管理の実施
- ・災害時における国、県、市町村と連携した社会資本の迅速な応急対策の実施

(関係団体)

- ・建設企業が行う経営改革への取組を支援し、社会資本の担い手を育成・確保

(市町村・国)

- ・公共施設等総合管理計画の策定と計画に基づく効率的・効果的な維持管理の実施
- ・道路や河川、公園などの維持管理における住民協働の推進
- ・建設企業が行う経営改革への取組を支援し、社会資本の担い手を育成・確保
- ・i-Construction の推進

X 参画

男女共同参画や若者・女性、高齢者、障がい者などの活躍、
幅広い市民活動や県民運動など

幸福の追求を支える仕組みが整っている岩手

【これまでの成果と課題】

- 性別にかかわらず、一人ひとりが尊重され、共に参画できる社会の実現に向けて、男女平等や多様な性への県民の理解醸成、政策・方針決定過程への女性の参画の推進などに取り組みましたが、男女意識調査によると、社会全体で男性が優遇されているという意識が依然として高く、L G B T¹という用語の内容の認知度も3割にとどまっており、意識改革や慣行の見直し等が職場、学校、地域、家庭等で行われるよう取り組む必要があります。
- 女性の活躍を支援するため、いわて女性の活躍促進連携会議と連携し、いわて女性活躍企業等認定制度の普及拡大、経営者等の意識改革を促すセミナーの開催等に取り組んだ結果、男女意識調査において「女性が働きやすい環境にある」と感じる人が増加している一方で、「労働者総数に占める女性の割合」が伸びていない状況にあることから、女性が活躍できる職場環境づくりを一層推進する必要があります。
- いわてネクストジェネレーションフォーラムの開催等を通じて、地域で活躍する若者の交流の場を提供するなど、若者同士のネットワークづくりを推進しました。今後とも、多様な分野で若者が活躍できる環境づくりを推進し、地域の活力の維持・向上につなげていく必要があります。
- 高齢者が主体的に実施する多様な地域貢献活動等への支援を行った結果、「高齢者のボランティア活動比率」はおおむね順調に推移していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者の自主的な活動の一部に休止・縮小が見られており、高齢者が意欲・能力に応じて力を発揮することができるよう、活動の場の設定や自主的な取組に対して支援していく必要があります。
- 障がい者委託訓練の実施や事業所向けセミナー等の普及啓発などの取組により、障がい者の雇用率は上昇していますが、法定雇用率未達成の企業があることなどから、引き続き、一人ひとりの障がいなどに応じた、多様な就労の実現に向けた取組を行う必要があります。
- 市民活動²の情報発信による県民の参画機運の醸成、地域の実情に応じた県とN P Oの連携・協働ネットワークの構築や多様な主体が連携した県民運動³の展開、N P Oの運営基盤強化等に取り組みましたが、「ボランティア・N P O・市民活動への参加割合」は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、伸び悩んでいる状況にあることから、県民が日頃から市民活動に関わるとともに、多様な主体が課題に応じて連携・協働し、地域の実践力を高めて解決していく仕組みづくりを推進する必要があります。

¹ L G B T：性的指向及び性自認に関し、次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉。L：女性の同性愛者(Lesbian：レズビアン)、G：男性の同性愛者(Gay：ゲイ)、B：両性愛者(Bisexual：バイセクシャル)、T：こころの性とからだの性との不一致(Transgender：トランスジェンダー)。

² 市民活動：市民による自発的な問題解決行動であり、身近な問題、住んでいる地域の問題、関心のあることについて、良い方向に持っていこうとする活動。

³ 県民運動：地域医療体制づくりや地球温暖化防止、交通事故防止など、全県的な目標・課題に関する多様な主体が連携した取組。

【今後の方向性】

- ・ 男女平等について理解するための教育機会を充実させ、地域等において男女共同参画を推進する人材の養成や活動支援を行います。復興や防災分野において、男女共同参画が図られるよう、県においては、防災会議等の女性委員を増員するとともに、市町村における任用を促進します。
- ・ L G B T など性的指向や性自認を理由として困難を抱えている方に対する支援や県民理解の促進等により、県民一人ひとりが暮らしやすい社会づくりに向けた取組を進めます。
- ・ ひとり親家庭等に対して、相談や就労支援等による支援に取り組みます。
- ・ 関係団体と連携し、いわて女性活躍企業等認定制度の更なる普及拡大や経営者の意識改革に取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業等の取組を支援するなど、女性が活躍できる職場環境づくりを推進します。
- ・ 新たなビジネスにチャレンジし、活躍している女性を広く紹介するなど、女性の発想や視点を生かした起業を支援します。
- ・ 若者の発表や交流等により、いわての未来づくりへの参画意識を高めるとともに、地域をけん引する若者的人材育成につながるよう県内全域で若者が相談支援を受けられる環境づくりを進めます。
- ・ 若者の主体的な活動への参画を促進するため、情報発信を行うとともに、若者団体の新しいアイディアによる地域づくりや復興等の課題解決に向けた取組を支援します。
- ・ 高齢者の多様な地域活動等への参画や社会参加を促進するため、老人クラブ等への活動支援や活動事例の紹介を行うとともに、元気な高齢者が見守りや外出・通院などの生活支援サービスの担い手として活動できる場の拡充に向けた取組を推進します。
- ・ 障がい者の情報機器の利用促進やコミュニケーション支援の充実を図るとともに、地域において能力を発揮し、自立した生活ができるよう、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等を通じて、就労先の確保や一般就労への移行及び就労後の職場定着を支援します。
- ・ いわて県民情報交流センターを拠点に、市民活動の事例や、ボランティア活動の情報を発信することで市民活動への参加を促すとともに、N P O活動交流センターと中間支援N P Oとの連携により、地域の実情に応じた多様な主体の連携・協働のネットワークづくりに取り組みます。
- ・ 人口減少問題等の全県的な課題に対し、「いわて未来づくり機構⁴」などへの参画を通じて、オール岩手の体制で県民運動を進め、取組の実効性を高めていきます。

⁴ いわて未来づくり機構：県内の産業界・経済界、大学、N P O、行政等の多様なネットワークを構築し、岩手県の地域社会の総合的な発展を目指すために、平成 20 年に設立された組織。

【いわて幸福関連指標】

指 標	単位	現状値	年度目標値			計画目標値 R8
		R3	R5	R6	R7	
① 労働者総数に占める女性の割合	%	37.2				
② 障がい者の雇用率	%	2.37				
③ 高齢者のボランティア活動比率	%	25.3				
④ 共働き世帯の男性の家事時間割合〔週平均〕 ^{〔注〕} 【再掲】	%	39.2				
⑤ 審議会等委員に占める女性の割合	%	39.9				
⑥ ボランティア・NPO・市民活動への参加割合	%	15.6				
【参考指標（実績値）】						
管理職に占める女性の割合（平成29年：12.3%）〔就業構造基本調査（総務省）〕						

〔注〕 女性の家事時間に対する割合

【政策項目一覧】

政策項目	具体的推進方策
49 性別や年齢、障がいの有無にかかわらず活躍できる社会をつくります	① 多様な生き方が認められる男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備 ② 若者の活躍支援 ③ 女性の活躍支援 ④ 高齢者の社会貢献活動の促進 ⑤ 障がい者の社会参加の促進・職業能力開発の支援
50 幅広い市民活動や多様な主体による県民運動を促進します	① 多様な主体の参画・連携・協働に向けた機運醸成とネットワークづくり ② 官民連携による県民運動の展開 ③ 社会のニーズに対応したNPOの活動促進に向けた支援



49 性別や年齢、障がいの有無にかかわらず 活躍できる社会をつくります

(基本方向)

男女が共に生きやすく、多様な生き方が認められる男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりを進めます。

また、若者・女性、高齢者、障がい者の活躍に向け、若者の主体的な活動の活性化につながる取組や女性のライフステージ、ライフスタイルに対応した活躍の支援、高齢者の豊かな経験・知識などを生かした社会貢献活動への参加、障がい者が住み慣れた地域で活躍できるような社会参加に向けた取組などを促進します。

現状と課題

- ・ 少子高齢化・人口減少が進んでおり、若者や女性の更なる活躍が期待されています。
- ・ 東日本大震災津波からの復旧・復興に当たり、多くの女性が主体的に活動する姿が見られ、また、多くの若者が、まちづくりやボランティア活動などに参画し、復旧・復興の大きな力となりました。
- ・ 男女意識調査によると、L G B Tの内容の認知度は約3割であることから、多様な性への理解促進が必要であるほか、L G B T等についての相談件数が増加しており、不安や悩みを抱えている人への支援が必要です。
- ・ 進学期、就職期の若者の転出による社会減は続いているものの、高卒者の県内就職率が上昇傾向にあるなど、若者の地元志向の高まりもみられ、多様な分野で若者が活躍できる環境づくりが必要です。
- ・ 令和2年の国勢調査によると、本県の女性の年齢別労働力人口の割合は、15～19歳を除く全ての年代において全国平均を上回っています。
- ・ 男女意識調査によると、「女性が働きやすい状況」については改善傾向にあるものの、依然として労働条件の整備や働く場が限定されているなど「働きやすい状況がない」との回答が4割を超えており、誰もが働きやすい環境をつくる必要があります。
- ・ 令和4年度から、男女とも仕事と育児を両立できるように産後パパ育休制度が創設されたほか、大企業に男女の賃金の情報公開が義務化したことなどを踏まえ、労働関係法令の周知を図る必要があります。
- ・ 「いわて働き方改革推進運動」の展開のもと、デジタル技術やテレワークの導入等により、本県の1人当たりの年間総実労働時間は、着実に減少しています。一方で、本県の令和3年の総実労働時間は全国平均を上回り、年次有給休暇取得率も全国平均を下回る状況にあることから、デジタル技術等を活用して、労働生産性と働きやすさを高めていくために、働き方改革の推進が必要です。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響などを契機として「いわて女性のスペース・ミモザ」¹を開設しましたが、そこに寄せられた相談には、経済的な問題に起因するものが多くあり、女性の就労確保や所得向上をより一層支援していく必要があるほか、各種支援に関する情報が必ずしも十分に行き届いていない実態も改めて浮き彫りになりました。
- ・ 高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識・技能を生かし、増加する生活支援サービスの担い手となるなど、地域社会の「支え手」として意欲・能力に応じて力を発揮することができるよう、高齢者の活動の場の設定や自主的な取組への支援が必要です。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等を通じ、共生社会の実現に向け、県民の意識や機運が高まっている中、障がい者の社会参加の推進が必要です。
- ・ 障がい者委託訓練の実施や事業所向けセミナー等の普及啓発などの取組により、障がい者の雇用率は上昇しています。一方で、法定雇用率未達成の企業があることなどから、引き続き、障がい者一人ひとりに応じた、多様な就労の実現に向けた取組を行う必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 多様な生き方が認められる男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

- ・ 男女平等や多様な性について理解し尊重するための教育・学習の機会を充実させるとともに、地域等において男女共同参画を推進する人材の養成や活動支援を行います。また、表彰の実施等により男女共同参画の推進に向けた機運の醸成を図ります。
- ・ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、県の審議会等において女性委員の任用を推進します。
- ・ 復興や防災分野において、男女共同参画が図られるよう、県及び市町村の防災会議等における女性委員の任用を推進します。
- ・ L G B Tなど性的指向や性自認を理由として困難を抱えている方に対して、相談窓口の設置等による支援を行うとともに、出前講座等を通じて県民の理解向上に取り組むなど、県民一人ひとりが暮らしやすい社会づくりに向けた取組を進めます。
- ・ ひとり親家庭等に対して、相談や就労支援等による支援に取り組みます。

② 若者の活躍支援

- ・ 若者が地域の課題解決を目指して、自由な発想で考え、話し合い、行動につなげられるよう、地域づくり、ボランティア、起業、文化等の多様な分野で活躍する若者の発表や交流等により、いわての未来づくりへの参画意識を高める取組を実施します。
- ・ 地域をけん引する若者的人材育成につながるよう、若者の活動を支えるキーパーソンによる支援や助言の充実を図りながら、県内全域で若者活躍に関する相談支援が受けられる環境づくりを進めます。
- ・ 若者の主体的な活動への参画を促進するため、若者が求めている情報を発信します。
- ・ 地域づくりや復興等に関し、若者が活躍できるよう、若者の主体的活動の機会を創出し、若者団体の新しいアイディアによる地域課題の解決や地域の活性化に資する取組を支援します。

③ 女性の活躍支援

- ・ 女性の職業生活における活躍を推進するため、女性の職業能力開発や就業支援、情報共有や意

¹ いわて女性のスペース・ミモザ：新型コロナウイルス感染症の影響により孤独・孤立等で不安を抱える女性のための支援拠点（令和3年7月開設）。

見交換を行うなど業種を越えた活躍する女性のネットワークづくりを進めるとともに、女性が働きやすい職場環境づくりに向け、関係団体と緊密に連携し、いわて女性活躍企業等認定制度の更なる普及拡大や経営者の意識醸成、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業等の取組を促進します。

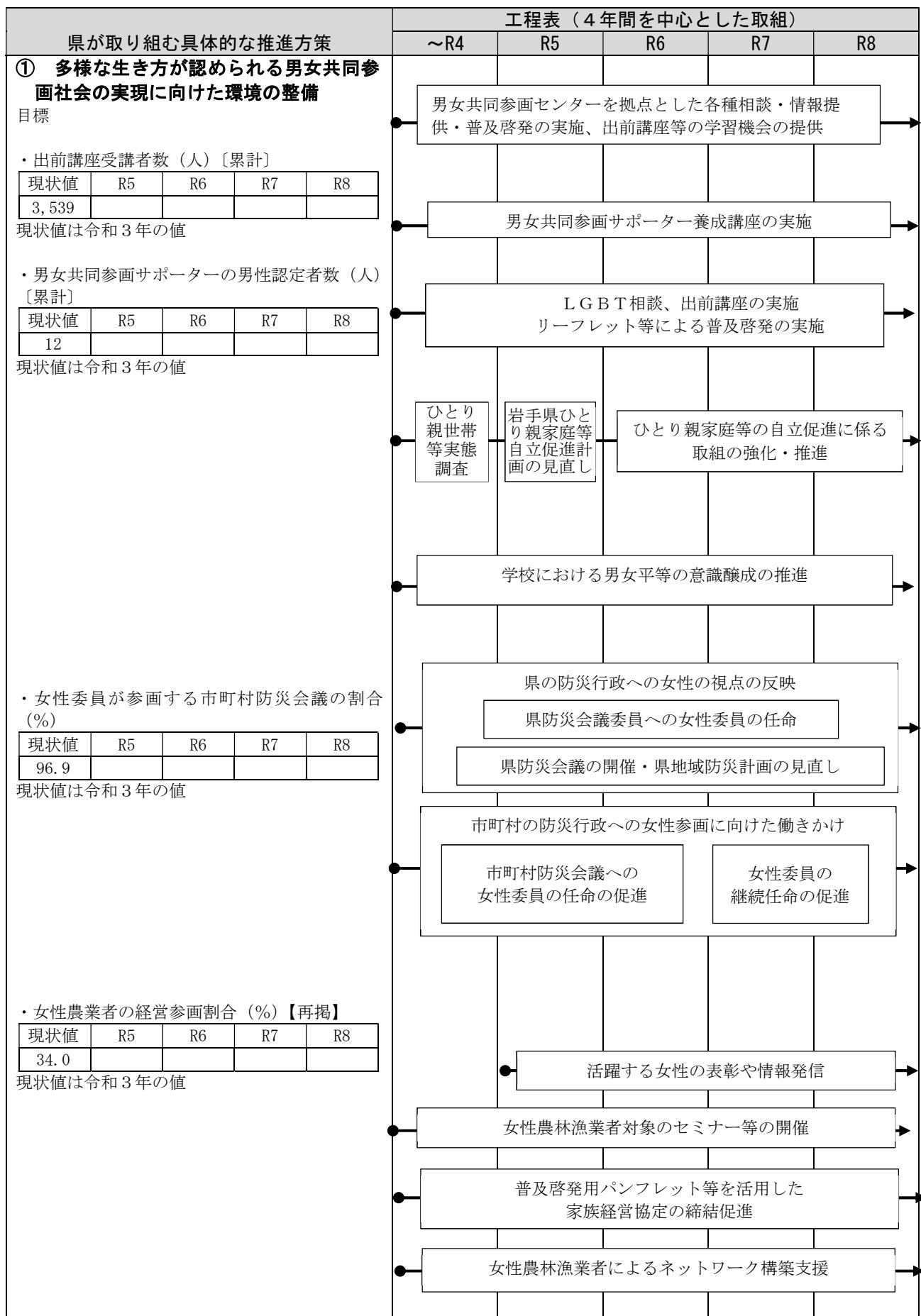
- ・ アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）をなくし、男女問わず助け合える企業風土づくりに向け、セミナーや企業見学会の開催を通じて、経営者の意識醸成や企業文化の醸成の取組を促します。
- ・ 「いわてで働く推進協議会」を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、デジタル技術等を活用した労働生産性の向上、長時間労働の是正、休暇制度の整備などを促進し、魅力ある職場環境づくりを進めます。
- ・ 仕事と子育ての両立支援などに取り組む企業等の表彰・認証の促進などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。
- ・ 新たなビジネスにチャレンジし、活躍している女性を広く紹介するなど、女性の発想や視点を生かした起業を支援します。
- ・ 様々な状況に置かれている女性に必要な支援情報が届くよう、SNS等の活用も含めた効果的な情報提供を行います。また、女性の就労確保や所得向上に向けて、デジタル分野をはじめとする新たなスキルの習得等、キャリア形成を支援します。

④ 高齢者の社会貢献活動の促進

- ・ 高齢者が長年培ってきた経験や知識・技能を生かした多様な地域活動等への参画を促進するため、老人クラブや高齢者主体の地域づくり団体への活動支援、活動実例の紹介等の取組を充実します。
- ・ 増加する生活支援ニーズに対応するため、高齢者が「支える側・支えられる側」という垣根を越えて生活支援サービスの担い手として主体的に参加できる場の拡充に向けた取組を推進します。

⑤ 障がい者の社会参加の促進・職業能力開発の支援

- ・ 障がい者の充実した余暇活動や社会参加、情報発信を支援するため、情報機器の利用促進やコミュニケーション支援の充実を図るとともに、福祉的就労の場の拡充を図ります。
- ・ 障がい者が地域において能力を発揮し、自立した生活ができるよう、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等を通じて就労先の確保や一般就労への移行及び就労後の職場定着を支援します。
- ・ 第1次産業が盛んである本県の特徴を生かし、関係機関・団体との連携により、農林水産分野における障がい者の就労を促進します。
- ・ 就労を希望する障がい者一人ひとりの態様に応じた多様な委託訓練の実施により、障がい者の就職支援に取り組みます。



県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
② 若者の活躍支援					
目標					
・若者活躍支援イベント参加者の満足度割合（%）	現状値 82.6	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和3年の値					
・若者関連文化イベントの発表団体数（団体）【累計】【再掲】	現状値 20	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和2年単年の値					
・いわて若者交流ポータルサイトアクセス数（回）	現状値 61,827	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和3年の値					
・いわて若者交流ポータルサイト新規登録団体数（団体）	現状値 —	R5 R6 R7 R8			
③ 女性の活躍支援					
目標					
・えるぼし認定企業・いわて女性活躍認定企業等数（社）【累計】	現状値 362	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和3年の値					
・経営者研修受講者数（オンラインを含む）（人）【累計】	現状値 646	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和3年の値					
・女性のエンパワーメント研修受講者数（オンラインを含む）（人）【累計】	現状値 574	R5 R6 R7 R8			
現状値は令和3年の値					
	若者の交流促進、ネットワークづくりの支援				
	若者の情報発信などによる活動参加の促進				
	若者団体自らが実施する地域課題解決等の取組の支援				
	いわて女性活躍企業等認定制度の普及拡大				
	経営者の意識改革を図る研修の実施				
	女性の採用拡大・定着・登用やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業等の取組支援				
	新たなビジネスにチャレンジする女性の紹介などの情報発信				
	県内で活躍する女性のネットワークづくりの支援				
	女性のエンパワーメント研修等の実施				

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
④ 高齢者の社会貢献活動の促進	岩手県高齢者社会貢献活動サポートセンターによる相談対応や取組事例の紹介、各種情報提供の実施				
目標 ・住民主体の生活援助等サービスを実施している保険者数（箇所）【再掲】	現状値 11	R5	R6	R7	R8
現状値は令和3年の値	生活支援コーディネーター連絡会の開催				
⑤ 障がい者の社会参加の促進・職業能力開発の支援	手話通訳者・要約筆記者の養成及び派遣の実施				
目標 ・手話通訳者・要約筆記者の派遣件数（件）【再掲】	パソコンボランティアの養成及び派遣の実施				
現状値 53	R5	R6	R7	R8	
現状値は令和3年の値	就労支援事業所連絡協議会への支援				
・障害者就業・生活支援センターの登録者数（人）【再掲】	農水福連携等の取組に対する支援				
現状値 2,768	R5	R6	R7	R8	
現状値は令和3年の値	コーディネーターの配置・マルシェの開催				
・農業や水産業に取り組んでいる就労継続支援事業所数（事業所）	障がいの態様に応じた多様な委託訓練の実施				
現状値 —	R5	R6	R7	R8	
現状値は令和3年の値	障がい者自立支援協議会によるサービス基盤整備の推進				

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・家庭における男女平等の推進
- ・性別によらない対等なパートナーシップに向けた意識改革
- ・高齢者の社会貢献活動への参加
- ・障がい等に関する住民理解の推進

(企業等)

- ・職場における性別によらない対等なパートナーシップの意識改革
- ・女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進するための就労環境の整備
- ・企業が得意とする分野での若者による取組の実施
- ・若者の取組のサポート
- ・高齢者の社会貢献活動への参加の支援

(関係機関等)

- ・男女平等や多様な性について理解し尊重するための教育の推進
- ・若者や女性の創業支援の充実・強化

(市町村)

- ・住民への意識啓発・広報
- ・審議会等委員への積極的な女性登用
- ・子育て支援サービスの充実
- ・各種まちづくり事業の企画運営における男女共同参画の視点の導入

X 参画



50 幅広い市民活動や多様な主体による県民運動を促進します

(基本方向)

幅広い市民活動の展開に向け、活動情報の発信等による参加機運の醸成や連携・協働のネットワークづくり、NPOの運営基盤の強化などの取組を推進します。

また、様々な分野における、多様な主体のネットワークの構築や県民の参画を促す県民運動を促進します。

現状と課題

- ・ NPO、地縁組織、行政、企業など多様な主体が連携・協働し、東日本大震災津波からの復興に向けて、きめ細かな復興・被災者支援活動が展開されているほか、近年、多発している降雨や台風に伴う災害においても、多様な主体による被災者支援活動が行われています。
- ・ 令和4年県民意識調査によると、ボランティア・NPO・市民活動への参加割合は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり低下しています。特に、若年層や働き盛り世代の参加割合が低くなっていることから、県民一人ひとりが様々な地域課題に関心を持ち、解決に向けた行動に移すことができる環境づくりが必要になっています。
- ・ 持続可能な地域社会づくりに向けて、県民が日頃から市民活動に関わるとともに、NPO、企業、行政が課題に応じて連携・協働し、地域の実践力を高めて解決していく仕組みづくりが必要になっています。
- ・ 「県民みんなで支える岩手の地域医療推進会議」「温暖化防止いわて県民会議」など様々な分野において県民の参画を促す県民運動が展開され、多様な主体のネットワークが構築されています。引き続き、全県的な目標・課題に、オール岩手で取り組むためには、県民や志を同じくする本県の多様な組織が手を携え、知恵を出し合い、総力を挙げて取り組むことが求められています。
- ・ NPOは、社会のニーズに対応した市民活動の担い手や、地域コミュニティを維持するための地域課題解決の担い手としても期待されていますが、県内のNPO法人数は、全国的な状況と同様に減少傾向にあるなど、NPOが地域で安定的に活躍するための基盤の強化が求められています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 多様な主体の参画・連携・協働に向けた機運醸成とネットワークづくり

- ・ 県民が楽しく市民活動に参加できるよう、いわて県民情報交流センターを拠点に、各地域で行われている市民活動の事例や、気軽に参加できるボランティア活動の情報を発信するなど、参加・参画機運の醸成に取り組みます。
- ・ 地域の課題解決による持続可能な地域社会の形成に向けて、NPO活動交流センターと中間支援NPOとの連携により、地域の実情に応じた、NPO、地縁組織、企業、行政等による連携・

協働のネットワークづくりに取り組みます。

② 官民連携による県民運動の展開

- ・ 県民が気軽に県民運動や地域づくりに参加できるよう、多くの県民が集まる場所において様々な活動を紹介するなど、参加機運の醸成に向けた取組を進めます。
- ・ 市民活動、地域づくり、企業のCSR・CSV等と県民運動が連動し、共通の目標の達成に向けた取組につながるよう、多様な主体の共通理解の促進を進めます。
- ・ 県内各界・各層の組織の横断的な参画・連携により地域社会の総合的な発展を目指すために設立された「いわて未来づくり機構」などの産学官連携組織が取り組む県民運動をはじめ、様々な県民運動に参画し、人口減少問題等の全県的な課題に取り組みます。

③ 社会のニーズに対応したNPOの活動促進に向けた支援

社会的課題解決に向けた事業の立上げや、NPO法人の新規認証を目指す団体への支援等に取り組みます。また、NPOが自立的・安定的に活動できるよう、NPOの担い手やリーダーの育成、安定的な活動資金の確保などの運営基盤の強化の支援に取り組みます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 多様な主体の参画・連携・協働に向けた機運醸成とネットワークづくり					
目標					
・NPO活動交流センターにおける相談対応件数（件）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
147					
現状値は令和3年の値					
・地域のNPOと行政等との意見交換会参加団体数（団体）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
一					
● 各広報媒体を運動させた情報発信、市民活動への参加機運の醸成					
● 市民活動に触れるイベントの開催					
● 協働による復興支援活動や地域課題解決活動の支援					
● 地域のNPOと行政等との意見交換会の開催、地域の連携・協働のネットワークづくり					
● 社会貢献活動に取り組む企業等とNPOとのマッチング支援					
② 官民連携による県民運動の展開					
目標					
・岩手県脳卒中予防県民会議の会員数（団体）【再掲】					
現状値	R5	R6	R7	R8	
662					
現状値は令和3年の値					
・いわて働き方改革推進運動参加事業者数（事業者）【累計】【再掲】					
現状値	R5	R6	R7	R8	
680					
現状値は令和3年の値					
・食育普及啓発行事の参加者数（人）【累計】【再掲】					
現状値	R5	R6	R7	R8	
534					
現状値は令和元年単年の値					
・省エネ活動を実施している県民の割合(%)【再掲】					
現状値	R5	R6	R7	R8	
88.4					
現状値は令和3年の値					
● オール岩手で取り組む活動の企画展示の実施					
● 脳卒中予防県民運動の推進、県民会議活動への理解促進					
● 「いわて働き方改革推進運動」の全県的な展開					
● 食育推進県民大会の開催等による食育推進運動の展開					
● 溫暖化防止いわて県民会議を中心とした県民運動の展開					

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
③ 社会のニーズに対応したNPOの活動促進に向けた支援					
目標					
・NPO法人数（10万人当たり）（法人）					
現状値 R5 R6 R7 R8					
39.6					
現状値は令和3年の値					
・NPO法人数に占める認定NPO法人の割合（%）					
現状値 R5 R6 R7 R8					
4.1					
現状値は令和3年の値					

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・社会の一員としての市民活動への参加・参画
- ・県民運動への参加・参画

(企業等)

- ・社会の一員としての市民活動への参画
- ・市民活動に参加しやすい環境づくり
- ・官民ネットワークへの参画
- ・県民運動への参画

(NPO)

- ・幅広い市民活動の実践や地域コミュニティ活動への参画
- ・積極的な情報公開による市民活動の認知と信頼性の向上
- ・多様な主体との連携・協働による活動の発展
- ・官民ネットワークへの参画
- ・県民運動への参画

(市町村)

- ・多様な主体の連携・協働の取組の推進
- ・市民活動への支援
- ・県民運動への参画

【重点事項を推進するための具体的な推進方策一覧】

1 男女がともに活躍できる環境づくりを進めながら、結婚・子育てなどライフステージに応じた支援や移住・定住施策を強化します

政策項目	具体的な推進方策
2 必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します	①医療を担う人づくり
3 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります	⑧福祉人材の育成・確保
5 生涯を通じて学び続けられる場をつくります	②岩手ならではの学習機会の提供
6 安心して子どもを生み育てられる環境をつくります	①結婚・家族・子育てに希望を持てる環境づくりの推進 ②安全・安心な出産環境の整備 ③子育て家庭への支援 ④子どもが健やかに成長できる環境の整備 ⑤障がい児の地域療育支援体制の充実 ⑥家庭教育を支える環境づくりの推進
9 仕事と生活を両立できる環境をつくります	①働き方改革の取組の推進 ②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
11 【知育】児童生徒の確かな学力を育みます	①これからの中学生で活躍するために必要な資質・能力の育成 ③社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進
16 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質の向上を進めます	①安全でより良い教育環境の整備 ②魅力ある学校づくりの推進
18 地域に貢献する人材を育てます	①「いわての復興教育」などの推進 ②キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成 ③ものづくり産業人材の育成・確保・定着 ④農林水産業の将来を担う人材の育成 ⑤建設業の将来を担う人材の確保、育成
20 高等教育機関と連携した地域づくり・人づくりを進めます	②地域をけん引する人材の育成と若者定着の促進 ③岩手県立大学における取組への支援
21 快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくります	①快適に暮らせる良質で環境に配慮した居住環境づくり
24 岩手で暮らす魅力を高め、移住・定住を促進します	①岩手ファンの拡大とU・Iターンの促進 ②安心して移住し、活躍できる環境の整備
26 文化芸術・スポーツを生かした地域をつくります	①文化芸術を生かした人的・経済的な交流の推進 ②スポーツを生かした人的・経済的な交流の推進
28 事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます	④配偶者等に対する暴力の根絶
31 ライフスタイルに応じた新しい働き方を通じて、一人ひとりの能力を発揮できる環境をつくります	①県内就業の促進及びU・Iターンによる人材確保の推進 ②若者や女性などに魅力ある雇用・労働環境の構築 ③社会環境の変化に対応した職業能力開発の支援 ④子育てと仕事の両立を図る家庭への支援 ⑤障がいなどに応じた多様な就労の場の確保や、就労に向けた支援

(重点事項1続き)

政策項目	具体的な推進方策
32地域経済を支える中小企業の振興を図ります	②若者をはじめとする起業者の育成による経営人材の確保、起業・スタートアップの支援 ⑥建設業における労働環境の整備、技術力・生産性の向上、経営基盤の強化
36意欲と能力のある経営体を育成し、農林水産業の振興を図ります	①地域農林水産業の核となる経営体の育成 ②農林水産業の次代を担う意欲ある新規就業者の確保・育成 ③女性農林漁業者の活躍促進
39一人ひとりに合った暮らし方ができる農山漁村をつくります	①農山漁村を支える人材の育成と地域活動等の支援 ②魅力あふれる農山漁村づくりの推進
40世界遺産の保存と活用を進めます	①世界遺産の適切な保存管理と拡張登録の推進 ②世界遺産の価値の普及と魅力の発信 ③3つの世界遺産の連携・交流の推進
41豊かな歴史や民俗芸能などの伝統文化が受け継がれる環境をつくり、交流を広げます	①民俗芸能の公演発表などによる、伝統文化への理解促進と情報発信 ②伝統文化、文化財などを活用した交流の推進
48生活を支える社会資本を良好に維持管理し、次世代に引き継ぎます	①社会資本の適切な維持管理等の推進 ③建設業における労働環境の整備、技術力・生産性の向上、経営基盤の強化
49性別や年齢、障がいの有無にかかわらず活躍できる社会をつくります	①多様な生き方が認められる男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備 ②若者の活躍支援 ③女性の活躍支援 ⑤障がい者の社会参加の促進・職業能力開発の支援

2 GX（グリーン・トランスフォーメーション）を推進し、カーボンニュートラルと持続可能な新しい成長を目指します

政策項目	具体的な推進方策
16児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質の向上を進めます	①安全でより良い教育環境の整備
21快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくります	①快適に暮らせる良質で環境に配慮した居住環境づくり
32地域経渓を支える中小企業の振興を図ります	①中小企業が行う経営力の強化やデジタル技術の活用等による生産性の向上、新たな事業活動などの取組の促進
33国際競争力が高く、地域の産業・雇用に好循環をもたらすものづくり産業を盛んにします	①社会経済環境の変化に対応したものづくり産業の一層の集積と高度化の推進 ③企業間・産学官連携を通じた関連技術の開発などによる新産業の創出
37収益力の高い「食料・木材供給基地」をつくります	②革新的な技術の開発と導入促進 ③安全・安心な産地づくりの推進 ④生産基盤の着実な整備
42多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます	③良好な大気・水環境の保全と環境負荷軽減に向けた取組の促進 ④水と緑を守る取組の推進
43循環型地域社会の形成を進めます	①廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進 ②災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築 ③産業廃棄物の適正処理の推進
44地球温暖化防止に向け、脱炭素社会の形成を進めます	①温室効果ガス排出削減対策の推進 ②再生可能エネルギーの導入促進 ③適切な森林整備等の取組推進による吸収源対策 ④地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応
47産業や観光振興の基盤となる社会資本を整備します	④農林水産業の生産基盤の着実な整備

3 DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、デジタル社会における県民の暮らしの向上と産業振興を図ります

政策項目	具体的な推進方策
1生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境をつくります	①生涯を通じた健康づくりの推進
2必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します	②質の高い医療が受けられる体制の整備
3介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります	①互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進 ⑧福祉人材の育成・確保
4幅広い分野の文化芸術に親しみ、生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます	①県民が日常的に文化芸術に親しむ機会の充実
5生涯を通じて学び続けられる場をつくります	①多様な学習機会の充実 ②岩手ならではの学習機会の提供 ⑤多様な学びのニーズに応じた拠点の充実
6安心して子どもを生み育てられる環境をつくります	⑥家庭教育を支える環境づくりの推進
7地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます	②豊かな体験活動の充実
11【知育】児童生徒の確かな学力を育みます	①これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成 ②児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実 ③社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進
13【体育】児童生徒の健やかな体を育みます	①児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実
14共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます	②各種校における指導・支援の充実
15いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります	②児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進 ③デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進
18地域に貢献する人材を育てます	③ものづくり産業人材の育成・確保・定着 ④農林水産業の将来を担う人材の育成 ⑤建設業の将来を担う人材の確保、育成 ⑥デジタル人材の育成
19文化芸術・スポーツを担う人材を育てます	③アスリートの競技力の向上 ⑤スポーツ医・科学サポートを通じた競技力向上
22地域の暮らしを支える公共交通を守ります	③地域公共交通の利用促進
24岩手で暮らす魅力を高め、移住・定住を促進します	①岩手ファンの拡大とU・Iターンの促進
32地域経済を支える中小企業の振興を図ります	①中小企業者が行う経営力の強化やデジタル技術の活用等による生産性の向上、新たな事業活動などの取組の促進 ⑤多様な主体の連携によるまちのにぎわい創出 ⑥建設業における労働環境の整備、技術力・生産性の向上、経営基盤の強化
33国際競争力が高く、地域の産業・雇用に好循環をもたらすものづくり産業を盛んにします	①社会経済環境の変化に対応したものづくり産業の一層の集積と高度化の推進 ③企業間・産学官連携を通じた関連技術の開発などによる新産業の創出 ④ものづくり産業の生産性・付加価値向上の加速化 ⑤企業誘致等による地域産業の拠点化・高度化の推進

(重点事項3 続き)

政策項目	具体的な推進方策
34地域資源を生かした魅力ある産業を盛んにします	④県産品の販路の拡大への支援 ⑤県内事業者の海外展開への支援
35地域経済に好循環をもたらす観光産業を盛んにします	①魅力的な観光地域づくりの推進 ②周遊・滞在型観光の推進 ③外国人観光客の誘客拡大 ④観光DXによる観光推進体制の強化
36意欲と能力のある経営体を育成し、農林水産業の振興を図ります	①地域農林水産業の核となる経営体の育成
37収益力の高い「食料・木材供給基地」をつくります	①生産性・市場性の高い産地づくりの推進 ②革新的な技術の開発と導入促進 ④生産基盤の着実な整備
38農林水産物の付加価値を高め、販路を広げます	①県産農林水産物の高付加価値化と販路の開拓・拡大の推進 ②県産農林水産物の評価・信頼の向上 ③戦略的な県産農林水産物の輸出促進と外国人観光客等への対応 ④生産者と消費者の結びつきを深め、地域経済の好循環を創出する取組の推進
44地球温暖化防止に向け、脱炭素社会の形成を進めます	①温室効果ガス排出削減対策の推進
45科学・情報技術を活用できる基盤を強化します	②デジタル技術の利活用による地域課題の解決と県民利便性の向上 ③情報通信インフラの整備促進
47産業や観光振興の基盤となる社会資本を整備します	④農林水産業の生産基盤の着実な整備
48生活を支える社会資本を良好に維持管理し、次世代に引き継ぎます	③建設業における労働環境の整備、技術力・生産性の向上、経営基盤の強化
49性別や年齢、障がいの有無にかかわらず活躍できる社会をつくります	⑤障がい者の社会参加の促進・職業能力開発の支援

4 災害や新興感染症など様々なリスクに対応できる安全・安心な地域づくりを推進します

政策項目	具体的な推進方策
2 必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します	①医療を担う人づくり
3 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります	①互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進 ②みんなが安心して暮らせるセーフティネットの整備
16児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質の向上を進めます	①安全でより良い教育環境の整備
18地域に貢献する人材を育てます	①「いわての復興教育」などの推進
23つながりや活力を感じられる地域コミュニティを守り育てます	③地域コミュニティを基盤とした防災体制づくり
27自助、共助、公助による防災体制をつくります	①自然災害に備えた総合的な災害対応力の向上 ②日本海溝・千島海溝沿い巨大地震に備えた地震・津波対策の推進 ③県民への正しい防災知識の普及と防災意識の向上（自助） ④地域コミュニティにおける防災体制の強化（共助） ⑤実効的な防災・減災体制の整備（公助）
30感染症による脅威から一人ひとりの暮らしを守ります	①感染症の発生やまん延を防止する対策の推進 ②感染症の感染拡大に備えたワクチン接種体制と情報発信の強化 ③家畜衛生対策の推進と危機事案発生時の体制強化
37収益力の高い「食料・木材供給基地」をつくります	⑤鳥獣被害や松くい虫・ナラ枯れ被害の防止対策の推進
39一人ひとりに合った暮らし方ができる農山漁村をつくります	③自然災害に強い農山漁村づくりの推進
46安全・安心を支える社会資本を整備します	①ハード対策とソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策 ②公共建築物等の耐震化による安全の確保 ③災害に強い道路ネットワークの構築 ④日常生活を支える安全な道づくりの推進 ⑤自然災害に強い農山漁村づくりの推進
48生活を支える社会資本を良好に維持管理し、次世代に引き継ぎます	①社会資本の適切な維持管理等の推進